

# 官報

號外

大正十五年三月二十六日

金曜日

內閣印刷局

## ○第五十一回衆議院議事速記録第三十七號 (一)

大正十五年三月二十五日(木曜日)午前十時  
四十九分開議

議事日程 第三十六號

大正十五年三月二十五日

午前十時開議

質問

- 一 大東文化協會ニ關スル質問(山  
杓儀重君提出)
- 二 明治神宮表參道鋪裝工事ニ對ス  
ル道路法ノ運用ニ關スル質問(橫  
山勝太郎君提出)
- 三 軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再  
質問(清瀨一郎君提出)
- 四 醫學博士滋造ニ關スル質問(山  
田道兄君提出)
- 五 製鐵所經營ニ關スル質問(千葉  
三郎君提出)
- 六 下關漁港遠成ニ關スル質問(秋  
田寅之介君提出)
- 七 水產及海運業保護ノ爲特殊銀行  
設置ニ關スル質問(秋田寅之介君  
提出)
- 八 學校教育ノ方針及水產學校設置  
ニ關スル質問(秋田寅之介君提出)
- 九 國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル  
質問(黑住成章君提出)
- 十 「ラヂオ」放送取締ニ關スル質問  
(谷原公君提出)
- 十一 島根縣會議員選舉干渉ニ關ス  
ル質問(寺田中正君提出)
- 十二 地方青年會ノ指導監督ニ關ス  
ル質問(關直彦君提出)
- 第一 北海御料拂下地ノ地租免除ニ  
關スル法律案(一柳仲次郎君外九名  
提出)
- 第二 北海道御料拂下地免租年期ニ關  
スル法律案(東武君外三名提出)

第一讀會

第三 漁業法中改正法律案(谷原公君  
外二名提出)

第四 漁業財團抵當法中改正法律案  
(中村嘉壽君提出)

第五 民事訴訟法中改正法律案(谷原  
公君外一名提出)

第六 大正十四年法律第四十七號衆議  
院議員選舉法中改正法律案(望月圭  
介君外二名提出)

第七 大正十四年法律第四十七號衆議  
院議員選舉法中改正法律案(林田龜  
太郎君外一名提出)

第八 大正十四年法律第四十七號衆議  
院議員選舉法中改正法律案(東武君  
外二名提出)

第九 大正十四年法律第四十七號衆議  
院議員選舉法中改正法律案(廣瀬德  
藏君外二名提出)

第十 治安警察法中改正法律案(清瀨  
一郎君外一名提出)

第十一 治安警察法中改正法律案(安  
藤正統君外三名提出)

第十二 治安警察法中改正法律案(田  
中善立君外二名提出)

第十三 大阪市ニ關スル法律案(廣瀨  
德藏君外一名提出)

第十四 神戸市ニ關スル法律案(砂田  
重政君外三名提出)

第十五 名古屋市ニ關スル法律案(田  
中善立君外二名提出)

第十六 京都市ニ關スル法律案(森田  
茂君外六名提出)

第十七 橫濱市ニ關スル法律案(平沼  
亮三君外二名提出)

第十八 寺院現境内地無償下戻ニ關ス  
ル法律案(安藤正統君外四名提出)

第十九 寺院現境内地無償下戻ニ關ス  
ル法律案(福井甚三君外四名提出)

第二十 古社寺保存法中改正法律案  
(田中万選君外四名提出)

第二十一 會計検査院法中改正法律案  
(武藤山治君外一名提出)

第二十二 牧野法案(八田宗吉君提出)

第二十三 造林助成法案(東武君外十  
名提出)

第二十四 違警罪即決例中改正法律案  
(橫山勝太郎君提出)

第二十五 違警罪即決例廢止法律案  
(原夫次郎君外三名提出)

第二十六 家祿引直處分法案(隅田豐  
吉君外五名提出)

第二十七 家祿賞典祿給與未濟ニ關ス  
ル法律案(福田五郎君外七名提出)

第二十八 北海道拓殖銀行法中改正法  
律案(小池仁郎君外四名提出)

第二十九 日本勸業銀行法中改正法律  
案(小池仁郎君外四名提出)

第三十 農工銀行法中改正法律案(小  
池仁郎君外四名提出)

第三十一 煙草專賣法中改正法律案  
(森格君外九名提出)

第三十二 著作權法中改正法律案(內  
々崎作三郎君外三名提出)

第三十三 特別都市計畫法中改正法律  
案(關直彦君外八名提出)

第三十四 借家法中改正法律案(橫山  
勝太郎君外一名提出)

第三十五 產業組合中央金庫法中改正  
法律案(山谷義治君外五名提出)

第三十六 果物罐詰原料砂糖戻稅法案  
(中村嘉壽君外十一名提出)

第三十七 大正十二年法律第三十三號  
中改正法律案(工場法中改正ノ件)

第三十八 刑事訴訟法中改正法律案  
(原夫次郎君外二名提出)

第三十九 未成年者飲酒禁止法中改正  
法律案(山口政二君外十二名提出)

第四十 恩給法中改正法律案(丸山浪  
彌君外二名提出)

第四十一 恩給法中改正法律案(松實  
喜代太君外三名提出)

第四十二 恩給法中改正法律案(山口  
政二君外三名提出)

第四十三 大正十三年法律第二十四號  
中改正法律案(警澤品等ノ輸入稅ニ  
關スル件)(高橋熊次郎君外二名提出)

第四十四 土地收用法中改正法律案  
(廣瀨德藏君外三名提出)

第四十五 蠶種業法案(二本河君提出)

第四十六 社交舞踏取締法案(柏田忠  
一君外一名提出)

第四十七 輸出羽二重精練業法中改正  
法律案(森田金藏君提出)

- 第五十七 一戸荒屋間鐵道速成ニ關スル建議案(相田忠二君提出)
- 第五十八 中央線電化ニ關スル建議案(藤田駒太郎君外四名提出)
- 第五十九 倉吉勝山間鐵道速成ニ關スル建議案(山谷德治郎君外一名提出)
- 第六十 佐賀神崎兩驛中間ニ停車場設置ニ關スル建議案(加藤十四郎君外一名提出)
- 第六十一 小海小淵澤間鐵道速成ニ關スル建議案(藤原和市君外四名提出)
- 第六十二 裏九戸鐵道建設ニ關スル建議案(相田忠二君提出)
- 第六十三 田名部大間鐵道速成ニ關スル建議案(工藤鐵男君提出)
- 第六十四 京若鐵道速成ニ關スル建議案(山口嘉七君外二名提出)
- 第六十五 今坂鐵道速成ニ關スル建議案(高橋光威君外一名提出)
- 第六十六 兩國萬世橋驛間鐵道速成ニ關スル建議案(鈴木修吉君外一名提出)
- 第六十七 伊野宇佐間鐵道速成ニ關スル建議案(大石大君提出)
- 第六十八 山田藤野間鐵道速成ニ關スル建議案(大石大君提出)
- 第六十九 阿波池田山田間鐵道工事速成ニ關スル建議案(大石大君外二名提出)
- 第七十 崎山江川崎間鐵道速成ニ關スル建議案(大石大君提出)
- 第七十一 佐川松山間鐵道速成ニ關スル建議案(大石大君提出)
- 第七十二 阿波池田、川之江間鐵道速成ニ關スル建議案(小野寅吉君外三名提出)
- 第七十三 四國循環鐵道阿土南海岸線敷設ニ關スル建議案(谷原公君外二名提出)
- 第七十四 上田松本間鐵道敷設ニ關スル建議案(藤原和市君外九名提出)
- 第七十五 中込高崎間鐵道速成ニ關スル建議案(藤原和市君外九名提出)
- 第七十六 奥羽線福島米澤間電化速成ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第七十七 長尾篠栗間鐵道速成ニ關スル建議案(大里廣次郎君外一名提出)
- 第七十八 敦賀京都間鐵道速成ニ關スル建議案(平井光三郎君提出)
- 第七十九 後藤寺、上山田間鐵道敷設ニ關スル建議案(大里廣次郎君外一名提出)
- 第八十 米澤、日中間鐵道速成ニ關スル建議案(西方利馬君外五名提出)
- 第八十一 熱海大仁間鐵道速成ニ關スル建議案(黑田市兵衛君外五名提出)
- 第八十二 定山溪喜茂別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(山本厚三君外六名提出)
- 第八十三 深川下蘆別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(神部爲藏君外六名提出)
- 第八十四 余市余別間鐵道敷設ニ關スル建議案(澤田利吉君外六名提出)
- 第八十五 米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議案(谷口宇右衛門君外三名提出)
- 第八十六 江差上磯間鐵道速成ニ關スル建議案(一柳仲次郎君外六名提出)
- 第八十七 美倉橋驛設置ニ關スル建議案(作間耕逸君提出)
- 第八十八 金津大野間鐵道敷設ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出)
- 第八十九 山陰鐵道本線電化速成ニ關スル建議案(原夫次郎君外二名提出)
- 第九十 島根縣ニ鐵道局設置ニ關スル建議案(原夫次郎君外二名提出)
- 第九十一 南陽鐵道速成ニ關スル建議案(津崎尚武君外一名提出)
- 第九十二 小郡萩間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(渡邊祐策君外三名提出)
- 第九十三 福山、出雲今市間及來島木次間鐵道速成ニ關スル建議案(嶋居哲君外二名提出)
- 第九十四 延宇鐵道建設ニ關スル建議案(中山貞雄君外二名提出)
- 第九十五 福山、出雲今市間及來島木次間鐵道速成ニ關スル建議案(栗延敬太郎君外二名提出)
- 第九十六 千種武節間鐵道速成ニ關スル建議案(岡本實太郎君外一名提出)
- 第九十七 富山市ニ鐵道局設置ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)
- 第九十八 佐原松山間鐵道速成ニ關スル建議案(今井健彦君外二名提出)
- 第九十九 米澤日中間鐵道速成ニ關スル建議案(齋藤金吾君外一名提出)
- 第一百 大町糸魚川間鐵道速成ニ關スル建議案(植原悦二郎君外二名提出)
- 第一百一 北海道拓殖鐵道補助期限延長ニ關スル建議案(丸山浪彌君外四名提出)
- 第一百二 朝鮮ニ於ケル鐵道ノ普及ニ關スル建議案(牧山耕藏君外十四名提出)
- 第一百三 北海間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(松實喜代太君外二名提出)
- 第一百四 仙山鐵道ノ起工ニ關スル建議案(石川長右衛門君外一名提出)
- 第一百五 佐賀住ノ江間臨港線敷設ニ關スル建議案(福田五郎君外三名提出)
- 第一百六 東京驛東部乘降場設置速成ニ關スル建議案(井本常作君提出)
- 第一百七 板谷峠ノ防雪設備ニ關スル建議案(齋藤金吾君外一名提出)
- 第一百八 訪歐飛行ノ成功者ヲ安邊大尉外三名ニ對スル賞與金下附ニ關スル建議案(三善清之君外一名提出)
- 第一百九 訪歐飛行賞金下附ニ關スル建議案(長岡外史君提出)
- 第一百 航空並國防ニ關スル建議案(長岡外史君提出)
- 第一百一 長崎五島佐世保間電話開設ニ關スル建議案(牧山耕藏君外六名提出)
- 第一百二 福岡豐岐長崎間電話開設ニ關スル建議案(牧山耕藏君外六名提出)
- 第一百三 堺郵便局昇格ニ關スル建議案(山口義一君外四名提出)
- 第一百四 通信機關普及ニ關スル建議案(箕浦勝人君外十九名提出)
- 第一百五 福井市ニ遞信局設置ニ關スル建議案(谷口宇右衛門君外三名提出)
- 第一百六 金澤陸軍無線電信所移管ニ關スル建議案(青山憲三君外二名提出)
- 第一百七 海洋調查機關設置ニ關スル建議案(中村嘉壽君外七名提出)
- 第一百八 室蘭港ニ海事部出張所設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)
- 第一百九 清酒及專賣麥酒ニ關スル建議案(湯淺凡平君提出)
- 第一百 農業銀行設置ニ關スル建議案(田中萬逸君外一名提出)
- 第一百二 勞働銀行法制定ニ關スル建議案(井本常作君提出)
- 第一百三 印紙稅法改正ニ關スル建議案(森田金藏君外一名提出)
- 第一百四 國稅徵收交付金増額ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
- 第一百五 大藏省令第二十八號ヲ廢止シ之ニ代ルヘキ法律制定ニ關スル建議案(武藤山治君外一名提出)
- 第一百六 徵兵制度ノ改革並現役下士兵卒待遇改良ニ關スル建議案(三善清之君外一名提出)
- 第一百七 戰病死者遺族並廢兵ノ子弟ニ對シ官公立學校授業料減免ニ關スル建議案(松井郡治君外八名提出)
- 第一百八 軍人傷病記章令中改正ニ關スル建議案(山下谷次君提出)
- 第一百九 文制改革ニ關スル建議案(藤原和市君外三名提出)
- 第一百 脚氣病研究ニ關スル建議案(中原德太郎君外三名提出)
- 第一百一 水戸市ニ文科大學設置ニ關スル建議案(菊池謙二郎君提出)
- 第一百二 民族博物館設立ニ關スル建議案(山折儀重君提出)
- 第一百三 國立總務大學設立ニ關スル建議案(藤原知市君外五名提出)
- 第一百四 盛岡市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(柏田忠一君提出)
- 第一百五 福島市ニ高等蠶絲學校設置ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第一百六 福岡市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(大里廣次郎君外一名提出)
- 第一百七 政治教育普及ニ關スル建議案(古林喜代太君外一名提出)
- 第一百八 國民教育改善ニ關スル建議案(荒川五郎君提出)
- 第一百九 郡山市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(栗山博君外四名提出)

第三百三十九 郡山ニ高等師範學校設置  
ニ關スル建議案(栗山博君外三名提出)  
第四百四十 八鹿町ニ高等蠶絲學校建設  
ニ關スル建議案(齊藤隆夫君外三名提出)  
第四百四十一 圖書館普及並圖書館敷地  
租稅ニ關スル建議案(河上哲太君外  
二名提出)  
第四百四十二 福井縣ニ高等水產學校設  
置ニ關スル建議案(山口嘉七君外二  
名提出)  
第四百四十三 福井市ニ高等師範學校設  
置ニ關スル建議案(谷口宇右衛門君  
外二名提出)  
第四百四十四 金澤市ニ綜合大學設置ニ  
關スル建議案(佐藤實君外四名提出)  
第四百四十五 北海道綜合大學ノ完成並  
高等教育機關設置ニ關スル建議案  
(東武君外三名提出)  
第四百四十六 書道振興ニ關スル建議案  
(竹原樓一君外四名提出)  
第四百四十七 體育獎勵ニ關スル建議案  
(杉浦武雄君外四名提出)  
第四百四十八 加古川改修工事完成ニ關  
スル建議案(多木久米次郎君提出)  
第四百四十九 高砂港修築ニ關スル建議  
案(多木久米次郎君提出)  
第四百五十 室蘭港海陸連絡工事促進ニ  
關スル建議案(栗林五朗君外二名  
提出)  
第四百五十一 河川使用許可ニ關スル建  
議案(東武君外十名提出)  
第四百五十二 青森港第二期修築ニ關ス  
ル建議案(工藤鐵男君提出)  
第四百五十三 稚内築港速成ニ關スル建  
議案(淺川浩君外六名提出)  
第四百五十四 留萌港速成ニ關スル建議  
案(淺川浩君外六名提出)  
第四百五十五 勇振野開發並河口修築  
速進ニ關スル建議案(手代木隆吉君  
外六名提出)  
第四百五十六 橫濱港防波堤築造ニ關ス  
ル建議案(戶井嘉作君外五名提出)  
第四百五十七 鶴見川改修速進ニ關スル  
建議案(戶井嘉作君外二名提出)  
第四百五十八 大淀川改修ニ關スル建議  
案(長峰與一君外四名提出)  
第四百五十九 肝屬川改修速成ニ關スル  
建議案(津崎尚武君提出)

第四百六十 筑後川改修工事ニ伴フ犧牲  
的地域善後策ニ關スル建議案(加藤  
十四郎君提出)  
第四百六十一 岸和田港修築費國庫補助  
ニ關スル建議案(井坂豐光君外六名  
提出)  
第四百六十二 那賀川改修ニ關スル建議  
案(谷原公君外一名提出)  
第四百六十三 木津川改修速成ニ關スル  
建議案(長田桃藏君外一名提出)  
第四百六十四 煙毒防止水源涵養ニ關ス  
ル建議案(武藤金吉君外五名提出)  
第四百六十五 雄物川改修工事竣功年度  
線上並河口修築規模擴張ニ關スル建  
議案(村山喜一郎君外一名提出)  
第四百六十六 由良川改修ノ調査速行ニ  
關スル建議案(村上國吉君提出)  
第四百六十七 最上川治水工事速成ニ關  
スル建議案(石川長右衛門君外一名  
提出)  
第四百六十八 渡良瀬川改修工事速進ニ  
關スル建議案(阿由葉勝作君外二名  
提出)  
第四百六十九 北海道港灣修築ニ關スル  
建議案(黑住成章君外二名提出)  
第四百七十 北海道漁港並船入灣施設ニ  
關スル建議案(黑住成章君外三名提  
出)  
第四百七十一 寺泊港修築ニ關スル建議  
案(中村貞吉君外二名提出)  
第四百七十二 敦賀港修築ニ關スル建議  
案(山口嘉七君外二名提出)  
第四百七十三 大淀川架橋ニ關スル建議  
案(長峰與一君外二名提出)  
第四百七十四 岸和田港修築補助ニ關ス  
ル建議案(山口義一君外二名提出)  
第四百七十五 古物商取締法改正ニ關ス  
ル建議案(森園三四郎君提出)  
第四百七十六 村落ニ關スル制度ノ調査  
及整備ニ關スル建議案(野原種次郎  
君外二名提出)  
第四百七十七 部落問題ノ國策樹立ニ關  
スル建議案(有馬賴寧君外十二名提  
出)  
第四百七十八 尾張戸神社昇格ニ關スル  
建議案(丹下茂十郎君提出)  
第四百七十九 鶴戸神社昇格ニ關スル建  
議案(津崎尚武君提出)

第四百八十 社會政策ノ遂行ニ關スル調  
査機關設置ノ建議案(丸山浪彌君外  
四名提出)  
第四百八十一 人體寄生蟲ノ豫防獎勵ニ  
關スル建議案(宮島幹之助君外六名  
提出)  
第四百八十二 花柳病豫防法制定ニ關ス  
ル建議案(宮島幹之助君外六名提出)  
第四百八十三 國立癩癧養所設置ニ關ス  
ル建議案(中林友信君外四名提出)  
第四百八十四 國立精神病院設置ニ關ス  
ル建議案(中原德太郎君提出)  
第四百八十五 湖米十六島ヲ中心トスル  
水郷國立公園設定ニ關スル建議案  
(今井健彦君外一名提出)  
第四百八十六 淺間山國立公園設定ニ關  
スル建議案(篠原和市君外七名提出)  
第四百八十七 吉崎及東華坊ヲ中心トス  
ル國立公園設定ニ關スル建議案(熊  
谷五右衛門君提出)  
第四百八十八 高野山國立公園設定ニ關  
スル建議案(松山常次郎君提出)  
第四百八十九 新聞記者待遇ニ關スル建  
議案(篠原和市君外八名提出)  
第四百九十 市町村吏員優遇ニ關スル建  
議案(八十田市吉君提出)  
第四百九十一 市町村ノ整理改善ニ關ス  
ル建議案(荒川五郎君外一名提出)  
第四百九十二 兩龍原野土ニ關スル建議  
案(神部爲藏君外六名提出)  
第四百九十三 北海道土地改良ニ關スル  
建議案(岡田伊太郎君外二名提出)  
第四百九十四 北海道土功組合事業助成  
ニ關スル建議案(松實喜代太君外三  
名提出)  
第四百九十五 報德社普及獎勵ニ關スル  
建議案(山宮藤吉君外一名提出)  
第四百九十六 鹿兒島縣大島郡救濟ニ關  
スル建議案(崎山代君提出)  
第四百九十七 社交舞踏取締ニ關スル建  
議案(加藤正君外三名提出)  
第四百九十八 移動警察制度新設ニ關ス  
ル建議案(原夫次郎君外一名提出)  
第四百九十九 北海田舊土人保護ニ關ス  
ル建議案(手代木隆吉君外六名提出)  
第五百 重要府縣道改良ニ關スル建議  
案(庄方大吉君外二名提出)

第五百一 大日本聯合青年團國庫補助  
ニ關スル建議案(東郷實君外三名提  
出)  
第五百二 兵庫縣警察費國庫下渡金增  
額ニ關スル建議案(砂田重政君外十  
名提出)  
第五百三 警察費國庫下渡金增額ニ關  
スル建議案(戶井嘉作君外八名提出)  
第五百四 水道費國庫補助金增額ニ關  
スル建議案(松浦五兵衛君外十一名  
提出)  
第五百五 消防組經費國庫補助並消防  
組員優遇ニ關スル建議案(倉元要  
一君外十三名提出)  
第五百六 婦人兒童ノ賣買禁止ニ關ス  
ル國際條約ニ對シ帝國政府ノ留保條  
件撤廢並娼妓取締規則改正ニ關スル  
建議案(星島一郎君外一名提出)  
第五百七 肥料政策確立ニ關スル建議  
案(齋藤藤四郎君外五名提出)  
第五百八 黃色光線應用國立蠶業試驗  
場設置ニ關スル建議案(篠原和市君  
外三名提出)  
第五百九 五島珊瑚採取獎勵ニ關スル  
建議案(牧山耕藏君外九名提出)  
第六十 全國蠶絲業者ニ對シ補成資  
金融通ニ關スル建議案(佐藤富十郎  
君提出)  
第六十一 農村ノ金融ニ關スル建議  
案(床次竹二郎君外十一名提出)  
第六十二 國有林ノ文化的施設ニ關  
スル建議案(村山喜一郎君提出)  
第六十三 森林法中改正ニ關スル建  
議案(東武君外十名提出)  
第六十四 國有林野所在市町村ニ對  
シ交付金下付ニ關スル建議案(東武  
君外十名提出)  
第六十五 林野基本調査ノ速行ニ關  
スル建議案(東武君外十名提出)  
第六十六 森林火災保險ニ關スル建  
議案(東武君外十名提出)  
第六十七 公有林野官行造林事業促  
進ニ關スル建議案(東武君外十名提  
出)  
第六十八 民林局設置ニ關スル建議  
案(村山喜一郎君提出)  
第六十九 不要存置國有林野整理處  
分ニ關スル建議案(大島要三君外六  
名提出)

- 第二百二十 森林政策ノ根本方針確立ニ關スル建議案(太田信治郎君外二名提出)
- 第二百二十一 小作農保護ニ關スル建議案(床次竹二郎君外十一名提出)
- 第二百二十二 乳製品國產獎勵ニ關スル建議案(柳仲次郎君外六名提出)
- 第二百二十三 株式取引所ニ於ケル二重上場廢止ニ關スル建議案(中山貞雄君提出)
- 第二百二十四 正米市場法制定促進ニ關スル建議案(作間耕逸君外二名提出)
- 第二百二十五 正米市場設置ニ關スル建議案(福井甚三君外二名提出)
- 第二百二十六 勞働會議所設立ニ關スル建議案(松本君平君提出)
- 第二百二十七 商業會議所法中改正ニ關スル建議案(兒玉實良君外三名提出)
- 第二百二十八 我々國國號ノ統一顯正ニ關スル建議案(由谷義治君提出)
- 第二百二十九 陸海軍大臣文官制採用ニ關スル建議案(清瀬一郎君提出)
- 第二百三十 恩給員ノ他ノ恩典ニ雇員在職年數通算ニ關スル建議案(青木精一君提出)
- 第二百三十一 一時賜金癡兵ニ對スル恩給支給法制定ニ關スル建議案(山下谷次君提出)
- 第二百三十二 朝鮮人訴訟代理業者ニ對護士資格付與ニ關スル建議案(田中万逸君外一名提出)
- 第二百三十三 朝鮮及臺灣施政調査機關設置ニ關スル建議案(神田正雄君外三名提出)
- 第二百三十四 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)
- 第二百三十五 室蘭區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)
- 第二百三十六 野付牛町ニ區裁判所設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)
- 第二百三十七 吳區裁判所管轄區域變更ニ關スル建議案(渡邊伍君外二名提出)
- 第二百三十八 俱知安町ニ區裁判所設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)
- 第二百三十九 北海道ニ區裁判所並地方裁判所支部設置ニ關スル建議案(東武君外三名提出)
- 第二百四十 家産制度制定ニ關スル建議案(蒲野謙朗君提出)
- 第二百四十一 刑餘者ニ對スル法令差別待遇撤廢並之ヲ救済ニ關スル建議案(原夫次郎君外一名提出)
- 第二百四十二 國條國典ノ制定整理ニ關スル建議案(荒川五郎君提出)
- 第二百四十三 速記士法制定ニ關スル建議案(黑住成章君外一名提出)
- 第二百四十四 教育職員ノ恩給事項ニ關スル建議案(加藤知正君提出)
- 第二百四十五 建議及請願ニ對シ政府ノ報告ヲ要求スルノ建議案(林田龜太郎君外三名提出)
- 第二百四十六 滿蒙開發ニ關スル建議案(永田善三郎君外三名提出)
- 第二百四十七 岡崎市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(近藤重三郎君提出)
- 第二百四十八 細民秀才子弟高等專門教育國費補助ニ關スル建議案(佐藤實君提出)
- 第二百四十九 富山市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(寺島權藏君外二名提出)
- 第二百五十 千葉縣立高等國藝學校移管ニ關スル建議案(今井健彦君外六名提出)
- 第二百五十一 岡崎大井岡崎多治見間鐵道建設ニ關スル建議案(近藤重三郎君提出)
- 第二百五十二 平小名濱間鐵道敷設ニ關スル建議案(比佐昌平君外六名提出)
- 第二百五十三 飛騨鐵道鐵道速成ニ關スル建議案(牧野良三君提出)
- 第二百五十四 中津川下呂間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(牧野良三君提出)
- 第二百五十五 岩國日原間鐵道速成ニ關スル建議案(永田新之允君外一名提出)
- 第二百五十六 羽大塚、宮原、竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案(有馬賴寧君外四名提出)
- 第二百五十七 福島猪苗代驛間鐵道建設ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第二百五十八 新潟縣下ニ鐵道局設置ニ關スル建議案(山本肇二郎君外十五名提出)
- 第二百五十九 都市計畫特別稅制ニ關スル建議案(折原一郎君外五名提出)
- 第二百六十 利根川及荒川改修工事速成ニ關スル建議案(神谷彌平君外三名提出)
- 第二百六十一 七尾港改修ニ關スル建議案(佐藤實君外一名提出)
- 第二百六十二 市町村長及市町村吏員ノ優遇ニ關スル建議案(高山長幸君外三名提出)
- 第二百六十三 黑部峽谷ニ國立公園設定ニ關スル建議案(寺島權藏君提出)
- 第二百六十四 魚津漁港兼避難港修築ニ關スル建議案(寺島權藏君提出)
- 第二百六十五 警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第二百六十六 樺太地方制度ノ設定並衆議院議員選舉法施行ニ關スル建議案(小池仁郎君外一名提出)
- 第二百六十七 五ヶ瀬川及大瀬川治水ニ關スル建議案(佐藤重遠君外四名提出)
- 第二百六十八 琵琶湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(兼松寅太郎君外二名提出)
- 第二百六十九 市町村及水利組合ノ用排水施設ニ對シ補助金下付及低利資金貸付ニ關スル建議案(大石大君外一名提出)
- 第二百七十 丸龜港改築國庫補助ニ關スル建議案(三善清之君提出)
- 第二百七十一 川内川改修速成ニ關スル建議案(幸田市正君外三名提出)
- 第二百七十二 尾道開港場設置ニ關スル建議案(嶋哲君提出)
- 第二百七十三 建築士法制定ニ關スル建議案(小西和君外十名提出)
- 第二百七十四 煙草收納標本ニ關スル建議案(岡本實太郎君外三名提出)
- 第二百七十五 警備品等ノ輸入稅ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案(井坂豐光君外二名提出)
- 第二百七十六 國有雜種財產處分ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第二百七十七 稅務官ノ待遇改善ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第二百七十八 福井縣大野郡富田村ニ葉煙草徵收納所設置ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
- 第二百七十九 田地租金免ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
- 第二百八十 民間飛行競技會開設ニ關スル建議案(清水留三郎君外四名提出)
- 第二百八十一 北海道薄荷生產保護ニ關スル建議案(松實喜代太君外三名提出)
- 第二百八十二 漆樹栽培獎勵ニ關スル建議案(佐藤實君外一名提出)
- 第二百八十三 陸軍軍樂隊派遣所設置ニ關スル建議案(紺野九右衛門君外七名提出)
- 第二百八十四 薩哈連州撤兵ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救済ニ關スル建議案(山本厚三君外七名提出)
- 第二百八十五 尼港漁業者ノ損害救済ニ關スル建議案(佐々木平次郎君提出)
- 第二百八十六 生命保險制度改正ニ關スル建議案(岡田溫君外一名提出)
- 第二百八十七 決議案(帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件)(清瀬一郎君外一名提出)
- 第二百八十八 決議案(內閣總理大臣ノ責任ニ關スル件)(望月圭介君外二名提出)
- 第二百八十九 議員高橋能次郎君懲罰事宜ノ件 (委員長報告)
- 第二百九十 (特別報告第一號)元屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願外四件 (委員長報告)
- 第二百九十一 (特別報告第二號)恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十二 (特別報告第三號)故贈本忠兵衛氏爵位ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十三 (特別報告第五號)元寇殉難者ノ爲ニ廣島村ニ別格官給施設ノ請願 (委員長報告)



第二百九十四 (特別報告第六號) 天皇陛下御肖像 勅語 / 奉 賜取締 / 請願 (委員長報告)

第二百九十五 (特別報告第七號) 天皇陛下御肖像 勅語奉賜物取締 / 請願 (委員長報告)

第二百九十六 (特別報告第八號) 產婆法制定 / 請願外四十一件 (委員長報告)

第二百九十七 (特別報告第九號) 國立吃音矯正機關設置 / 請願 (委員長報告)

第二百九十八 (特別報告第一〇號) 鍼灸師法制定 / 請願 (委員長報告)

第二百九十九 (特別報告第一一號) 公設診療所設置 / 請願 (委員長報告)

第三百 (特別報告一二號) 草津溫泉附近二國費ヲ以テ痛患者收容部洛建設 / 請願 (委員長報告)

第三百一 (特別報告一二號) 青森市、荒川村間連絡架線道路新設 / 請願 (委員長報告)

第三百二 (特別報告一四號) 渡良瀬川改修 / 請願 (委員長報告)

第三百三 (特別報告一五號) 霧泊漁港修築 / 請願 (委員長報告)

第三百四 (特別報告一六號) 初山別村漁港修築速成 / 請願 (委員長報告)

第三百五 (特別報告一七號) 天賣漁港修築 / 請願 (委員長報告)

第三百六 (特別報告一八號) 枝幸漁港修築速成 / 請願 (委員長報告)

第三百七 (特別報告一九號) 船泊村二避難港築設 / 請願 (委員長報告)

第三百八 (特別報告二〇號) 東北自作農創定組合ニ低利資金貸付 / 請願 (委員長報告)

第三百九 (特別報告二四號) 臘虎腦腺獸ノ獵獲解禁 / 請願外一件 (委員長報告)

第三百十 (特別報告二五號) 臘虎腦腺ノ海上獵獲解禁 / 請願 (委員長報告)

第三百十一 (特別報告二六號) 重要物產同業組合法改正 / 請願 (委員長報告)

第三百十二 (特別報告二七號) 兵役者優遇 / 請願 (委員長報告)

第三百十三 (特別報告二八號) 東照田郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百十四 (特別報告三〇號) 万倉郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百十五 (特別報告三一號) 山佐郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百十六 (特別報告三二號) 上早川村ニ三等郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百十七 (特別報告三三號) 平谷郵便局ニ電信、電話事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百十八 (特別報告三四號) 德久郵便局ニ集配電信事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百十九 (特別報告三五號) 寶殿郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百二十 (特別報告三六號) 寶殿郵便局ニ電信、電話並特設電話事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百二十一 (特別報告三七號) 二川村ニ無集配郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百二十二 (特別報告三八號) 久利郵便局ニ電信、電話事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百二十三 (特別報告三九號) 一志波瀬郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百二十四 (特別報告四〇號) 川口村ニ三等郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百二十五 (特別報告四一號) 上田村ニ郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百二十六 (特別報告四二號) 石打村ニ郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百二十七 (特別報告四三號) 擇捉島 根室間ニ無線電信架設 / 請願 (委員長報告)

第三百二十八 (特別報告四四號) 朝鮮人訴訟代理業者ニ辯護士資格付與 / 請願 (委員長報告)

第三百二十九 (特別報告四五號) 朝鮮鮮辯護士資格付與 / 請願 (委員長報告)

第三百三十 (特別報告四六號) 本別村ニ區裁判所出張所設置 / 請願 (委員長報告)

第三百三十一 (特別報告四七號) 郡山區裁判所管轄區域現制維持 / 請願 (委員長報告)

第三百三十二 (特別報告四八號) 精神療養院設立 / 請願 (委員長報告)

第三百三十三 (特別報告四九號) 私立中等學校協同ニ國庫補助金交付 / 請願外一件 (委員長報告)

第三百三十四 (特別報告五〇號) 私立中等學校ニ國庫補助金交付 / 請願 (委員長報告)

第三百三十五 (特別報告五一號) 新設伯備南線中簡易停車場設置 / 請願 (委員長報告)

第三百三十六 (特別報告五二號) 姫津鐵道龍野町經由 / 請願 (委員長報告)

第三百三十七 (特別報告五三號) 邊別、差磯間ニ停車場設置 / 請願 (委員長報告)

第三百三十八 (特別報告五四號) 帖佐、八來間鐵道敷設 / 請願 (委員長報告)

第三百三十九 (特別報告五五號) 姫津線速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十 (特別報告五八號) 神岡村上橫内及新宮村ニ姫津鐵道停車場設置 / 請願 (委員長報告)

第三百四十一 (特別報告五九號) 木次、三次間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十二 (特別報告六〇號) 吉野町ニ停車場設置 / 請願 (委員長報告)

第三百四十三 (特別報告六一號) 宇都宮、岩瀬間鐵道敷設 / 請願 (委員長報告)

第三百四十四 (特別報告六三號) 女川、松島間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十五 (特別報告六四號) 益田、林間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十六 (特別報告六五號) 德佐、大井間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十七 (特別報告六六號) 寒河江、富澤間鐵道敷設 / 請願 (委員長報告)

第三百四十八 (特別報告六七號) 鉏路網走間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百四十九 (特別報告六八號) 石見益田驛ニ公衆電信取扱開始 / 請願 (委員長報告)

第三百五十 (特別報告六九號) 廣島、濱田間鐵道速成 / 請願 (委員長報告)

第三百五十一 (特別報告七〇號) 花卷、釜石間鐵道國營 / 請願 (委員長報告)

第三百五十二 (特別報告七一號) 白河、廣田間鐵道敷設 / 請願 (委員長報告)

第三百五十三 (特別報告七二號) 村松村村松鄉ニ郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百五十四 (特別報告七三號) 中庄郵便局ニ特設電話事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百五十五 (特別報告七四號) 猿投郵便局ニ特設電話事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百五十六 (特別報告七五號) 江刈郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百五十七 (特別報告七六號) 新殿村ニ郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百五十八 (特別報告七七號) 西海村ニ三等集配郵便局設置 / 請願 (委員長報告)

第三百五十九 (特別報告七八號) 河內郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百六十 (特別報告七九號) 佐東郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百六十一 (特別報告八〇號) 與上林郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百六十二 (特別報告八一號) 口總郵便局ニ集配事務開始 / 請願 (委員長報告)

第三百六十三 (特別報告第八二號) 堺郵便局ヲ一等局ニ昇格ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百六十四 (特別報告第八三號) 吉川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十五 (特別報告第八四號) 豐永郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十六 (特別報告第八五號) 美袋郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十七 (特別報告第八六號) 眞金郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十八 (特別報告第八七號) 下竹莊郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十九 (特別報告第八八號) 下竹莊郵便局ニ電車事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百七十 (特別報告第八九號) 三國郵便局並吉永郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百七十一 (特別報告第九〇號) 小貝村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十二 (特別報告第九一號) 三輪村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十三 (特別報告第九二號) 太市村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十四 (特別報告第九三號) 東藤島村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十五 (特別報告第九四號) 垣生郵便局ニ電信並集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百七十六 (特別報告第九五號) 讀豫線多喜濱驛前ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十七 (特別報告第九六號) 都賀行村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十八 (特別報告第九七號) 利島村ニ無線電信架設ノ請願 (委員長報告)

第三百七十九 (特別報告第九八號) 南種子村ニ國立燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十 (特別報告第九九號) 落石燈臺ニ霧笛附設並納沙布水道ニ航路標識施設ノ請願 (委員長報告)

第三百八十一 (特別報告第一〇一號) 稻垣村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十二 (特別報告第一〇二號) 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十三 (特別報告第一〇三號) 小學校並中等學校ニ神祇科加設ノ請願 (委員長報告)

第三百八十四 (特別報告第一〇四號) 特別保護建造物及國寶修理補給金増額ノ請願 (委員長報告)

第三百八十五 (特別報告第一〇五號) 國際補助語「エスベラント」ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百八十六 (特別報告第一〇六號) 福山 出雲全市間及來島 木次間鐵道速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百八十七 (特別報告第一〇七號) 湖西鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百八十八 (特別報告第一〇八號) 下長苗代村字高館ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十九 (特別報告第一〇九號) 農具品輸送運賃規程改正ノ請願 (委員長報告)

第三百九十 (特別報告第一一〇號) 關、大船渡間鐵道速成並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第三百九十一 (特別報告第一一一號) 秋小郡間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百九十二 (特別報告第一一二號) 根室本線布部ニ停車場新設ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百九十三 (特別報告第一一四號) 盛岡、山田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百九十四 (特別報告第一一五號) 御坊町ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第三百九十五 (特別報告第一一六號) 能代、機織間鐵道ヲ本線ニ引直シノ請願 (委員長報告)

第三百九十六 (特別報告第一一七號) 尼崎驛貨車運輸系統變更ノ請願 (委員長報告)

第三百九十七 (特別報告第一一八號) 大間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百九十八 (特別報告第一一九號) 富山鐵道ノ買收並延長ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百九十九 (特別報告第一二〇號) 鯖江、大河原間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百 (特別報告第一二二號) 柳津、野澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百一 (特別報告第一二三號) 根室原野殖氏軌道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百二 (特別報告第一二四號) 碓氷標津間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百三 (特別報告第一二五號) 碓氷迂回鐵道敷設速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第四百四 (特別報告第一二六號) 川之江、池田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百五 (特別報告第一二七號) 余別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百六 (特別報告第一二八號) 石打、臨澤兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七 (特別報告第一二九號) 鐵道北部速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八 (特別報告第一三〇號) 江差、上磯間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百九 (特別報告第一三一號) 北見龍ノ上、苫前間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百十 (特別報告第一三二號) 佐原、松岸間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百十一 (特別報告第一三三號) 益田驛、大朝村間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百十二 (特別報告第一三八號) 津鐵道豫定線實行ノ請願 (委員長報告)

第四百十三 (特別報告第一四〇號) 恩給法改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百十四 (特別報告第一四二號) 天皇陛下御肖像奉揚取締ノ請願 (委員長報告)

第四百十五 (特別報告第一四三號) 石見益田驛ニ公衆電信取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第四百十六 (特別報告第一四四號) 私立中等學校ニ國庫補助金交付ノ請願 (委員長報告)

第四百十七 (特別報告第一四五號) 私立中等學校協會ニ國庫補助金交付ノ請願 (委員長報告)

第四百十八 (特別報告第一四六號) 恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第四百十九 (特別報告第一四七號) 廣島、濱田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百二十 (特別報告第一四八號) 町村吏員ニ對スル恩給法制定ノ請願 (委員長報告)

第四百二十一 (特別報告第一四九號) 故宮住逸治氏並故宮三郎氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第四百二十二 (特別報告第一五〇號) 御陵確認ノ請願 (委員長報告)

第四百二十三 (特別報告第一五一號) 百分ノ五以下ノ人造絹絲混入綿織物消費稅免除ノ請願 (委員長報告)

第四百二十四 (特別報告第一五二號) 佐伯稅務署復舊ノ請願 (委員長報告)

第四百二十五 (特別報告第一五三號) 畜產品輸入關稅ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百二十六 (特別報告第一五四號) 「カセイ」輸入關稅引上ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百二十七 (特別報告第一五五號) 「バター」輸入關稅引上ノ請願 (委員長報告)

第四百二十八 (特別報告第一五六號) 扶港開港ノ請願 (委員長報告)

第四百二十九 (特別報告第一五七號) 工業用鹽特價供給ノ請願 (委員長報告)

第四百三十 (特別報告第一五八號) 鹽價統一ノ請願 (委員長報告)

第四百三十一 (特別報告第一五九號)  
大膽出張所管内ニ於ケル賠償價格變更ノ請願 (委員長報告)  
第四百三十二 (特別報告第一六〇號)  
對露損害賠償ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百三十三 (特別報告第一六一號)  
宮崎神宮ヲ勅祭社ニ陞進ノ請願外三件 (委員長報告)  
第四百三十四 (特別報告第一六二號)  
宮崎神宮別宮狹野神社分立並昇格ノ請願 (委員長報告)

第四百三十五 (特別報告第一六三號)  
名寄町ニ支廳設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百三十六 (特別報告第一六四號)  
鶴見川改修速成ノ請願 (委員長報告)

第四百三十七 (特別報告第一六五號)  
納內村、音江村間石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)  
第四百三十八 (特別報告第一六七號)  
勝浦港ヲ漁港ニ指定並施設改善ノ請願 (委員長報告)

第四百三十九 (特別報告第一六八號)  
多摩川改修並水源涵養費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)  
第四百四十 (特別報告第一六九號)  
夕澤漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第四百四十一 (特別報告第一七〇號)  
矢鹽漁港修築並天鹽川河口改修ノ請願 (委員長報告)  
第四百四十二 (特別報告第一七一號)  
拔海漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第四百四十三 (特別報告第一七二號)  
余別漁港修築ノ請願 (委員長報告)  
第四百四十四 (特別報告第一七三號)  
落石漁港外五港修築ノ請願 (委員長報告)

第四百四十五 (特別報告第一七四號)  
古平漁港修築ノ請願 (委員長報告)  
第四百四十六 (特別報告第一七五號)  
農村振興ノ請願 (委員長報告)

第四百四十七 (特別報告第一七六號)  
肥料原價供給並平準米價維持ニ關スル請願 (委員長報告)  
第四百四十八 (特別報告第一七七號)  
鳥野神社ニ國有林野下戻ノ請願 (委員長報告)

第四百四十九 (特別報告第一七八號)  
國有林野ニ關スル請願外十五件 (委員長報告)  
第四百五十 (特別報告第一七九號)  
正十四年勅令第二四四九號ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百五十一 (特別報告第一八〇號)  
根室郡ニ國立種馬所設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百五十二 (特別報告第一八一號)  
商業會議所法中改正ノ請願外五件 (委員長報告)

第四百五十三 (特別報告第一八二號)  
陸軍廠舎建設ノ請願 (委員長報告)  
第四百五十四 (特別報告第一八三號)  
御所郵便局ニ電話並集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第四百五十五 (特別報告第一八四號)  
兩鄉村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百五十六 (特別報告第一八五號)  
荒川村ニ集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百五十七 (特別報告第一八六號)  
東武藝村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百五十八 (特別報告第一八七號)  
濱四鄉村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百五十九 (特別報告第一八八號)  
桶山村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百六十 (特別報告第一八九號)  
施村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十一 (特別報告第一九〇號)  
三芳村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百六十二 (特別報告第一九一號)  
色麻郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第四百六十三 (特別報告第一九二號)  
知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第四百六十四 (特別報告第一九三號)  
宇部驛前ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十五 (特別報告第一九四號)  
佐用村ニ特設電話架設ノ請願 (委員長報告)

第四百六十六 (特別報告第一九五號)  
溫泉村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百六十七 (特別報告第一九六號)  
糸生村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十八 (特別報告第一九七號)  
小諸郵便局ヲ二等局ニ昇格ノ請願 (委員長報告)  
第四百六十九 (特別報告第一九八號)  
飯地村ニ三等集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七十 (特別報告第一九九號)  
田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第四百七十一 (特別報告第二〇〇號)  
小樽市長橋町方面ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七十二 (特別報告第二〇一號)  
根室、上海間ニ命令補助航路開始ノ請願 (委員長報告)  
第四百七十三 (特別報告第二〇二號)  
漁船法制定促進ノ請願 (委員長報告)

第四百七十四 (特別報告第二〇三號)  
辨邊村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百七十五 (特別報告第二〇四號)  
教育ノ機會均等門戶開放ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百七十六 (特別報告第二〇五號)  
私立大學專門部卒業者優遇ノ請願 (委員長報告)  
第四百七十七 (特別報告第二〇六號)  
烏山、馬頭間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百七十八 (特別報告第二〇七號)  
廿日市、津和野間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第四百七十九 (特別報告第二〇八號)  
市川村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百八十 (特別報告第二〇九號)  
川町、下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第四百八十一 (特別報告第二一〇號)  
札幌、増毛間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十二 (特別報告第二一一號)  
杉田村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百八十三 (特別報告第二一二號)  
中湧別、網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十四 (特別報告第二一二號)  
山東村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第四百八十五 (特別報告第二一四號)  
名張、松坂間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十六 (特別報告第二一五號)  
吉塚、篠栗間鐵道ニ電車併用ノ請願 (委員長報告)  
第四百八十七 (特別報告第二一六號)  
下諏訪、鹽尻間直通鐵道敷設反對並同區間現在線電化ノ請願 (委員長報告)

第四百八十八 (特別報告第二一七號)  
能代、五所川原間鐵道ヲ大樺迴轉ニ延長ノ請願 (委員長報告)  
第四百八十九 (特別報告第二二〇號)  
商業會議所法中改正ノ請願外十一件 (委員長報告)

第四百九十 (特別報告第二二二號)  
給法中一部改正ノ請願外三件 (委員長報告)  
第四百九十一 (特別報告第二二三號)  
產婆法制定ノ請願外一件 (委員長報告)

第四百九十二 (特別報告第二二五號)  
故赤瀬武人氏贈位ノ請願 (委員長報告)  
第四百九十三 (特別報告第二二六號)  
田畑ノ地價修正ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百九十四 (特別報告第二二七號)  
黑糖及白下糖消費稅免除ノ請願外一件 (委員長報告)  
第四百九十五 (特別報告第二二八號)  
蓄音機及附屬品等ノ關稅改正ノ請願 (委員長報告)

第四百九十六 (特別報告第二二九號)  
亞鉛引針金關稅引上ノ請願 (委員長報告)  
第四百九十七 (特別報告第二三〇號)  
仙崎港開港ノ請願 (委員長報告)

第四百九十八 (特別報告第二三三號) 萬國貨幣法統一ノ請願 (委員長報告)  
第四百九十九 (特別報告第二三三號) 貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘノ預金利子ニ對スル所得稅免除ノ請願 (委員長報告)

第五百 (特別報告第二三三號) 貯蓄銀行ニ對スル營業稅免除ノ請願 (委員長報告)

第五百一 (特別報告第二三四號) 鹿兒島縣ニ於ケル煙草作ニ關スル請願外七件 (委員長報告)  
第五百二 (特別報告第二三五號) 尼港漁業者ノ損害救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百三 (特別報告第二三六號) 縣社吞香稻荷神社代神樂補助ノ請願 (委員長報告)  
第五百四 (特別報告第二三七號) 部落問題ニ關スル國策確立ノ請願 (委員長報告)

第五百五 (特別報告第二三八號) 青年團ニ國庫補助ノ請願 (委員長報告)  
第五百六 (特別報告第二三九號) 岩間川河口修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百七 (特別報告第二四〇號) 石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)  
第五百八 (特別報告第二四一號) 渡良瀬川改修ノ請願 (委員長報告)

第五百九 (特別報告第二四二號) 香江村、深川町間石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)  
第五百十 (特別報告第二四三號) 高砂港、國包間ニ運河開鑿ノ請願 (委員長報告)

第五百十一 (特別報告第二四四號) 土功組合救済ノ請願 (委員長報告)  
第五百十二 (特別報告第二四五號) 關壘主要工事國營ノ請願 (委員長報告)

第五百十三 (特別報告第二四六號) 小貝川第二期改修工事促進ノ請願 (委員長報告)  
第五百十四 (特別報告第二四七號) 相坂川治水ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百十五 (特別報告第二四八號) 旭橋改築ノ請願 (委員長報告)

第五百十六 (特別報告第二四九號) 常呂川河口改修ノ請願 (委員長報告)  
第五百十七 (特別報告第二五〇號) 雄物川河口修築工事擴張ノ請願 (委員長報告)

第五百十八 (特別報告第二五一號) 寺泊築港ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百十九 (特別報告第二五二號) 重信川改修ノ請願 (委員長報告)

第五百二十 (特別報告第二五三號) 石狩川治水計畫ニ依ル堤外地質上ノ請願 (委員長報告)  
第五百二十一 (特別報告第二五四號) 血液循環治療法制定ノ請願外一件 (委員長報告)

第五百二十二 (特別報告第二五五號) 藤原藤原卿墳墓遺物保存ノ請願 (委員長報告)  
第五百二十三 (特別報告第二五六號) 十和田湖ヲ中心トスル國立公園設置ノ請願 (委員長報告)

第五百二十四 (特別報告第二五七號) 旭川市ニ米穀貯藏庫設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百二十五 (特別報告第二五八號) 沖繩縣ニ於ケル分蜜糖業保護ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第五百二十六 (特別報告第二五九號) 渡良瀬川水源涵養ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百二十七 (特別報告第二六〇號) 漁業法中改正ノ請願 (委員長報告)

第五百二十八 (特別報告第二六一號) 水質汚濁豫防法制定ノ請願 (委員長報告)  
第五百二十九 (特別報告第二六二號) 魚市場法制定ノ請願 (委員長報告)

第五百三十 (特別報告第二六三號) 國立水產試驗場設立ノ請願 (委員長報告)  
第五百三十一 (特別報告第二六四號) 水產教育振興ノ請願 (委員長報告)

第五百三十二 (特別報告第二六五號) 腦髓保護條約存廢ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百三十三 (特別報告第二六六號) 特野川治水計畫變更ノ請願 (委員長報告)

第五百三十四 (特別報告第二六七號) 水產物ノ増殖獎勵ノ請願 (委員長報告)  
第五百三十五 (特別報告第二六八號) 水產會ニ對スル國庫補助金増額ノ請願 (委員長報告)

第五百三十六 (特別報告第二六九號) 機船底曳網漁業取締ノ請願 (委員長報告)  
第五百三十七 (特別報告第二七〇號) 雄武漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百三十八 (特別報告第二七一號) 壽都漁港修築ノ請願 (委員長報告)  
第五百三十九 (特別報告第二七二號) 辨遷村市街地附近ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百四十 (特別報告第二七三號) 野澤町ニ國立養蠶試驗場設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百四十一 (特別報告第二七四號) 廣尾漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十二 (特別報告第二七五號) 福山漁港修築ノ請願 (委員長報告)  
第五百四十三 (特別報告第二七六號) 幌泉漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十四 (特別報告第二七七號) 國見村小丹生灣ニ漁港避難港設備速成ノ請願 (委員長報告)  
第五百四十五 (特別報告第二七八號) 四ヶ浦ニ避難漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百四十六 (特別報告第二七九號) 苦前村ニ漁港兼避難港築設ノ請願 (委員長報告)  
第五百四十七 (特別報告第二八〇號) 三石漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十八 (特別報告第二八一號) 臘虎、臘鰐獸獵業解禁ノ請願 (委員長報告)  
第五百四十九 (特別報告第二八二號) 足尾銅山煙毒除害並水源涵養ノ請願 (委員長報告)

第五百五十 (特別報告第二八三號) 農業法中改正ノ請願 (委員長報告)  
第五百五十一 (特別報告第二八四號) 實用新案權存續期間延長ノ請願 (委員長報告)

第五百五十二 (特別報告第二八五號) 商業會議所法中改正ノ請願外八件 (委員長報告)  
第五百五十三 (特別報告第二八六號) 一ノ關、大船渡間鐵道速成並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願外一件 (委員長報告)

第五百五十四 (特別報告第二八七號) 「バター」輸入關稅引上ノ請願 (委員長報告)  
第五百五十五 (特別報告第二八九號) 吉塚、篠栗間鐵道ニ電車併用ノ請願 (委員長報告)

第五百五十六 (特別報告第二九一號) 肥料原價供給並平準米價維持ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百五十七 (特別報告第二九二號) 恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第五百五十八 (特別報告第二九三號) 元屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願 (委員長報告)  
第五百五十九 (特別報告第二九四號) 故今里傳兵衛重幸氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第五百六十 (特別報告第二九五號) 恩給年金擔保低利資金貸下ノ請願 (委員長報告)  
第五百六十一 (特別報告第二九六號) 皇子空也上人御陵確定ノ請願 (委員長報告)

第五百六十二 (特別報告第二九七號) 在外指定學校教員ノ恩給ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百六十三 (特別報告第二九八號) 乳製品ノ輸入關稅引上ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百六十四 (特別報告第二九九號) 府縣社以下神社神祇ノ修給國庫補助ノ請願 (委員長報告)  
第五百六十五 (特別報告第三〇〇號) 癩癧養所設置指定地取消ノ請願外二十三件 (委員長報告)

第五百六十六 (特別報告第三〇一號) 油谷港修築ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百六十七 (特別報告第三〇二號) 瀨棚港修築ノ請願 (委員長報告)

- 第五百六十八 (特別報告第三〇三號)  
木津川治水ノ請願 (委員長報告)  
第五百六十九 (特別報告第三〇四號)  
高砂港改修ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十 (特別報告第三〇五號)留  
萌港修築速成ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十一 (特別報告第三〇六號)  
吉崎及東尋坊ヲ中心トスル國立公園  
設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十二 (特別報告第三〇七號)  
支笏湖及其ノ附近ヲ國立公園地域ニ  
編入ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十三 (特別報告第三〇八號)  
國有林野及國有河川所在町村(國庫  
補助金交付ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十四 (特別報告第三〇九號)  
神惠内村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十五 (特別報告第三一〇號)  
下關漁港速成ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十六 (特別報告第三一一號)  
西島牧村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十七 (特別報告第三一二號)  
串本港ヲ漁港ニ指定ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十八 (特別報告第三一三號)  
入舸村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)  
第五百七十九 (特別報告第三一四號)  
樣似漁港修築ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十 (特別報告第三一五號)磯  
谷村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十一 (特別報告第三一六號)  
家内工業保護ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十二 (特別報告第三一七號)  
陸軍職工規則改正ニ關スル請願 (委員長報告)  
第五百八十三 (特別報告第三一八號)  
毛原郵便局ニ電信並電話事務開始ノ  
請願 (委員長報告)  
第五百八十四 (特別報告第三一九號)  
斜古丹村ニ無線電信架設並三等郵便  
局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十五 (特別報告第三二〇號)  
下小阿仁村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

- 第五百八十六 (特別報告第三二一號)  
五千石郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十七 (特別報告第三二二號)  
小野田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第五百八十八 (特別報告第三二三號)  
深良村ニ無集配三等郵便局設置ノ請  
願 (委員長報告)  
第五百八十九 (特別報告第三二四號)  
細呂木驛附近ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十 (特別報告第三二五號)美  
九里村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十一 (特別報告第三二六號)  
太田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十二 (特別報告第三二七號)  
七谷村大字黒水ニ郵便局設置ノ請願  
外一件 (委員長報告)  
第五百九十三 (特別報告第三二八號)  
三庄村西庄ニ無集配郵便局設置ノ請  
願 (委員長報告)  
第五百九十四 (特別報告第三二九號)  
藤澤村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十五 (特別報告第三三〇號)  
西太美村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十六 (特別報告第三三一號)  
佐用郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十七 (特別報告第三三二號)  
野田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十八 (特別報告第三三三號)  
加賀郵便局ニ電信並電話事務取扱開  
始ノ請願 (委員長報告)  
第五百九十九 (特別報告第三三四號)  
六合村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百 (特別報告第三三五號)北濃村  
ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百一 (特別報告第三三六號)福本  
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

- 第六百二 (特別報告第三三七號)津輕  
新城郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第六百三 (特別報告第三三八號)宇治  
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第六百四 (特別報告第三三九號)上郷  
村大字黒田ニ無集配郵便局設置ノ請  
願 (委員長報告)  
第六百五 (特別報告第三四〇號)大幡  
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第六百六 (特別報告第三四一號)三重  
縣南、北牟婁郡沿岸ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百七 (特別報告第三四二號)菅田  
町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百八 (特別報告第三四三號)西足  
寄村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百九 (特別報告第三四四號)竹田  
村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百十 (特別報告第三四五號)壬生  
川町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百十一 (特別報告第三四六號)國  
安村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百十二 (特別報告第三四七號)義  
務教育年限延長並補習教育費國庫補  
助ノ請願 (委員長報告)  
第六百十三 (特別報告第三四八號)岡  
崎市ニ高等師範學校設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百十四 (特別報告第三四九號)女  
子高等教育振興ニ關スル請願 (委員長報告)  
第六百十五 (特別報告第三五〇號)陸  
軍義士ノ事蹟ヲ國定教科書ニ採録ノ  
請願 (委員長報告)  
第六百十六 (特別報告第三五一號)故  
月照、信海兩上人ニ大師號下賜ノ請  
願 (委員長報告)  
第六百十七 (特別報告第三五二號)岡  
崎、多治見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

- 第六百十八 (特別報告第三五四號)岡  
崎、大井間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第六百十九 (特別報告第三五五號)下  
曾我驛構内ニ地下道開鑿ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十 (特別報告第三五六號)江  
丹別村ニ簡易停車場新設ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十一 (特別報告第三五七號)  
青郷村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十二 (特別報告第三五八號)  
濱吉田、坂元驛間ニ停車場設置ノ請  
願 (委員長報告)  
第六百二十三 (特別報告第三五九號)  
茅室、トムラウシ間鐵道速成ノ請  
願 (委員長報告)  
第六百二十四 (特別報告第三六〇號)  
上磯鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)  
第六百二十五 (特別報告第三六一號)  
松前鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十六 (特別報告第三六二號)  
濱田町西部ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十七 (特別報告第三六三號)  
六日市村字浦柄ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十八 (特別報告第三六四號)  
有間川地内ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百二十九 (特別報告第三六五號)  
御杖村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第六百三十 (特別報告第三六七號)米  
原、今庄間鐵道電化速成ノ請願外二  
件 (委員長報告)  
第六百三十一 (特別報告第三六八號)  
北條驛ヲ起點トスル房南沿岸迂回鐵  
道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第六百三十二 (特別報告第三六九號)  
狩野川治水計畫變更ノ請願 (委員長報告)  
第六百三十三 (特別報告第三七〇號)  
金鷲勸業年金改正ニ關スル請願外  
三件 (委員長報告)



第六百三十四 (特別報告第三七二號)

「バタ」輸入關稅引上ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百三十五 (特別報告第三七二號)

田畑ノ地價修正ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百三十六 (特別報告第三七三號)

廣島、濱田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百三十七 (特別報告第三七四號)

荳蔻粉ノ輸入關稅引上ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百三十八 (特別報告第三七五號)

家祿賞典祿ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百三十九 (特別報告第三七六號)

海外離業婦取締ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百四十 (特別報告第三七七號)

曲川改修工事速成ノ請願 (委員長報告)

第六百四十一 (特別報告第三七八號)

常呂川治水ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第六百四十二 (特別報告第三七九號)

敦賀港内「ウネリ」防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百四十三 (特別報告第三八〇號)

泊村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六百四十四 (特別報告第三八一號)

仙法志村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六百四十五 (特別報告第三八二號)

商工會法制定ノ請願 (委員長報告)

第六百四十六 (特別報告第三八三號)

賀名生神宮創建ノ請願 (委員長報告)

第六百四十七 (特別報告第三八四號)

湧別川治水ノ請願 (委員長報告)

第六百四十八 (特別報告第三八五號)

晩生内道路石狩川渡船場ニ架橋ノ請願 (委員長報告)

第六百四十九 (特別報告第三八六號)

新宮川治水ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百五十 (特別報告第三八七號)

深漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第六百五十一 (特別報告第三八八號)

沙留港修築ノ請願 (委員長報告)

第六百五十二 (特別報告第三八九號)

上中山村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十三 (特別報告第三九〇號)

清水村八幡ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十四 (特別報告第三九一號)

八幡村大字山名ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十五 (特別報告第三九二號)

田而郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百五十六 (特別報告第三九三號)

室生村大字田口ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十七 (特別報告第三九四號)

風川停留所附近ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十八 (特別報告第三九五號)

下大野郵便局ニ集配並電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百五十九 (特別報告第三九六號)

美穗郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十 (特別報告第三九七號)

條郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十一 (特別報告第三九八號)

秋鹿郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十二 (特別報告第三九九號)

久里村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十三 (特別報告第四〇〇號)

松尾郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十四 (特別報告第四〇一號)

五領ヶ島村大字兼定島ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十五 (特別報告第四〇二號)

大宜味郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十六 (特別報告第四〇三號)

國府村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十七 (特別報告第四〇四號)

秋目郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十八 (特別報告第四〇五號)

大都河村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十九 (特別報告第四〇六號)

牛道村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十 (特別報告第四〇七號)

岐瀬戸浦郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十一 (特別報告第四〇八號)

山口縣阿武郡高山岬ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十二 (特別報告第四〇九號)

袖川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十三 (特別報告第四一〇號)

阿古郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十四 (特別報告第四一一號)

奥浦村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十五 (特別報告第四一二號)

名寄町ニ地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十六 (特別報告第四一三號)

俱知安町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十七 (特別報告第四一四號)

桐生市ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十八 (特別報告第四一五號)

婦人辯護士制度制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百七十九 (特別報告第四一六號)

書道振興獎勵ノ請願 (委員長報告)

第六百八十 (特別報告第四一七號)

倉橋驛設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十一 (特別報告第四一八號)

信越線龜田、沼垂間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十二 (特別報告第四一九號)

東北本線三戸、劍吉間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十三 (特別報告第四二〇號)

東海道線總持寺前踏切並鶴見神社脇踏切改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百八十四 (特別報告第四二一號)

東海道線安養寺前鐵橋及排水施設改善ノ請願 (委員長報告)

第六百八十五 (特別報告第四二三號)

船岡村ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第六百八十六 (特別報告第四二四號)

鐵道敷設法別表第八十八ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百八十七 (特別報告第四二五號)

野付牛町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十八 (特別報告第四二六號)

瀧ノ上、上川間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百八十九 (特別報告第四二七號)

山野線輕便鐵道延長ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十 (特別報告第四二八號)

業會議所法中改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百九十一 (特別報告第四二九號)

產婆法制定ノ請願 (委員長報告)

第六百九十二 (特別報告第四三〇號)

宮崎神宮ヲ勅祭社ニ陞進ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百九十三 (特別報告第四三一號)

恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第六百九十四 (特別報告第四三二號)

川之江、池田間鐵道速成ノ請願外四件 (委員長報告)

第六百九十五 (特別報告第四三三號)

國號ノ稱呼使用ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十六 (特別報告第四三四號)

府縣社以下神社神職敘位ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十七 (特別報告第四三五號)

故沼田喜平次氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第六百九十八 (特別報告第四三六號)

活字角ノ設定及活字種類限定ノ請願 (委員長報告)

第六百九十九 (特別報告第四三七號)

安塚稅務署復活ノ請願 (委員長報告)

第七百 (特別報告第四三九號)

山形銀行設立ノ請願 (委員長報告)

第七百一 (特別報告第四四〇號)

關稅定率法第七條中比重ノ制限撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百二 (特別報告第四四一號) 小型  
寫真器及部分品輸入關稅ニ關スル請  
願 (委員長報告)

第七百三 (特別報告第四四二號) 寫真  
用「フィルム」輸入關稅ニ關スル請願  
(委員長報告)

第七百四 (特別報告第四四三號) 香料  
關稅改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五 (特別報告第四四四號) 府縣  
社以下神社經費ヲ地方團體ヨリ供進  
ノ請願 (委員長報告)

第七百六 (特別報告第四四五號) 府縣  
社以下神社ノ社格改稱ノ請願 (委員長報告)

第七百七 (特別報告第四四六號) 東牟  
婁郡役所存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百八 (特別報告第四四七號) 府縣  
知事公選ノ請願 (委員長報告)

第七百九 (特別報告第四四八號) 貧窮  
町村ノ合併ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百十 (特別報告第四四九號) 町村  
會議長ヲ議員中ヨリ互選ノ請願 (委員長報告)

第七百十一 (特別報告第四五〇號) 府  
縣發布ノ諸規則ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百十二 (特別報告第四五一號) 煙  
突取締規則制定ノ請願 (委員長報告)

第七百十三 (特別報告第四五二號) 傳  
染病豫防法中「コレラ」ニ關スル規定  
改正ノ請願 (委員長報告)

第七百十四 (特別報告第四五三號) 著  
作權法中改正ノ請願 (委員長報告)

第七百十五 (特別報告第四五四號) 差  
別的言動取締法制定ノ請願 (委員長報告)

第七百十六 (特別報告第四五五號) 理  
髮師試驗制度實施ノ請願外一件 (委員長報告)

第七百十七 (特別報告第四五六號) 俱  
知安土功組合救済ノ請願 (委員長報告)

第七百十八 (特別報告第四五七號) 北  
海道ニ於ケル土功組合事業助成ノ請  
願 (委員長報告)

第七百十九 (特別報告第四五八號) 石  
狩川河口改修ノ請願 (委員長報告)

第七百二十 (特別報告第四五九號) 美  
國港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百二十一 (特別報告第四六〇號)  
那賀川改修ノ請願 (委員長報告)

第七百二十二 (特別報告第四六一號)  
北見國拓殖軌道敷設ノ請願 (委員長報告)

第七百二十三 (特別報告第四六二號)  
北海道ニ於ケル地方鐵道及軌道事業  
助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百二十四 (特別報告第四六三號)  
沖繩縣ニ於ケル軌道經營會社ニ國庫  
補助ノ請願 (委員長報告)

第七百二十五 (特別報告第四六四號)  
醫藥分業實施ノ請願外百九件 (委員長報告)

第七百二十六 (特別報告第四六五號)  
按摩術假免許鑑札下付ノ請願 (委員長報告)

第七百二十七 (特別報告第四六六號)  
按摩術、「マツサージ」術ヲ盲人ノ專  
業ト爲スノ法規制定ノ請願 (委員長報告)

第七百二十八 (特別報告第四六七號)  
無藥療術法規制定ノ請願 (委員長報告)

第七百二十九 (特別報告第四六八號)  
醫師法第十三條改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百三十 (特別報告第四六九號) 多  
久和ノ城址保存ノ請願 (委員長報告)

第七百三十一 (特別報告第四七〇號)  
後鳥羽ノ皇隱岐御遷幸御願路調査ノ  
請願 (委員長報告)

第七百三十二 (特別報告第四七一號)  
溫泉保護政策樹立速成ノ請願 (委員長報告)

第七百三十三 (特別報告第四七二號)  
宮崎縣野尻原開田ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百三十四 (特別報告第四七三號)  
旭川市ニ正米市場及米穀貯藏倉庫設  
置ノ請願 (委員長報告)

第七百三十五 (特別報告第四七四號)  
中込町ニ國立鯉苗配給場設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百三十六 (特別報告第四七五號)  
中込町ニ國立食用蛙試驗場設置ノ請  
願 (委員長報告)

第七百三十七 (特別報告第四七六號)  
露領ニ於ケル本邦小漁業者救済ノ請  
願 (委員長報告)

第七百三十八 (特別報告第四七七號)  
水產防疫費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)

第七百三十九 (特別報告第四七八號)  
水產單科大學設立ノ請願 (委員長報告)

第七百四十 (特別報告第四七九號) 關  
西及九州ニ高等水產學校設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百四十一 (特別報告第四八〇號)  
水產增殖法制定ノ請願 (委員長報告)

第七百四十二 (特別報告第四八一號)  
漁村振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百四十三 (特別報告第四八二號)  
齒舞村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第七百四十四 (特別報告第四八三號)  
八雲町漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百四十五 (特別報告第四八四號)  
樞要漁區ニ於ケル漁港速成ノ請願  
(委員長報告)

第七百四十六 (特別報告第四八五號)  
篠井村ニ簡易漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第七百四十七 (特別報告第四八六號)  
薩法華漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百四十八 (特別報告第四八七號)  
鯉漁業保護ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百四十九 (特別報告第四八八號)  
珊瑚礁發見費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第七百五十 (特別報告第四八九號) 國  
產製乳事業振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十一 (特別報告第四九〇號)  
牛乳ノ脂肪檢定ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十二 (特別報告第四九一號)  
家畜傳染病豫防法中改正ノ請願  
(委員長報告)

第七百五十三 (特別報告第四九二號)  
薄荷ノ外國市況調査並生産者保護ニ  
關スル請願 (委員長報告)

第七百五十四 (特別報告第四九三號)  
國產品ノ消費獎勵ニ關スル請願  
(委員長報告)

第七百五十五 (特別報告第四九四號)  
鑛業法改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十六 (特別報告第四九五號)  
三都和村ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百五十七 (特別報告第四九六號)  
川西村ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百五十八 (特別報告第四九七號)  
坂下町字上町ニ三等郵便局設置ノ請  
願 (委員長報告)

第七百五十九 (特別報告第四九八號)  
若松市榮町ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十 (特別報告第四九九號) 石  
切所村ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十一 (特別報告第五〇〇號)  
播丹鐵道社驛前ニ三等郵便局設置ノ  
請願 (委員長報告)

第七百六十二 (特別報告第五〇一號)  
神指村黒川ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十三 (特別報告第五〇二號)  
高田町下町ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十四 (特別報告第五〇三號)  
中瀬村ニ三等郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十五 (特別報告第五〇四號)  
吉田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十六 (特別報告第五〇五號)  
東北本線北白川驛前ニ郵便局設置ノ  
請願 (委員長報告)

第七百六十七 (特別報告第五〇六號)  
北下浦村ニ郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百六十八 (特別報告第五〇七號)  
小原村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十九 (特別報告第五〇八號)  
長野村ニ無集配郵便局設置ノ請願  
(委員長報告)

第七百七十 (特別報告第五〇九號) 安村二無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十一 (特別報告第五一〇號) 木郎村字白丸二無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十二 (特別報告第五一一號) 撫養町大字黒崎二無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十三 (特別報告第五一二號) 西栗柄村二集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十四 (特別報告第五一三號) 鹿又郵便局移轉並同局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十五 (特別報告第五一四號) 中名田郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十六 (特別報告第五一五號) 四ツ濱郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十七 (特別報告第五一六號) 有福郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十八 (特別報告第五一七號) 蓬山郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百七十九 (特別報告第五一八號) 下原田郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十 (特別報告第五一九號) 夏井郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十一 (特別報告第五二〇號) 天橋立郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十二 (特別報告第五二一號) 馬來田郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十三 (特別報告第五二二號) 中林郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十四 (特別報告第五二三號) 大船渡郵便局二集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十五 (特別報告第五二四號) 赤生津郵便局二集配並電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十六 (特別報告第五二五號) 美和郵便局二電話並集配事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十七 (特別報告第五二六號) 淨法寺郵便局二電信事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十八 (特別報告第五二七號) 吉良見郵便局二電信事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百八十九 (特別報告第五二八號) 利賀村二電信並設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十 (特別報告第五二九號) 吉和郵便局二電信又ハ八電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十一 (特別報告第五三〇號) 日見郵便局二電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十二 (特別報告第五三一號) 古賀郵便局二電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十三 (特別報告第五三二號) 勝賀瀬、小川及上八川各郵便局二電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十四 (特別報告第五三三號) 漁業用無線電信電話ノ施設獎勵ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十五 (特別報告第五三四號) 刑餘者ノ身元證明ニ關スル請願 (委員長報告)  
第七百九十六 (特別報告第五三五號) 池田町二區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十七 (特別報告第五三六號) 中頓別二區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十八 (特別報告第五三七號) 遠輕村二區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第七百九十九 (特別報告第五三八號) 似瀨村二區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百 (特別報告第五三九號) 山瀬村二大館區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百一 (特別報告第五四〇號) 宮川村二區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第八百二 (特別報告第五四一號) 常滑町二登記所設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三 (特別報告第五四二號) 土崎村二區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百四 (特別報告第五四三號) 御嵩區裁判所出張所管轄區域變更ノ請願 (委員長報告)  
第八百五 (特別報告第五四四號) 小濱區裁判所二地方裁判所中支部分設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百六 (特別報告第五四五號) 實業補習教育振興ノ請願 (委員長報告)  
第八百七 (特別報告第五四六號) 大學及高等學校ノ授業ニ關スル請願 (委員長報告)  
第八百八 (特別報告第五四七號) 谷川士清大入ノ學徳ヲ國定教科書中ニ編纂ノ請願 (委員長報告)  
第八百九 (特別報告第五四八號) 大崎驛貨物支線敷設計畫變更ノ請願 (委員長報告)  
第八百十 (特別報告第五四九號) 中央線電化速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百十一 (特別報告第五五〇號) 沼津輕便鐵軌條改良並延長ノ請願 (委員長報告)  
第八百十二 (特別報告第五五一號) 碎馬總社驛西部乘降口新設ノ請願 (委員長報告)  
第八百十三 (特別報告第五五二號) 興部、濱頓別間鐵道經由路ニ關スル請願 (委員長報告)  
第八百十四 (特別報告第五五三號) 引田、徳島間鐵道經由路ニ關スル請願 (委員長報告)  
第八百十五 (特別報告第五五四號) 津鐵道豫定地通過ノ請願外一件 (委員長報告)  
第八百十六 (特別報告第五五五號) 津鐵道豫定線一部變更ノ請願 (委員長報告)  
第八百十七 (特別報告第五五六號) 山野、水俣間鐵道起工年度繰上ノ請願 (委員長報告)  
第八百十八 (特別報告第五五七號) 高梁、東城間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第八百十九 (特別報告第五五八號) 會吉、勝山間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十 (特別報告第五五九號) 境飯能間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十一 (特別報告第五六〇號) 深川、雨龍間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十二 (特別報告第五六一號) 福島、猪苗代間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十三 (特別報告第五六二號) 大垣、金澤間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十四 (特別報告第五六三號) 新居濱、高知間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十五 (特別報告第五六四號) 平、小名濱間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十六 (特別報告第五六五號) 酒田、真室川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十七 (特別報告第五六六號) 平岡村新在家二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十八 (特別報告第五六七號) 名寄、上名寄間二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百二十九 (特別報告第五六八號) 琴似村新琴似二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三十 (特別報告第五六九號) 大和村二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三十一 (特別報告第五七〇號) 程ヶ谷、戸塚兩驛間二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三十二 (特別報告第五七一號) 濱松、舞坂兩驛間二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三十三 (特別報告第五七二號) 徳久村二停車場設置ノ請願 (委員長報告)  
第八百三十四 (特別報告第五七三號) 西栗柄村二停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第八百三十五 (特別報告第五七四號)

御堂驛信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十六 (特別報告第五七五號)

二枚橋信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十七 (特別報告第五七六號)

小坂信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十八 (特別報告第五七七號)

美幌町舊市街ニ簡易乗降場設置ノ請願

第八百三十九 (特別報告第五七八號)

療兵ノ國有鐵道無賃乘車ニ關スル規定中改正ノ請願

第八百四十 (特別報告第五七九號)

磨村ニ郵便局設置ノ請願

第八百四十一 (特別報告第五八〇號)

穂高村ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第八百四十二 (特別報告第五八一號)

鷹栖村ニ區裁判所出張所設置ノ請願

第八百四十三 (特別報告第五八二號)

網走港開港ニ關スル請願

第八百四十四 (特別報告第五八三號)

網走、千島及東寧間定期補助航路開始ノ請願

第八百四十五 (特別報告第五八四號)

網走港修築工事擴張ノ請願

第八百四十六 (特別報告第五八五號)

網走町ニ地方裁判所設置ノ請願

第八百四十七 (特別報告第五八六號)

鬼鹿村ニ船入灣修築ノ請願

第八百四十八 (特別報告第五八七號)

根北鐵道敷設速成ノ請願

第八百四十九 (特別報告第五八八號)

商業會議所法中改正ノ請願外一件

第八百五十 (特別報告第五八九號)

屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願外一件 (委員長報告)

第八百五十一 (特別報告第五九〇號)

一ノ關、大船渡開港速成並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願外八件

第八百五十二 (特別報告第五九一號)

銅路、網走間鐵道速成ノ請願外四件

第八百五十三 (特別報告第五九二號)

落石漁港外五港修築ノ請願

第八百五十四 (特別報告第五九三號)

厚床、標津間鐵道速成ノ請願

第八百五十五 (特別報告第五九四號)

金鷲動章年金令改正ニ關スル請願外八件

第八百五十六 (特別報告第五九五號)

町村有給吏員退職料法制定ニ關スル請願

第八百五十七 (特別報告第五九六號)

在外指定學校教員ノ恩給ニ關スル請願

第八百五十八 (特別報告第五九七號)

國立水產試驗場設立ノ請願

第八百五十九 (特別報告第五九八號)

機船底曳綱漁業取締ノ請願

第八百六十 (特別報告第五九九號)

市場法制定ノ請願

第八百六十一 (特別報告第六〇〇號)

痛癢疥所設置指定地取消ノ請願外六件

第八百六十二 (特別報告第六〇一號)

恩給法中一部改正ノ請願

第八百六十三 (特別報告第六〇二號)

國有林野ニ關スル請願 (委員長報告)

第八百六十四 (特別報告第六〇三號)

常呂川治水ニ關スル請願

第八百六十五 (特別報告第六〇四號)

鑛業法改正ノ請願 (委員長報告)

第八百六十六 (特別報告第六〇五號)

書道振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第八百六十七 (特別報告第六〇六號)

落石漁港外五港修築並厚床標津間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第八百六十八 (特別報告第六〇七號)

女子高等教育振興ニ關スル請願

第八百六十九 (特別報告第六〇八號)

產婆法制定ノ請願 (委員長報告)

第八百七十 (特別報告第六〇九號)

液循環治療法制定ノ請願 (委員長報告)

第八百七十一 (特別報告第六一〇號)

中湧別、網走間鐵道速成ノ請願

○議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

教育職員ノ恩給事項ニ關スル建議案

提出者 加藤 知正君

金鷲動章旭日章年金改正ニ關スル建議案

提出者 秋田實之介君

新潟縣下ニ鐵道局設置ニ關スル建議案

提出者 山本 二郎君

松井 郡治君

加藤 知正君

大竹 謙治君

石原 義雄君

增田 義一君

山田 助作君

石塚 三郎君

關矢 孫一君

建部 進吾君

中村 貞吉君

高橋 光威君

山田 又司君

石黒 大次郎君

吉原 義雄君

川内川改修速成ニ關スル建議案

提出者 富永孝太郎君

寺田 市正君

兒玉 實良君

東郷 實君

陣 軍吉君

建議及請願ニ對シ政府ノ報告ヲ要求スル

建議案

提出者 林田 龜太郎君

砂田 重政君

牧山 耕藏君

古林喜代太君

尾道開港場設置ニ關スル建議案

提出者 嶋居 哲君

建築士法制定ニ關スル建議案

提出者 小西 和君

磯部 尚君

高木益太郎君

井口延次郎君

平野 光雄君

作間 排逸君

關 直彦君

戸澤民十郎君

佐々木安五郎君

田崎 信藏君

中村啓次郎君

滿蒙開發ニ關スル建議案

提出者 永田 善三郎君

戸澤民十郎君

森 恪君

町野 武馬君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

「ラヂヲ」放送取締ニ關スル質問主意書

提出者 谷原 公君

島根縣會議員選舉干涉ニ關スル質問主意書

提出者 寺田 市正君

地方青年會ノ指導監督ニ關スル質問主意書

提出者 關 直彦君

決議案(帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件)

提出者 清瀨 一郎君

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件)

提出者 湯淺 凡平君

決議案(內閣總理大臣ノ責任ニ關スル件)

提出者 望月 圭介君

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

決議案(以上三月二十四日受領)

綱紀肅正ニ關スル再質問主意書

本年二月十六日附ヲ以テ提出シタル滋賀縣ニ於タル綱紀修正ニ關スル質問ニ對シ三月二日附レハ事務官地第五號ヲ以テセル答辯書ニ依レハ宇治川電氣株式會社及旭絹織株式會社ヨリ寄附ヲ申出テ知事ニ於テ其ノ希望ヲ容レ公益法人タル琵琶湖協會ノ資ト爲スヲ最適當ト認メ同協會ニ於テ之ヲ受納スルコトシタル旨ヲ述フルモ元來該寄附ハ兩會社ノ自發のニ出テアルモノナラス却テ全ク縣當局ノ強要ニ依ルノマリ即チ宇治川電氣株式會社ニ對シテハ嘗テ大正十三年ノ渇水ニ際シ其ノ命令條項ニ基キタル引水制限ノ交渉ヲ爲セシニ會社ハ之ニ應セサルノミナラス却テ橋樑ノ態度ヲ示シタルニ依リ爾來縣當局ト間ニ意志ノ疎隔ヲ來セシニ其ノ後會同會社ノ事業經營上琵琶湖ノ水利利用期限ノ延長ヲ要スルニ至リ會社ヨリ右許可ノ出願アリシニ荏荏決セス而モ會社ノ懇請ニ依リ遂ニ五萬圓ノ寄附ヲ強要シ漸クニシテ許可セシナリ而シテ會社ハ此ノ寄附ニシテ若縣ノ歲入ニ加ヘラレムカ自然關係ノ地方縣ヨリ同様ノ寄附ヲ強要サルノ懼アルカ爲ニ殊更ニ縣ノ歲計ニ編入セサルヲ條件ト爲シタルハ公知ノ事實ナリ又旭絹織株式會社ニ關シテハ嘗テ其ノ工場擴張ノ要アリシニ其ノ所用敷地カノ保勝地域内タルノ故ヲ以テ縣ニ出願セシモ容易ニ計サレズ會社宇治川電氣株式會社ヨリ前述ノ寄附ヲ得タルヲ以テ亦之と同シク五萬圓ノ寄附ヲ強要シ會社ハ已ムナク之ニ應シ辛ウシテ工場擴張ノ許可ヲ得タルナリ而シテ縣當局ハ以上ノ寄附ニ依リ得タル資金ヲ以テ新ニ琵琶湖協會ヲ組織シ縣廳官吏ノミニ依リ其ノ資金ノ處分ヲ爲シ後ニ縣民間之カ批難ノ聲アルニ方リ會社單ニ諮問機關ニ過キサル評議員ニ縣民ノ有志ヲ囑託シ唯其ノ寄附金處分ノ報告ヲ爲シタルノミニシテ出納其ノ他一切ノ權限ハ之ヲ該協會ノ理事タル縣廳官吏ノ手ニ委シツツアリ

素ヨリ許可ト寄附上ハ各其ノ間區別アリト謂フヘシト雖以上ノ經緯ニ徴シ一方曩ニ提出シタル質問書ニ明ナルカ如ク或ハ水利使用ニ關スル命令條項ノ改定或ハ縣立農事試驗場ニ及ボス影響等縣民ノ利害ノ爲開却シ得サル事柄ヲ全全度外視シ

タル事實ニ依リ之ヲ綜合スルトキハ這次  
滋賀縣當局ノ執リタル行動ニ對シ縣民ハ  
深ク疑歟ノ感ヲ懷キツツアルハ極メテ明  
確ナリ  
斯ノ疑歟ヲ生セシムル行爲ヲ敢テシテモ  
尙綱紀ヲ紊亂シタルモノニ非スト揚言シ  
得ルヤ  
右及再質問候也

大正十五年三月二十四日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員 藤澤萬九郎君外一名提出綱紀  
肅正ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差  
送候

〔別紙〕

内務省閣地第十三號

衆議院議員 藤澤萬九郎君外一名提出綱  
紀肅正ニ關スル再質問ニ對スル答辯書  
滋賀縣知事ハ宇治川電氣株式會社及旭絹  
織株式會社ニ對シ寄附ヲ強要シタル事實  
ナシ  
右及答辯候也

大正十五年三月二十四日

内務大臣 若槻禮次郎

清酒釀造業官營ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

大正十五年三月十六日

提出者 神崎 勳

清酒釀造業官營ニ關スル質問主意書  
清酒釀造業官營ハ需用者ノ負擔ヲ公平ナラ  
シメ而モ需用者ノ負擔ヲ増サスシテ國家  
ノ收益ヲ増大スヘキハ事實ナリト信ス其  
ノ結果ハ社會政策上極メテ有益ナル施設  
タルノミナラス亦以テ國家財政上有利ナ  
リトス政府ハ果シテ之ニ對シテ如何ナル  
所見ヲ有スルヤ  
右及質問候也

大正十五年三月二十四日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員 神崎勳君提出清酒釀造業官營  
ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差送候

〔別紙〕

衆議院議員 神崎勳君提出清酒釀造業官  
營ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
酒類專賣ニ付テハ前議會並ニ今議會ニ於  
テ既ニ衆議院ノ建議アリ又坊間ニ於テモ

一大財源トシテ之ヲ主張スル者アルモ官營事業ノ擴張ニ付テハ篤ト考慮ヲ要スルノミナラス政府ニ於テ調査シタル結果ニ依レハ酒類ハ左記理由ニ依リ專賣ニ適セサルモノト認ム

一、財政上ノ目的ヲ以テ酒類專賣ヲ行フニ方リテハ製造ト爲スヘク、販賣專賣ヲ以テシテハ財政上ノ目的ヲ達スルニ不充分ナリ、酒類ノ專賣ヲ行フトキハ其ノ生産費ヲ低減シ酒質ノ向上ヲ圖ル等有利ナル點ナキニ非サルモ酒類ハ未ダ完全ナル機械的工程ヲ以テ製造スルコトヲ得ス多年ノ慣行ニ從ヒ製造セラレツ、アルモノニシテ今日ノ狀況ニ於テハ官營トスルモ不適セス

二、酒類ハ其ノ製造並ニ貯藏中ニ於テ變敗ノ危險ヲ伴ヒ今日ノ科學ニテハ未タ絕對のニ之ヲ防止スルコトヲ得サルモノナルカ故ニ其ノ經營甚タ困難ニシテ官營ハ依リ良好ナル成績ヲ擧ゲ得ヘキヤ否ニ疑問ナリ

三、酒類製造ハ現今我國ニ於ケル重要ナル産業ニシテ若シ之ヲ專賣トスルトキハ約一万二千ヲ算スル酒造業者ヲ首トシ多數ノ失業者ヲ生スヘシ、殊ニ財界不況ノ今日民業ヲ奪フハ不可ナリ

四、酒類ノ大部分ヲ占ムル清酒ノ製造時期ハ普通冬期ニ限ラレ人員使用上不經濟ニシテ官營事業トスルニ適セス

五、酒類專賣ヲ行フトキハ其ノ販賣價額ヲ一定スルノ必要アルモ其ノ品質ハ製法造場ノ位置、使用原料、氣候、醸造技術、貯藏方法等ニ依リテ異ナリ假ニ之ヲ幾多ノ等級ニ區分シテ價額ヲ一定セムトスルモ殆ト不可能ナリ

六、政府ノ調査スル所ニ依レハ特ニ專賣ノ爲ニ價額ノ引上ヲ行ハサル限り現行租稅ノ制度ニ比シ財政上多大ノ增收ヲ期シ得ヘキヤ否甚タ疑問ナリ

右及答辯候也

大正十五年三月二十二日

大藏大臣 濱口 雄幸

京都府會決議無效ニ關スル再質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十五年三月十六日

提出者 長田 桃藏

京都府會決議無效ニ關スル再質問主  
意書

本月四日日本員等ノ提出シタル京都府會決議無效ニ關スル質問ニ對シ答辯ヲ與ヘラレタルモ其ノ主旨甚タ了解シ難キモ多シ依テ更ニ再質問ヲ爲スコトヲ如シ

第一ノ答辯ノ主旨ハ京都府會ハ市部會郡部會市郡縣帶會ヲ交互ニ同一ノ議場ニ於テ開會スル慣例ニシテ現ニ市部會開會中ナルニ拘ラス郡部會聯帶會カ同一議場ニ入りテ爲シタル決議ハ法律上無効ナリト謂フニ在リ本件ノ事實ハ第一回質問書ニ詳述シタルカ如ク市部會カ同一故意ニ議場ヲ占領シテ開ケ渡ササルカサルモノニ非サルカ故ニ知事ニ對シ他ル場所ニ於テ開會セムコトヲ要求シタルモ知事ハ拒ムテ之ニ應セズ殊ニ會期ノ最終日ニシテ既ニ時間ノ餘裕ナキカナル止ムヲ得ス同一議場ニ入りテ開會シ而モ會場ノ手廣ナルカ故ニ何等支障ナク同時ニ二會ヲ開キ議事ヲ了ヘタルナリ然ルニ答辯ニ依レハ法律上無効ナリト謂フモ本員等ハ府縣制其ノ他之ニ關聯スル法規上則レ規定ヲ見出ス能ハス所謂法律上ハ何レノ法律ノ謂ヒタルカ其ノ條項ヲ明示サレムコトヲ望ムルカ夫レ之ヲ無効ナリト決定スルトキハ今後會場ヲ占領シテ他ノ會議ヲ妨クルノ暴舉ハ容易ニ行ハレ毎會斯ル紛議ヲ繰返スニ至ルヘシ府自治ノ將來ノ爲實ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ政府ノ所見ヲ確メテ欲スル所以ナリ

第二ノ答辯ノ主旨ハ郡部會聯帶會ノ決議ヲ無効ナリト決スル以上ハ其ノ決議スヘキ事件ニ付府知事カ善後ノ處置ヲ講スルハ當然ナリト謂フニ在リ素ヨリ其ノ言ノ如シ併シ乍ラ斯ノ如キハ本員等ノ間ハムト欲スル所ニ非ス本員等ノ質問ハ即チ百歩ヲ讓リテ郡部會聯帶會ノ決議ヲ無効ナリト假定スルモ其ノ決議ニ依リテ意思ノ表示ハ明確ナリ然レハ則チ內務大臣ハ知事ニ對シ其ノ表示ヲサレタル意思ノ全部ヲ採ルヘシトノ指揮ヲ與ヘラレタルヤ否ニ在リ今其ノ表示サレタル意思ノ一例ヲ舉クレハ府立



水産講習所指導船建造費ノ如キ現在ノ指導船ハ今後尙數年ノ使用ニ堪ユヘク且漁撈科生徒ハ僅ニ二十名内外ニテ殆ト有名無實ノ施設ニシテ漁業者ハ之カ爲ニ何等恩惠ノ受クヘキモノナキニ拘ラズ之カ建造費ハ主トシテ漁業者ニ賦課スルノ方策ヲ執リ從來最惡稅トシテ逐年稅額ヲ低下シツツアリシ漁業採捕稅ヲ倍加シ且收入ノ一トシテ見込メル漁業組合ノ寄附金ノ如キ之ヲ強要シツツアルモ反對ノ聲ハ頗ル高ク從テ其ノ收入ハ甚タ不確實ナリト謂ハサルヘカラ

故ニ郡部會ハ輿論ノ聲ニ聞テ此ノ建造費ヲ創設シタル是等ノ如ク明確ニ表示サレタル意思ハ之ヲ採用スヘシト指揮サルルカ將又知事カ府民怨嗟ノ聲ヲ顧ミズ原案ヲ執行セムトスルキハ之ヲ認容サルルカ要スルニ本員等ノ間ハ聯帶會ノ決議ヲ無効トスルモ其ノ表市サレタル意思ノ全部ヲ採テ以テ善後ノ處置ノ資料ト爲シ輿論政治ノ本旨ニ從フヘシトノ指揮ヲ與ヘラルルヤ否ニ在リ

第三ノ答辯ノ主旨ハ郡部會聯帶會カ參事會議場ニ於テ開會セムコトヲ要求シタルモ知事カ之ヲ拒絕シタル事實ヲ認メシテ謂フニ在リ本員等ハ徒ニ事實ヲ捏造シテ人ヲ誣フルカ如キ不徳ヲ爲スモノニ非サルコトヲ承知サレタシ此ノ答辯タル若知事ヨリ直接ノ申出ニ因レルモノナリトスレハ苟モ一府縣ノ長官トシテ自己ノ責任ヲ回避セムカ爲ニ此ノ虛偽ノ言ヲ敢テス驚クノ外ナシト雖斯ノ如キコトノ之レアルヘシトモ思ハレズ恐クハ知事直接ノ申出ニアラス仲介者ノ錯誤ニ原因スルモノナラムカ要スルニ知事ノ拒絕シタルハ確切ノ事實ナリ又假令他ノ要求ハ之レナシトスルモ京都府廳内ニハ一時ノ會場ニ充ツヘキ場所ナキニ非サルニモ拘ラズ知事カ何等隨機ニ處置ヲ施サス爲ニ斯ル紛議ヲ招クニ至リタルハ之レヲシモ尙知事ハ相當ニ職責ヲ盡シタルモノト認メラルルヤ否

右及再質問候也  
大正十五年三月二十四日

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

官報附外 大正十五年三月二十一日

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎

衆議院議長 若槻禮次郎  
衆議院議長 若槻禮次郎



券ヲ與ヘルト云フコトニシタラドウカ、是ハ私ハ議會ノ混雜ヲ防ギ、或ハ公衆一般ノ爲ヲ思フ、サウシナケレバナラヌ問題デアラウト思フノデアリマス、之ヲ諸君ニ御諮リシタイ、又議長ハ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ聞キタイノデアリマス、詰リ裁判所ニハ誰デモ行ケルノデアリマス、私ハ米國ナドハ能ク知リマセヌガ、コングレス「ナドニ於テハ、自由ニ這入レルト云フコトヲ聞イテ居リマス、英國ナドハサウ云フコトハナカラウト思ヒマス、獨逸デハソレヲヤツテ居ルト思ヒマス、先年モヤツテ居リマシテ便宜ヲ與ヘラレマシタ、サウスレバ議員ノ特權デナク、一般國民ニ與ヘルト云フコトニナリハシナイカト思フヤウナ状態モアルノデアリマス、今日ハソレハ決テ居リマセヌガ、此妥協點ニ至テ五十枚、百枚ト云フモノヲ一般公衆ニ與ヘルト云フコトニシタラドウカ、議員ノ手ヲ經ズシテ此修憲席ニ這入ルコトニシタラドウカト思ヒマス、此點ニ付議長及諸君ノ考ヘテ聞イテ置キタイ、即チ研究シテ置キタイ、第二ノ問題ハ議院ノ總テノ設備及議院ノ官吏、立法府ニ關係アル所ノ行政官吏ノ俸給ヲ如何ニスルカト云フ問題デアリマス、或ハ歳費問題其他ノ問題デモ大體省ニ言ウテ行ク、他省ト同ジヤウナ均衡ヲ取テヤルカラ出シテ困ル、ソレデ議院ノ設備ガ十分ニ出來ナイ、待遇ガ出來ナイト云フ不平ガアルノデアリマス、亞米利加邊リデハ、立法府ノ豫算ハ第一ニ取ルト云フコトデアリマス、日本ハ之ヲ如何ニスベキカト云フ問題デアリマス、之ニ就テ諸君ノ考慮ヲ煩ハサナケレバナラヌ、而シテ差迫テ問題ハ、守衛其他ノ簿給デ護衛ノ任ニ當リ、議員ノ暴行ヲ整理シ、並ニ議員ノ保護ニ付テ務メテ居リマスガ、之ヲ如何ニスルカト云フ問題デアリマス、守衛ハ議員ノ身體トカ、傍聴人ノ身體ヲ十分ニ取締ルト云フコト、或ハ之ヲ保護スルト云フヤフナ色ミナ點ガ、政治上ノ活動ガ議院ニ集テ來ルト必要デアラウト思フノデアリマス、サウシテ今日守衛及給仕ナドノ月給ハ、非常ニ少イト云フコトデアリマス、給仕ナカ現ニ其善シ惡シハ知リマセヌガ、餘リ面白クナイ問題ガアル、貴族院ノ給仕ガ五十名程、二月二五日間程——是ハ能ク知リマセヌガ「ストライキ」ヲヤツテ時間ヲ短縮

シテ、給料ノ値上ヲシロト云フコトニ付テ、貴族院ニ問題ガ起テ居ルト云フコトハ、私ハ聞イタノデアアルガ、或一ツノ日本ノ今日ノ状態ガ貴族院ニ這入テ居ルト云フコトヲ明ニ示シテ居リマス、ソレデ守衛長ハ自分ノ俸給ヲ割イタツカ、或ハ新聞ニ依レバ之ヲ三錢上ダツト云フコトモ聞イテ居ル、即チ五十錢乃至五十五錢位モ聞イテタノデアアルガ、是ハ實ニ少イ、又九時カラ四時マデト云フコトモ、一時間モ二時間モ引張ラレテ辨當一ツ吳レルト云フ状態デアリマス、是ハ事ガ小サイガ、其上ノ守衛ハドウデアアルカト云フコト（簡單々々）ト呼フ者アリ）簡單ニシマス、東京ノ警視廳ノ警官ノ俸給平均額ハ五十三圓デアアルニ拘ラズ、帝國議會ノ最モ神聖ナル威嚴ヲ保持、暴動ヲ防イデ諸君ノ身體ヲ保護スル所ノ守衛ガ幾ラデアアルカト云フコト、僅ニ四十五圓ノ平均ニナツテ居ルト云フ状態デゴザイマス、非常ニ薄給デゴザイマス、サウシテ全部受ケル者デモ僅カ六十圓カ六十圓位デゴザイマス、斯ウ云フ問題ニ付テ吾々ハ何トカ之ヲシナケレバ、到底吾々ノ身體ヲ保護スルコトハ出來マセヌ、諸君、此間デモ院外圍ガ迫テ來テ、私ヲ叩イテ負傷サセテ居ルト云フコトハ重大ナル問題デアアル、然ルニ非常ニ守衛ノ手當ガ少クテ、サウ云フ場合ニ防衛ノ出來ナイ守衛ガアルデハナイカ、守衛ハ諸君ノ身體生命ト云フモノヲ託サレテ居ル、非常ニ重大ナル任務ノアル者デアル、然ルニ拘フズ守衛ニ相當ノ月給モ與ヘズ、待遇モ與ヘズ、武器モ與ヘズ、而シテ諸君ガ侮辱シテ、サウシテ之ニ十分ノ待遇ヲシナイト云フコトデ、ドウシテ議會ノ神聖ガ保持レマセウカ、議會ノ神聖ガ保持テナイカラ、或ハ院外圍ノ闖入トナリ、僕等ノ負傷トナツテ居ルノデアリマス、フコトガ原因ニナツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フコトガアルト聞デ大ニ警戒ヲシナケレバナラヌ、今ヤ茲ニ議會ヲシマハフトスル時ニ當テ、如何ニ此守衛ノ待遇ヲ好クスルカト云フコトニ付テ諸君ガ御考慮ニナリナイカラ、到底吾々ノ生命、身體ノ保護ト云フコトハ出來ナイ、隨テ非常ナル混亂ヲ持來シテ居ルト云フヤウナ状態デアアル、故ニ吾々ハ良イ所ノ守衛ヲシテ相當ナル俸給ヲ與ヘテ、サウシテ根本カラ議會ノ改造ニ任ジナケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス

○議長（粕谷義三君） 田淵君……（此時「止メロ」止メロ）議事進行ニ關係ハナイト「呼フ者アリ」

○田淵豐吉君（續） マア聴キ給ヘ、重大問題デアアル（關係ガナイデヤナイカト呼フ者アリ）關係ガアル、現ニ僕等ハ叩カレテ居ル、院外圍ガ闖入シテ來タ時、誰ガ警備ノ任ニ當ルカ、諸君ガ餘リナスルルカ自然議會ガ混亂スル、混亂スル時ニハ誰ガ防グカ（拍手、發言スル者多シ）

○議長（粕谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス

○田淵豐吉君（續） 守衛ヲ殿レタツト云フコトヲ無所屬所ト本黨トノ間デ言フテ居タデハナイカ、諸君ガ守衛ヲ殿レタツト云フコトハ何タル事デアアル、サウシテ無準備トルモノニ付テ非常ナ壓迫ヲ加ヘテ居ルデハナイカ、ソレデ議會ノ神聖ガ保持レルカ、諸君ガ保テナイカラサウ云フコトガ起ルノデハナイカ

○議長（粕谷義三君） 田淵君——ドウゾ簡單ニ願ヒマス

○田淵豐吉君（續） 故ニサウ云フ點ニ付テモ吾々ハ根本ノ二改革ヲシナケレバ、決シテ全體ガ旨ヲ行カナイト云フコトヲ諸君ノ前ニ絶叫スルノデアアル、第三ニ於キマシテハ私ハ查問會ノ問題ニ付テ、是ハ議事進行ト直接ニ關係ヲ持テ居リマス（關係ナイト呼フ者アリ）關係ガアルマス、此問題ニ付テハ諸君ガドンナ御強ギニナツテモ、私ハ降壇ヲシナイカラ其御強ギ（シッカリマセヌ、查問會ノ問題ニ付テ私ハ議長及諸君ニ聞キタイ、私ハ三百万圓事件ヲ中野君ガ出シタガ爲ニ、遂ニ政友會ニ一撃ヲ加ヘタカラ、政友會ハ之ニ「レベンデ」ヲ加ヘル、復讐ト云フ觀念ガアツタカナカ知ラヌガ、世間デハアツタ稱シテ居ル、ソレデ以テ遂ニ中野君ニ對シテ陸軍大臣ノ答辯トナツテ居ル、所ガ陸軍大臣ト云フモノハ田中君ノ推薦セラレタ所ノ人デアアル、田中君ガ參議官ト成リ込シテ、サウシテ遂ニ他ノ大將ニヤラセナイデ、宇垣君ニヤラセタノデアアル、故ニ宇垣陸軍大臣ハ、實ハ政友會ノ地盤カラ推薦セラレテ、憲政會ノ關係ニ列シテ居ル人デアアル、是ハ私ハ先カラ知ツテ居タノデアアル、故ニ宇垣君ニ投ガハル所ノ此中野君ノ石ハ、同時ニ彼等ノ關係デアアル所ノ總理大臣ニ

中テ居ルノダ、故ニ之ヲ彈ク上云フト、政友會カラ直グ附込シテ宇垣君ガブウ——言フテ困ルノデ、宇垣君ニ對シテ惡イト云フノデ、成ベク此問題ヲ不問ニ付シヤウト云フ形跡ガ見エル、故ニ三百万圓問題ト云フモノハ查問會ニ掛ケテ、查問ニ付シタカドウカト云フコトヲ聞キタイ、何故ニ中野正剛ノ此查問會ヲ——私ハ餘リ查問會ハ嫌ヒダケレドモ、諸君ガ出シタ問題デアハナイカ、然ラバ相當ニ之ヲ查問ニ付シテ三百万圓ヲドウシテ審議シナイノカ、何ガ爲ニ延會シテ審議シナイノデアアルカ、延會シナケレバ中野ノ方ヲ半分ヤツテ片方何故半分ヤラナイノカ、諸君、私ハ惡イ考デ言フノデアリマセヌ、松島事件ト三百万圓問題ト云フモノヲ互ニ相殺シテ、他ノクダラヌ新聞ガドウダ斯ウダツト云フテ、露西亞邊リノ新聞ガドウダ來テ、ソナナ事デ聞タ採シタヤツテ、中野君ノ爲ニ善イカ惡イカ、ソナナ事ハ知ラナイ、尙モ此三ツノ問題ガ出テ居ル以上ハ、三百万圓問題ヲヤル氣ナラバ、何故查問會ヲ御開キニナラヌノカ、松島問題ノ如キハ即チ憲政會ニ非常ニ關係ガアリマシテ、憲政會ガ危イト云フノデ之ヲ相殺シニヤラナイノデアアルカドウカ、查問會ヲ御開キニナツタノハ如何ナル問題ノ爲ニ查問會ヲ御開キニナツタノデアアルカドウカ、如何ナル爲ニ此三百万圓問題及此松島事件ヲ查問ニ付サナイカト云フコトヲ私ハ諸君ニ聽キタイノデアアル、諸君ハ小サイ所ノ中野正剛氏ノ查問會ダケヲヤツテ、他ノ查問會ヲ何故開カナイカ、十萬圓ノ行衛ニ對シテ非常ニヤカマシク言フテ居ルコトハ意味ガアルケレドモ、一方ニ於テハ何百万圓モ取ツタト云フ大阪邊リニ起テ居ル事件ニ付テ、何故之ヲ……

○議長（粕谷義三君） 田淵君ニ注意シマス

○田淵豐吉君（續） 此三百万圓ニ付テ何故查問會ガ開カレナイカト云フコトヲ聽キタイ、故ニ私ハ議長ニ向テ……

○議長（粕谷義三君） 田淵君、議事進行ニ付テ御進ヲ願ヒマス

○田淵豐吉君（續） 議事進行ニ關シテ述べマス、故ニ此委員會ヲ御開キニナラヌ積リカ、開カナイ積リデ——何故御開キニナラヌカト云フコトヲ私ハ聽キタイ、國民ヲ愚弄スルモ亦甚シイト思ヒマスカラ、此問題ニ付キマシテ、委員長及議長カラ的確ナル

御密會ヲ得タイト思フノデアリマス、而シテ傍聴者及守衛ノ待遇、或ハ議員諸君ノ歳費ト云フヤウナ問題、或ハ査問會ノ問題ニ付テ、議長ヨリ御答辯ヲ願ヒタイ、又十分ニ御答辯出来ナレバ、次ノ議會マデ十分ニ本問題ニ付テ御研究ヲ願ヒタイ、査問會ノ問題ニ付テモ的確ナル御答辯ヲ委員長及議長カラ聞カレバ、私ハ國民ノ爲ニ私ノ義務ヲ果スコトガ出来ナイカラ、此ニ立テヤッタ次第デアリマス

○議長(粕谷義三君) 只今田淵君ガ御述ニナリマシタ傍聴者、並ニ守衛ノ待遇ノ事ニ付キマシテハ、議長ニ於テモ考慮致シテ置キマス、尙ホ査問會ノ事ヲ御尋デアリマシタガ、査問會ハ御承知ノ通り毎日進行シテ居ルヤウデアリマス、是ダケ御答シテ置キマス

○議長(粕谷義三君) 菊池謙二郎君

○菊池謙二郎君 諸君、私ハ議事進行ト云フコトニ付テ當テ發言ヲ求メコトハ無イノデアリマス、併ナガラ私竊ニ思フ、議事進行ノ發言ト云フモノハ無所屬ノヤウナ一人一黨、殆ド勢力ヲ有シナイ者ニ取テ、天ノ賜物デアルト考ヘルノデアリマス、從來當テ議事進行ニ付テ發言ヲ求メテハ居リマセマカッタガ、此議場ノ有様ヲ見マスト云フト、甚シク言論ヲ壓迫スルノデアリマス(ノウ) 吾々ハ言ハント欲スルコトモ、質問ノ打切、討論ノ打切デ以テ言フコトガ出来ナイコトガ憂デアリマス(ヒヤ)

此議會ニ於キマシテモ、私ハ重要問題ニ付テ五度質問ノ通告ヲ爲シ、討論ノ通告ヲ爲シマシタガ、一回モ發言ヲ許サレナカッタノデアリマス、斯ノ如キハ多數ノ諸君ガ一人ノ吾々ニ向テ、言論ノ壓迫ヲ加ヘルモノト思フノデアリマスカラシテ、今日ハ議事進行ト云フ天ノ賜物ヲ以テ、甚シク議事進行ニ關スル事ニ付テ、一言ヲシタイト思フノデアリマス(拍手) ソレハ昨日ノ議事ニ關スルコトデアリマス、昨日ノ造船ノ補償問題ト云フモノハ極メテ重大ナル問題デアルトハ考ヘマス、少クモ二ツノ點ニ於テ當テ類例ノナイ重大ナル問題デアルト考ヘル、第一點ハ斯ノ如キ法律ヲ施行スルト云フト、將來不當支出ト云フヤウナモノガ

要、行ハレハセマカ政府ガ契約モシナイ、豫約モシナイ、註文スルカモ知レスト云フヤウナコトド所謂勸告、其勸告ヲ爲シタカラト云ウテ賠償ヲスルト云フヤウナコトガ將來行ハレルト云フト、自治團體ニ付テモ斯ノ如キコトヲ許サナレバナラヌ、市町村ノ財政ト云フモノハ非常ニ紊亂スルト私ハ考ヘル、實ニ惡シキ例ヲ作ル所ノ法律デアッテ、海ニ重大ナル問題デアルト考ヘル、第二ハ思想問題デアアル、政友會ノ東若ガ思想問題ニ付テ幾々御速ニナリマシタ、私モ斯ノ如キコトニ付テハ極メテ憂ヘテ居ルノデアリマス、同意ヲスルノデアリマステレドモ、東若ノ質問ハ如何ニ取締リマスカレ如何ニ處置スルカト云フコトデアリ、文部大臣ノ答辯モ亦取締リマスカレハ少シモ觸レテ居ラナカッタノデアリマス、私ハ思想問題ノ原因ヲ作ル其源ハ、權力者ト富豪トガ結託スルト云フコトガ、最も重大ナル事デアアルト考ヘル、諸君、社會主義ハ基調ナ何デアリマセウ、又過激ナル社會主義モアリマセウガ、如何ナル社會主義モ其基調ハ富豪對民衆デアアル、貧富ノ懸隔ノ甚シキヲ憂ヘテ富豪ヲ云フヤウナ傾向ヲ排斥シテ、多數民衆ノ生活ヲ向上セシムルト云フノガ社會主義ノ基調デアリマス、諸君、斯ノ如キ主張ヲ有スル社會主義ニ向テ、益々其主張ヲ激成セシムルモノハ何デアアルカト云フノニ、富豪ト權力者ト結託シテ、而シテ貧者ヲ壓迫スルト云フコトガ大ナル原因デアアルノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 菊池君ニ注意シマス、御議論ニ涉ラヌヤウニ、議事進行ニ關スル發言ヲ願ヒマス

○菊池謙二郎君(續) 斯ノ如ク重大ナル問題ニ對シテ、本議場ニ於テ慎重審議ヲシナタレバナラヌノデアリマス、諸君、然ルニ何デアアルカ、昨日日本會議ニ於テ討論ヲスル際ニ、反對論者ト云フノハ猪野毛君ノミデアッテ、壇上ニ立ッタノハ猪野毛君ノミデアッテ、賛成論者ハ内田君ノミデアッテ、其次ニ反對論ヲ此壇上デ述べルコトニナテ居ンタハ斯ナ中ス私デアアル、此重大ナル問題ニ付テハ、須ラク甚ダ慎重審議ヲ爲シ、言論ノ自由ヲ許シテ、御互ニ其長所短所ヲ比較

スベキモノデアリマセウ、然ルニ何ゾヤ、唯一人ノ反對論者ニ對シテ、サウシテ直ニ討論終結ノ動議ヲ多數デ以テ可決スルト云フコトハ、是レ實ニ言論壓迫デハナイカ、諸君ハ國民ノ聲ヲ聞カント欲スル者デアリト私ハ考ヘル、諸君、尙ホ申上ダケイコトハ議長ノ處置デアアル、昨日議長ハ採決ニ際シテ、斯ノ如キ重大ナル問題ヲ何故ニ御異議アリマセマカト云フ一言デ決シタノデアアル、何故ニ之ヲ採決ニ間ハヌノデアアルカ、可ト否ノ採決ニ何故ニ間ハヌノデアアルカ、多數ノ諸君ハ異議ナイト云ウテ起立モ命ジナイカラ、吾々モ唯、坐ッテ居ンテ諸君ノ仲間入ヲシタヤウナ形ニナル(ソレデ宜イ)ト呼フ者アリ) ソレデ宜イノデアリマセウ、諸君、斯ノ如キコトハ明ニ起立ニ間フナリ、或ハ投票ヲスルナリ、サウシテ國民ニ向テ明力ナル態度ヲ如何ナル議員ガ持テ居ルカト云フコトヲ祈サナレバナラヌノデアリマス、而モ此問題ニ付テハ吾々間ク忍ビザルビザル噂ヲ聞イテ居ル、此間ク忍ビザル噂ノ潛ムヤウナ問題ハ、吾々議員ノ賛成、反對ト云フモノヲ何カニ依ンテ明ニシナケレバナラヌト思フノデアリマス、議長ハ斯ノ如キ問題ニ付テ、粕谷議長デハアリマセウガ、何故ニ明力ナル採決法ヲ用キナカッタカト云フコトヲ私ハ質問スルノデアリマス、是デ終リ致シマス

○議長(粕谷義三君) 只今菊池君ヨリ昨日ノ採決ノ方法ニ付テ御尋デアリマシタガ、當時議長ハ滿場ニ異議ナキヤ否ヤ御諮リマシテ、異議ノ聲ヲ聞カナカッタ爲ニ、斯ノ如ク採決ヲ致シタノデアリマス、併シ尙ホ菊池君ノ御注意ニ付キマシテハ、將來トモ注意ヲ致シマス

○井本常作君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、此際日程二八八九、議員高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件ヲ特ニ繰上ダテ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ日程變更ノ動議ニ御異議アリマセウカ

○議長(粕谷義三君) 異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ日程第二百八十九、議員高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件ヲ議題ト致シマス、懲罰事犯ノ議事ハ秘密會デアリマスカラ傍聴人ノ退場ヲ命ジマス

ハ秘密會デアリマスカラ傍聴人ノ退場ヲ命ジマス  
第二百八十九 議員高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件  
午前十一時二十分秘密會ニ入ル  
午後零時十八分秘密會ヲ終ル

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ公開致シマス——傍聴人ヲ入場セシメマス——高橋熊次郎君ノ入場ヲ許シマス——秘密會ノ結果ヲ報告致シマス、秘密會ニ於テハ議員高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件ヲ議決致シマシタ、仍テ此議決ニ基キ宣告ヲ致シマス、高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件ハ、謝辭ヲ朗讀セシムルコトニ決定致シマシタ、此決定ニ基キマシテ、高橋君ニ此謝辭ノ朗讀ヲ命ズベキデアリマスガ、只今高橋君ハ御著席ニナテ居リマセウ、仍テ適當ノ機會ニ議長ヨリ之ヲ命ジマス——議事ノ進行ニ關シテ吉良元夫君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——吉良元夫君

○吉良元夫君 諸君、私ハ眞ノ議事ノ進行ニ付テ申述ベタイト思フノデアリマス、實ニ會期ハ本日ヲ以テ終リト致シマスノデアリマシテ、本日ノ公報ヲ拜見致シテ見マシテモ、マダ審議未了ニ屬スル案件ノ最モ必要ナルモノガ二百八十八件ノ多キニ上テ居ンタデアリマス、然ルニ午前中、突如トシテ憲政會ニ於テハ、此高橋熊次郎君懲罰事犯ノ件ヲ日程變更ノ上出サレタノデアリマス、吾々ハ非常ニ不思議ニ考ヘルノデアアル(ヒヤヒヤ) 拍手 高橋熊次郎君ノ懲罰云々ノコトノ如キハ、冷静ニ考ヘテ見マシマス、賣言葉ニ賣言葉デアッテ(ヒヤ) 拍手 何モ帝國ノ上ニ於テ、憂フベキヤウナ事ガ頻發スルヤウナ虞ハナイノデアアル(討論デハナイカラ)ト呼フ者アリ) ソレニモ拘ラズ、斯ノ如キ問題ヲ突如トシテ此日程ニ載セテ、之ヲ可決スルガ如キハ、實ニ多數橫暴ノ甚シイモノデアリマス(ヒヤ) 拍手 本日此日程ニ上テ居リマス所ノ二百八十八件ト云フ中ニ於テ、吾々ノ信ズル所ニ依レバ、極メテ帝國ノ爲ニ重要ナル法案若クハ建議案ガアルノデアアル(拍手) 然ルニ之ヲ現當局ノ海ニ無氣無力ニ依ンテ、此議會ト云フモノヲ延長モセズシテ、此二百八十八件ト云フヤウナ大多數ノ案件ヲ有耶無耶ニ

置イテ、審議未了ノ儘ニ葬リ去ルヤウナ目  
的ヲ以テヤッテ居ラル、モノト信ズルノデ  
アル(拍手)海ニ國家ノ爲ニ不潔極マル内  
閣ト謂ハザルヲ得ヌノデアル、吾々ハ斯様  
ナル不都合千千萬事例ト云フモノハ、帝  
國ノ五十一議會マデニ全ク慣例ニ於テ無  
コトデアル(拍手、發言スル者アリ)斯ノ如  
キ不都合ナ事ヲヤルト云フコトハ、吾々如  
何ニシテモ議員トシテ黙過スルコトヲ忍ビ  
ヌハデアル(拍手、「無用々々」ト呼フ者アリ)  
實ニ是ハ國家ノ爲ニ驚カザルヲ得ヌコ  
トヲオヤリニナルノデアル、斯様ニ審議未  
了ニ屬スベキ豫定ノ案件ニハ、極メテ帝  
國ノ爲ニ重大ナル問題ニ關スルモノモ含マ  
レテ居ルノデアル、ソレニモ拘ラズ今日ハ  
十時ヨリ開イテ、午前中ハ斯ノ如ク論ズル  
ニモ足リナイ所ノ懲罰事犯ノ件デ以テ費ス  
ト云フヤウナコトハ、實ニ不都合極マル事  
ト私ハ思フノデアリマス(何故ソナナコト  
ヲサセタ)ト呼フ者アリ)眞ニ憲政會内閣ガ  
帝國ヲ思ヒ、帝國ノ運運ヲ策スルコト云フ  
トニ誠意ガアルナラバ、何故議會ヲ延長シ  
テ以テ、斯ノ如キ重大ナル法案ヲ審議未了  
ニ付セズシテ、適當ナル解決ヲ爲サヌノデ  
アルカ、然ルニ此内閣ハ其支持シテ居ル所  
ノ與黨ガ足リナイ爲ニ、妥協符合、以テ一  
時ヲ糊塗シテガ故ニ、斯ノ如キ議會ニ於テ  
不成績ヲ來シタルノデアルト思フノデアル  
(拍手)海ニ實ニ驚カザルヲ得ヌ、此五十一  
議會ノ經過ニ於テハ、帝國ノ議會史ニ於テ  
會テ前例ニナイヤウナ實ニ驚カザルヲ得ヌ  
不成績デアル、是ハ全ク此内閣ノ罪ト私ハ  
信ズルノデアル、吾々ハ甚ダ慙愧ニ堪ヘヌ  
ノデアリマスカラシテ、何故ニ斯ノ如キ重  
大ナル案件アルニモ拘ラズ、之ヲ審議未了  
ノ儘、此五十一議會ヲ閉ツルノデアリカ、  
私ハ甚ダ議事進行ノ爲ニ悲マザルヲ得ヌト  
云フコトヲ叫ンデ置クノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナイト認メマ  
ス、仍テ日程ヲ變更シ、即チ茲ニ大正十三  
年度第一豫備金支出ノ件外七件、承諾ヲ求  
ムル件ヲ議過ト致シ、委員長ノ報告ヲ求メ  
マス——阿由葉勝作君

大正十三年第一豫備  
金支出ノ件  
大正十三年度特別會計  
第一豫備金支出ノ件  
大正十四年度第二豫備  
金支出ノ件  
大正十四年度第二豫備  
金外ニ於テ豫算外支出  
ノ件  
大正十四年度特別會計  
第二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計  
豫備金外ニ於テ豫算超  
過及豫算外支出ノ件  
臨時軍事費特別會計豫  
備金支出ノ件  
自大正六年二月二十六日  
至大正九年六月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備金外ニ於テ豫算超過支  
出ノ件

報告書  
大正十三年第一豫備金支出ノ件(承  
諾ヲ求ムル件)  
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議  
決致候此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日  
衆議院議長粕谷義三殿  
阿由葉勝作  
備金支出ノ件委員長

大正十三年第一豫備  
金支出ノ件  
大正十三年度特別會計第一豫備金支出  
ノ件(承諾ヲ求ムル件)  
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議  
決致候此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日  
大正十三年度特別會計第  
一豫備金支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿  
報告書  
大正十四年度第二豫備金支出ノ件(承  
諾ヲ求ムル件)  
大正十四年度第二豫備金支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿

大正十五年三月二十五日  
臨時軍事費特別會計豫  
備費支出ノ件委員長  
阿由葉勝作

衆議院議長粕谷義三殿



民事訴訟費用法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
民事訴訟用印紙法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
商事非訟事件印紙法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
非訟事件手續法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
人事訴訟手續法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
競賣法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
民法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
破產法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
明治三十二年法律第五十號中改正法律案（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
刑事訴訟法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
第一讀會ノ續（委員長報告）  
報告書  
一 民事訴訟費用法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日  
民事訴訟費用法中改正法律案委員長  
井坂 豐光  
衆議院議長粕谷義三殿  
報告書  
一 民事訴訟用印紙法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日  
民事訴訟用印紙法中改正法律案委員長  
井坂 豐光  
衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一商事非訟事件印紙法中改正法律案  
(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

商事非訟事件印紙法  
中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一非訟事件手續法中改正法律案  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

非訟事件手續法中  
改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一人事訴訟手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

人事訴訟手續法中  
改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一競賣法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

競賣法中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一民法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

民法中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一破産法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

破産法中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一明治三十二年法律第五十號中改正法律案(外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

明治三十二年法律第五十  
號中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

一刑事訴訟中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候  
此段及報告候也  
大正十五年三月二十五日

刑事訴訟中改正法律案委員長  
井坂 豊光

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

○井坂豊光君 民事訴訟費用法中改正法律案外九件ノ委員會ノ經過ヲ極メテ簡單ニ御報告致シマス、該委員會ハ昨日日本日ノ二日間ニ互リマシテ、委員諸君ニ於カレマシテ慎重審議ノ結果、政府原案ヲ可決スルコトニ相成リマシタ、詳シクハ速記録ニ於テ御覽ヲ願ヒマス、茲ニ御報告致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 質疑ノ通告ガアリマセカ直ニ採決致シマス、十案ノ二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 十案ヲ一括シテ直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ何レモ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

報告書

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ十案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

民事訴訟費用法中改正法律案 第二讀會(確定議)

民事訴訟用印紙法中改正法律案 第二讀會(確定議)

商事非訟事件印紙法中改正法律案 第二讀會(確定議)

非訟事件手續法中改正法律案 第二讀會(確定議)

人事訴訟手續法中改正法律案 第二讀會(確定議)

競賣法中改正法律案 第二讀會(確定議)

民法中改正法律案 第二讀會(確定議)

破産法中改正法律案 第二讀會(確定議)

明治三十二年法律第五十號中改正法律案(外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件) 第二讀會(確定議)

刑事訴訟法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ、是ニテ食事ノ爲メ約一時間程休息致シマス

午後一時四十分休息

午後二時五十分開議

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ望月圭介君外十二名提出決議案、内閣總理大臣ノ責任ニ關スル件ヲ此際特ニ繰上ゲテ議題トナシ、續イテ清瀬一郎君外一名提出決議案、帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件、是亦特ニ繰上ゲテ議題トナシ、各提案者ノ趣旨聲明ヲ求め、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ日程變更ノ動議ニ御異議アリマセカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ茲ニ日程第二百八十八、望月圭介君外十二名提出、決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——山本悌二郎君

決議案

第二百八十八 決議案(内閣總理大臣ノ責任ニ關スル件)(望月圭介君外十二名提出)  
提出

決議案

内閣總理大臣若槻禮次郎君ノ統率スル與黨憲政會ハ神聖ナル議會ニ於テ荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シ由テ以テ國民ノ疑惑ヲ醸シ軍紀ヲ紊亂シ士氣ヲ廢頹セシムトシタル不逞ノ舉動ヲ支持シ其ノ非ヲ知リテ之ヲ峻ルノ道ヲ盡サス光輝アル國軍ノ名譽ヲ毀損シ國家ノ基礎ヲ危カシシムトス若槻總理大臣ハ須ラク政黨内閣ノ本義ニ鑑ミ其ノ責任ニ任スヘシ

右決議ス

○山本悌二郎君 趣旨聲明ニ先ダチマシテ、向ホ一應決議案ノ朗讀ヲ致シマス、決議、内閣總理大臣若槻禮次郎君ノ統率スル與黨憲政會ハ神聖ナル議會ニ於テ荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シ由テ以テ國民ノ疑惑ヲ醸シ軍紀ヲ紊亂シ士氣ヲ廢頹セシムトシタル不逞ノ舉動ヲ支持シ其ノ非ヲ知リテ之ヲ峻ルノ道ヲ盡サス光輝アル國軍ノ名譽ヲ毀損シ國家ノ基礎ヲ危カシシムトス若槻總理大臣ハ須ラク政黨内閣ノ本義ニ鑑ミ其ノ責任ニ任スヘシ

○議長(粕谷義三君) 決議案ハ通過スルコトニ決シマシタ、是ニテ食事ノ爲メ約一時間程休息致シマス

午後一時四十分休息

午後二時五十分開議

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ望月圭介君外十二名提出決議案、内閣總理大臣ノ責任ニ關スル件ヲ此際特ニ繰上ゲテ議題トナシ、續イテ清瀬一郎君外一名提出決議案、帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件、是亦特ニ繰上ゲテ議題トナシ、各提案者ノ趣旨聲明ヲ求め、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ日程變更ノ動議ニ御異議アリマセカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ茲ニ日程第二百八十八、望月圭介君外十二名提出、決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——山本悌二郎君

○議長(粕谷義三君) 決議案ハ通過スルコトニ決シマシタ、是ニテ食事ノ爲メ約一時間程休息致シマス

午後一時四十分休息

午後二時五十分開議

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス

見レバ、我が國軍が斯ノ如キ功績ヲ舉ゲ得  
タリト云フコトハ、國民ガ之ニ對シテ力強  
キ後援ヲ與ヘタ爲テアルト云フコトモ、亦  
爭フベカラザル事實アルノデアリマス、  
故ニ將來ニ於テ我が國軍ヲシテ能ク護國ノ  
任務ヲ盡シテ、撥亂反正ノ實ヲ舉ゲテ、以  
テ我が國家ヲ泰山ノ安キニ置カシメントス  
レバ、卽チ此國民ト國軍トノ間ノ心理的結  
合ヲシテ、益々鞏固ナラシメナケレバナラ  
ズデアリマス（此時發言スル者多シ）

○山本悌二郎君(續) 近時極端ナル所ノ左  
傾の思想方國此一部ヲ浸潤シテ、此金斷  
無缺ノ團體、此世界無比ノ社會組織ニ向  
テ、是ガ破壊ヲ企テントスル不逞ノ徒スラ  
モ輩出スルニ至タト云フコトハ、洵ニ憂

應ニ抑ヘザル現象デアルノデアリマスル、  
之ニ加フルニ、亦露ノ革命の共產主義ノ宣  
傳ハ、極メテ組織の二我國ニ向テ施サレ  
ツ、アルト云フコトハ、是亦事實デアレマ  
スル、此宣傳ハ極メテ隱微ノ間ニ行ハレテ  
居リマスルケレドモ、極メテ力強ク行ハレ

テ居ルト云フコトハ、御同様ニ之ヲ知ツテ置カナケレバナラヌノデアリマス(拍手)而シテ此赤露宣傳ノ主ト目指ス所ハ何レニ在ルカト申シマスレバ、即チ學生ト軍隊トニ向ツテ主カヲ注イデ居ルノデアリマス。此事實ニ直面シテ、想ヲ我國ノ將來ニ致シ

マスレバ、我國ハ實ニ安危興亡ノ巷ニ立  
テ居ルト申シテモ、決シテ過言デハナイデ  
アラウト信ズルノデアリマス、恰モ此際此  
時、去ル三月四日議員中野正剛君ハ、我  
國軍ノ内部ニ不正醜穢ノ事實アリト斷言  
シタノデアリマス、此事象ニ不正醜穢ノ

事實がアツタト云フコトヲ、此公開ノ席上ニ於テ議員ノ口ヨリ之ヲ斷言シタト云フコトハ、實ニ容易ナラザル事件デアルノ事アリマス(拍手)中野君ヨリ指摘サレタル事柄ガ、全ク事實ニアラズシテ、全然荒唐無稽ノ事デアッタト云フコトハ、陸軍大臣ノ暴反

シテノ言明、竝ニ總理大臣ノ之ニ對スル專斷ノ事ヲ糾スル  
書ニ依テ明カナノデアリマスル、斯ノ如クハ  
ク事實ハ荒唐無稽デアロト云フコトガ明ニシテ悽  
ナツテ居ルニ拘ラセ、中野君ハ頑トシテ悽  
ムル所ナク、而シテ政府ノ與黨、憲政會ハ  
諸君モ亦動、モスレバ此中野君ノ主張、中

野君ノ態度ノ庇護シ、支持セントスルガ如キ態度アルニ至ッテハ、實ニ不可思議千萬ト申サナケレバナラヌメデアル（拍手）此ニ

至ッテ若槻總理大臣ニ對スル所ノ責任問題  
カ起ッテ參ルノデアリマスル、若槻君ハ憲  
政會總裁トシテ、内閣ヲ組織シ、其首班ニ  
列シテ居ラレルノデアアル、而シテ憲政會  
屬ノ一員中野君ハ、會ノ同意ヲ得テ、此無  
根ノ事實ニ立脚セル議案ヲ提出シタル以上  
ハ、ソレガ常識デアルトカナイトカ……(此  
時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○山本(梯二郎君續) 或ハ若槻總裁ガ淺

題デハ知リマセヌ、天下萬衆ノ見ル所、若  
概總裁ノ政治上ノ責任ハ斷ジテ通ル、コト  
ガ出來ナイノデアリマス（拍手）唯、吾々ハ  
玆ニ當時提出ノ責任ニ付テ之ヲ追究セン  
スル者デハアリマセヌ

○議長 粕谷義三君  
○山本悌二郎君 續  
ニ一事柄ハ既に無根柢判明シタル以上ハ  
憲政會總裁デアリ而シテ總理デアル所ノ若  
槻君ハ直ニ而モ急速ニ、其與黨憲政會ヲ

シテ其議案ヲ撤回、若クハ少クトモ國軍ニ  
關スル所ノ一部分ヲ取消サシメナケレバ  
ラナイ筈デアリマス(拍手)少クトモ此國軍  
ノクトモ――私ハ敢テ申ス、少クトモ  
ニ關スル部分ダケハ虚偽デアルガ故ニ、之  
ヲ取消サシメテ、而シテ國軍ニ向テ投

ラレタル所ノ暗影ヲ、速ニ一掃スルニ努メ  
ナケレバナラヌノ總リアリマス（拍手）是ハ憲  
政會總裁トシテ、又總理大臣トシテ、當  
執ヲナケレバナリナイ措置デアッタノデア  
リマス、然ルニ若槻君ハ此當然執ルベキ持  
置ヲ執ラズシテ、與黨ノ諸君ガ動モスレ

此虚偽ナル事實ニ基ケル所ノ中野君ノ聲聞ヲ庇護支持セントスルガ如キ態度ニ向テハ見テ見ヌ振リヲシテ何等爲ス所ナキニ至テハ、驚カザルヲ得ナク、議場騒然（拍手）加之（發言者多ク）  
 ○議長（粕谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○山本韓三郎君(續) 一昨日ノ一加之一昨日若槻總理ハ議員三土忠造君ノ質問ニ對シテ、此事件ハ今ヤ査問會ニ掛ツテ居ルノガナルガ故ニ、自分トシテハ手ヲ下ス必聖デナイト云フガ如キ意味ヲ以テ答辯サレテ居ルノガアルマ、是ハ又實ニ驚カシム

他ハナイノデアル、査問會ハ査問會デアル  
總理大臣ハ總理大臣デハアリマセヌカ、  
二

〔笑聲起リ發言者多シ〕  
○議長（柏谷義三續） 靜肅ニ願ヒマス  
○山本悌二郎君（續） 既ニ一 既ニ總理大臣トシテ事ノ無根ナルコトヲ認メタ以上ハ、自己ノ與黨ヲシテ其爲スベキ所ヲ爲サシムレバ則チ可ナリデアアル、査問會ニ願慮スルノ必要ガ何レニ在ルノデアアリマセウカ（拍手）ソレトモ——ソレトモ査問會ノ結果ヲ見タ上デト云テ御考デモア

リマセテアルナシヘルナラバ、實ニ拍子多クナルコトアルコト考ヘルノデアル(拍手)果シテ查問會ノ結果ニ依シテ御考ヲ爲サルト云フコトデアルナラバ、曩ニ陸軍大臣ガ事ノ無根ナリトシテ聲明セルコト、竝ニ之ノ裏書セル所ノ總理大臣若槻君ノ此聲明ヲ、

吾々何ト心得テ宜シイノテアリマセウカ  
(拍手)  
○判斷ハ君ノ自由ダ」ト呼ヒ其他發言  
スル者多シ  
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○山本愼二郎君(續) 議會ノ——議會ノ查

問ニ待タナケレバ分ラナイト云フヤウナ事柄  
柄ダ、若シ是ガアツタナラバ、議會ノ查問ニ  
待タナケレバナラナイヤウナ不明ノ事柄、  
貴方ノ總理大臣貴方ノ閣僚ノ陸軍大臣  
ガ茲ニ無根ナリト斷言シ、而シテ貴方亦之  
ヲ保證サレタト云フコトデアツタナラバ、之

ハ實ニ容易ナラザルコトデアアルノデアリマス(拍手)吾々ハ斯様ナコトハ信ゼント欲スルモ信ズル能ハザルノデアリマス、果シテ然ラバ則チ査問會ノ結果ガドウデアラウデモ、ソナコトハ顧慮スル必要ハナイノコトアツテ、總理大臣トシテ執ルベキ途ハ自カ

ラ定テ店ルデハアリマセヌカ(拍手)然ル  
ニモ拘ラズ言ヲ左右ニ託シテ、遂ニ今日マ  
デ此措置ヲ執ラザルニ至ラテハ、吾々ハ總  
理大臣ノ心理ヲ疑ハザルヲ得ナイノ以テ  
マ(拍手)若シ人有リ、春秋ノ筆法ヲ以テ  
我々國事ト國民ノ聞ク難聞ヲノ端著リ

我々開ケリト云フコトデアツタナラバ(拍手)若槻總理大臣ハ何ノ言葉ヲ以テ之ニ御應ヘナサルデアリマセウカ(拍手)  
〔田中義一ハドウナル〕ト呼ヒ其他益々言スル者多シ

○諸長(和名義三君) 齋藤二郎君ハマズ  
○山本(和名義三君) 固ヨリ中野君ノ主  
張、與黨諸君ノ此行動ニ依テ、直ニ我ガ  
國民ト我ガ國軍トノ不和ヲ來スコトハアリ

マセヌ 我ガ國軍ハ左様ナル(拍手) 薄弱ノ基礎ノ上ニ立ッテ居ルノデハアリマセヌ(拍手) 併ナガラ千里ノ堤防モ蟻穴ヨリ崩ル(手) 申スコトガアル通り、此中野君ノ如キ言論並ニ彼ニ對シ之ヲ支持庇護スルガ如キ與黨諸君ノ態度ヲ、此儘ニシテ置キマシタナラバ、將來ニ於テ我ガ國家ノ基礎ヲ撼搖スルガ加キ、不祥事ヲ惹起スル導火線トモナリ得ベキ性質ノモノデアリマヌ(拍手) 極メテ極メテ危險ナル一此儘メテ危險ナレ事實ニ直面シナガラ、若親總理大臣

○議長(粕谷義三君) 生方君ニ注意シマス  
〔生方大吉君「承知シテ」ト呼フ〕  
〔日本第二(下)部(議員)可等共手ヲ見ル〕

ナキニ至<sup>ル</sup>テハ、果シテ總理トシテ、又總裁トシテノ責任ヲ盡シ得タリト申スコトガ出来マセウカ(拍手)吾々ハ若槻總理ガ、晩薛ナガラモ其非ヲ悟<sup>ル</sup>テ、或ハ此措置ヲ執ララルデアラウカトモ想像ヲ致シテ、心待チニ

今日マデ待タノデアリマス、俄ナカラ諸  
會最終ノ日タル今日ニ於テ、若槻總理ハ  
措置ニ未ダ出デナリニアアリマス、斯ノ如  
クシテ、其儘ニ此成行ニ放任シテ、其結果  
トシテ、我ガ國軍ニ纏フ所ノ一抹ノ疑雲ガ  
全然消エ去ラントシテ、未ダ消エ去ラザル

ノ狀態ニ置クト云フコトガ、是ガ果シテ總理大臣トシテノ責任ヲ能ク盡セルモノト申スコトガ出来マセウカ(拍手)若シモ斯様ナルコトガ端緒トナツテ、將來我ガ國民ト我ガ國軍トノ間ニ、自然必理のノ、乖離ヲ來スト云フガ如キコトガアツタナラバ其原因

ヲ作リシ若槻總理ハ、如何ニシテ上陛下ニ  
對シ奉リ、下國民ニ向テ其罪ヲ謝スルコ  
トガ出來マスルカ（拍手）吾等ハ只今マデ  
待テ居タノデアル、或ハ若槻總理カ斯ノ  
如キ措置ヲ執アル、デアラウカト云フコト  
ヲ待テ居タニモ洵ラズ今日マデ何等之ニ

對シテ爲ス所ガナイ以上ハ、事茲ニ至  
ハ已ムヲ得ズ、吾々議員ノ權能ニ依ッテ其  
責任ヲ糾シ、其處決ヲ促サントスルノガ卽  
チ本案提出ノ理由デアリマス（拍手）

（國務大臣若槻禮次郎君登壇） 只今ノ問題ニ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) 決議案ヲ

議セラル、場合ニ於テ、簡單ニ申上ゲテ置  
クコトガ極メテ必要アルト存ジマス、故  
ニ茲ニ簡單ニ私ハ申上ゲマス、大正七八年  
頃ニ於ケル軍事費中、機密費ノ支出ガ當  
得タリヤ否ヤト云フ事柄ハ、現内閣ノ關係  
スル所デハアリマセム(拍手)當時ノ事實ヲ  
承知シテ居ラル、現陸軍大臣ガ、事實ヲ問  
ハレタノニ對シテ、事實ヲ擧ゲテ答辯セラ  
レタルノハ、洵ニ相當ノ事デアラナリ  
マス、中野代議士ガ當時ノ支出ヲ不當ナリ  
トシテ、質疑ヲ爲サレタ事柄ハ、同代議士  
ノ意見デアリマシテ、私ノ聞知スル所デハ  
ナイノデアリマス(拍手)中野代議士ノ論議  
ノ當否ハ別ト致シマシテ、同代議士ガ陸軍  
ノ信用ヲ傷ケル惡意ノ無イコトハ疑ナ  
デアリマス(發言スル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) 又帝國陸  
軍ノ光輝アル名譽ハ、決シテ中野君ノ論議  
ニ依リテ少シモ傷ケラレテ居ル所ハナイ  
デアリマス(拍手)代議士ノ惡意ノナイ論議  
ニ對シテハ、之ニ干渉セナイコトハ、是  
ハ各政黨ニ於テ常ニ行ハレテ居ル所デア  
リマス(拍手發言スル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) 政黨ノ幹  
部タル諸君ハ之ヲ承認セラレコトデア  
ルト信ジテ居ルノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 望月小太郎君

(望月小太郎君登壇)

○望月小太郎君 諸君、私ハ此決議案ニ反  
對致スベク、其趣意ヲ極メテ簡潔ニ述ベマ  
スル、只今提案者山本君ニ依リテ朗讀セラ  
レマシタ此決議案ヲ見マスレバ、吾々憲政  
會、即チ政府ノ與黨ガ其黨員ノ行動ニ共鳴  
シタル結果、遂ニ光輝アル國軍ノ名譽ヲ毀  
損シ、國家ノ基礎ヲ危カラシメントスルモ  
ノデアル、隨テ憲政會總裁タル現若槻首相  
是ガ責任ニ任ゼシト云フ結論デアリマス  
諸君此結論ニ對シテ提出者ノ理由ト致ス  
所ハ、即チ吾々同僚ノ一人中野君ガ去ル  
六日ニ於ケル所ノ其動議ノ説明中、引續イ  
テ六日ニ於ケル政友會ノ秋田君ノ首相及陸軍大  
臣ニ對スル質問應答ノ結果、同君即チ中野  
君ノ言論ハ荒唐無稽デアリ、其影響スル所  
ハ帝國國民ノ疑惑ヲ醸シ、軍紀ヲ紊亂シ、  
士氣ヲ廢辱スルコト云フコトアリマス、隨  
テ此第一ノ荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シタコト云  
フコト、次ニ第二、其影響トシテ國民ノ間ニ

右ノ如キ惡感情ヲ起シタコト云フ、此二點ガ  
解決致シタナラバ、第三ノ結論ハ自ラ雲散  
霧消致シ(拍手)隨テ愛國心ニ富メル政友會  
諸君ノ此決議案ノ目的モ到達セラレヤウト  
思フニ付テ、本員ハ是ヨリ此第一、第二ニ  
向テ自分ノ意見ヲ述ベテ、諸君ノ御參考ニ  
供シタイノデアリマス(拍手)第一中野君ガ  
去ル四日同僚小川、小泉、秋田、鳩山諸君  
ノ行動調査ニ關スル緊急動議ノ其最終ノ目  
的ハ、當時世上ニ流布シ來レル田中政友會  
總裁ニ對シテ有リ得ベカラザル、又信難  
キ其疑惑ニ對シ、之ヲ一掃スルニアラザレ  
バ、一田中政友會ヲ助ケンシテ陸軍全般ヲ  
傷ケルモノナリ陸軍軍紀ノ破滅並ニ其端ヲ  
發セムコトヲ恐ル、ニアリキモ亦其憂ヲ同  
ジウシ之ヲ矯正スルコトノ極メテ緊要事ナ  
ルヲ思ヒ、云々トアル、前第一師團團長タリ  
シ石光眞臣氏ノ文書並ニ會テ陸軍ニ在職セ  
シ前科者ナガラモ、其陳述書中ニハ、如何  
ニモ第三者ナラ見マスレバ、疑難ノ結果未  
ダ解決ザル上云フガ如キ疑ヲ持ツ、此二書類  
ヲ證據トセラレテ、此疑惑ヲ一掃シ、益  
帝國軍紀ノ作興及其士氣ノ緊張ヲ喚起致シ  
テ、光輝アル我帝國陸軍ノ名譽ヲ磐石ノ安  
キニ置カントスル所ノ此動機ハ、丁度政友  
會諸君ガ本日只今此決議案ヲ提出セラレタ  
所ノ、其愛國ノ至情ト同曲異巧ノモノトス  
様ニ信ズルノデアリマス(拍手)唯、御承知  
ノ如ク中野君ノ性質タル、熱血黨ユルガ如  
キ其愛國至情ノ進ル、所ハ、此二人ノ書類  
ヲ過信シタ結果、言往々奇矯ニ失シタコト  
ハ、本員モ亦之ヲ認ムルニ躊躇シマセム  
(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○望月小太郎君(續) サレバトテ中野氏自  
身ガ當初ヨリ此二書類ヲ以テ、荒唐無稽ナ  
ルモノト信ジツ、之ニ共鳴シタモノデア  
ルト斷言セラレ、之ニ共鳴シタモノデア  
クヤウノ殘酷ナ仕方デハナカラウト質問ニ  
對シ(拍手)現ニ去ル六日秋田君ノ質問ニ  
對シ、議會アリテ以來其動機精勵、其清廉潔  
白、諸君モ我等モ共ニ推稱スルアリノ名譽  
アル陸軍大臣ハ、何ト云ハレマシタカ、速記  
録ニ依テ見マスルト、陸軍大臣ハ斯様ニ言  
ハレテ居ル、即チ「石光氏ノ書類ハ所謂眞  
偽未詳ノ世ノ中ノ說ヲ捉ヘテ、サウシテ自  
己ノ獨斷ニ依テ之ヲ事實デアリガ如ク認  
定ヲシテ」云々ト云ハレテ居リマス、又三  
瓶某ノ書類ニ對シテハ「免ニ角書イデア

事柄其モノガ私ニハドウモ荒唐無稽ノモノ  
ノヤウニ考ヘラレマス」ト、此錄速堪能ナ  
ル陸軍大臣デスラ、其時ニ於テ斯クマデ  
言ハレタ、況ヤ軍人ナラザル中野君況ンヤ  
感受性ノ最も強烈ナル中野君ガ、此二書  
類ニ對シテ斷定的ニ傾キ易イ言辭ヲ弄シ  
タカラト云フテ、ソレヲ以テ忽チ不逞不純  
ノ左傾的意圖ヲ以テ、帝國ノ軍隊ニ云々セ  
ントスルガ如ク誣ユルコトハ、諸君トシテ  
寧ろ殘酷千萬ト申ササルヲ得ナイ(拍手)況  
ヤ本問題ハ既ニ司直ノ手ニ移リテ居ル以上  
ハ、遠カラザル間ニ斯ル疑フベカラザル所  
ノ事實ハ、必ズヤ雲散霧消致シテ、帝國ノ  
光輝アル陸軍ノ名譽ハ之ニ依リテ益、其光  
彩ヲ發揮スルモノデアアルト、御同様ハ信ジ  
ナケレバナラヌノデアリマス(拍手)第二ニ  
憲政會ノ總裁タル現首相若槻禮次郎君ガ、  
其黨員ノ言動ニ對シテ責任ヲ取レトノ御論  
鋒ニ對シテハ、政黨政治ノ上ニ於テ、我等  
憲政會ヨリ長キ歴史アリ、苦勞人ノ集、タ政  
友會ト言ハレテ得ナイ(拍手)諸君、言フマ  
デモナキコト、凡ソ黨ノ政策ニ關シテハ、  
其大體ノ事ニ付テ當議ニ於テ決メマセウケ  
レドモ、其議員ノ持テ居ル所ノ材料ノ正否、  
眞偽若クハ其議場ニ於ケル一言一句ノ未即  
マデモ、之ヲ見テ行クト云フヤウナコトハ、  
實際諸君ニモ出來マスルカ(拍手、此時發言  
スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○望月小太郎君(續) 本來去ル四日中野君  
ノ動議ハ、此疑問ニ包マレル田中總裁ノ名  
譽ノ爲メ、又主トシテ我陸軍ノ名譽ノ爲メ、  
氣ノ毒ナガラ小川君以下、行動ヲ調査スベ  
シト云フ、疑問ノ其動議、此動議ニ對シテ  
吾々黨員ガ其目的ハ、即チ吾々議會ノ神聖  
ヲ保護スベク、帝國陸軍ノ名譽ヲ保護スベク、其目  
的ニ共鳴シタカラト云フテ、其言論ノ末々  
ニマデ共同責任ヲ取レト云フガ如キコトハ、  
寧ろ不可能ヲ他人ニ強ムモノト云ハザル  
ヲ得ナイ(拍手)況ヤ一黨ノ總裁トシテ其  
責任ヲ全擔セヨト云フニ至テハ、如何ニ諸  
君ノ議論ガ矛盾シテ居ルト云フコトハ、論  
ヲ提テ提出セラレタ、彼ノ中野君處決問題  
ノ唯一ノ材料タル「クラスノ、イズナミヤ」  
ト云フ露國新聞、此新聞以外其他ノ證據ハ、  
殆ド昨日ノ新聞ニ於テ全ク效果ヲ失タ、  
殘ル此唯一ノ新聞、而モ此新聞ハ三派聯合

ノ内閣以來國禁トシテ、我國ニ輸入スルコ  
トノ出來ナイ其新聞ヲ手ニシタ所ノ、其牧  
野君ノ此微妙ナル行動ニ付テハ、本員何ト  
モ此所ニハ申サヌ(拍手)併シナガラ此國禁  
ヲ犯シテマデモ共產黨宣傳ノ其機關新聞ヲ  
此所ニ提供シタト云フ責任ヲ、政友會ノ署  
名シタ諸君迄ガ共同責任ガ取ラレヤウサ  
(拍手)又田中總裁ガ其責任ガ取ラレヤウサ  
ガナイト同時ニ、我黨總裁ガ中野君ノ一言  
一句ニ對シテノ責任マデモ取レト云フガ如  
キコトハ、即チ不可能ヲ他人ニ強ムモノ  
デアアルト、斯様ニ申上ゲタイノデアアル(拍  
手)殊ニ昨日ニ於テ中野君ノ質問會モ既ニ  
決定致シマシタ、隨テ當時牧野君ヨリ提出  
セラレタル決議案ノ運命モ定メテ參リマス  
レバ、是等ノ事情ヲ之ヲ總裁若クハ我黨全體  
ニ向テ轉嫁セントスルコトハ、立憲政體ノ  
下ニ於ケル議員ノ言論ニ向テ、束縛的牽制  
ヲ加ヘル惡例ト云フコトヲ申述ベテ置キタ  
イノデアアル(拍手)次ニ中野君ノ言論ヨリ致  
シテ、第二點ノ我國國民ノ疑惑ヲ醸シ、軍紀  
ヲ紊亂シ、士氣ヲ廢辱スルコト云フ、影響ニ至リ  
マシテハ、此中野君ノ動議ニ依リテ爾來數日  
間吾々ハ委員會ニ於テ、本會議ニ於テ、若  
クハ查問會ニ於テ、質問應答論議ノ結果ハ  
此光輝アル陸軍ノ名譽ヲ增シ、世上  
ノ疑雲ハ正ニ一掃セラレタル致シテ居ル、  
其證據ガ茲ニ確ニ二書類ヲ居ル、即チ前段モ  
申シタ議會以來未曾有ノ名陸軍大臣ト謂  
フベキ宇垣君ガ、此議場ニ於テ何ト云ハレ  
タ、秋田君ノ質問ニ對シテ斯ク言明セラレ  
テ居ル、即チ「今日ニ於ケル所ノ陸軍ノ趨勢  
ハ」石光氏ガ在職致シテ居タ當時ヨリハ、  
私ハ確ニ軍紀ノ點ニ於テモ、士氣ノ點ニ於  
テモ大ニ緊張シ、且旺盛ニナリツ、アルト  
云フコトヲ茲ニ斷言シテ彈ヲス者デアリマ  
ス(拍手)諸君、帝國ヲ代表シ、内閣ヲ代表  
シ、吾人ノ信頼敬愛スル我陸軍ヲ代表スル  
陸軍大臣ノ此言明ニ満足致シタナラバ、諸  
君何ノ疑ヲ遺ス餘地ガアリマセウ(拍手)論  
ジテ此ニ至リマスレバ、本決議案ノ理由ヲ  
ル第一、第二ガ(發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○望月小太郎君(續) 斯ノ如ク釋然トシテ  
氷解スルト云フ以上ハ、其結論タル諸君ノ  
決議案ノ其最終文句上ハ、光輝アル國軍ノ名譽  
ヲ毀損シ、國家ノ基礎ヲ危カラシムコト云  
フ此文字ハ、全ク一片ノ杞憂トナツテシマ  
タノデアアル(拍手)本員ハ重ネテ言フ、御同

ノ内閣以來國禁トシテ、我國ニ輸入スルコ  
トノ出來ナイ其新聞ヲ手ニシタ所ノ、其牧  
野君ノ此微妙ナル行動ニ付テハ、本員何ト  
モ此所ニハ申サヌ(拍手)併シナガラ此國禁  
ヲ犯シテマデモ共產黨宣傳ノ其機關新聞ヲ  
此所ニ提供シタト云フ責任ヲ、政友會ノ署  
名シタ諸君迄ガ共同責任ガ取ラレヤウサ  
(拍手)又田中總裁ガ其責任ガ取ラレヤウサ  
ガナイト同時ニ、我黨總裁ガ中野君ノ一言  
一句ニ對シテノ責任マデモ取レト云フガ如  
キコトハ、即チ不可能ヲ他人ニ強ムモノ  
デアアルト、斯様ニ申上ゲタイノデアアル(拍  
手)殊ニ昨日ニ於テ中野君ノ質問會モ既ニ  
決定致シマシタ、隨テ當時牧野君ヨリ提出  
セラレタル決議案ノ運命モ定メテ參リマス  
レバ、是等ノ事情ヲ之ヲ總裁若クハ我黨全體  
ニ向テ轉嫁セントスルコトハ、立憲政體ノ  
下ニ於ケル議員ノ言論ニ向テ、束縛的牽制  
ヲ加ヘル惡例ト云フコトヲ申述ベテ置キタ  
イノデアアル(拍手)次ニ中野君ノ言論ヨリ致  
シテ、第二點ノ我國國民ノ疑惑ヲ醸シ、軍紀  
ヲ紊亂シ、士氣ヲ廢辱スルコト云フ、影響ニ至リ  
マシテハ、此中野君ノ動議ニ依リテ爾來數日  
間吾々ハ委員會ニ於テ、本會議ニ於テ、若  
クハ查問會ニ於テ、質問應答論議ノ結果ハ  
此光輝アル陸軍ノ名譽ヲ增シ、世上  
ノ疑雲ハ正ニ一掃セラレタル致シテ居ル、  
其證據ガ茲ニ確ニ二書類ヲ居ル、即チ前段モ  
申シタ議會以來未曾有ノ名陸軍大臣ト謂  
フベキ宇垣君ガ、此議場ニ於テ何ト云ハレ  
タ、秋田君ノ質問ニ對シテ斯ク言明セラレ  
テ居ル、即チ「今日ニ於ケル所ノ陸軍ノ趨勢  
ハ」石光氏ガ在職致シテ居タ當時ヨリハ、  
私ハ確ニ軍紀ノ點ニ於テモ、士氣ノ點ニ於  
テモ大ニ緊張シ、且旺盛ニナリツ、アルト  
云フコトヲ茲ニ斷言シテ彈ヲス者デアリマ  
ス(拍手)諸君、帝國ヲ代表シ、内閣ヲ代表  
シ、吾人ノ信頼敬愛スル我陸軍ヲ代表スル  
陸軍大臣ノ此言明ニ満足致シタナラバ、諸  
君何ノ疑ヲ遺ス餘地ガアリマセウ(拍手)論  
ジテ此ニ至リマスレバ、本決議案ノ理由ヲ  
ル第一、第二ガ(發言スル者多シ)



様ノ此討論ニ依リテ我帝國ノ陸軍ハ愈々四  
海ニ其光輝ヲ發揚シ、國家ノ基礎ハ天壤無  
窮ニ上ニモ泰山ノ安キニ置カル、ト云フ  
コトガ明白ニシタルデアル(拍手) 語ヲ換  
ヘテ言ハバ、此決議案ノ提出ニ依リテ、當  
若槻總理大臣並ニ殊ニ宅田陸軍大臣ニ向  
テ、政友會諸君ヨリ頌徳表ヲ提出セラレタ  
ト同ジ結果ニ轉化スルニ至ラ、コトヲ衷心  
ヨリ喜ブト共ニ、此決議案ニ反對スル次第  
デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 小久保喜七君

(小久保喜七君登壇)

○小久保喜七君 我ハ山本君ニ賛成ヲ致シ  
マスル理由ヲ申上ゲマス、凡ソ一國ノ盛衰  
興亡ト云フモノハ、一國ノ國軍ノ元氣ノ  
旺盛ト否トニ在ルト云フコトハ、何人モ御  
承知ナノデアル、而シテ國軍ノ元氣ヲ維持  
スルコト云フコトハ、國軍ヲ名譽ノ地位ニ置  
クト云フコトハ、國民ガ信賴ヲ致シテ此國  
軍ノ後援ヲ爲スト云フコトニ在ルトデアル  
マス(拍手) 此點ニ付キマシテハ山本君ガ諸  
君ニ明ニ申上ゲ、又我ガ日本ノ國軍ハ非常  
ニ國家ニ貢獻シタルト云フコトモ述ベラレタ  
ノデアリマスガ、私ハ一言此處デ申上ゲタ  
イト云フモノハ、我ガ日本ノ國軍、即チ日本  
ノ軍隊ガ此處迄行タ原因ハ何デアルカト  
申シマスレバ、決シテ是ハ偶然デハナイノ  
デアリマス、私共ハ此點ニ向ヒマシテハ深  
ク平生感佩致シテ居ル者デアリマス、即チ  
國軍ノ此ニ至リマシタルハ、一ハ我ガ日本  
ノ國民性ノ然ラシムル所ニ在ルトハ申シマ  
スルガ、何ト申シマシテモ第一ニ御心配ニ  
相成タノハ、即チ明治天皇デアリマス、  
此明治天皇ハ御承知ノ通り、明治五年ニ微  
兵令ヲ布カレテ以來、幾度カ詔勅ヲ出サレ  
タノデアリマスガ、其詔勅中ノ二ツヲ私ハ  
引イテ見タリト思フノデアリマス、即チ明  
治十五年ノ詔勅ニハ「我國ノ軍隊ハ世々天  
皇ノ統率シ給フ所ニシアル」ト云フ御言葉ヲ  
以テ起サレテ居ル、而シテ其次ニハ「朕ハ  
汝等軍人ノ大元帥ナルヲ、サレハ朕ハ汝等  
ノ股肱ト頼ミ、汝等ハ朕ヲ頭目ト仰キテ  
其親ハ特ニ深カルヘキ」ト云フ御言葉ガ  
又、明治三十八年ノ詔ニハ「朕惟フニ我軍ノ  
名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ義務ヲ  
重カラシメ」ト云フ御言葉ガアル、即チ明  
治三十八年ノ此勅諭ト云フモノハ、軍隊ノ  
名譽ト國家ノ名譽ト云フモノハ不可分デア

ルト云フコトヲ、諸君明カニセラレテ居ル  
ノデアリマス(拍手) 又今上皇帝ガ即位ノ初  
メニ大正元年ノ七月三十日ノ勅諭ノ中ニハ  
「朕茲ニ特ニ」ト云フ御言葉ガアル、而シテ  
「朕ハ朕ガ統率スル所ノ軍隊ハ、即チ是レ  
皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ  
念ヒ、汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業  
ヲ紹述シ倍々皇國ノ光榮ヲ顯彰シ億兆ノ福  
祿ヲ増進センコトヲ冀フ」ト斯様ニ勅諭ガ  
出テ居ルノデアリマス、諸君、此軍隊デア  
リマス、此軍隊ト云フモノニ付キマシテハ  
苟モ政治ニ志ノ有ル者ハ朝ニ在ルト野ニ在  
ルトヲ問ハズ、此軍隊ノ名譽ト云フモノハ  
長ク保持シ、而シテ國民ヲシテ此軍隊ニ信  
賴セシメテ、益々後援ノ實ヲ得シムルコ  
ト云フコトハ私ハ注意致スノガ、是ガ政治  
ニ從フ者一日モ忘ルベカラザルコト、思フ  
ノデアリマス(拍手) 諸君、諸君ハ山本君ノ  
御演説ノ時ニ何カ御冷笑ノ動作ガアッタ  
ヤウデアリマスガ、私ハ免ニ角四日ニ此議  
場デ、運ベリマシタル中野君、此軍隊ノ首腦者  
ガ金塊ヲ横領致シタル、機密費ヲ横領シタル  
ト云フ言葉ハ、横領ト言ヘバ言葉ハ奇麗デア  
リマスガ、詰リ盜シタコトデアル、軍隊ノ  
首腦者ガ金塊ヲ盜ミ、軍隊ノ首腦者ガ此機密  
費ヲ盜シタルト云フ言葉ハ、私ハ中野君トハ  
當テノ友人デアリマスガ、其動機ノ如何ヲ  
問ハズ、我ガ日本ノ軍隊ニ向テ名譽ヲ傷  
タ(拍手) 又此言葉ニ依テ我ガ日本ノ國民  
ト云フモノハ、軍隊ニ對シマスル信賴ト云フ  
モノハ、薄ライダト云フコトノ事實ハ、何  
人デモ否定スルコトハ私ハ出來ナイト思フ  
ノデアリマス(拍手) 諸君、實ハ私ハ驚イタ、斯  
ノ如キ事實ガアルトスレバ、是ハ大問題デア  
リト云フガ、實ハ非常ニ憂慮ヲ致シタル  
デアルト云フガ、六日ノ議場ニ於テ我ガ黨ノ  
秋田君ガ陸軍大臣ニ質問ヲ致シ結果デア  
心ヲ致シタルデアリマス、陸軍大臣ハ悉ク  
是虛構ノ言葉デアアル、即チ荒唐無稽ノ語デ  
アルト云ハレタ、然ルニ本月十一日ノ議場  
ニ於テ杉浦君ガ此壇上デ御述ニナッタ言葉  
モ、只今ノ望月君ノ御述ニナッタ言葉ノ中  
ニモ、陸軍大臣ガ「私ニシテウモ荒唐無稽  
ノモノノヤウニ考ヘマス」ト云フ打退ラフ言  
シテ今日ニ至ラタモノデアリマス、ト云フ言  
葉ヲ聞ヘテ、此間ノ杉浦君モ御立論、只今  
ノ望月君モ御立論デアアルガ、是ハ陸軍大臣  
ガ斷定ニ至リマスルマデノ途中ノ言葉デア

リマスヨ、斯ウ云フ言葉ノシマヒニドウ斷  
定シタカト思フト、陸軍大臣ハ「豫テ私ハ  
荒唐無稽ト考ヘテ居リマシタカラ、昨日速  
記録ヲ拜見致シマシテモ同様ノ考ヲ持テ  
居リマス、即チ陸軍ノ内部ニ於テ機密費ヲ  
取拔フ所ノ人ガ一小部分タリト雖モ個人ノ  
懷中ニ入レタルカ、何ト云フコトハ毛頭  
認メナイノデアリマス」向ホワレカラ斯ウ  
云フコトガアル「サウシテ昨年ノ三月盡日  
限リニ今ノ臨時軍事費ハ打切ニナリマシタ  
(此時發言スル者アリ) 何デス、能ク御聽ナ  
サイ、議論タケハ明ニシタイト思フ、私ハ  
無禮ナ言ハ吐キマセヌ、今ノ臨時軍事費ハ  
打切リニナリマシタ、又臨時軍事費モ年々會  
計檢査院ノ臨時檢査ヲ經テ、サウシテ昨年  
三月盡日ニ打切ニナリマシタ、今決算ヲ致シ  
マシテ近ク大藏省方面ニ廻シ、ソレ相當ノ  
機關ノ審査ヲ經ル運ビニナテ居リマス」ト  
云フ斷言デアアル、斯様ノ斷言ニ至リマスル  
途中ノ言葉ヲ聞ヘテ云々ト云フコトニ  
至ラバ、少々望月君ニモ似合ハヌノデア  
リマス(拍手) 諸君、我黨ノ秋田君ガ總理大  
臣ニ向テ御尋シタ、總理大臣ハ此答辯ヲ  
是認スルカ、其次ハ「何デアルカ」ト呼フ  
者アリ、其次ハ黨ノ動イタ動キニ付テハ責  
任ヲ持ツカ、而シテ第三番目ニ、此度ノ中  
野君ノ動作ニ付テハ責任ヲ取ルカト言ハレ  
タ時ニ、六日ノ議場ニ於テ總理大臣ハ明ニ  
認メタル、責任ヲ取ル、又與黨ノ行動ハ當  
任ヲ取ル、併シ此中野君ノ行動ハ即チ一個  
人ノ行動ナルガ故ニ、責任ハ取レヌト云フ  
御言葉デアッタガ、實ハ其當時不思議ニ考  
ヘタ、不思議ニ考ヘタガ、吾々ハ何カ總理  
大臣ノ考違デハナイカ、今一度押シテ、而  
シテ後ニ總理大臣ニ向テ「一ノ行動ヲ執ル  
ノガ至當ト考ヘテ、實ハ私ハソレニハ及バ  
ヌトノ考ヲ持テ居タガ、我黨ノ幹部諸公  
ハ慎重ニモ二十三日ノ議會ニ於テ御承知ノ  
通り、三土君ガ四箇條ノ質問ヲ致シタ、四  
箇條ノ質問ニ依テ全ク機密費ト云フガ如  
キモノハ、濫ニ使フコトハ出來ナイモノデ  
アル、而シテ金塊ノ如キハ此時ニハ質問ヲ  
セマカ、其前ニ明ニシタル居ル、ソコデ總  
理大臣ニ更ニ質問ヲ致シタ時ニ、總理大臣  
ハ何ト云フタ、矢張此時モ同一ノ答辯ヲシ  
今日亦同一ノ答辯ヲシタ、此處ガ問題デア  
ル、諸君、中野君ノヤッタコトハ知ラナカ

タ、聽カナカッタト云ハル、ガ、併ナガラ  
院内總務ノ許可ヲ得テ此壇上ニ登リテヤ  
一黨ガ支持シタルコトハ、是ガ即チ政治社會  
ノ所謂黨派ト云フモノデアアル(拍手) 之ヲ黨  
議デナイト云フノハ實ニ牽強附會デアアル、  
是ハ實ニ通辭デアリマス、向ホ其後ノ動作  
ヲ見レバ、果シテ如何デアリマスカ、若槻  
總理大臣ハ己ノ黨派ニ歳費問題ノ起ラタ時  
ハドウデアアル、歳費問題ノ起ラタ時ニハ黨  
ニ諮ラズ、之ヲ提出シタルト云フノデ、院内  
總務ノ諸君ハ辭職ヲシタデハナイカ(拍手)  
總理大臣ハ自分ノ與黨數人ヲ呼シテ、貴方  
方ガ之ヲ飽達斷行スルナラバ、自分ハ辭ス  
トマデ言ッタト私共ハ聞イテ居ル(拍手) 諸  
君、歳費ノ問題ト軍隊ノ問題ハ固ヨリ同一  
ニ論ズベキモノデアナイ、一體國軍ト云フコ  
トニ向テ總理大臣ハ重キヲ置クノ志ガ少イ  
ノデアアル、而シテ代表ヲ致シタル演説者ハド  
ウデアアル、望月君ノ如キハ國軍ノ大名譽ニ  
關係スル事ニ對シ、只今ノ演説ニ於テ未節  
云々ノ言葉アルニ至ラバ、驚クノ外ナイ  
ノデアリマス、此大問題ニ向テ總理大臣ハ  
陸軍大臣ノ言フコトヲ是認シ、是ト反對  
ノ中野君ノ行動ヲモ認メテ、全黨ノ行動ヲ  
暗カ裡ニ之ヲ見逃スト云フニ至リマシテハ、  
私ハ前後援者、立憲ノ大道ヲ知ラザル御方  
デアルト思フノデアリマス(拍手) ミナラ  
ズ總理大臣ハ軍隊ノ重イコトヲ知ラナイ、  
我日本ノ軍隊ト云フモノハ特別ノ軍隊デア  
ルト云フコトヲ知ラザルノ結果ニ出ザルコ  
トデアラウト思フノデアリマス、仍テ私ハ  
茲ニ大正元年七月三十一日ノ詔勅全部ヲ奉  
讀致シマス「朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈  
ヲ承ケ萬世ノ一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕  
ガ親愛スル陸海軍人ニ告グ惟フニ皇考義ニ  
汝等軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ  
之ヲ貫クヘキヲ前シ給ヘリ汝等軍人ハ朕  
此聖訓ヲ奉讀シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚  
シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタ  
リ朕ハ朕ガ統率スル所ノ軍隊ハ皇考ノ慈育  
愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍  
人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々  
皇國ノ光榮ヲ顯彰シ億兆ノ福祿ヲ増進セン  
コトヲ冀フ」ト云フ御言葉ガ又、明治三十八  
年ノ詔勅ヲ讀ミ、字内ノ大勢ニ鑑ミ時世  
ノ進退ニ伴ヒ拮据勤惰各其ノ本分ヲ竭シ朕  
ガ股肱タルノ實ヲ舉ゲ以テ皇統ヲ扶翼セン



コトヲ期セヨ」此詔ヲ一度總理大臣が御考  
ヘニナタナラバ、我が軍隊ノ士氣ト云フ  
モノハ如何ニ國家ノ重大事デアルカ、天皇  
陛下ガ如何ニ御心ヲ用事居ラル、ト云フ事  
ガ明デアル、然ルニ若槻首相ノ統率スル與  
黨ガ、全カヲ注ミデ之レヲ傷クルニモ拘ラ  
ズ、平然之ヲ顧ミザルガ如キ行動ノアル以  
上、斯ノ如キ總理大臣ハ一日モ其職ニ在ル  
コトハ、國家ノ爲ニ害アリト確信スルノデ  
アリマス、何卒滿場ノ大多數ヲ以テ本彈劾  
案ニ御賛成アラント希望致シマス(拍  
手)

○議長(粕谷義三君) 田崎信藏君  
(田崎信藏君登壇)

○田崎信藏君 私人(發言一時ニ起ル議場  
騷然)……

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 斯ノ如ク政友會ノ諸君  
ガ自己ノ出シテ決議案ニ對シテ、未ダ賛成  
スルカ反對スルカ分ラナイモノニ向テ妨  
害スルニ至ラハ、其愚劣ナルコト實ニ  
此決議案ヲ傷ケルモノデアル(拍手起リ、  
又發言スル者多ク、議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 是ガ即チ陸軍ニマデ及  
ブ所ノ疑惑ヲ一層諸君ガ大ナラシムルモノ  
デアル(發言スル者アリ議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 私人今政友會ノ諸君ヨ  
リ上程サレマシタ此決議案ニ對シマシテ、  
反對ノ意思ヲ表示スル者デアリマス、(拍  
手、發言スル者アリ議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 諸君、苟モ内閣總理大  
臣ノ進退ニ對シテ決議案ヲ決議スルニ於テ  
(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 最モ議場ノ神聖ヲ保タ  
ナクシテバナラスデアリマス、然ルニ此政  
友會ノ態度ハ、全ク汝ニ出デ、汝ニ歸ル所ノ  
最モ愚劣ナル行爲デアリマス、先刻ヨリ政  
友會ノ長老デアル所ノ山本君、並ニ小久保  
君ノ賢明ナル諸氏ノ賛成ノ御議論ヲ承リマ  
シテ(發言スル者アリ議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 此御議論タルヤ私共第  
三者ヲシテ首肯セシムル所ノ價值ノナイモ  
ノデアリマス、先ツ私ハ第一ニ此決議案ノ

字句ノ中ニ於テ「決議、内閣總理大臣若槻  
禮次郎君ノ統率スル與黨憲政會ハ神聖ナル  
議會ニ於テ荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シ」(議場  
騷然)

○議長(粕谷義三君) 田崎君、田崎君……  
靜肅ニ願ヒマス、諸君、是ハ内閣ノ進退ニ  
關スル重大ナル問題デアリマスカラ、ドウ  
ゾ賛否共ニ互ニ靜肅ニ御聴取アラントウ  
望ミマス(拍手)

○田崎信藏君(續) 「神聖ナル議會ニ於テ  
荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シ由テ國民ノ疑惑  
ヲ醸シ事紀ヲ紊亂シ士氣ヲ廢頹セシムトシ  
タル不逞ノ舉動ヲ支持シ其ノ非ヲ知リテ之  
ヲ悛ムルノ道ヲ盡サス」ト第一ニアリマス、  
荒唐無稽ノ言辭ナルヤ、私ハ荒唐無稽ト云  
フコトハ、即チ政友會ノ諸君ガ荒唐無稽ノ  
言辭ヲ弄シテ居ルト云フ事實ヲ一言致シテ  
見タイノデアリマス、(拍手)後程中野君ノ  
查問ニ關スル委員會ノ報告ガアリマス、其  
報告ヲ……(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 間クト私ガ今申スコト  
ガ諸君ノ最モ省ミル所ノ要點デアルコトヲ  
知ルコトガ出來ルノデアリマス、(拍手)其  
查問委員會ニ於キマシテ中野君ノ言辭ガ荒  
唐無稽ナリト言ヒマスルガ、政友會諸君ガ  
提出シタ所ノ……(發言スル者アリ議場騷  
然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 其露文ノ「コンビー」ハ  
全ク文章ヲナサナイ所ノ露文デアッタノデ  
アル、又帝國議會ノ院外ニ於テ夜十一時ニ  
内幸町デ強奪ニ遭ウタナド、云フコトハ、  
實ニ荒唐無稽ノ言辭ヲ弄シテ居ルノデハナ  
イカ、(拍手)此荒唐無稽ナル言辭ヲ弄シテ  
人ヲ陷レントスルニ至ラハ、其愚劣政友會  
ノ爲ニ最モ悲ムベキデアル、(拍手)依テ荒唐  
無稽ト云フコトハ、全ク政友會諸君ノ作シ  
タコトデアリマス、次ニ軍政内ノ不正行爲ト云  
フコトハ、政友會ノ諸君ノミハ之ヲ信ジマ  
セヌケレドモ、日本帝國ノ臣民ノ全部ト云  
ヒタイ程(議場騷然)多クハ此陸軍ノ不正  
行爲ニ對シテハ疑ハ懷キ居ルノデアリマス、  
(拍手)何ガ故ニ斯ク疑ハ懷キ居ルノデア  
リマス、抑、事ノ初ハ三瓶ナル元陸軍大將田中  
義一ノ配下デアッタ者ガ、司法省ニ向テ告  
訴ヲ致シマシタコトニ依テ其端ヲ發シタノ

デアリマス、(拍手)是ガ故ニ萬人ハ我が陸  
軍ノ首腦者ノ一部ニ對シテ、最モ疑ノ眼ヲ  
以テ見テ居ルノデアリマス、諸君ガ吾々ノ  
如キ取ルニ足ラナイト云フ自ラ卑シクスル  
ト云フ諸君ノ此行爲ハ、一層疑ヲ大ナラシ  
ムルモノデアリマス(拍手、發言スル者ア  
リ、議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 諸君、先刻モ申シマ  
シタガ、ドウゾ靜肅ニ御聴取ヲ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 軍政内ノ不正行爲ヲ、  
私ハ第一、第二、第三ニ分ケテ申上ゲテ見  
タイト思ヒマス、一ハ今申シマシタ三瓶主  
計ノ司法省ニ告訴致シテ居ル事實デアリマ  
ス、次ニハ山梨大將自ラ執筆ヲ致シマシ  
テ、サウシテ新聞ニ掲ゲマシタル所ノ記録  
ニ依ルト、陸軍ノ金ヲ普通ノ官省ノ習慣ト  
シテ、官金ヲ自ラ某銀行ニ預金ヲ致シ、又  
ハ公債ヲ買、タト云フコトヲ、自ラ執筆致  
シテ自署致シテ居ル以上ハ、是亦疑ハザル  
ヲ得ヌデアリマス(拍手)而モ其山梨ナル  
者ハ、衆議院議員梅田寛一氏ヲシテ議員ヲ  
誘惑セタセタル、其査問委員會ニ於テハ、  
梅田寛一ハ自ラ決シテ「シ」云フ決議ヲシ  
タ、ソレ程帝國議會ノ神聖ヲ毀ケテ居ルノ  
デアリマス(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 此銀行ニ金ヲ預ケ、公  
債ヲ買入レテ、其利子利本ハ如何ニ處分シ  
タカ、其事ハ又陸軍大臣モ疑義ヲ持テ居ル  
ノデアリマス、又第三ニ大正九年ノ一月二  
十四日、二千五百七十萬圓ト云フ大金ヲ、  
而モ帝國議會ガアルニ拘ラズ、責任支出ヲ  
以テ支出致シマシタ、其中ニ全ク今度ノ疑  
惑ヲ懷ク所ノ因ヲナシテ居ルモノガアルノ  
デアリマス、勅令ノ名ニ依テ臨時ノ軍事費  
ノシテ支出致シマシタ、其金ガ最モ怪シイ  
ノデアリマス(拍手)而モ同月二十二日ニ  
ハ、此議會ニ於テ普通選舉法ガ提出サレ  
テ、政友會ノ原總理大臣ハ階級爭鬭ト云フ  
名ノ下ニ、不法ナル解散ヲ致シタ時ノ議會  
ノ前デアアルノデアリマス(議場騷然)嗚呼知  
レバ靜肅ニスルコソ、即チ諸君ハ賢明ナル遣  
リ方デアアル、騷ゲバ騷ゲ程「アラ」ガ出ルゾ、  
(拍手、議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 此原内閣ノ時ニ議會ニ  
承認ヲ得ベキ手續ガ爲シ得ルニ拘ラズ、責  
任支出ヲ以テ、勅令ノ名ニ依テ二千五百

七十萬圓ト云フ大金ヲ出シタト云フコト  
ハ、即チ國民ヲ疑惑ニ導イタ所ノ責任ハ陸  
軍ニ在ルノデアアル(拍手、議場騷然)今小久  
保君ガ此ニ於テ勅諭ヲ朗讀サレマシタ、其  
勅諭ガ即チ舊式政治ガ以テ之ヲ利用スル  
所ノ一枚看板デアアル、惡例行ハ即チ軍隊  
(拍手、議場騷然)斯ノ如キ行爲ハ即チ軍隊  
ノ看板ヲ以テ無稽ノ事ヲ茲ニ申シテ、サウ  
シテ總理大臣ヲ傷ケントスルニ至ラハ、  
其愚劣ナル心事、政友會ノ所爲ハ實ニ唾棄  
スベキ遺方デアアル(拍手)諸君、此……

(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 決議案ノ最後ニ光輝  
アル國軍ノ名ヲ傷ケタルト云フコトハ、軍隊  
ノ名ニ依テ、或ハ畏多クモ天皇ノ名ニ隱  
レテ惡事ヲ爲サントスル者ハ、即チ却テ國  
軍ノ光輝ヲ傷ケルモノデアリマス(拍  
手)最後ニ若槻總理大臣ハ須ク……

(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 政黨内閣ノ本義ニ鑑ミ  
其責任ニ任ス(シ)ト書イデアリマス、諸君、  
責任内閣ニ對シテ、昨日マデ共ニ内閣ヲ組  
織シテ、サウシテ政黨内閣ダ、ソラ何ダト  
言シテ居ラテ、何等意味ヲ成サナイ所ノ大臣  
二三ハ罷メテ、而モ……

(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 靜肅ニ願ヒマス——  
志賀君ニ注意致シマス——靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 最後ニ今申上ゲマシタ  
若槻總理大臣ニ對シテ、政黨内閣ノ本義ニ  
鑑ミ、其責任ニ任ズベシト云フデアリマス、  
然ラバ問ハシ、政友會ノ總裁田中義一氏  
ハ、三百萬圓問題ノ今査問ニ付セラレテ、  
國民ノ疑惑ニ在ルノデアアル、國民ガ最モ  
疑ハ懷キ居ルノデアアル、其疑ハ懷キマス  
ル理由ヲ一二申シマス、私共平素最モ崇  
拜致シマスル所ノ大義……

(議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○田崎信藏君(續) 教氏ガ、政黨ノ首領ハ  
金ガナケレバ勤マラスト云フ格言ヲ致シテ  
政友會ニ入ッタノデハナイカ、政黨ノ首領ガ  
金ガナケレバ勤マラスト云フ、田中義一  
ガ召抱ヘ議員ヲ造ルノニハ、ドウシテ多數  
百萬ノ金ガ要ルノデアリマス(拍手、議場騷  
然)此日本ノ官民ガ疑ハ懷キ居ル所ノ政黨ノ首



渡邊 伍君 加藤 知正君 兼松 寅太郎君 河上 哲太郎君 海原 清平君 吉植 一郎君 吉村 伊助君 竹原 樸一君 田中 定吉君 高木 音藏君 土屋 興君 中村 義雄君 難波 清人君 內田 信也君 植原 悅二君 來栖 七郎君 黑住 成章君 工藤 十三雄君 山本 芳治君 山本 慎平君 山口 義一君 山下 谷次君 山崎 達之輔君 松岡 俊三君 牧野 良三君 藤田 胸太郎君 藤川 清助君 小泉 策太郎君 兒玉 右二君 近藤 達兒君 青木 精一君 青柳 郁次郎君 秋田 寅之介君 有馬 賴寧君 齋藤 珪次君 齋藤 經武君 佐々木 春作君 坂井 大輔君 木戸 豐吉君 宮崎 三之助君 三善 清之君 篠原 和市君 嶋居 哲君 廣岡 宇一郎君 森 島親君 望月 圭介君 砂田 重政君

加藤 久米四郎君 川口 義久君 吉津 度君 米原 於菟男君 竹內 友治郎君 高井 商二君 高橋 熊次郎君 中島 守利君 向井 倭雄君 內野 辰次郎君 上埜 安太郎君 熊谷 巖君 倉元 要一君 矢野 鉦吉君 山本 悌二郎君 山本 榮太郎君 山口 恒太郎君 山内 範造君 松本 眞平君 松實 喜代太君 藤井 忠兵衛君 藤田 包助君 小久保 喜七君 小橋 藻三衛君 神崎 勳君 安藤 正純君 青山 憲三君 秋田 寅之介君 赤間 嘉之吉君 東 武君 齋藤 藤四郎君 佐々木 文一君 佐々木 長治君 坂梨 哲君 木村 政次郎君 宮本 逸三君 三土 忠造君 志賀 和多利君 廣瀬 爲久君 平山 爲之助君 森 格君 瀨沼 伊兵衛君 鈴木 隆君

菅原 傳君 杉 宜陳君 猪野 毛利榮君 石黒 大次郎君 井上 利八君 橋本 喜造君 服部 英明君 早速 整爾君 西 英太郎君 戸澤 民十郎君 中馬 興九君 大島 重三君 小野 重行君 奧村 千藏君 川崎 安之助君 神田 正雄君 加藤 政之助君 加藤 六藏君 河野 正義君 河野 荒次郎君 河勝 太郎君 横山 勝太郎君 横山 金太郎君 高木 益太郎君 高橋 元四郎君 武富 濟君 田中 武雄君 谷口 宇右衛門君 俵 孫一君 中村 貞吉君 中野 猪之助君 永田 善三郎君 村上 國吉君 村松 龜一郎君 室木 彌次郎君 内ヶ崎 作三郎君 黒田 重兵衛君 栗延 敬太郎君 山田 助作君 山口 嘉七君 山本 厚三君 山本 義一君 松本 忠雄君 古山 五郎君 藤澤 幾之助君 福田 五郎君 小寺 謙吉君

飯塚 春太郎君 柳 仲次郎君 原 伸次郎君 土生 彰君 羽田 彦四郎君 戸井 嘉作君 富田 幸次郎君 大津 淳一郎君 大里 廣次郎君 岡本 實太郎君 片岡 直温君 神谷 彌平君 神部 爲藏君 加藤 綱一君 加藤 十四郎君 河野 曉君 金澤 安之助君 横山 一格君 吉田 磯吉君 高木 正年君 頼母 木桂吉君 田中 万逸君 田中 善立君 谷口 源十郎君 中原 德太郎君 中野 寅吉君 中野 寅吉君 永井 柳太郎君 村上 紋四郎君 紫安 新九郎君 生方 大吉君 野村 嘉六君 工藤 鐵男君 山田 又司君 山田 道兄君 山本 勝次君 山本 儀重君 松井 三德君 町田 忠治君 深井 功君 藤井 敬慎君 小島 謙作君 小山 松彦君

木曾 三四郎君 紺野 九右衛門君 手代木 隆吉君 浅川 浩君 青木 知四郎君 荒井 建三君 作間 耕逸君 佐藤 實君 齋藤 隆夫君 齋藤 金吾君 由谷 義治君 三橋 貞吉君 斯波 貞吉君 信大 儀右衛門君 重松 重治君 平沼 亮三君 比佐 昌平君 望月 小太郎君 關 俊吉君 杉浦 武雄君 池田 太事君 池田 龜治君 岩切 重雄君 原田 佐之治君 本多 貞次郎君 堀 喜幸君 東郷 實君 折原 巳一郎君 小原 郷太郎君 大原 唯男君 奧野 小四郎君 柏田 忠一君 金光 庸夫君 高島 順作君 丹下 茂十郎君 谷原 公君 中村 四郎兵衛君 中村 貞雄君 植場 平君 則元 由庸君 藏國 三四郎君 八木 逸郎君 前田 兼實君 小橋 源太君 松田 一太君 寺田 市正君 佐藤 重遠君 官保 成晴君

宮崎 友太郎君 志波 安一郎君 清水 長郷君 森 肇君 富永 孝太郎君 富原 清三郎君 野原 種次郎君 増田 義一君 佐々木 安五郎君 佐藤 潤象君 湯淺 凡平君 武藤 山治君 古林 喜代太君 堀田 義次郎君 成田 榮信君

宮崎 幹之助君 清水 市太郎君 平田 民之助君 林田 龜太郎君 堤 清六君 武藤 嘉門君 山口 政二君 松山 兼三郎君 佐々木 平次郎君 清瀬 一郎君 鷲野 米太郎君 小林 彌七君 森田 金藏君 高島 兵吉君

○議長(粕谷義三君) 清瀬一郎君  
○清瀬一郎君 只今ノ採擇ノ結果、並ニ先  
日來ノ討論ノ模様ニ依リ、院議ノ存スル所、  
自ラ明カデアリマスガ故ニ、私ノ決議案ハ  
撤回致シマス  
〔賛成〕(賛成)ト呼フ者アリ  
○議長(粕谷義三君) 只今清瀬君ヨリ決議  
案撤回ノ申出ガアリマス、之ヲ許スニ御  
異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕(異議ナシ)ト呼フ者アリ  
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認マ  
ス、仍テ撤回ヲ許シマス、此際議事進行ニ  
關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許  
シマス——猪野毛利榮君  
〔此時發言スル者多シ〕  
○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○猪野毛利榮君 私ハ議事進行ニ付テ御尋  
ヲ致シタイコトガアリマス、ソレハ只今ノ  
如キ派手ナ問題ニアラズシテ、極ク地味ナ  
問題デアリマス、只今ノ状態ヲ見マス、ト  
日程ガマダ法律案、或ハ建議案、諸願其他  
ノモノヲ併セマシテ、八百數十件ヲ餘シテ  
居ルノデアリマス、此八百數十件ナルモノ  
ハ決シテ輕イ案件デハナイト私ハ見テ居ル  
ノデス、ソコデ私ハ此事柄ニ付テ總理大臣  
ト議長ニ御尋ヲ致シタイコト思フ、先ヅ最初  
シテ此八百數十件ノ重要案件ノ始末ヲ付ケ  
ル誠意ト決心ガアルヤ否ト云フコトデアル、  
先日勞働組合法案ノ上程ニ際シ總理大臣  
ハ此壇上ニ於テ述べラレタ、勞働調停法案  
及治安警察法ノ改正法案ト共ニ、並ンデ組

合法案ハ出スベキモノデナイカト云フコトヲ、井上君デアリマシタ申サレタ時ニ於テ、是モ必ズ此項上ニ運フコトデアラト信ジテ疑ハヌト總理大臣ハ申サレタデアラト然ルニ今日ノ狀態ヲ見レバ三ツ並ンデハ是ハ色々ノ問題ヲ考ヘテ見レバ獨ノ脚ノ如ク、此三ツハ離スコトノ出来ヌ性質ノ問題デアラ、ソレヲ二ツダケ切離シテ、後ト一ツダケ殘シテ居ルノデアラ、總理大臣ハ必ズ此議場ニ於テ是ノ解決ガ出来ルト云フヤウ先日ハ口吻デ居タノデアラ、然ルニ今日ノ模樣ヲ見、昨日ノ閣議ノ狀態ヲ承レバ、最早會期ハ延長ヲセナイ、是デ打切ルト云フヤウ御相談ガアッタト云フコトヲ私共承テ居ルノデアラ、若槻總理大臣ハ正直ヲ以テ吾々ハ信ジテ居タ、若槻總理大臣ノ斷言シタコトハ大抵ハ間違ハナカラウ、虛偽ヲ言フ人デハナカラウと思フ、然ルニ今日ノ狀態カラ考ヘテ見レバ、惡意ハナカッタニセヨ、結果ニ於テ行ハレヌト云フ狀態ニナルノデアラ、併ナガラ會期延長ト云フコトハ、憲法上ニ於テ或ル程度迄許サレテ居ル、昨年ノ如キハ三回ニ互テ會期ノ延長ヲ申請シタノデアラ、今日此殘テ居ル所ノ八百數十件ノ問題ヲ見ナサイ、此中ニハ非常ニ國民ノ實生活ニ離ルベカラザル所ノ重大案件ガアルノデアラ、只今ノ政友會ノ出サレタ決議案モ、或ハ大切デアラウケレド、國民ノ實生活トハ是ハ大シタ關係ガアルカナイカ分ラヌ、午前中カラ此問題ノ爲ニ各派ガ交渉會ヲ開ク、開會ガ遅レル、多大ナル時間ヲ空費致シテ居タノデアラ、黨派ニ嚴立セル我々ハ此ノ卷キ添テ食フテ誠ニ大第デアリマス、依テ議長ニ私ハ是カラ御尋シタイノデアラガ、今日モ去年ノ如ク建議案ノ如キモノヲ一東ニシテ、此處ノ速記者ニ渡シテシマウノデアラカ、此何百件ノ建議案中ニハドレ位國民ノ要求ガ入ッテ居ルカ分ラヌノデアラ、又議案其モノニ依ッテ議長ナリ又諸君ナリガ甲乙ノ差別ヲスルコトハイカヌ、現ニ法律案ノ如キハ二ツダケシカ殘テ居ナイノデアラ、然ルニ議員ガ出シタル法律案ハ、五十餘件ヲマダ殘シテ居ルノデアラ、議員ガ出シタモノト、政府ガ出シタモノトハ、是位ノ區別ヲシテ居ル(是カラヤルノダ)ト呼フ者アリ)又昨日ハドサカサ紛レニ通過サ

シタ所ノ邊境所ノ賠償法案ノ如キモノハ、日程ニモ上セザシテ突如トシテ之ヲ通過サシタ(例々澤山アルト呼フ者アリ)斯ウ云フヤウ多數ノ人ニ疑ハレテ居テ、不純ナ問題ハ國民ノ實生活トハ餘リ關係ノナイ問題デアラ、或ハ西原借款ノ跡始末ノ問題デモサウデス、兩方合シテ一億二千萬圓カラノ大金ニナッテ居ルガ、コンナ問題ハ國民ノ實生活ト何等關係ノナイコトデアラ(議長「議長」ト呼ビ發言スル者多シ)極少數ノ銀行業者ト、或ハ汽船會社ナドノ要求デアラ、今日此議會ニ於ケル所ノ議案ノ中デ、眞ニ國民ノ聲ヲ聞カント欲スルナラバ、此建議案トカ請願ヲ措イテ、人民ノ聲ト云フモノハ議會ニ現ハレテ居ナイデアライカ(馬鹿ナコトヲ言フナ)ト呼フ者アリ)諸君ガ此何百件ト云フ國民ノ叫ビヲ一東ニシテ、サウシテ之ヲ速記者ニ渡スト云フヤウナコトハ、全クハ消化セズシテ嚥ミニスルト同様デハナイカ、尙ハ又懲罰委員會ノ問題等モ他ニ餘テ居ル、或ハ又恩給年金ノ問題ナドモ、軍人ナドハ多年命懸ケノ運動ヲ致シテ居タノデアラ、是ナドモホシノ責任追テ、元議半分ニ昨日此處ニ上セテ、サウシテ此結果ヲ告グズシテ終ラセヤウト云フコトハイカナイト思フ、又查問ニ付セラレタル所ノ人々ノ如キハドウデアラカ、如何ナル結果ニナツカ、查問ニ付セラレタル人々ノ結果ヲ著ケズシテ、議長ハ此問題ヲドウ云フ風ニオヤリニナル積リデアラカ、アヤフヤニ議案ヤ問題ヲ時間カ来タカラト言フテ葬ルベキモノデハナイ、懲罰ニ付スベキ性質ノモノナラバ、無罪ナラ無罪、有罪ナラ有罪トハツキリシタ方ガ宜イ、有耶無耶ニ之ヲ辨ルト云フコトハドウ云フコトデアラカ、查問ニ付セラレタル問題デモサウデアラ、政友會ノ小川君デモ、秋田君デモ、或ハ鳩山君ノ如キモノガ、色々此疑惑ノ今日ハハニナッテ居ル、是ナドモ本當ニヤツタノカ、ヤラヌカ、明ニ此議會デ結末ヲ著ケラ宜イデアライカ、有耶無耶ノ間ニ諸君ハ人ニ疑フ懸ケテ、中野君ノ問題デモサウデアラ、ハッキリシテ議會ハ始末ヲ著ケテヤラ宜イデアリマセヌカ、諸君ガ此結末ヲ明カニセヌ時ニ於テハ、ドウシテモ國民ハ議會ヲ信用ヲシナイ(議事ノ妨害ハ止セ)ト呼フ者アリ)私共ハ成ベク人民ノ聲ト云フモノヲ議會ニ現サント考ヘ

ルノデアリマス、諸君ハ徒ニ大實業家トカ、銀行家トカ、其他特權階級ノ人々ノ精神ト希望トノミヲ議會ニ現ハシ、之ヲ進行リシテ、何ヶ故ニ此多數國民ノ即チ庶民ノ聲ヲ議會ニ進行サセナイノデアラカ、此點ニ付議長及ビ總理大臣ノ所見ヲ承リタイト存ズル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣若槻禮次郎君登壇

○國務大臣(若槻禮次郎君) 只今ノ所デハ會期ノ延長ヲ奏請スル意思ヲ政府ハ持ッテ居リマセヌ、併シ議事ノ模様ニ依リマスレバ、奏請センケレバナラヌカモ知レマセヌガ、只今ノ所デハ延長ヲ奏請スル意思ハ保持タヌノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 尙ホ猪野毛君ニ御答致シマス、此多數ノ法律案其他ノ議案ヲ如何ニスルカト云フ御尋デアリマシタガ、此會期將ニ盡キントスル今日マデ、多數ノ法律案其他ノ議案ガ殘テ参リマシタ事ハ、議長ノ甚ダ遺憾トスル所デアリマス、併ナガラ是モ議事進行ノ都合ニ依リマシテ、洵ニ已ムヲ得ナイ結果テアラト思ヒマス、而シテ之ヲ如何ニ處理スルカト云フコトニ付テハ、是ハ偏ニ諸君ノ御決議ニ依リ外ハナイノデアリマス(ヒヤ)又查問會ノ結果云々ト云フコトデアリマシタガ、是モ查問會ニ於テ、相當ニ審議ヲ進メラレテ居リマシテ、必ズ何等カノ益ニ報告アルコト信ジマス、之ヲ以テ御答ト致シマス(拍手)只今貴族院ヨリ第三號大正十五年度歳入歳出總算追追加案、特第二號大正十五年度各特別會計歳入歳出總算追追加案、此兩案ガ回付ケラレマシタ、此際日程ヲ變更シテ之ヲ議題トスルニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍フ日程ヲ變更シテ兩案ヲ議題ト致シマス、修正ノ箇所ヲ朗讀致サセマス

第三號大正十五年度歳入歳出總算追追加案(貴族院回付)

大正十五年度歳入歳出總算追追加案(書記官朗讀)

右貴院(送付)ニ係ル政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ依テ議院法第五十五條ニ依リ及回付候也

大正十五年三月二十五日 貴族院議長 公府徳川 家達 衆議院議長 粕谷義三 殿

|             |  |          |
|-------------|--|----------|
| 歳入總計        |  | 二八八、三三〇  |
| 歳入經常部       |  | 二八八、三三〇  |
| 内務省所管       |  | 二八八、三三〇  |
| 第四款 社會局     |  | 二八八、三三〇  |
| 第一項 俸給      |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二項 事務費     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三項 地方廳     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四項 俸給      |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五項 事務費     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六項 地方廳     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七項 俸給      |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八項 事務費     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九項 地方廳     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十項 俸給      |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十一項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十二項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十三項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十四項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十五項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十六項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十七項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十八項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第十九項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十一項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十二項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十三項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十四項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十五項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十六項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十七項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十八項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二十九項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十一項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十二項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十三項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十四項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十五項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十六項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十七項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十八項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第三十九項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十一項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十二項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十三項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十四項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十五項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十六項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十七項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十八項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第四十九項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十一項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十二項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十三項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十四項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十五項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十六項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十七項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十八項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第五十九項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十一項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十二項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十三項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十四項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十五項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十六項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十七項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十八項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第六十九項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十一項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十二項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十三項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十四項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十五項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十六項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十七項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十八項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第七十九項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十一項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十二項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十三項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十四項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十五項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十六項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十七項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十八項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第八十九項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十項 地方廳    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十一項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十二項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十三項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十四項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十五項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十六項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十七項 俸給    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十八項 事務費   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第九十九項 地方廳   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百項 俸給     |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零一項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零二項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零三項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零四項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零五項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零六項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零七項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零八項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百零九項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十一項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十二項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十三項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十四項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十五項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十六項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十七項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十八項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百一十九項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百二十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百三十九項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十一項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十二項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十三項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十四項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十五項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十六項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十七項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十八項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百四十九項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百五十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百六十九項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十一項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十二項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十三項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十四項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十五項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十六項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十七項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十八項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百七十九項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百八十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第一百九十九項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百項 事務費    |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零一項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零二項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零三項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零四項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零五項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零六項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零七項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零八項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百零九項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百一十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百二十九項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十一項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十二項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十三項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十四項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十五項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十六項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十七項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十八項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百三十九項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百四十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百五十九項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十項 事務費  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十一項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十二項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十三項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十四項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十五項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十六項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十七項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十八項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百六十九項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十項 地方廳  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十一項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十二項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十三項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十四項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十五項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十六項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十七項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十八項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百七十九項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十項 俸給   |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十一項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十二項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十三項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十四項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十五項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十六項 俸給  |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十七項 事務費 |  | 一、九三、四一〇 |
| 第二百八十八項 地方廳 |  | 一、九三、四一〇 |

大正十五年度各特別會計歲入歲出豫算  
追加案(特第二號)  
右貴院ノ送付ニ係ル政府提出案本案ニ於  
テ修正議決セリ依テ議院法第五十五條ニ  
依リ及回付候也  
大正十五年三月二十五日

貴族院議長 公爵徳川 家達

衆議院議長 粕谷義三

大正十五年度各特別會計歲入歲出豫算追  
加中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ  
大藏省所管  
國債整理基金

第一款 國債整理基金收入

第一項 一般會計ヨリ受入

第一款 國債整理基金支出

第一項 國債整理基金支出

藤澤幾之輔君登壇

○藤澤幾之輔君 只今議長ヨリ報告セラレ  
マシタ、衆議院カラ送付致シマシタ豫算ニ  
對シマシテ、貴族院ニ於テ修正セラレマシ  
テ、御承知ニナリト通リ回付セラレマシ  
アリマス、其修正ノ箇條ハ回付セラレマス、  
一ツハ労働組合法案ガ衆議院ニ於テ、只今  
御承知ノ通りニ特別委員會ノ手ニ在リマシ  
テ未ダ決定セラレマセズ、隨テ貴族院ニ於  
キマシテハ同法ノ施行ニ要シマス所ノ經  
費約三萬五千圓ヲ削減致シタノデアリマ  
ス、ソレカラ次ハ海軍軍備制限條約ノ關係  
致シマシタ所ノ補償公債ノ額ガ、是亦御承  
知ノ通り二千二百萬圓デアタモノ、本院  
ニ於キマシテ之ヲ二千萬圓ト修正致シテ  
貴族院ニ送付致シタノデアリマス、隨テ其  
交付公債ノ利拂等ノ爲ニ要シマス所ノ金  
額約七萬五千圓ヲ貴族院ニ於テ削減セラレ  
タノデアリマシテ、是亦本院ノ修正ノ當然  
ノ結果デアリマシテ、特別會計ノ方  
ハ此影響デアリマシテ、是亦別ニ論ズル所  
ハナイノデアリマス、即チ二ツ共ニ當然ノ  
修正ト看做スベキモノデアリマスカラ、本

院ニ於キマシテハ之ニ賛成ヲ致シマシテ、  
之ヲ承認スルコトニ致シタイト考ヘマス  
(拍手)

○砂田重政君 只今貴族院ヨリ回付セラレ  
マシタ追加豫算案ハ、一旦衆議院ニ於テ可  
決致シマシタモノニ對スル修正ヲ加ヘラレ  
タノデアリマシテ、尙ホ其内容ニ付キマシ  
テハ、慎重ニ研究シタ上ニ於テ賛否ヲ決シ  
タイト思ヒマス、(ヒヤ)「ノウウ」

○松田源治君 貴族院ノ修正ハ當然ノ結果  
デアリマス、労働組合法ノ不成立、海軍軍  
備制限ニ伴フ賠償案ノ二萬萬圓ヲ削減サ  
レタ當然ノ結果デアリマス、今閣下ノアタ  
ラシク極メテ明瞭デアリマス、吾々ハ貴族院  
ノ修正ニ同意致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今砂田君ニ依  
テ述ベラレマシタル御説ハ、採決延期ノヤウ  
デアリマス、其延期說ニ付テ採決致シマス、  
之ニ賛成者、諸君ノ起立ヲ求メマス  
(賛成者 起立)

○議長(粕谷義三君) 起立少數デアリマ  
ス、延期說ハ否決セラレマシタ、直ニ原  
案ニ付テ採決ヲ致シマス、兩案ノ貴族院ノ  
修正ニ同意者、諸君ノ起立ヲ求メマス  
(賛成者 起立)

○議長(粕谷義三君) 起立多數デアリマ  
ス、兩案共貴族院ノ修正ニ同意スルニ致シ  
マシタ(拍手)

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急  
動議ヲ提出致シマス、即チ日程第二百九  
十乃至第八百七十一ノ諸議特別報告中、日程  
第七百二十五、即チ特別報告四百六十四號  
醫藥分業實施ノ諸議外百九件ハ暫シ後週シ  
テ爲シ、爾餘ノ五百八十一件ノ分ヲ此際特  
ニ線上ゲテ一括議題ト爲シ、諸議委員長ノ  
報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望  
ミマス

○議長(粕谷義三君) 只今作間君ニ依  
テ提出セラレマシタル日程變更ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ  
(異議ナシノ聲起ル)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程第二百九十九ヨリ日程第八百七  
十一ニ至ル諸議ノ中、第七百二十五ヲ除  
キマシタル各諸議ニ付テ、之ヲ一括議題ニ  
供シマス、此際委員長ノ報告ヲ求メマス  
池田龜治君

第二百九十 (特別報告第二號)元屯田

兵糧備役服務期間ヲ公務員在職年ニ  
通算ノ諸議外四件 (委員長報告)

第二百九十一 (特別報告第三號)恩給  
法中一部改正ノ諸議 (委員長報告)

第二百九十二 (特別報告第四號)故増  
本忠兵衛氏贈位ノ諸議 (委員長報告)

第二百九十三 (特別報告第五號)元寇  
殉難者ノ爲ニ鷹島村ニ別格官署建設  
設ノ諸議 (委員長報告)

第二百九十四 (特別報告第六號)天皇  
陛下御肖像並勅語ノ奉揚取締ノ諸  
議 (委員長報告)

第二百九十五 (特別報告第七號)天皇  
陛下御肖像並勅語奉揚物取扱ニ關ス  
ル諸議 (委員長報告)

第二百九十六 (特別報告第八號)產婆  
法制定ノ諸議外四十三件 (委員長報告)

第二百九十七 (特別報告第九號)國立  
吃音矯正機關設置ノ諸議 (委員長報告)

第二百九十八 (特別報告第一〇號)鍼  
灸師法制定ノ諸議 (委員長報告)

第二百九十九 (特別報告第一一號)公  
設診療所設置ノ諸議 (委員長報告)

第三百 (特別報告第一二號)草津溫泉  
附近ニ國費ヲ以テ癩患者收容部建設  
設ノ諸議 (委員長報告)

第三百一 (特別報告第一三號)青森  
市、荒川村間連絡架線道路新設ノ諸  
議 (委員長報告)

第三百二 (特別報告第一四號)渡良瀬  
川改修ノ諸議 (委員長報告)

第三百三 (特別報告第一五號)鷲泊漁  
港修築ノ諸議 (委員長報告)

第三百四 (特別報告第一六號)初山別  
村漁港修築速成ノ諸議 (委員長報告)

第三百五 (特別報告第一七號)天童漁  
港修築ノ諸議 (委員長報告)

第三百六 (特別報告第一八號)枝幸漁  
港修築速成ノ諸議 (委員長報告)

第三百七 (特別報告第一九號)船泊村  
ニ避難港建設ノ諸議 (委員長報告)

第三百八 (特別報告第二〇號)東北自  
作農創定組合ニ低利資金貸付ノ諸議  
(委員長報告)

第三百十 (特別報告二五號)臘腸廠ノ  
海上獵獲解禁ノ諸議 (委員長報告)

第三百十一 (特別報告第二六號)重要  
物產同業組合法改正ノ諸議 (委員長報告)

第三百十二 (特別報告第二七號)兵役  
者優遇ノ諸議 (委員長報告)

第三百十三 (特別報告第二九號)東根  
田郵便局ニ集配事務開始ノ諸議 (委員長報告)

第三百十四 (特別報告第三〇號)万倉  
郵便局ニ集配事務開始ノ諸議 (委員長報告)

第三百十五 (特別報告第三一號)山佐  
郵便局ニ集配事務開始ノ諸議 (委員長報告)

第三百十六 (特別報告第三二號)上早  
川村ニ三等郵便局設置ノ諸議 (委員長報告)

第三百十七 (特別報告第三三號)平谷  
郵便局ニ電信、電話事務開始ノ諸議  
(委員長報告)

第三百十八 (特別報告第三四號)徳久  
郵便局ニ集配並電信事務開始ノ諸議  
(委員長報告)

第三百十九 (特別報告第三五號)寶殿  
郵便局ニ集配事務開始ノ諸議 (委員長報告)

第三百二十 (特別報告第三六號)宮殿  
郵便局ニ電信、電話並特設電話事務  
開始ノ諸議 (委員長報告)

第三百二十一 (特別報告第三七號)二  
川村ニ無集配郵便局設置ノ諸議 (委員長報告)

第三百二十二 (特別報告第三八號)久  
利郵便局ニ電信、電話事務開始ノ諸議  
(委員長報告)

第三百二十三 (特別報告第三九號)一  
志波瀬郵便局ニ集配事務開始ノ諸議  
(委員長報告)

第三百二十四 (特別報告第四〇號)川  
口村ニ三等郵便局設置ノ諸議 (委員長報告)

第三百二十五 (特別報告第四一號)上  
田村ニ郵便局設置ノ諸議 (委員長報告)

第三百二十六 (特別報告第四二號)石  
打村ニ郵便局設置ノ諸議 (委員長報告)



第三百二十七 (特別報告第四三號) 櫻  
捉島、根室間ニ無線電信架設ノ請願 (委員長報告)

第三百二十八 (特別報告第四四號) 朝  
鮮人訴訟代理業者ニ辯護士資格付與  
ノ請願 (委員長報告)

第三百二十九 (特別報告第四五號) 朝  
鮮辯護士資格付與ノ請願 (委員長報告)

第三百三十 (特別報告第四六號) 本別  
村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第三百三十一 (特別報告第四七號) 郡  
山區裁判所管轄區域現制維持ノ請願 (委員長報告)

第三百三十二 (特別報告第四八號) 精  
神振興院設立ノ請願 (委員長報告)

第三百三十三 (特別報告第四九號) 私  
立中等學校協會ニ國庫補助金交付ノ  
請願外一件 (委員長報告)

第三百三十四 (特別報告第五〇號) 私  
立中等學校ニ國庫補助金交付ノ請願  
外一件 (委員長報告)

第三百三十五 (特別報告第五一號) 新  
設伯備南線中簡勿停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第三百三十六 (特別報告第五三號) 姫  
津鐵道龍野町經由ノ請願 (委員長報告)

第三百三十七 (特別報告第五四號) 邊  
別、美瑛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第三百三十八 (特別報告第五六號) 帖  
佐、入來間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百三十九 (特別報告第五七號) 姫  
津線速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十 (特別報告第五八號) 神岡  
村上横内及新宮村ニ姫津鐵道停車場  
設置ノ請願 (委員長報告)

第三百四十一 (特別報告第五九號) 本  
次、三次間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十二 (特別報告第六〇號) 吉  
野町ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第三百四十三 (特別報告第六二號) 宇  
都宮、岩瀬間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十四 (特別報告第六三號) 女  
川、松島間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十五 (特別報告第六四號) 益  
田、萩間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十六 (特別報告第六五號) 德  
佐、大井間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十七 (特別報告第六六號) 寒  
河江、富澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百四十八 (特別報告第六七號) 釧  
路、網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百四十九 (特別報告第六八號) 石  
見益田驛ニ公衆電信取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第三百五十 (特別報告第六九號) 廣島、  
濱田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百五十一 (特別報告第七〇號) 花  
卷、釜石間鐵道國營ノ請願 (委員長報告)

第三百五十二 (特別報告第七一號) 白  
河、廣田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百五十三 (特別報告第七二號) 村  
松村材松郷ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五十四 (特別報告第七三號) 中  
庄郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百五十五 (特別報告第七四號) 猿  
投郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百五十六 (特別報告第七五號) 江  
刈郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百五十七 (特別報告第七六號) 新  
殿村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五十八 (特別報告第七七號) 西  
海村ニ三等集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五十九 (特別報告第七八號) 河  
内郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十 (特別報告第七九號) 佐東  
郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十一 (特別報告第八〇號) 奥  
上林郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十二 (特別報告第八一號) 口  
總郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十三 (特別報告第八二號) 堺  
郵便局ヲ一等局ニ昇格ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百六十四 (特別報告第八三號) 吉  
川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十五 (特別報告第八四號) 豐  
永郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十六 (特別報告第八五號) 美  
袋郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十七 (特別報告第八六號) 眞  
金郵便局ニ特設電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十八 (特別報告第八七號) 下  
竹莊郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百六十九 (特別報告第八八號) 下  
竹莊郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百七十 (特別報告第八九號) 三國  
郵便局並吉永郵便局ニ電信、電話事  
務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百七十一 (特別報告第九〇號) 小  
貝村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十二 (特別報告第九一號) 三  
輪村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十三 (特別報告第九二號) 太  
市村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十四 (特別報告第九三號) 東  
藤島村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十五 (特別報告第九四號) 垣  
生郵便局ニ電信並集配事務開始ノ請  
願 (委員長報告)

第三百七十六 (特別報告第九五號) 讚  
豫線多喜濱驛前ニ無集配郵便局設置  
ノ請願 (委員長報告)

第三百七十七 (特別報告第九六號) 都  
賀村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七十八 (特別報告第九七號) 利  
島村ニ無線電信架設ノ請願 (委員長報告)

第三百七十九 (特別報告第九八號) 南  
種子村ニ國立燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十 (特別報告第九九號) 落石  
燈臺ニ霧笛附設並納沙布水道ニ航路  
標識施設ノ請願 (委員長報告)

第三百八十一 (特別報告第一〇一號)  
稻垣村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八十二 (特別報告第一〇二號)  
帶廣區裁判所ニ地方裁判所支部設置  
ノ請願 (委員長報告)

第三百八十三 (特別報告第一〇三號)  
小學校並中等學校ニ神祇科加設ノ請  
願 (委員長報告)

第三百八十四 (特別報告第一〇四號)  
特別保護建造物及國寶修理補給金増  
額ノ請願 (委員長報告)

第三百八十五 (特別報告第一〇五號)  
國際補助語「エスペラント」ニ關スル  
請願 (委員長報告)

第三百八十六 (特別報告第一〇六號)  
福山、出雲今市間及來島、木次間鐵  
道速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第三百八十七 (特別報告第一〇七號)  
湖西鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三百八十八 (特別報告第一〇八號)  
下長苗代村宇高館ニ停車場設置ノ請  
願 (委員長報告)

第三百八十九 (特別報告第一〇九號)  
農具品輸送運賃規程改正ノ請願 (委員長報告)

第三百九十 (特別報告第一一〇號) 一  
ノ關、大船渡間鐵道速成並大船渡港  
ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第三百九十一 (特別報告第一一一號)  
秋、小郡間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三百九十二 (特別報告第一一二號)  
根室本線布部ニ停車場新設ノ請願外  
一件 (委員長報告)

第三百九十三 (特別報告第一一四號)

盛岡、山田間鐵道速成ノ請願

第三百九十四 (特別報告第一一五號)

御坊町ニ停車場設置ノ請願

第三百九十五 (特別報告第一一六號)

能代、機織間鐵道ヲ本線ニ引直シノ請願

第三百九十六 (特別報告第一一七號)

尼崎驛貨車運轉系統變更ノ請願

第三百九十七 (特別報告第一一八號)

大間鐵道速成ノ請願

第三百九十八 (特別報告第一一九號)

富山鐵道ノ買收並延長ニ關スル請願

第三百九十九 (特別報告第一二〇號)

鯖江、大河原間鐵道敷設ノ請願

第四百 (特別報告第一二一號)

野澤間鐵道敷設ノ請願

第四百一 (特別報告第一二二號)

原野殖氏軌道敷設ノ請願

第四百二 (特別報告第一二三號)

床、標津間鐵道速成ノ請願

第四百三 (特別報告第一二四號)

迂回鐵道敷設速成ノ請願

第四百四 (特別報告第一二五號)

江、池田間鐵道速成ノ請願

第四百五 (特別報告第一二六號)

市、余別間鐵道敷設ノ請願

第四百六 (特別報告第一二七號)

打、隨澤兩埠間ニ停車場設置ノ請願

第四百七 (特別報告第一二八號)

鐵道北部速成ノ請願

第四百八 (特別報告第一二九號)

差、上磯間鐵道速成ノ請願

第四百九 (特別報告第一三〇號)

瀧ノ上、苦前間鐵道敷設ノ請願

第四百十 (特別報告第一三六號)

原、松岸間鐵道速成ノ請願

第四百十一 (特別報告第一三七號)

田驛、大朝村間鐵道敷設ノ請願

第四百十二 (特別報告第一三八號)

津鐵道豫定線實行ノ請願

第四百十三 (特別報告第一四〇號)

給法改正ニ關スル請願

第四百十四 (特別報告第一四二號)

皇陛下御肖像奉掲取締ノ請願

第四百十五 (特別報告第一四三號)

見益田驛ニ公衆電信取扱開始ノ請願

第四百十六 (特別報告第一四四號)

立中等學校ニ國庫補助金交付ノ請願

第四百十七 (特別報告第一四五號)

立中等學校協會ニ國庫補助金交付ノ請願

第四百十八 (特別報告第一四六號)

給法中一部改正ノ請願

第四百十九 (特別報告第一四七號)

島、濱田間鐵道速成ノ請願

第四百二十 (特別報告第一四八號)

村吏員ニ對スル恩給法制定ノ請願

第四百二十一 (特別報告第一四九號)

故魚住逸治氏並故若本須三郎氏贈位ノ請願

第四百二十二 (特別報告第一五〇號)

御陵確認ノ請願

第四百二十三 (特別報告第一五一號)

百分ノ五以下ノ人造絹絲混入綿織物賣買稅免除ノ請願

第四百二十四 (特別報告第一五二號)

佐伯稅務署復活ノ請願

第四百二十五 (特別報告第一五三號)

畜產品輸入關稅ニ關スル請願

第四百二十六 (特別報告第一五四號)

「カセイン」輸入關稅引上ニ關スル請願

第四百二十七 (特別報告第一五五號)

「バター」輸入關稅引上ノ請願

第四百二十八 (特別報告第一五六號)

扶港開港ノ請願

第四百二十九 (特別報告第一五七號)

工業用鹽特價供給ノ請願

第四百三十 (特別報告第一五八號)

價統一ノ請願

第四百三十一 (特別報告第一五九號)

大鹽出張所管内ニ於ケル鹽價價格變更ノ請願

第四百三十二 (特別報告第一六〇號)

對露損害賠償ニ關スル請願

第四百三十三 (特別報告第一六一號)

宮崎神宮ヲ勅祭社ニ陞進ノ請願

第四百三十四 (特別報告第一六二號)

宮崎神宮別宮狹野神社分立並昇格ノ請願

第四百三十五 (特別報告第一六三號)

名寄町ニ支廳設置ノ請願

第四百三十六 (特別報告第一六四號)

鶴見川改修速成ノ請願

第四百三十七 (特別報告第一六五號)

納內村、音江村間ニ待川ニ橋梁架設ノ請願

第四百三十八 (特別報告第一六六號)

勝浦港ヲ漁港ニ指定並施設改善ノ請願

第四百三十九 (特別報告第一六八號)

多摩川改修並水源涵養費國庫支辨ノ請願

第四百四十 (特別報告第一六九號)

々澤漁港修築ノ請願

第四百四十一 (特別報告第一七〇號)

天崎漁港修築並天崎川河口改修ノ請願

第四百四十二 (特別報告第一七一號)

拔海漁港修築ノ請願

第四百四十三 (特別報告第一七二號)

余別漁港修築ノ請願

第四百四十四 (特別報告第一七三號)

落石漁港外五港修築ノ請願

第四百四十五 (特別報告第一七四號)

古平漁港修築ノ請願

第四百四十六 (特別報告第一七五號)

農村振興ノ請願

第四百四十七 (特別報告第一七六號)

肥料原價供給並半價維持ニ關スル請願

第四百四十八 (特別報告第一七七號)

鳥野神社ニ國有林野下戻ノ請願

第四百四十九 (特別報告第一七八號)

國有林野ニ關スル請願外十五件

第四百五十 (特別報告第一七九號)

正十四年勅令第二四四十五號ニ關スル請願

第四百五十一 (特別報告第一八〇號)

根室郡ニ國立種馬所設置ノ請願

第四百五十二 (特別報告第一八一號)

商業會議所法中改正ノ請願外五件

第四百五十三 (特別報告第一八二號)

陸軍廣合建設ノ請願

第四百五十四 (特別報告第一八三號)

御所郵便局ニ電話並集配事務開始ノ請願

第四百五十五 (特別報告第一八四號)

兩鄉村ニ三等郵便局設置ノ請願

第四百五十六 (特別報告第一八五號)

荒川村ニ集配三等郵便局設置ノ請願

第四百五十七 (特別報告第一八六號)

東武藝村ニ郵便局設置ノ請願

第四百五十八 (特別報告第一八七號)

濱四鄉村ニ郵便局設置ノ請願

第四百五十九 (特別報告第一八八號)

樺山村ニ三等郵便局設置ノ請願

第四百六十 (特別報告第一八九號)

施村ニ郵便局設置ノ請願

第四百六十一 (特別報告第一九〇號)

三芳村ニ無集配郵便局設置ノ請願

第四百六十二 (特別報告第一九一號)

色麻郵便局ニ集配事務開始ノ請願

第四百六十三 (特別報告第一九二號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十四 (特別報告第一九三號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十五 (特別報告第一九四號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十六 (特別報告第一九五號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十七 (特別報告第一九六號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十八 (特別報告第一九七號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十九 (特別報告第一九八號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十 (特別報告第一九九號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十一 (特別報告第二〇〇號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十二 (特別報告第二〇一號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十三 (特別報告第二〇二號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十四 (特別報告第二〇三號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十五 (特別報告第二〇四號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十六 (特別報告第二〇五號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十七 (特別報告第二〇六號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十八 (特別報告第二〇七號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百七十九 (特別報告第二〇八號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百八十 (特別報告第二〇九號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百八十一 (特別報告第二一〇號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百八十二 (特別報告第二一一號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百八十三 (特別報告第二一二號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百八十四 (特別報告第二一三號)

知三郵便局ニ電話事務開始ノ請願

第四百六十四 (特別報告第一九三號)

宇部驛前ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十五 (特別報告第一九四號)

佐用村ニ特設電話架設ノ請願 (委員長報告)

第四百六十六 (特別報告第一九五號)

溫泉村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十七 (特別報告第一九六號)

系生村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百六十八 (特別報告第一九七號)

小諸郵便局ヲ二等局ニ昇格ノ請願 (委員長報告)

第四百六十九 (特別報告第一九八號)

飯地村ニ三等集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七十 (特別報告第一九九號)

田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第四百七十一 (特別報告第二〇〇號)

小樽市長橋町方面ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七十二 (特別報告第二〇一號)

根室、上海間ニ命令補助航路開始ノ請願 (委員長報告)

第四百七十三 (特別報告第二〇二號)

漁船法制定促進ノ請願 (委員長報告)

第四百七十四 (特別報告第二〇三號)

辨邊村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四百七十五 (特別報告第二〇四號)

教育ノ機會均等門戸開放ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百七十六 (特別報告第二〇五號)

私立大學專門部卒業者優遇ノ請願 (委員長報告)

第四百七十七 (特別報告第二〇六號)

鳥山、馬頭間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百七十八 (特別報告第二〇七號)

廿日市、津和野間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百七十九 (特別報告第二〇八號)

市川村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百八十 (特別報告第二〇九號)

川町、下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第四百八十一 (特別報告第二一〇號)

札幌、増毛間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十二 (特別報告第二一一號)

杉田村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百八十三 (特別報告第二一二號)

中湧別、網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十四 (特別報告第二一三號)

山東村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第四百八十五 (特別報告第二一四號)

名張、松坂間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第四百八十六 (特別報告第二一五號)

吉塚、篠栗間鐵道ニ電車併用ノ請願 (委員長報告)

第四百八十七 (特別報告第二一六號)

下諏訪、鹽尻間直通鐵道敷設反對並同區間現在線電化ノ請願 (委員長報告)

第四百八十八 (特別報告第二一七號)

能代、五所川原間鐵道ヲ大樺通驛ニ延長ノ請願 (委員長報告)

第四百八十九 (特別報告第二一八號)

商業會議所法中改正ノ請願外十一件

第四百九十 (特別報告第二一九號)

給法中一部改正請願外三件

第四百九十一 (特別報告第二二〇號)

產婆法制定ノ請願外一件

第四百九十二 (特別報告第二二一號)

故赤福武人氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第四百九十三 (特別報告第二二二號)

田畑ノ地價修正ニ關スル請願 (委員長報告)

第四百九十四 (特別報告第二二三號)

黑糖及白下糖消費稅免除ノ請願外一件

第四百九十五 (特別報告第二二四號)

蓄音機及附屬品等ノ關稅改正ノ請願 (委員長報告)

第四百九十六 (特別報告第二二五號)

亞鉛引針金關稅引上ノ請願 (委員長報告)

第四百九十七 (特別報告第二二六號)

仙崎港開港ノ請願 (委員長報告)

第四百九十八 (特別報告第二二七號)

萬國貨幣法統一ノ請願 (委員長報告)

第四百九十九 (特別報告第二二八號)

貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘ預金利子ニ對スル所得稅免除ノ請願 (委員長報告)

第五百 (特別報告第二二九號)

行ニ對スル營業稅免除ノ請願 (委員長報告)

第五百一 (特別報告第二三〇號)

島縣ニ於ケル煙草作ニ關スル請願外七件

第五百二 (特別報告第二三一號)

漁業者ノ損害救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百三 (特別報告第二三二號)

吞香稻荷神社代神樂補助ノ請願 (委員長報告)

第五百四 (特別報告第二三三號)

問題ニ關スル國策確立ノ請願 (委員長報告)

第五百五 (特別報告第二三四號)

團ニ國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第五百六 (特別報告第二三五號)

川河口修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百七 (特別報告第二三六號)

川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)

第五百八 (特別報告第二三七號)

瀨川改修ノ請願 (委員長報告)

第五百九 (特別報告第二三八號)

村、深川町間石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)

第五百十 (特別報告第二三九號)

港、國包間ニ運河開鑿ノ請願 (委員長報告)

第五百十一 (特別報告第二四〇號)

勝土功組合救済ノ請願 (委員長報告)

第五百十二 (特別報告第二四一號)

第五百十三 (特別報告第二四二號)

第五百十四 (特別報告第二四三號)

第五百十五 (特別報告第二四四號)

第五百十六 (特別報告第二四五號)

第五百十七 (特別報告第二四六號)

第五百十八 (特別報告第二四七號)

第五百十九 (特別報告第二四八號)

第五百十七 (特別報告第二五〇號)

物川河口修築工事擴張ノ請願 (委員長報告)

第五百十八 (特別報告第二五一號)

泊築港ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百十九 (特別報告第二五二號)

信川改修ノ請願 (委員長報告)

第五百二十 (特別報告第二五三號)

特川治水計畫ニ依ル堤外地買上ノ請願 (委員長報告)

第五百二十一 (特別報告第二五四號)

血液循環治療法規則制定ノ請願外二件

第五百二十二 (特別報告第二五五號)

藤原藤房卿墳墓並遺物保存ノ請願 (委員長報告)

第五百二十三 (特別報告第二五六號)

十和田湖ヲ中心トスル國立公園設置ノ請願 (委員長報告)

第五百二十四 (特別報告第二五七號)

旭川市ニ米穀貯藏庫設置ノ請願 (委員長報告)

第五百二十五 (特別報告第二五八號)

沖繩縣ニ於ケル分密糖業保護ニ關スル請願外一件

第五百二十六 (特別報告第二五九號)

渡良瀨川水源涵養ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百二十七 (特別報告第二六〇號)

漁業法改正ノ請願 (委員長報告)

第五百二十八 (特別報告第二六一號)

水質汚濁豫防法制定ノ請願 (委員長報告)

第五百二十九 (特別報告第二六二號)

魚市場法制定ノ請願 (委員長報告)

第五百三十 (特別報告第二六三號)

立水產試驗場設置ノ請願 (委員長報告)

第五百三十一 (特別報告第二六四號)

水產教育振興ノ請願 (委員長報告)

第五百三十二 (特別報告第二六五號)

臘脂獸保設備約有廢ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百三十三 (特別報告第二六六號)

狩野川治水計畫變更ノ請願 (委員長報告)

第五百三十四 (特別報告第二六七號)

水產物ノ増殖獎勵ノ請願 (委員長報告)

第五百三十五 (特別報告第二六八號)

水產會ニ對スル國庫補助金附額ノ請願 (委員長報告)

# 官報

號外

大正十五年三月二十六日

金曜日

內閣印刷局

## ○第五十一回 衆議院議事速記録第三十七號 (二) (完)

第五百三十七 (特別報告第二七〇號)

雄武漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百三十八 (特別報告第二七一號)

壽都漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百三十九 (特別報告第二七二號)

辨邊村市街地附近ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百四十 (特別報告第二七三號)

澤町ニ國立養蠶試驗場設置ノ請願 (委員長報告)

第五百四十一 (特別報告第二七四號)

廣尾漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十二 (特別報告第二七五號)

福山漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十三 (特別報告第二七六號)

幌泉漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十四 (特別報告第二七七號)

國見村小丹生灣ニ漁港避難港設備速成ノ請願 (委員長報告)

第五百四十五 (特別報告第二七八號)

四ノ浦ニ避難漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百四十六 (特別報告第二七九號)

苫前村ニ漁港兼避難港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百四十七 (特別報告第二八〇號)

三石漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百四十八 (特別報告第二八一號)

臘虎、臘獸獸業解禁ノ請願 (委員長報告)

第五百四十九 (特別報告第二八二號)

足尾銅山煙毒除害並水源涵養ノ請願 (委員長報告)

第五百五十 (特別報告第二八三號)

農業法改正ノ請願 (委員長報告)

第五百五十一 (特別報告第二八四號)

實用新案權存續期間延長ノ請願 (委員長報告)

第五百五十二 (特別報告第二八五號)

商業會議所法改正ノ請願外八件 (委員長報告)

第五百五十三 (特別報告第二八六號)

一ノ関、大船渡間鐵道速成並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願外一件 (委員長報告)

第五百五十四 (特別報告第二八七號)

「バタ」輸入關稅引上ノ請願 (委員長報告)

第五百五十五 (特別報告第二八九〇號)

吉塚、篠栗間鐵道ニ電車併用ノ請願 (委員長報告)

第五百五十六 (特別報告第二九一號)

肥料原價供給並平準米價維持ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百五十七 (特別報告第二九二號)

恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第五百五十八 (特別報告第二九三號)

元屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願 (委員長報告)

第五百五十九 (特別報告第二九四號)

故今里傳兵衛重幸氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第五百六十 (特別報告第二九五號)

給年金擔保低利資金貸下ノ請願 (委員長報告)

第五百六十一 (特別報告第二九六號)

皇子空也上人御陵確定ノ請願 (委員長報告)

第五百六十二 (特別報告第二九七號)

在外指定學校教員ノ恩給ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百六十三 (特別報告第二九八號)

乳製品ノ輸入關稅引上ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百六十四 (特別報告第二九九號)

府縣社以下神社神職ノ俸給國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第五百六十五 (特別報告第三〇〇號)

癩療養所設置指定地取消ノ請願外一十三件 (委員長報告)

第五百六十六 (特別報告第三〇一號)

油谷港修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百六十七 (特別報告第三〇二號)

瀬棚港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百六十八 (特別報告第三〇三號)

木津川治水ノ請願 (委員長報告)

第五百六十九 (特別報告第三〇四號)

高砂港改修ノ請願 (委員長報告)

第五百七十 (特別報告第三〇五號)

萌港修築速成ノ請願 (委員長報告)

第五百七十一 (特別報告第三〇六號)

吉崎及東尋坊ヲ中心トスル國立公園設置ノ請願 (委員長報告)

第五百七十二 (特別報告第三〇七號)

支笏湖及其ノ附近ヲ國立公園地域ニ編入ノ請願 (委員長報告)

第五百七十三 (特別報告第三〇八號)

國有林野及國有河川所在町村(國庫補助金交付ノ請願) (委員長報告)

第五百七十四 (特別報告第三〇九號)

神惠內村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百七十五 (特別報告第三一〇號)

下關漁港速成ノ請願 (委員長報告)

第五百七十六 (特別報告第三一一號)

西島牧村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百七十七 (特別報告第三一二號)

串本港ヲ漁港ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第五百七十八 (特別報告第三一三號)

入舸村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百七十九 (特別報告第三一四號)

樣似漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第五百八十 (特別報告第三一五號)

谷村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第五百八十一 (特別報告第三一六號)

家内工業保護ノ請願 (委員長報告)

第五百八十二 (特別報告第三一七號)

陸軍職工規則改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百八十三 (特別報告第三一八號)

毛原郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第五百八十四 (特別報告第三一九號)

斜古井村ニ無線電信架設並三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百八十五 (特別報告第三二〇號)

下小阿仁村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百八十六 (特別報告第三二一號)

五千石郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第五百八十七 (特別報告第三二二號)

小野田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第五百八十八 (特別報告第三二三號)

深良村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百八十九 (特別報告第三二四號)

細呂木驛附近ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十 (特別報告第三二五號)

九里村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十一 (特別報告第三二六號)

太田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十二 (特別報告第三二七號)

七谷村大字黒水ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十三 (特別報告第三二八號)

三庄村西庄ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十四 (特別報告第三二九號)

藤澤村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十五 (特別報告第三三〇號)

西太美村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五百九十六 (特別報告第三三一號)

佐用郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第五百九十七 (特別報告第三三三號) 野田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第五百九十八 (特別報告第三三三號) 加賀郵便局ニ電信並電話事務取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第五百九十九 (特別報告第三三四號) 六合村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百 (特別報告第三三五號) 北濃村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百一 (特別報告第三三六號) 福本郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百二 (特別報告第三三七號) 津輕新城郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百三 (特別報告第三三八號) 宇治郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百四 (特別報告第三三九號) 上郷村大字黒田ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五 (特別報告第三四〇號) 大幡郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六 (特別報告第三四一號) 三重縣南、北牟婁郡沿岸ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七 (特別報告第三四二號) 菅田町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八 (特別報告第三四三號) 西足寄村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百九 (特別報告第三四四號) 竹田村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百十 (特別報告第三四五號) 壬生川町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百十一 (特別報告第三四六號) 國安村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百十二 (特別報告第三四七號) 義務教育年限延長並補習教育費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第六百十三 (特別報告第三四八號) 岡崎市ニ高等師範學校設置ノ請願 (委員長報告)

第六百十四 (特別報告第三四九號) 女子高等教育振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百十五 (特別報告第三五〇號) 薩摩義士ノ事蹟ヲ國定教科書ニ採録ノ請願 (委員長報告)

第六百十六 (特別報告第三五一號) 故月照、信海兩上人ニ大師號下賜ノ請願 (委員長報告)

第六百十七 (特別報告第三五二號) 岡崎、多治見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第六百十八 (特別報告第三五三號) 岡崎、大井間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第六百十九 (特別報告第三五四號) 下會我驛構内ニ地下道開鑿ノ請願 (委員長報告)

第六百二十 (特別報告第三五五號) 江丹別村ニ簡易停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第六百二十一 (特別報告第三五六號) 青郷村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百二十二 (特別報告第三五七號) 濱吉田、坂元驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百二十三 (特別報告第三五八號) 芽室、トムラウシ間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百二十四 (特別報告第三五九號) 上磯鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百二十五 (特別報告第三六〇號) 松前鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百二十六 (特別報告第三六一號) 濱田町西部ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百二十七 (特別報告第三六二號) 六日市村宇浦柄ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第六百二十八 (特別報告第三六三號) 有間川地内ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百二十九 (特別報告第三六四號) 御杖村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百三十 (特別報告第三六五號) 米原、今庄間鐵道電化速成ノ請願外二件 (委員長報告)

第六百三十一 (特別報告第三六六號) 北條驛ヲ起點トスル房南沿岸迂回鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第六百三十二 (特別報告第三六七號) 狩野川治水計畫變更ノ請願 (委員長報告)

第六百三十三 (特別報告第三六八號) 金鷲勳章年金令改正ニ關スル請願外三件 (委員長報告)

第六百三十四 (特別報告第三六九號) 「バター」輸入關稅引上ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百三十五 (特別報告第三七〇號) 田畑ノ地價修正ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百三十六 (特別報告第三七一號) 廣島、濱田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百三十七 (特別報告第三七二號) 荻粉粉ノ輸入關稅引上ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百三十八 (特別報告第三七三號) 家祿賞典祿ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百三十九 (特別報告第三七四號) 海外職業婦取締ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百四十 (特別報告第三七五號) 曲川改修工事速成ノ請願 (委員長報告)

第六百四十一 (特別報告第三七六號) 常呂川治水ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第六百四十二 (特別報告第三七七號) 敦賀港内「ウネリ」防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百四十三 (特別報告第三七八號) 泊村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六百四十四 (特別報告第三七九號) 仙法志村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六百四十五 (特別報告第三八〇號) 商工會法制定ノ請願 (委員長報告)

第六百四十六 (特別報告第三八一號) 賀名生神宮創建ノ請願 (委員長報告)

第六百四十七 (特別報告第三八二號) 湧別川治水ノ請願 (委員長報告)

第六百四十八 (特別報告第三八三號) 晩生内道路石狩川渡船場ニ架橋ノ請願 (委員長報告)

第六百四十九 (特別報告第三八四號) 新宮川治水ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百五十 (特別報告第三八五號) 深漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第六百五十一 (特別報告第三八六號) 沙留港修築ノ請願 (委員長報告)

第六百五十二 (特別報告第三八七號) 上中山村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十三 (特別報告第三八八號) 清水村八幡ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十四 (特別報告第三八九號) 八幡村大字山名ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十五 (特別報告第三九〇號) 田面郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百五十六 (特別報告第三九一號) 室生村大字田口ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十七 (特別報告第三九二號) 夙川停留所附近ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百五十八 (特別報告第三九三號) 下大野郵便局ニ集配並電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百五十九 (特別報告第三九四號) 美穗郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十 (特別報告第三九五號) 條郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十一 (特別報告第三九六號) 秋鹿郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十二 (特別報告第三九七號) 久里村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)



第六百六十三 (特別報告第四〇〇號)

松尾郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十四 (特別報告第四〇一號)

五領々島村大字兼定島ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十五 (特別報告第四〇二號)

大宜味郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十六 (特別報告第四〇三號)

國府村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十七 (特別報告第四〇四號)

秋目郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十八 (特別報告第四〇五號)

大郡河村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百六十九 (特別報告第四〇六號)

牛道村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十 (特別報告第四〇七號)

岐瀬戸浦郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十一 (特別報告第四〇八號)

山口縣阿武郡高山脚ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十二 (特別報告第四〇九號)

袖川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十三 (特別報告第四一〇號)

阿古郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六百七十四 (特別報告第四一一號)

奥浦村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十五 (特別報告第四一二號)

名寄町ニ地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十六 (特別報告第四一三號)

但知安町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十七 (特別報告第四一四號)

相生市ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百七十八 (特別報告第四一五號)

婦人辯護士制度制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百七十九 (特別報告第四一六號)

書道振興獎勵ノ請願 (委員長報告)

第六百八十 (特別報告第四一七號)

美倉橋驛設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十一 (特別報告第四一八號)

信越線龜田ノ沼垂間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十二 (特別報告第四一九號)

東北本線三戸ノ劍吉間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十三 (特別報告第四二〇號)

東海道線總持寺前踏切並觀見神社脇踏切改造ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百八十四 (特別報告第四二一號)

東海道線安養寺前鐵橋及排水施設改善ノ請願 (委員長報告)

第六百八十五 (特別報告第四二二號)

船岡村ニ停車場新設ノ請願 (委員長報告)

第六百八十六 (特別報告第四二三號)

鐵道敷設法別表第八十八ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百八十七 (特別報告第四二四號)

野付牛町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第六百八十八 (特別報告第四二五號)

瀧ノ上ノ上川間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六百八十九 (特別報告第四二七號)

山野線輕便鐵道延長ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十 (特別報告第四二八號)

業會議所法中改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第六百九十一 (特別報告第四二九號)

產婆法制定ノ請願 (委員長報告)

第六百九十二 (特別報告第四三〇號)

宮崎神宮ヲ勸祭社ニ陞進ノ請願外二件 (委員長報告)

第六百九十三 (特別報告第四三一號)

恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第六百九十四 (特別報告第四三三號)

川之江ノ池田間鐵道速成ノ請願外四件 (委員長報告)

第六百九十五 (特別報告第四三四號)

國號ノ稱呼使用ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十六 (特別報告第四三五號)

府縣社以下神社神職位ニ關スル請願 (委員長報告)

第六百九十七 (特別報告第四三六號)

故沼田喜平次氏贈位ノ請願 (委員長報告)

第六百九十八 (特別報告第四三七號)

活字角ノ設定及活字種類限定ノ請願 (委員長報告)

第六百九十九 (特別報告第四三八號)

安塚稅務署復活ノ請願 (委員長報告)

第七百 (特別報告第四三九號)

行設立ノ請願 (委員長報告)

第七百一 (特別報告第四四〇號)

定率法第七條中比重ノ制限撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百二 (特別報告第四四一號)

寫真器及部分品輸入關稅ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百三 (特別報告第四四二號)

用「フィルム」輸入關稅ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百四 (特別報告第四四三號)

關稅改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五 (特別報告第四四四號)

社以下神社經費ヲ地方團體ヨリ供進ノ請願 (委員長報告)

第七百六 (特別報告第四四五號)

社以下神社ノ社格改稱ノ請願 (委員長報告)

第七百七 (特別報告第四四六號)

其郡役所存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百八 (特別報告第四四七號)

知事公選ノ請願 (委員長報告)

第七百九 (特別報告第四四八號)

町村ノ合併ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百十 (特別報告第四四九號)

會議長ヲ議員中ヨリ互選ノ請願 (委員長報告)

第七百十一 (特別報告第四五〇號)

縣發布ノ諸規則ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百十二 (特別報告第四五一號)

突取締規則制定ノ請願 (委員長報告)

第七百十三 (特別報告第四五二號)

染病豫防法中「コレラ」ニ關スル規定改正ノ請願 (委員長報告)

第七百十四 (特別報告第四五三號)

著作權法中改正ノ請願 (委員長報告)

第七百十五 (特別報告第四五四號)

別的言動取締法制定ノ請願 (委員長報告)

第七百十六 (特別報告第四五五號)

髮師試驗制度實施ノ請願外一件 (委員長報告)

第七百十七 (特別報告第四五六號)

知安土功組合救済ノ請願 (委員長報告)

第七百十八 (特別報告第四五七號)

海道ニ於ケル土功組合事業助成ノ請願 (委員長報告)

第七百十九 (特別報告第四五八號)

待川河口改修ノ請願 (委員長報告)

第七百二十 (特別報告第四五九號)

國港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百二十一 (特別報告第四六〇號)

那賀川改修ノ請願 (委員長報告)

第七百二十二 (特別報告第四六一號)

北見國拓殖軌道敷設ノ請願 (委員長報告)

第七百二十三 (特別報告第四六二號)

北海道ニ於ケル地方鐵道及軌道事業助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百二十四 (特別報告第四六三號)

沖繩縣ニ於ケル軌道經營會社ニ國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第七百二十五 (特別報告第四六四號)

按摩術假免許鑑札下付ノ請願 (委員長報告)

第七百二十六 (特別報告第四六五號)

按摩術「マツサージ」術ヲ盲人ノ專業ト爲スノ法規制定ノ請願 (委員長報告)

第七百二十七 (特別報告第四六六號)

無藥療術法規制定ノ請願 (委員長報告)

第七百二十八 (特別報告第四六七號)

醫師法第十三條改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百二十九 (特別報告第四六八號)

久和ノ城趾保存ノ請願 (委員長報告)

第七百三十 (特別報告第四六九號)

後鳥羽上皇隱岐御遷幸御順路調査ノ請願 (委員長報告)

第七百三十一 (特別報告第四七〇號)

溫泉保護政策樹立速成ノ請願 (委員長報告)

第七百三十三 (特別報告第四二號)  
宮崎縣野尻原開田ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百三十四 (特別報告第四三號)  
旭川市ニ正米市場及米穀貯藏倉庫設置ノ請願 (委員長報告)

第七百三十五 (特別報告第四四號)  
中込町ニ國立鹽田配給場設置ノ請願 (委員長報告)

第七百三十六 (特別報告第四五號)  
中込町ニ國立食用蛙試驗場設置ノ請願 (委員長報告)

第七百三十七 (特別報告第四六號)  
露領ニ於ケル本邦小漁業者救済ノ請願 (委員長報告)

第七百三十八 (特別報告第四七號)  
水產防疫費國庫支辨ノ請願 (委員長報告)

第七百三十九 (特別報告第四八號)  
水產單科大學設立ノ請願 (委員長報告)

第七百四十 (特別報告第四九號)  
西及九州ニ高等水產學校設置ノ請願 (委員長報告)

第七百四十一 (特別報告第五〇號)  
水產増殖法制定ノ請願 (委員長報告)

第七百四十二 (特別報告第五一號)  
漁村振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百四十三 (特別報告第五二號)  
齒舞村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第七百四十四 (特別報告第五三號)  
八雲町漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百四十五 (特別報告第五四號)  
樫栗漁區ニ於ケル漁港速成ノ請願 (委員長報告)

第七百四十六 (特別報告第五五號)  
猿拂村ニ簡易漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第七百四十七 (特別報告第五六號)  
薩法華漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七百四十八 (特別報告第五七號)  
鯉漁業保護ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百四十九 (特別報告第五八號)  
珊瑚礁發見費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第七百五十 (特別報告第五九號)  
產製乳事業振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十一 (特別報告第六〇號)  
牛乳ノ脂肪檢定ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十二 (特別報告第六一號)  
家畜傳染病豫防法中改正ノ請願 (委員長報告)

第七百五十三 (特別報告第六二號)  
薄荷ノ外國市況調査並生産者保護ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十四 (特別報告第六三號)  
國產品ノ消費獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十五 (特別報告第六四號)  
鑛業法改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百五十六 (特別報告第六五號)  
三都和村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百五十七 (特別報告第六六號)  
川西村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百五十八 (特別報告第六七號)  
坂下町宇上町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百五十九 (特別報告第六八號)  
若松市榮町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十 (特別報告第六九號)  
切所村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十一 (特別報告第七〇號)  
播井鐵道社驛前ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十二 (特別報告第七一號)  
神指村黒川ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十三 (特別報告第七二號)  
高田町下町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十四 (特別報告第七三號)  
中瀬村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十五 (特別報告第七四號)  
吉田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十六 (特別報告第七五號)  
東北本線北白川驛前ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十七 (特別報告第七六號)  
北下浦村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十八 (特別報告第七七號)  
小原村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百六十九 (特別報告第七八號)  
長野村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百七十 (特別報告第七九號)  
村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百七十一 (特別報告第八〇號)  
木郎村宇白丸ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百七十二 (特別報告第八一號)  
撫養町大字黒崎ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百七十三 (特別報告第八二號)  
西栗栖村ニ集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七百七十四 (特別報告第八三號)  
鹿又郵便局移轉並同局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百七十五 (特別報告第八四號)  
中名田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百七十六 (特別報告第八五號)  
四ノ濱郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百七十七 (特別報告第八六號)  
有福郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百七十八 (特別報告第八七號)  
遠山郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百七十九 (特別報告第八八號)  
下原田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十 (特別報告第八九號)  
井郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十一 (特別報告第九〇號)  
天橋立郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十二 (特別報告第九一號)  
馬來田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十三 (特別報告第九二號)  
中萩郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十四 (特別報告第九三號)  
大船渡郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十五 (特別報告第九四號)  
赤生津郵便局ニ集配並電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十六 (特別報告第九五號)  
美和郵便局ニ電話並集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十七 (特別報告第九六號)  
淨法寺郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十八 (特別報告第九七號)  
吉良見郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百八十九 (特別報告第九八號)  
利賀村ニ電信架設ノ請願 (委員長報告)

第七百九十 (特別報告第九九號)  
和郵便局ニ電信又ハ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百九十一 (特別報告第一〇〇號)  
日見郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百九十二 (特別報告第一〇一號)  
古賀郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百九十三 (特別報告第一〇二號)  
勝賀瀬、小川及上八川各郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七百九十四 (特別報告第一〇三號)  
漁業用無線電信電話ノ施設獎勵ノ請願 (委員長報告)

第七百九十五 (特別報告第一〇四號)  
刑餘者ノ身元證明ニ關スル請願 (委員長報告)

第七百九十六 (特別報告第一〇五號)  
池田町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第七百九十七 (特別報告第一〇六號)  
中頓別ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第七百九十八 (特別報告第一〇七號)  
遠輕村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第七百九十九 (特別報告第五三八號) 似灣村二區裁判所出張所設置ノ請願

第八百 (特別報告第五三九號) 山瀬村二大館區裁判所出張所設置ノ請願

第八百一 (特別報告第五四〇號) 宮川村二區裁判所出張所設置ノ請願

第八百二 (特別報告第五四一號) 常滑町二登記所設置ノ請願

第八百三 (特別報告第五四二號) 上寶村二區裁判所出張所設置ノ請願

第八百四 (特別報告第五四三號) 御嵩區裁判所出張所管轄區域變更ノ請願

第八百五 (特別報告第五四四號) 小濱區裁判所二地方裁判所申部設置ノ請願

第八百六 (特別報告第五四五號) 實業補習教育振興ノ請願

第八百七 (特別報告第五四六號) 大學及高等學校ノ授業ニ關スル請願

第八百八 (特別報告第五四七號) 谷川士清大人ノ學徳ヲ國定教科書ニ編纂ノ請願

第八百九 (特別報告第五四八號) 大崎驛貨物支線敷設計畫變更ノ請願

第八百十 (特別報告第五四九號) 中央線電化速成ノ請願

第八百十一 (特別報告第五五〇號) 魚沼輕便線軌條改良並延長ノ請願

第八百十二 (特別報告第五五一號) 群馬縣總社驛西部乘降口新設ノ請願

第八百十三 (特別報告第五五二號) 興部、濱嶺別關鐵道經由路ニ關スル請願

第八百十四 (特別報告第五五三號) 引田、德島間鐵道經由路ニ關スル請願

第八百十五 (特別報告第五五四號) 姫津鐵道豫定地通過ノ請願外一件

(委員長報告)

第八百十六 (特別報告第五五五號) 姫津鐵道豫定線一部變更ノ請願

第八百十七 (特別報告第五五六號) 山野、水俣間鐵道起工年度繰上ノ請願

第八百十八 (特別報告第五五七號) 高梁、東城間鐵道敷設ノ請願

第八百十九 (特別報告第五五八號) 倉吉、勝山間鐵道速成ノ請願

第八百二十 (特別報告第五五九號) 境、飯能間鐵道速成ノ請願

第八百二十一 (特別報告第五六〇號) 深川、雨龍間鐵道速成ノ請願

第八百二十二 (特別報告第五六一號) 福島、猪苗代間鐵道敷設ノ請願

第八百二十三 (特別報告第五六二號) 大垣、金澤間鐵道速成ノ請願

第八百二十四 (特別報告第五六三號) 新居濱、高知間鐵道敷設ノ請願

第八百二十五 (特別報告第五六四號) 平、小名濱間鐵道速成ノ請願

第八百二十六 (特別報告第五六五號) 酒田、真室川驛間鐵道敷設ノ請願

第八百二十七 (特別報告第五六六號) 平岡村新在家ニ停車場設置ノ請願

第八百二十八 (特別報告第五六七號) 名寄、上名寄間ニ停車場設置ノ請願

第八百二十九 (特別報告第五六八號) 琴似村新琴似ニ停車場設置ノ請願

第八百三十 (特別報告第五六九號) 大和村ニ停車場設置ノ請願

第八百三十一 (特別報告第五七〇號) 程ヶ谷、戸塚兩驛間ニ停車場設置ノ請願

第八百三十二 (特別報告第五七一號) 濱松、舞坂兩驛間ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第八百三十三 (特別報告第五七二號) 德久村ニ停車場設置ノ請願

第八百三十四 (特別報告第五七三號) 西栗栖村ニ停車場設置ノ請願

第八百三十五 (特別報告第五七四號) 御堂驛信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十六 (特別報告第五七五號) 二枚橋信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十七 (特別報告第五七六號) 小坂信號所ヲ停車場ニ變更ノ請願

第八百三十八 (特別報告第五七七號) 美幌町舊市街ニ簡易乘降場設置ノ請願

第八百三十九 (特別報告第五七八號) 療兵ノ國有鐵道無賃乘車ニ關スル規定中改正ノ請願

第八百四十 (特別報告第五七九號) 磨村ニ郵便局設置ノ請願

第八百四十一 (特別報告第五八〇號) 穂高村二區裁判所出張所設置ノ請願

第八百四十二 (特別報告第五八一號) 鷹栖村二區裁判所出張所設置ノ請願

第八百四十三 (特別報告第五八二號) 網走港開港ニ關スル請願

第八百四十四 (特別報告第五八三號) 網走、千島及東部加間定期補助航路開始ノ請願

第八百四十五 (特別報告第五八四號) 網走港修築工事擴張ノ請願

第八百四十六 (特別報告第五八五號) 網走町二地方裁判所設置ノ請願

第八百四十七 (特別報告第五八六號) 鬼鹿村二船入潤修築ノ請願

第八百四十八 (特別報告第五八七號) 根北鐵道敷設速成ノ請願

(委員長報告)

第八百四十九 (特別報告第五八八號) 商業會議所法中改正ノ請願外一件

第八百五十 (特別報告第五八九號) 元屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願外一件

第八百五十一 (特別報告第五九〇號) 一ノ關、大船渡間鐵道速成並大船渡港ヲ第二種重要港灣ニ指定ノ請願外八件

第八百五十二 (特別報告第五九一號) 釧路、網走間鐵道速成ノ請願外四件

第八百五十三 (特別報告第五九二號) 落石漁港外五港修築ノ請願

第八百五十四 (特別報告第五九三號) 厚床、標津間鐵道速成ノ請願

第八百五十五 (特別報告第五九四號) 金錫勳章年金改正ニ關スル請願外八件

第八百五十六 (特別報告第五九五號) 町村有給吏員退隱料法制定ニ關スル請願

第八百五十七 (特別報告第五九六號) 在外指定學校教員ノ恩給ニ關スル請願

第八百五十八 (特別報告第五九七號) 國立水產試驗場設立ノ請願

第八百五十九 (特別報告第五九八號) 機船底曳網漁業取締ノ請願

第八百六十 (特別報告第五九九號) 市場法制定ノ請願

第八百六十一 (特別報告第六〇〇號) 癩癬養所設置指定地取消ノ請願外六件

第八百六十二 (特別報告第六〇一號) 恩給法中二部改正ノ請願

第八百六十三 (特別報告第六〇二號) 國有林野ニ關スル請願

第八百六十四 (特別報告第六〇三號) 常呂川治水ニ關スル請願

第八百六十五 (特別報告第六〇四號) 鑛業法改正ノ請願

(委員長報告)

第八百六十六 (特別報告第六〇五號)  
書道振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第八百六十七 (特別報告第六〇六號)  
落石漁港外五港修築並厚床標津開鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第八百六十八 (特別報告第六〇七號)  
女子高等教育振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第八百六十九 (特別報告第六〇八號)  
產婆法制定ノ請願 (委員長報告)

第八百七十 (特別報告第六〇九號)  
液循環治療法制定ノ請願 (委員長報告)

第八百七十一 (特別報告第六一〇號)  
中湧別、網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

〔池田龜治君登壇〕  
○池田龜治君 只今議題トナッテ居リマス

ル特別報告ニ係ル請願五百八十二件ノ中、一件ヲ除イテ五百八十一件ニ付テ報告致シマスガ、此際一寸附加ヘテ申上ゲテ置キタ

イコトハ、作問君ノ動議ニ依リマシテ日程第二十九乃至第八百七十一カラ、第七百二十五ヲ除イテ殘餘ノモノヲ日程ニ上セル

ト云フ御發議デアッタヤウデアリマスガ、此中ニ九件ト云フモノハ他ノ議案ノ關係上

是カラ削除スベキモノガアルノデゴザイマスカラ、之ヲ除イタモノト致シテ御報告致

シマス、即チ削除致スベキモノハ日程第四百五十、第六百三十三、第六百四十一、第

八百六十六、第八百二十六、第八百四十八、第八百五十二、第八百五十五、第八百六十四、

此九件ガ除カレノデアリマス、爾餘ノ五百七十三件ニ付テ御報告ヲ申シテ置キマ

ス、ソレカラ尙ホ此外ニ二十八件ガ矢張り目的ヲ同クスル議案トノ關係上、是モ日程カ

ラ除イテアルノデアリマス、本日茲ニ日程ニ上ッテ居リマス各案件ニ付テハ、分科會

及總會ニ於キマシテハ、紹介議員並ニ政府當局ト質疑應答ヲ重ネ、慎重審議ノ結果、

何レモ滿場一致ヲ以テ採擇ト決シタノデアリマス、詳細ハ委員會ノ速記録ニ依ッテ御覽ヲ願ヒマス、何卒適當ナル御審議アラ

コトヲ望ミマス(拍手)尙此場合ニ於テ請願委員會ニ於ケル經過ノ概要ヲ申上ゲマスガ、

昨日最後ノ委員會總會ヲ開キマシテ、其開會迄ニ受理シタ請願ノ總數ハ一千二百七十件

デアリマス、是ガ審查ニ當リマシテハ、前後二十回ノ總會及分科會ヲ開キマシテ、慎

重ニ審議致シマシタ、其結果全部ノ審查ヲ終了致シマシタ内、採擇ト決シタルモノ

ハ一千六百四十四件、政府ニ參考送付ト決シタルモノハ二百三十三件、不採擇ト決シタルモノ

ハ三十三件、斯様ナ結果ニ相成リマス、右御報告申シテ置キマス(拍手)

○作問君 只今一括議題ニナリマシタ請願特別報告ハ、委員長報告ノ通り採擇セラ

ラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ各請願ハ之ヲ採擇スルコトニ決シ

マシタ

〔拍手起ル〕

○作問君 是ヨリ議員提出ノ法律案ヲ逐次審議セラレルノデアリマスルガ、今ヤ

愈々期盡クルノ今日、尙ホ議案輻輳ノ折柄デアリマスルカラ、議員提出ノ法律案ハ

趣旨辯明セラレルコトヲ望ミマス(贊成ト呼フ者アリ)但シ趣旨辯明ニ代ヘテ、議

長ノ承認スル程度ノ書面ヲ速記録ニ掲載スルコトヲ求ムル者ガアリマシタナラバ、此

御許ヲ願ヒタイノデアリマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 一寸御待テ下サイ只今ノ作問君ノ動議ヲ採決致シマス前二一

致シタイト思ヒマス、只今決議採擇ニナリマシタ日程第二十九乃至八百七十一ノ請願ノ中デ、委員長ノ御述ニナリマシタ如ク、

既ニ議決セラレタ法律案建議案ト其内容ヲ同一ニスルモノガアリマス、是等ノ整理ハ議長ニ御一任ヲ願ヒタイト思ヒマス、之ヲ御諮リ致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通り取計ヒマス、尙ホ只今作問君ニ依ッテ提出セラレマシタ動議ハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第一、第二ハ同種ノ議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案、日程第二、北海道御料拂下地免租年期限ニ關スル法律案、右兩案ノ第一讀會ヲ開キマス、淺川浩君

第一 北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案(一柳仲次郎君外九名提出)

北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案

北海道ニ於ケル御料地ニ屬スル土地ニシテ開拓セラレ民有ト爲リタルモノニ對スル地租ハ民有ト爲リタル年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前本法ニ該當スル土地ト爲リタルモノニシテ未タ地價ノ設定ナキモノニモ亦之ヲ適用ス

北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案理由書

北海道ニ於ケル國有未開地ニシテ民有ニ歸シタルモノニ對シテハ十年乃至二十年ノ免租年期限ヲ付與セラルル規定ナルモ獨

リ御料地拂下民有ニ歸シタルモノニ對シテハ地租條例ニ依リ直ニ地租ヲ課セラルルカ如キハ等シク北海道ノ土地ニ對シテ

ノ保護厚薄太シキニ失スルモノアリ依テ速ニ本法ヲ制定シ相當免租期間ヲ付與スルハ稅制ノ統一上最緊切ナルヲ認ム是レ

本案ヲ提出スル所以ナリ

第二 北海道御料拂下地免租年期限ニ關スル法律案(東武君外三名提出)

北海道御料拂下地免租年期限ニ關スル法律案

第一條 北海道ニ於ケル御料地ニシテ民有又ハ公有ト爲リタル土地ニ對シテハ

民有又ハ公有ト爲リタル年ヨリ二十年以內ノ免租年期限ヲ許可ス

前項土地ノ內開墾ヲ爲シ又ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ加ヘタル土地ニシテ免租年

明ニ至リ地味成熟ニ至ラサルモノニ付テハ更ニ二年ノ延長ヲ許可スルコトヲ得但シ通シテ三十五年ヲ超ユルコトヲ

得ス

第二條 前條ニ依リ免租年期限又ハ其ノ延長ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ政府ニ申請スヘシ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前本法ニ該當スル土地ト爲リタルモノニシテ未タ地價ノ設定ナキモノニモ亦之ヲ適用ス

北海道御料拂下地免租年期限ニ關スル法律案理由書

北海道國有未開地ニシテ民有又ハ公有ト爲リタルモノニ對シテハ二十年以內ノ免租年期限ヲ許可セラルル規定ナルモ御料

地ニ屬スル土地ニシテ之カ拂下ヲ爲シ民有又ハ公有ト爲リタルモノニ對シテ直ニ

地租ヲ課セラルルカ如キハ甚タ均衡ヲ失スルモノト謂ハサルヘカラス故ニ速ニ本法ヲ制定シ以テ稅制ノ統一公平ヲ期スルノ要アリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以

ナリ

○淺川浩君 日程第一ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、日程第一、北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案

デアリマス、御承知ノ通り北海道ノ開拓ハ、先帝陛下ノ大詔ニ依リマシテ、明治三年北海道ニ開拓使ヲ置カレマシタ以來、北海道ノ開發ノ爲ニ幾多制度ノ變遷ヲ見ツツ來リ

タルニ、明治八年以來開拓ノ先驅トシテハ

中田兵制度ヲ採ル等 其開拓ヲ進行致シマ  
スル爲ニ、尙ホ人口稀薄ニ致シマシテ、開  
拓ノ進捗ヲ圖ル事能ハザルヲ以テ、明治ノ  
中葉ニ於キマシテ、御料即チ皇室ノ御稜威  
ヲ以テ開拓ヲ進行致スベク、御料ニ約百三  
十町歩ト云フモノヲ所屬サレマシテ以  
來、御料ニ於キマシテハ、此開墾可能地ニ對  
シテ順次貸付ヲ致シマシテ、移民ノ獎勵ヲ  
致シマシテ、御料ニ於キマシテハ、時勢  
ニ順應セラレ、順次解放致シ、或ハ個人ニ  
或ハ公有地ニ、之ヲ賣拂ハレツ、アルノデ  
アリマス、然ルニ北海道ニ於ケル一般固有  
未開地ハ、十箇年乃至二十箇年ノ保護免租  
ヲ與ヘテアルノデアリマス、同ジ北海道ニ  
於ケル千古斧銀ノ入ラザル未開地ヲ開拓致  
シマスル御料地ニ對シマシテ、之ニ何等ノ  
保護免租ヲ與ヘラレナイノデアリマスカ  
ラ、即チ北海道ニ於ケル未開地ニ對スル保  
護免租ノ法律ニ均霑、シムベキ趣旨ヲ以チ  
マシテ、本案ヲ提呈致シマシテ理由デアリ  
マス、何卒滿場ノ御賛成ヲ願フ次第デアリ  
マス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 東武君

○東武君 只今第一ノ北海道御料拂下地ノ  
免租ニ關スル法律案ノ説明ガアリマシタ、  
内容ハ前同様デ、是ハ北海道ノ開墾地ハ  
民有地ニ地價ヲ附スルニ至ル時ハ、二十箇  
年特別免租ノ恩典ガアルノデアリマス

(粕谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代リ  
著席)

御料地ナルモノガアリマシテ、其御料地ナ  
ルモノノ今同拂下デラレテ、矢張民有  
地トナリマスノデ、同ジク民有地ト同様ニ、  
地租免除ノ恩典ヲ受ケルト云フコトハ當然  
デアリマスガ故ニ、此點ニ付キマシテハ、  
政府モ既ニ法律案ヲ提出シナケレバナラ  
サニナツテ居ルノデアリマスガ、本年ハ時  
期ガ遅レタ爲ニ、政府提出法律案ヲ見ルコ  
トガ出来ナカッタ爲ニ、已ム得ズ今日此法  
案ヲ出シタ次第デアリマス、何卒御賛同ヲ  
請フ次第デアリマス

○井本常作君 兩案ヲ一括シテ委員ノ數ヲ  
九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ

望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマス、只今委員付託ニナリマシタ北海道  
御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案外一  
件ノ委員ヲ直ニ指名致シマス、淺川浩君、  
神戶爲藏君、澤田利吉君、松實喜代太君、岡  
田伊太郎君、黒住成章君、栗林五朗君、丸  
山浪彌君、坂東幸太郎君——只今指名致シ  
マシタ諸君ハ、直ニ四委員至ニ御參集ノ上、  
委員長理事ヲ互選シ、引續キ審議ヲ進メラ  
レンコトヲ望ミマス——日程第三及第四ハ  
同種ノ議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ  
御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ第三、漁業法中改正法律案、  
第四、漁業財團抵當法中改正法律案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、提案者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス、中村嘉壽君

第三 漁業法中改正法律案(谷原公君  
外二名提出) 第一讀會

漁業法中改正法律案 第一讀會

第二十四條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ場合ニ於テハ之ニ相當ノ補償ヲ  
爲スコトヲ得

漁業法中改正法律案理由書

漁業者ハ漁場ヲ主タル生活上ノ資源トセ  
ルモノナルニ拘ラス現行法ノ如ク無償收  
用ニテハ其ノ生活ヲ脅スコト頗ル大ナリ  
故ニ他ノ方法又ハ場所ヲ以テ補充シ難キ  
漁業ヲ公益上制限シ停止シ又ハ免許ノ取  
消ヲ爲ス場合ニハ之ニ相當ノ補償ヲ爲サ  
ムトスルニアリ是レ本案ヲ提出スル所以  
ナリ

第四 漁業財團抵當法中改正法律案  
(中村嘉壽君提出) 第一讀會

漁業財團抵當法中改正法律案 第一讀會

漁業財團抵當法中改正法律案 第一讀會

第二條第一項中「同一人」ノ下ニ「又ハ數  
人」ヲ加フ

漁業財團抵當法中改正法律案理由書

漁業財團抵當法ノ缺陷ヲ補ヒ其ノ本來ノ  
目的ニ基キ水産金融ノ圓滑ヲ圖ル必要ア  
リ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○中村嘉壽君 此日程第三、第四、二案ノ  
中第三ニ付キマシテハ、既ニ谷原公君カラ  
説明書ガ出テ居リマスカラ、私ハ日程第四  
ニ付テノミ説明致シマス、本案ハ昨年本院  
ヲ通過致シマシタ所ノ漁業財團抵當法ニ對  
スル改正法律案デアリマス、此法律ノ第二  
條ノ中ニ「漁業財團ハ左ニ掲クルモノニシ  
テ同一人ニ屬スルモノ」ト云フノゴザイ  
マスルノ「同一人」ノ下ニ「又ハ數人」ト云  
フノヲ加ヘルノデゴザイマス、其理由ハ我  
國全國漁業權ノ數ガ四萬一千三百八十五  
萬三千四百四十八圓、其中百九十九件、  
即チ五「パーセント」ニ對スル所ノ金額ガ百  
五十八萬五千八百二十四圓デゴザイマス、  
是デケガ即チ貸付ニナリ居リマス、サウシ  
テ漁業船ノ數ガ三十一萬二千三百二十隻、  
是デケアリマシテ、其價格ガ二億四千四百  
圓位ノモノデアリマス、斯ノ如ク多數ノ財  
產ガアリ、其他ニ養魚場ガ九百八十二箇所、  
其價格ガ二千二百萬圓以上ノモノデゴザイ  
マス、漁具ノ價格ガ約一億圓デゴザイマシ  
テ、即チ漁業ニ投資シテアル所ノ擔保價格  
ハ約六億以上ノモノデゴザイマス、之ニ對  
シマシテ我ガ各種ノ銀行ノ貸付所ノモノ  
ハ極メテ少イ金デゴザイマス、昨年本法  
案ガ通過致シマシタ時ニ、私共ハ希望條件ヲ  
述ベマシテ、政府ハ此案ヲ本當ニ實行ス  
ル御積リデアアルナラバ、私共ガ申シマシ  
ヤウナ修正案ヲ容レテ戴キタイト云フ希望  
ヲ申上ゲテ置キマシタガ、如何ナル御都合  
カ、各派ノ方々ハ皆賛成シテ居ラレタニ拘ラ  
ズ、此修正ガ出来ナカッタノデ、甚ダ遺憾  
ニ思ヒテ居リマシタガ、此一年ノ間實行致シ  
マシタ結果、僅ニ三十萬圓ノ金ガ特殊銀行  
カラ漁業家ニ貸付サレタノデアリマス、其三  
十萬圓ノ貸付ト云フモノモ僅ニ是ハ或ル保  
險會社カラ「トロール」會社ガ借りテ居  
ノヲ、利息ノ安イ所ノ勸業銀行カラ借り

ヤウニ轉換シタニ過ギナイノデアリマス、  
斯ウ云フヤウナ工合ニ、只今出来テ居リマ  
ス所ノ法律ハ、全ク裝飾品ニ過ギナイノデ  
ゴザイマスカラ、是非各派ノ方々モ全ク黨  
派ヲ超越シテ、日本ノ水産業ノ爲ニ本改正  
案ヲ通過セシメテ戴カレンコトヲ切ニ望  
ミマス

(補足)

只今議題トナリタル漁業法中改正法律案  
ニツキ其趣旨ヲ簡單ニ辯明致シマス

漁業法第二十四條ニヨレハ船舶ノ航行碇  
泊、繫留水底電線ノ敷設若クハ國防其他事  
事上必要アルトキ又ハ公益上害アルトキハ  
主務大臣ハ免許シタル漁業ヲ制限シ停止  
シ又ハ免許ヲ取り消スコトヲ得デアリマシ  
テ主務大臣ハ自由裁量ニ基ク漁業權ノ制限  
ニ關シ廣イ界限ヲ附與セラレテ居リマス  
カ然シカ、ル場合ニ自由裁量ヲ相當ナル  
補償ヲ爲シ得ル權限ハ附與セラレテ居ナ  
イノデアリマス

漁業者ハ生活狀況ヲ觀ルト就中細民  
漁業者ハ古クヨリ良港灣ノ近傍ニ居テ占  
メ其地先水面ヲ占用シテ簡易ノ地曳網  
ノ如キ漁具ヲ使用シ家族ノ共力ヲ漸ク生  
計ヲ維持セル者カ多クナインデアリマス  
然ルニ文化ノ發達ニ伴ヒ港灣ノ大修築其  
他漁業法第二十四條所定ノ事故カ屢起リ  
マシテ漁民カ生活資料ヲ得ル唯一ノ漁場  
ガ往々犧牲ニ供セラレ失業者スラ生スル  
ノデアリマスカラカ、ル場合ニ相當ノ補償  
ヲ爲サシムル必要カアルノデアリマス、  
彼ノ土地收用法又ハ公有水面埋立法等ト  
對照シテモカ、ル場合ノ補償ハ當然カト  
存シマス然シ今漁業權ノ範圍内容ハ多種  
多樣テアツテ海ノ漁業等ハ直ニ其補充  
水面ヲ獲ラレトモアリマスカラ主務大  
臣ニ一種ノ自由裁量權ヲ與ヘヨロシク實  
狀ニ對照シテ適當ナル補償方法ヲ講シタ  
イトノ趣旨テ本案ヲ提出シタ次第デアリ  
マスカラ何卒御審議ノ上御賛成アララン  
コトヲ御願ヒシマス

○井本常作君 兩案ヲ一括シテ議長指名九  
名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス



〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、民事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——藏園三四郎君

第五 民事訴訟法中改正法律案(谷原公君外一名提出) 第一讀會

民事訴訟法中改正法律案  
民事訴訟法中左ノ通改正ス  
第六百四十五條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但書 タル開始決定ニ對シ執行停止ノ處分アリタルトキハ此限ニ在ラス

民事訴訟法第六百四十五條ノ規定ハ解釋上競賣法及國稅徵收法ニモ準用セラルル結果一旦競賣手續ノ開始決定又ハ不動産ノ差押アリタル以上ハ抵當權質權等ヲ有スル優先債權者ト雖單ニ其ノ進行ヲ待ツ外ナシ然ルニ競賣開始決定アルハ債務者ハ之ヲ爭ヒ其ノ執行停止ヲ受ケ訴訟上ノ解決ヲ待ツヲ常トス而モ其ノ期間往往ニシテ數年ニ涉リ遂ニ優先債權ヲ有名無實ナラシムルノミナラス今ヤ此ノ規定ヲ惡用シテ一般債權者ヲ苦シムル者續出セルヲ以テ競賣開始決定ニ對スル停止處分アリタル後ハ他ノ債權者ニ其ノ權利ヲ自由ニ行使セシムトスルニアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○藏園三四郎君 是ハ詳細辯明書ニ明瞭デアリマスカラ説明ヲ略シマス

〔補足〕

只今上程サレマシタル民事訴訟法中改正法律案ニツキ其趣旨ヲ簡單ニ辯明致シマス現行民事訴訟法ノ不完全ナルコトハ公知ノ事實テ其第五編迄ハ已ニ根本的改正カ議了セラレ第六編以下ニ付テモ速ニ改正カ方院議ヲ以テ希望セラレタル次第デアリマス、本案ハ其第六編中、最も不都合ニシテ改正ノ已ムナキモノニ對スル應急策デアリマス、即チ民事訴訟法第六百四十五條ニヨレハ不動産ニ對シ一旦強制競賣

ノ開始決定アリタル以上ハ更ニ同一物件ニ對シテ強制競賣ノ開始決定ヲ許ササル規程カアリマシテ競賣法ニモ此規程カ解釋上準用セフテ居ルノデアリマス、素ヨリ一旦開始セラレタル競賣カ進行スル場合ハ更ニ開始決定ノ必要ハアリマセヌカ實際問題トシテハ債權者カ競賣開始決定ヲ受ケマス債務者カ之ニ對スル異議ヲ申立テ競賣ノ停止命令ヲ受ケ長期間ニ涉ツテ爭ヒ容易ニ解決カ付カナイノデアリマス爭ノ當事者間ニ於テハ競賣實施ノ遲延ハ忍ハネハナリマスマイカ、係爭者以外ノ者殊ニ民法上質權、抵當權ノ如キ優先債權アル債權者カ自己ノ權利ヲ實行スルコト能ハスシテ利息請求權ヲ有名無實ナラシメ延ヒテ金融ノ硬塞ヲ來スニ至ツテハ到底看過スヘカラサル問題ナリ況ヤ近時債務者ハカ、ル法ノ缺陷ヲ惡用シテ正當ナル債務者ヲ殊更ニ迫害スル傾向顯著ナル場合ニ於テハ之ヲ防止スル爲一旦開始セラレタル競賣カ停止ノ處分アリタル場合ニハ他ノ者ヨリ更ニ競賣ノ進行ヲ圖リ得ル途ヲ開キ弊害ヲ除カントシテ本案ヲ提出シタルデアリマス

○井本常作君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第六乃至第九ハ同一議案デアリマスカラ、一括議題トスルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第六、大正十四年法律第四十七號(衆議院議員選舉法中改正法律案)外三件ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——有馬頼寧君  
第六 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(望月圭介君外二十二名提出) 第一讀會

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス  
第七條第一項ヲ削ル  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案理由書

衆議院議員選舉法ハ第五十回帝國議會ニ於テ改正セラレタリト雖畢竟納稅資格撤廢ニ急ナリシ爲憲政ノ運用上尙不備ノ點尠シトセス就中華族ノ戸主ニ對シ依然選舉權及被選舉權ヲ與ヘサルハ舊法制限選舉ノ場合ハ格別國民一般ニ參政權ヲ認メタル普選法ニ於テハ其ノ精神ニ悖リ立憲政治ノ本義ニ反ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第七 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(林田龜太郎君外一名提出) 第一讀會

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス  
第四百四十五條中「又ハ北海道廳支廳長」ヲ「北海道廳支廳長又ハ樺太廳支廳長」ニ改ム

第四百四十五條ノ二 本法中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ之ヲ適用ス  
別表中北海道第五區ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
樺太 二人

附則  
本法施行ニ關スル細則並期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案理由書

樺太ハ從來植民地ナルノ理由ヲ以テ衆議院議員選舉區タルヲ得サリシト雖同地在住ノ邦人既ニ二十萬ヲ超ヘ而シテ民法別表民事訴訟法刑事訴訟法及裁判所構成法

等ノ如キ重要ナル國法ノ既ニ悉ク施行セラレ加之住民ハ既ニ兵役及納稅ノ義務ニ服シ實質上内地ト寸毫ノ差ナキニ拘ラス參政ノ權利ヲ享有スル能ハサルハ不當モ亦甚シト謂ハサルヘカラス今ヤ普通選舉主義ノ下ニ編成セラレタル選舉法將ニ施行セラレムトス樺太唯リ此ノ聖代ノ恩澤ニ浴スル能ハサルノ理アラムヤ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(東武君外二名提出) 第一讀會

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス  
第四百四十五條中「又ハ北海道廳支廳長」ヲ「北海道廳支廳長又ハ樺太廳支廳長」ニ改ム

第四百四十五條ノ二 本法中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ之ヲ適用ス  
別表中北海道第五區ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
樺太 二人

附則  
本法施行ニ關スル細則並期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案理由書

時勢ノ趨勢ニ鑑ミ樺太ニ衆議院議員選舉法ヲ施行スルノ必要ヲ認ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ  
第九 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(廣瀬德藏君外二名提出) 第一讀會  
大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス  
別表中大阪府第一區乃至第四區ヲ左ノ如ク改ム

- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 第一區 | 北區 | 四人 |
| 第二區 | 西區 | 三人 |
| 第三區 | 東區 | 三人 |
| 第四區 | 南區 | 五人 |

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案理由書

大阪府ハ大正十四年四月一日近接ノ東成西成兩郡ヲ其ノ地域ニ編入シテ市域ヲ擴大シ編入地域ヲ分割シテ五區ト爲スト共ニ舊市ノ四區ヲ分割シテ之ヲ八區ト爲シタル外舊區ヲ分割スルニ際シ先ヅ區ノ境界ヲ變更シタル爲一方ニ於テ同一市内ニ於テ隔絶シタル選舉區ヲ生シタルト共ニ一方ニ於テ區ノ廢置分合ニ因リ現在ノ區八名實共ニ別表ニ符合セサル爲法律ノ運用ニ支障ヲ來スニ至レリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○有馬頼事君 只今上程サレマシタ日程第六ノ提案ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、選舉法中ノ第七條ノ第一項「華族ノ戶主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス」トアリマス、此一項ヲ削除致シタイノデアリマス、此事ハ前議會ニ於キマシテ本院ヲ通過シタノデアリマス、クレドモ、一方貴族院ノ贊成ヲ得ルコトガ出來マセヌ爲ニ、此選舉法改正ノ際ニ實施ヲ見ルコトガ出來ナカッタノデアリマス、華族ノ戶主ニ衆議院ニ於ケル所ノ選舉權並ニ被選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ當然ナ事デアルト思フノデアリマス、華族ノ戶主ガ貴族院ヲ通シテ國政ニ參與出來ルカラ、衆議院ニ於ケル選舉權並ニ被選舉權ヲ與ヘルコトガ必要デナイト云フヤウナ

コトヲ考ヘル人モアルノデアリマス、クレドモ、是ハ所謂二院制度ト云フコトヲ誤解シテ居ルノデアリマシテ、サウ云フコトハ言得ベカラザルコト、思フノデアリマス、又華族ノ戶主ガ衆議院ニ選舉權並ニ被選舉權ヲ持マシテモ、是ハ決シテ弊害ガアルト云フ譯デハナカラウト考ヘルノデアリマス、及ビ貴族院ノ改革ト云フコトハ各派ノ非常ニ必要ヲ認メラレテ居ル所デアリマス、貴族院ノ改革ト云フコトハ貴族院自身ノ自覺ニ俟ツコトガ極メテ必要デアル、貴族院ノ自覺ヲ促シマスル爲ニハ、貴族院ノ人々ヲシテ矢張總テノ國民ト同等ニ國政ニ參與スル所ノ權利ヲ與ヘラレルコトガ、最モ必要デアラウト思ヒマス、此理由ニ依リマシテ私ハ之ヲ提出スル次第デアリマス、願クバ諸君ノ御賛成ヲ願ヒマス

○林田龜太郎君 日程第七ハ、樺太ニ選舉法ヲ施行シヤウト云フ問題デアリマス、樺太ノ文化カラ見マシテモ、人口カラ見マシテモ、且又諸般ノ法律ガ行ハレテ居ル所カラ見マシテモ、徵兵令ヲ施行セラレタル點ニ於テモ、ドウシテモ樺太ニ選舉法ヲ施行スベキ既ニ時機ガ倒著シテ居ルト信ズルノデアリマス、故ニ私共ハ此案ヲ提出致シマシテ、茲ニ諸君ノ御協賛ヲ願フ次第デアリマス、憲法ヲ法律ナドニ關係致シマシタコトニ付テ、少シ研究ヲ要スルコトガアリマス、是ハ既ニ書イタ物ヲ御手許ニ差出シテ置キマシタ、願クバ其點ダケハ速記録ニ掲載スルコトヲ御許シテ願ヒマシテ、本案ハ直ニ委員ニ御付託ニナリマシテ、委員會カラ早速ニ御報告ヲ求メラレンコトヲ望ミマス

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案ノ說明  
私ハ只今院議ニ附セラレタル大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案、換言スレバ樺太ニ衆議院議員選舉法ヲ施行スル法律案、提出ノ理由ヲ陳述致シマス

樺太ハ人情風俗凡テ内地ト異ル所ナリ、實際北海道ノ延長トモ見ルヘキ處デアリマス、而シテ其文化ノ程度ヲ見マスルニ、之ヲ計ル最モ適當ナルハ教育デアリマス、第十七回樺太廳治一班ニ依リマス、學齡兒童百ニ對スル就學歩合ハ九六、七、七ナリテ居マシテ全國ノ平均九三、〇ニ比スルモ遙ニ上位ニ在リマス、又樺太ハ民法例ヲ始メテ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判所構成法、行政裁判所法等ガ行ハレ、貨幣法モアレバ、國稅法モアリ、又百三十餘萬圓ノ租稅ヲ負擔シテ居レバ、又大正十三年カラ徵兵令ヲ施行セラレ其内地ト異ル所ハ殆トアリマセヌ

且人口モ既ニ二十萬ヲ突破シテ居マスカラ之ニ北海道同様參政權ヲ附與スルコトハ當然ト思考シマス  
斯ル當然ノ理由アルニ拘ハラヌ、今日マテ樺太ニ參政權カ附與セラレサリシ所以ノモノハ只憲法ノ間違テ解釋ニ基クノテアリハシマイカト思考致シマス、私ハ此點ニ就テ少シク意見ヲ述ヘテ見タイト思ヒマス  
新領土ニ帝國憲法カ行ハル、ヤ否ヤニ就テ始メテ論戰カ行ハレタノハ臺灣カ併合サレタ時デアリマス  
明治二十九年三月二十六日(第九議會)議員高田早苗君ハ

臺灣ト云フ所ハ憲法以外ノ處ト云フコトニ御看倣ニナツテ居ルカ  
ト云フ質問ヲ發シタ、之ニ對シ政府委員水野遵君ハ  
政府ノ見ル所デハ、行ヒ得ヘキダケハ無論行ハレル、例ヘハ 天皇ノ大權ノ如キハ主權ノ移動ト同時ニ臺灣ニ行ハレテ居ル、併シテ其ノ他憲法第二章以下ノ臣民ノ權利義務、徵兵ノ義務、租稅ノ義務ト云フヤウナモノハ行ハレナイ  
ト答辯シタ、實ニ驚キ入ツタ答辯デアリマス、此答辯ニ對シハ當然高田博士ハ突込シタ

唯政府ノ考タケテ憲法ノ此部分タケハ臺灣ニ行ツテ宜シイ、此部分タケハ行ハレナイ、ソレテ済ムト云フ答ハナイ、...政府カ自分勝手ニ其一部ヲ應用シタリ、シナカツタリスルト云フコトハ憲法ヲ蹂躪スル舉動ト云ハネハナラヌ

此至當ノ質問ニ對シテ政府委員ハ見解ノ相違ト稱シテ一言モ辯解ヲ試ミナカツタノデアリマス、  
蓋シ帝國憲法ハ至尊ノ恩召ヲ以テ臣民ニ賜ハリタルモノ、夫ヲ政府カ勝手ニトノ部分ハ行ハレ、トノ部分ハ行ハレヌト放言スルト云フコトハ何タル大膽不敵ノ舉動デアリマセウ、是レモシモ憲法紛更ト云ハスシテ何ヲカ憲法紛更ト云ワウ

現今ハ些細ナコトマテ國務大臣ノ答辯テナケレハ満足セヌカ當時斯ル重大ナル問題スラ一政府委員ニ任セタノハ頗ル奇異デアルカ、政府委員素ヨリ一己ノ考ヲ以テスル重大ナル事件ニ付答辯シ得ヘキ筈ハナイ、必スヤ首相ノ意見ニ基イタニ相違ナイ、而シテ當時内閣ノ首班ハ伊藤博文伯テアッテ、伯ハ憲法ノ制定者タル關係上、此ノ解釋ハ朝野ノ間ニ非常ニ重要視セラレタノデアリマス  
私ハ此答辯ヲ聞クヤ直ニ伊藤伯ヲ訪フテ水野政府委員ノ答辯ノ非違ヲ詰問シタガ、伯ハ堅ク執テ動カレナカツタ、併シ伯ハ後年此ノ解釋ノ間違デアツタコトヲ覺リ、是レガ爲メニ許多ノ難問題ヲ惹起シタルコトヲ語り、伯ノ政治生涯中ノ三大失策ノ隨一ニ數ヘラレタノデアリマス

素ヨリ伊藤内閣カ斯ク解釋シタルニ就テハ相當ノ研究ヲ積ンダニ相違アリマセヌ、特ニ内閣顧問ロエスレルノ如キハ上表シテ之ヲ力爭シタガ井上毅子爵シタ一明治二十八年三月十三日一後ノ伊藤公ハ憲法問題ニ就テハ翼ヲ喪ツタ鳥ノ如ク、殆ト翱翔ノ自由ヲ失ツタノデアリマス  
全體憲法ハ種々ノ定義ハアリマシヨウカ

詰ル所——民約ト欽定ノ差コソアレ——  
治者ト被治者ノ約束ニ過ギナイ、故ニ此  
約束ヲ爲シタル當事者——換言スレハ憲  
法ノ範圍内ニ在ル邦國ハ之ヲ憲法ニ明記  
スルヲ例トス、隨テ此明記シタルモノノ  
外ハ全然憲法ノ恩澤ニ浴スルコトハ出來  
ナイハ論ヲ待タナイ、此理由ニ依リテ帝  
國憲法ニハ之ヲ施行スヘキ範圍ヲ示シテ  
ナイカラ憲法ノ行ハルノハ當時ノ版圖ニ  
限リ、將來帝國ノ版圖ニ入ルヘキモノハ  
之ヲ包含シナイコトハ明白デアリマス  
民約憲法ハ其約束ニ參加シタル國々ノ憲  
法デアラカラ、將來其國ノ版圖ニ入リタ  
ルモノニ之ヲ施行セントセハ治者タル國  
家ノ宣言ガナケレバナラヌ、又欽定憲法  
ハ其主權者カラ國民ニ與ヘラレタルモノ  
デアラカラ新ニ版圖ニ入リタルモノニ對  
シテハ何ノ約束モナイ、故ニ憲法發布以  
後帝國ノ版圖ニ入リタルモノニ對シテハ  
天皇ハ詔勅ヲ以テ特種ノ憲法ヲ賜ハル  
コトモ出來レハ、憲法ノ全部又ハ一部ヲ  
施行セラル、コトモ勝手デアアル、只天  
皇カ詔勅ヲ發シテ其意見ヲ發表セラル、  
マテハ新版圖ニハ憲法ハナイノデアアル  
然ルニ一部ノ學者ハ帝國憲法ノ前文ニ  
「將來ノ民臣」ト云ヘル字ニ拘泥シテ帝國  
憲法ガ新版圖ニモ行ハル、ト主張スルガ  
如キ又、天皇ノ統治權ガ新版圖ニ行ハル  
ルヲ見テ、我、天皇ノ大權カ、外國ノ例  
ノ如ク、憲法ニ依リテ得ラレタルカ如ク  
ニ想像シ、新版圖ニハ統治權ノミ行ハル、  
ト云フカ如キ、實ニ抱腹絶倒ニ勝ヘナイ  
ノデアリマス

リマスカ今日ニ至テハ之ヲ改ムルノ至  
難ヲ主張サレマス、併シ私ハ必スシモ左  
様テナイト思考シマス  
蓋シ、天皇ハ外國ノ如ク統治權ヲ憲法ニ  
得ラレタルモノテハナイ、憲法ハ、天皇  
ヨリ賜ハリタルモノデアアル、故ニ憲法發  
布以後帝國ノ版圖ニ入リタルモノニ對シ  
テ、天皇ハ詔勅ヲ以テ特種ノ憲法ヲ賜ハ  
ルコトモ出來ル、又帝國憲法ノ全部又ハ  
一部ヲ施行セラル、コトモ出來ル、カ  
天皇ノ恩澤——ヲ待タスシテ憲法ノ一  
タリトモ行ハルヘキモノテハ決シテアリ  
マセヌ、内閣ノ意見ヲ以テ一部ヲ限リ新  
版圖ニ施行スルデアリマス、故ニ朝鮮ヤ臺灣  
ノ參政權請願ニ對シテモ私ハ常ニ此理由  
ヲ述ヘテ之ヲ戒飭シテシテ一方ニ於テハ  
原内閣以來朝鮮及臺灣ニ附與セラルヘキ  
憲法ノ取調局ヲ設ケ十年ヲ期シテ立憲ノ治  
下ニ致サンコトヲ建議シタルデアリマス、  
未タ御採用ニ至ラナイノハ私ノ常ニ遺憾  
トスル所デアリマス  
然ラハ樺太モ新版圖ノ一デアラカラ臺灣  
及朝鮮ト同ク詔勅降下アルマテ何時マテ  
モ放棄シテオイト宜シイカト云フニ私ハ  
決シテ然ラスト思考シマス、樺太ハ臺灣  
ヤ朝鮮トハ全然其趣ヲ異ニスルカラ臺灣  
ヤ朝鮮ニハ特別ノ憲法ヲ附與スルニシテ  
モ樺太ニハ其必要カナイ、我帝國憲法ヲ其  
儘執行シテモ差支ナイト思考致シマス、  
否最早一日モ捨テ置ケヘキデアリマス  
ス、左ニ其理由ヲ申述ヘマシヨウ  
私ハ樺太ハ臺灣ヤ朝鮮トハ全ク其趣ヲ異  
ニシテ居ルト申シマシタ、第一樺太ハ名ハ  
新版圖デアリマス、實ハ昔カラ我帝國ノ一  
部デアツタノデアリマス、明治八年千島ト  
交換ノ名義テ露國ニ取ラレタノデアリマ  
ス、夫レカ三十年ノ後即チ明治三十八年  
ポーツマス條約ニ依リ再び我有ニ歸シタ  
ルノデアリマス、風俗習慣カ内地ト  
異同ナキハ素ヨリ當然デアリマス  
第二ニ其人口モ臺灣ヤ朝鮮ト違ヒ前者ハ  
内地人ハ其人口ノ百分ノ四、八朝鮮テハ

百分ノ二、三ニ過ギナイノデアリマス、  
樺太テハ全然反對テ百分ノ九十九マテハ  
内地人デアリマス、彼ノ北海道ノ如キハ  
内地人百人ニ對シ土人ハ六、六ノ割合テア  
ルノニ既ニ參政權ヲ得タリトスレバ樺太  
ニ與フヘカラサル理由ハナイノデアリマ  
ス  
加之ナラス樺太ハ我北門ノ鎖鑰デアリマ  
ス、其盛衰興亡ハ我國防上ノ上ニモ、國  
民經濟ノ上ニモ、將又人口ノ調節ノ上ニ  
モ各種ノ關係カアリマス、而シテ之ヲ紹  
介シ之ヲ發展セシムルノ道ハ只其代表ヲ  
議會ニ送ルヨリ急ナルハアリマセヌ、故  
ニ樺太ハ他ノ新領土ト切離シテ取扱フ必  
要カアリマス、  
私ノ立論ヨリ申セハ、天皇ヨリ帝國憲法  
ヲ樺太ニ施行ストノ勅諭カアレハ何ノ異  
議ヲ挾ム餘地カアリマセヌ、此力果シテ  
御採用ニナルヤ否ヤハ私共ノ敢テ窺知ス  
ル所テハアリマセヌ、カスル詔勅カ降下シ  
マシタナラハ例ノ法律第二十五號ノ如キ  
ハ全然無用トナリ、幾多ノ便宜カ得ラレ  
官民共ニ非常ニ喜ビマシヨウカ、事憲法  
ニ屬シマス、私共ノ之ヲ實際ニ主張ス  
ル譯ニハ參リマセヌ  
以上述フル所ハ即チ私ノ理想デアリマ  
ス、即チ憲法ハ新版圖ニ行ハレナイト云  
フ見地カラ述ヘタノデアリマス、現在  
我政府カ新版圖ニモ憲法カ行ハレツツア  
リトノ解釋ヲ執リタル以上樺太ニ參政權  
ヲ與フルノ法律案ヲ提出スルニ何ノ妨ケ  
モナイノデアリマス  
是レ本案ヲ提出シタル所以デアリマス  
終ニ申述ヘマスカ第四十四回帝國統計年  
鑑ニ依レハ大正十四年十月一日ノ人口ハ  
二十萬三千五百四人デアリマス、カ内  
地ノ例ニ倣ヒ二人ヲ配シタルデアリマス、  
但樺太ハ其廣サ殆ント北海道ノ半デアリ  
マシテ而シテ定員ハ僅カ二名デアリマス  
カラ之ヲ一選舉區トスルニハ餘リ太過ギル  
ト思ヒマス、故ニ之ヲ二區ニ分割スル必  
要アラウト思ヒマス、私ハ内情ニ通シマ  
セヌ爲メ原案ニハ單ニ二名トシテオキマ

シタ又消息通ノ談ニ依リマシテハ二十五  
歲以上ノ男子ハ七万人以上アルトノコト  
デスカラ選舉人ノ數カラ見テモ決シテ内  
地ヨリ劣リテハ居マセヌ  
土人ニ就テハ私ハ其狀況ヲ悉知シテ居リ  
マセヌカラ確乎タル意見ハ申上兼ネマス  
カ、既ニ北海道ノアイヌニ選舉權ニ附與  
セラル以上樺太土人ニ對シテ之ヲ拒ム  
ニモ當ラヌト存シマス  
率土ノ濱王土ニアラサルナク、普天ノ下  
王臣ニアラサルハナシ、樺太ニ憲法ヲ施  
行スルハ明治大帝ノ皇猷ヲ恢宏スル所  
以、國光ヲ發揚スル所以デアリマス、伏  
シテ願クハ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ  
○東武君 只今林田君カラ說明ニナリマシ  
タ第七ノ日程、次ノ第八ノ日程デアリマ  
ス、是モ矢張同様に案デアリマス、一言私  
カラ簡單ニ申上ゲマス、御許シテ願ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス  
○東武君 此第八ノ說明ハ矢張樺太ニ選舉  
法ヲ施行スルト云フ案デアリマス、最早  
時代ハ樺太ニ於テ選舉法ヲ施行スル時期ニ  
到達シタモノト認メテ此案ヲ提出シタ次第  
デアリマス、其詳細ノ理由ニ至リマシテハ、  
說明書ヲ議長ノ手許ニ差出シテアリマス、  
ラ御掲載アラントヲ希望シテ、直ニ委員  
付託ニセラレテ、之ヲ報告セラレンコトヲ  
望ミマス  
〔補足〕  
日程第三十三、大正十四年法律第四十  
七號衆議院議員選舉法中改正法律案  
(東武君外二名提出)  
提案趣旨聲明 (石坂 豐一)  
本案ハ樺太ニ衆議院議員選舉法ヲ施行ス  
ル爲メ法案デアリマス  
御承知ノ如ク樺太ハ我カ領有ニ歸シテ以  
來二十年ヲ經テ居リマス、同地ハ北絶互  
寒ノ地トシテ最初ノ開拓殖ノ進度至テ  
遲々タルモノデアリマシタカ大正八九年  
頃ヨリ長足ノ進歩ヲ告ゲ昨年十月一日簡  
易國勢調査ニ於テ人口二十萬二千五百四  
人ヲ示シテ居リマス、小學校令ハ領有直後  
實施セラレ大正十年ニハ更ニ從來ノ不完

全ナル官立、私立ノ小學校ヲ全部公立ノ制度ニ改メ教員俸給ヲ全額國庫支辨ニ移シ義務教育ノ實績決シテ内地ニ遜色ヲ見サル程度ニ達シテ居リマス、中等教育トシテハ中學校三、高等女學校二校ニ達シテ居リマス又地方制度モ不完全ナガラ大正十一年四月ヨリ實施シ既ニ四年ノ經驗ヲ積テ居リマス、大正十三年ニハ徵兵令、戶籍法モ施行セラレタノテアリマス、其ノ他公法、私法ノ殆ント全部カ彼ノ地ニ施行セラレテアルコトハ別表ノ通りテアリマス而シテ二十万二千五百四人内土人ト稱スル者千六百五十七人、殘留外國人百七十九人、支那人二百四十四人朝鮮人千三百六十九人、其ノ他ノ二十餘方民ハ全部内地ニ於テ自治制度ノ下ニ立チ各種ノ選舉權ヲ行使シタル經歷ヲ有スル同胞テアリマス、其ノ内二十五歳以上ノ男子約七万三千人ヲ算スルノテアリマス、斯ル狀況ナルニ拘ラス彼ノ地ニ未タ選舉法ノ施行ナキハ國民ノ政治生活ニ對スル公平ナル待遇ニアラスト思フノテアリマス御承知ノ如ク北海道ニ選舉法ノ始メテ施行セラレタノハ

樺太管内國勢調査表 (大正十四年十月調)

| 支廳別                                                      | 世帯      |       | 男      |       | 女      |       | 計       |
|----------------------------------------------------------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|
|                                                          | 十四年     | 九年    | 十四年    | 九年    | 十四年    | 九年    |         |
| 全管                                                       | 三九、一六八  | 二、四六二 | 六二、三二七 | 八、一三〇 | 四三、五七三 | 三、五〇四 | 一〇五、八九〇 |
| 豐原支廳管内                                                   | 八、三三三   | 五、〇〇一 | 一五、三六二 | 一、七九七 | 一〇、三八一 | 一、八四一 | 二五、六八〇  |
| 大泊支廳管内                                                   | 一〇、九三三  | 五、三六四 | 一五、〇七〇 | 一、五三六 | 一、一〇二  | 五、九四一 | 二六、三七二  |
| 眞岡支廳管内                                                   | 七、〇八八   | 四、九三三 | 一三、二二八 | 一、五二九 | 一、〇三三  | 三、四八七 | 二三、四三二  |
| 本斗支廳管内                                                   | 三、四〇〇   | 二、〇四〇 | 四、九一五  | 七、二八四 | 一、八四七  | 九、一五八 | 一三、四三二  |
| 泊居支廳管内                                                   | 五、三三〇   | 二、九〇七 | 七、四二二  | 一、〇〇八 | 五、三〇九  | 二、六七〇 | 一二、七九〇  |
| 元泊支廳管内                                                   | 二、八二五   | 五、三三〇 | 二、一八八  | 五、一七一 | 九、八八   | 一、八八〇 | 三、二六六   |
| 數香支廳管内                                                   | 一、二五三   | 六、九七  | 四、一八五  | 二、一六五 | 一、〇八一  | 六、一〇五 | 五、二六六   |
| 刑務所                                                      | 二       | 一     | 七      | 七     | 七      | 一三九   | 一三六     |
| 大正十四年十月一日現在人口、男十二万二千二人ノ内、二十五歳以上ノ者ヲ約六割強ト見積ル即チ有權者數七万三千人強トス |         |       |        |       |        |       |         |
| 大正十三年末                                                   |         |       |        |       |        |       |         |
| 本籍者                                                      | 一六、五六七人 |       |        |       |        |       |         |
| 寄留者                                                      | 二六、四四六戸 |       |        |       |        |       |         |
|                                                          | 一三二、七一人 |       |        |       |        |       |         |

明治三十二年デアリマス、夫レト比較スレハ樺太ニ選舉法ヲ施行スルコトハ遅レタル感カアルノテアリマス今ヤ内地ニ於テハ下級團體迄モ今期議會ニ於テ凡テ納稅要件ヲ撤シテ普ク選舉權ヲ付與セラレタノテアリマス、然ルニ獨リ彼ノ地ニ對シテ之ヲ度外視スルコトハ理由ナキコト、信スルノテアリマス思フニ多年彼ノ地ヲ選舉法施行區域外ニ措キタルハ朝鮮、臺灣等ト同様樺太地ナルカ故ニ之ト同一取扱ヲ爲サントスル理由ト一ツハ制度文物尙ホ創始ノ時代ニ在テ選舉法實施ハ尙早ナリトノ理由ニ外ナラサルモノト察セララルノテアリマス併シナカラ樺太ニ於ケル社會組織ハ朝鮮、臺灣ノ夫レト全然異ルノテアリマス而シテ他ノ理由タル尙早ナリトノ點ハ既ニ前陳ノ如ク制度文物ノ發達ニ鑑ミ最早取ルニ足ラナイノテアリマス斯ノ如ク論シ來レハ樺太ニ選舉法ヲ施行シ内地同様ニ在住者ニ參政權ヲ付與スルコトハ當然ノコト、信シマス何卒諸君ノ御協賛ヲ願ヒマス

樺太ニ施行ノ法律

- 全部施行
- 一郵便法
- 一郵便爲替法
- 一郵便貯金法
- 一鐵道船舶郵便法
- 一電信法
- 以上明治四〇年勅第六四號
- 一法例
- 一裁判所構成法
- 一裁判所構成法施行條例
- 一執達吏規則
- 一執達吏手数料規則
- 一辯護士法
- 一民法
- 一民法施行法
- 一明治三十五年法律第五十號
- (年齡計算)
- 一土地質入書入規則
- 一明治三十七年法律第十七號
- (記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定)
- 一不動産登記法
- 一利息制限法
- 一明治三十二年法律第四十號
- (失火ノ責任)
- 一明治三十二年法律第十三號
- (軍人軍屬ノ遺言ノ確證)
- 一供託法
- 一明治三十二年法律第五十號
- (外國人ノ署名捺印及無資力證明)
- 一商法
- 一商法施行法
- 一明治三十二年法律第十七號
- (商法中署名スヘキ場合)
- 一爆發物取締規則
- 一明治三十二年法律第三十四號
- (決闘罪)
- 一明治三十八年法律第六十六號
- (外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件)
- 一民事訴訟法
- 一民事訴訟法施行條例
- 一民事訴訟費用法
- 一民事訴訟用印紙法
- 一人事訴訟手續法
- 一商事非訴事件印紙法
- 一非訟事件手續法
- 一明治三十二年法律第五十三號
- (銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料)
- 以上明治四〇年勅令第九四號
- 一競賣法
- 一明治三十二年法律第六十七號
- (外國人ノ抵當權)
- 一刑事訴訟法
- 一外國艦船乘組員ノ逮捕
- 一留置ニ關スル援助法
- 一明治十四年太政官達第八十二號
- (司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續)
- 一明治十四年第五十九號布告
- (治罪法中豫審判事勾引狀ヲ發シ勾引セシメタル被告ノ留置方)
- 一明治十四年司法官達第五號
- (司法上警察事務上巡查ニ於テ警部代理方)
- 一明治十四年司法官達第七號
- (治罪法第二百十五條裁判官渡ノ照本ヲ求ムル者費用上納額)
- 一外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一會計法
- 一行政執行法
- 一治安警察法
- 一出版法
- 一質屋取締法
- 以上明治四〇年勅令第九五號
- 一陸軍軍人軍屬違警罪處分例
- 一海軍軍人軍屬違警罪處分例
- 一戒嚴令
- 一軍機保護法
- 一軍用電信法
- 一海上衝突豫防法
- 一徵發令
- 一陸地測量條例
- 以上明治四〇年第二五七號
- 一行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 右明治四〇年勅第三一八號

一刑法

一刑法施行法

一監獄法

以上明治四一年勅第一九二號

一陸軍刑法

一陸軍刑法施行法

一海軍刑法

一海軍刑法施行法

以上明治四一年勅第二二一號

一行政裁判法

右明治四一年勅第二五四號

一關稅法

一關稅定率法

以上明治四二年勅第二三號

一印紙犯罪處罰法

右明治四二年勅第一一六號

一煙草專賣法

右明治四二年勅第二二一號

一新聞紙法

右明治四二年勅第一三二號

一砂糖消費稅法

右明治四二年勅第一五二號

一砂鑛法

右明治四二年勅第一七八號

一公證人法

右明治四二年勅第一九〇號

一古物商取締法

一遺失物法

一水難救護法

一明治三十三三年法律第十五號

(飲食物其ノ他ノ物品取締)

以上明治四三年勅第二七號

一織物消費稅法

右明治四三年勅第二〇五號

一漁業法

右明治四〇年勅第九七號、明治四一年勅第二五一號、明治四四年勂第四號

一貨幣法

一銀行條例

一通貨及證券模造取締法

以上明治四四年勂第六五號

一明治四十四年法律第五十八號

(租稅外諸收入金整理)

以上明治四四年勂第一二〇號

一藥品營業並藥品取扱規則

右明治四四年勂第一四八號

一工場抵當法

右明治四五年勂第一一七號

一明治四五年法律第二二號

(臘虎臘獸獸獵獲禁止)

以上明治四五年勂第一三五號

一間接國稅犯則者處分法

一工業用酒精酒類其ノ他酒類含有飲料戻稅法

一明治三十三三年法律第五十二號

(法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合)

一明治三十四年法律第十號

(酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金)

以上大正元年勂第十二號

一保管金規則

右大正元年勂第十四號

一明治三十九年法律第三十四號

(國債)

一明治四十二年法律第八號

(登錄國債ノ擔保充用)

一明治四十二年法律第九號

(政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却)

以上大正元年勂第三六號

一刑事略式手續法

右大正二年勂第七三號

一無線電信法

右大正四年勂第一八六號

一大正四年法律第十八號

(法人ノ役員處罰)

以上大正四年勂第二三〇號

一豫約出版法

右大正五年勂第一六號

一國庫出納金端數計算法

右大正五年勂第五七號

一印紙稅法

右大正五年勂第一二九號

一海底電信線保護萬國聯合條約罰則

右大正五年勂第一八六號

一大正五年法律第十號

(證券ヲ以テスル歲入納付)

以上大正五年勂第二五五號

一精神病者監護法

右大正六年勂第三〇號

一大正六年法律第二十九號

(造船獎勵金下付停止)

以上大正六年勂第七一號

一軍事救護法

右大正六年勂第二〇四號

一紙幣類似證券取締法

右大正七年勂第二六〇號

一軍需工業動員法

右大正七年勂第三六八號

一土地收用法

右大正八年勂第二三四號

一地方鐵道法

一鐵道抵當法

以上大正一〇年勂第七六號

一刑事訴訟費用法

右大正一〇年勂第一七五號

一鑛業抵當法

右大正一〇年勂第三〇八號

一貯蓄銀行法

右大正一〇年勂第四五五號

一擔保附社債信託法

右大正一一年勂第五二號

一國稅徵收法

右大正八年勂第三六七號、大正一一年勂第五三號

一種痘法

右明治四三年勂第二七號、大正一一年勂第六三號

一鑛業法

右明治四〇年勂第二四一號、明治四五年勂第一四一號、大正一一年勂第二〇六號

一砂鑛區稅法

右大正一一年勂第二〇六號

一大正十一年法律第二十二號

(銅、真鍮及青銅ノ輸入稅)

以上大正一一年勂第三〇四號

一商業會議所法

右大正一一年勂第四〇四號

一破產法

一和議法

以上大正一一年勂第五〇三號

一度量衡法

右大正一二年勂第九九號

一特許法

一實用新案法

一商標法

一辨理士法

以上大正一二年勂第三一一號

一刑事訴訟法

右大正一二年勂第二一六號

一國籍法

一戶籍法

一寄留法

一明治三十一年法律第二十一號

(外國人ヲ養子ノ入夫トナス件)

一明治三十三年法律第九十四號

(國籍喪失者ノ權利)

以上大正一三年勂第八八號

一徵兵令

右大正一三年勂第一二五號

一贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件

右大正一三年勂第一七〇號

一治安維持法

右大正一四年勂第一七五號

一鐵板ノ輸入稅ニ關スル件

右大正一四年勂第二三六號

一部施法

一訴願法 (第一條第一號乃至第六號ヲ除キ)

以上明治四一年勂第二五三號

一傳染病豫防法 (第二條第二四條及第二五條ヲ除キ)

以上明治四三年勂第二七號、大正一一年勂第六三號

一水路測量標條例 (官有地ニ關スル規定ヲ除キ)

以上大正一二年勂第三一三號



一産業組合法(第九條第二項第七九條第百六條及第百七條ノ規定並産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除キ)

以上大正四年勅第八八號

一登録稅法(第三條第四條第五條第六條ノ二第一項第三號第八條乃至第一三條及第一六條第一項第一號第二號ヲ除キ)

以上大正一〇年勅第一七一號

一森林法第七十六條乃至第九十四條及第百二條

以上大正一一年勅第六四號

一少年法(保護處分ニ關スル規定ヲ除キ)

以上大正一一年勅第五二七號

一船舶法第一條乃至第三條第二十二條及第二十三條

以上大正一三年勅第九三號

○中野寅吉君 簡單ニ今林田氏及東氏ノ提出ニ係ルモノデアリマス、是ハ私ハ四十九議會ニ於テ建議案トシテ出シフト、我ガ憲政會モ樺太ノ選舉法施行ト云フコトハ非常ニ贊成シテ居リマス、此段一言申上デマス

○井本常作君 各案ヲ一括シテ鳩山一郎君外八名提出、大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案ノ委員同一委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三乃至第十七、只今ノハ誤リマシタ、日程第十乃至第十二ハ同種議案デアリマスカラ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第十、治安警察法中改正法律案外二件ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者山口政二君

### 第十 治安警察法中改正法律案(清瀬一郎君外一名提出) 第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第一項中第三號乃至第五號ヲ削リ第六號ヲ第三號ニ、第七號ヲ第四號ニ改ム

治安警察法中改正法律案理由書

第五十回議會ニ於テ成立シタル衆議院議員選舉法ニ於テハ神官神職僧侶其ノ他諸宗教師並官公私立學校ノ教員學生生徒ハ獨リ衆議院議員選舉權ヲ有スルノミナラス其ノ被選舉權ヲモ有スルコト爲レリ既ニ被選舉權ヲ有スル者ニ對シ政治結社ノ加入ヲ禁スルトキハ立憲政治ノ運用ニ支障ヲ來スヘキハ明白ナリ故ニ之ヲ制限シタル治安警察法第五條第一項第三號第四號ノ削除ヲ必要トス

近來女子ニ關スル問題ニシテ解決ヲ迫ルモノ二三ニシテ止マラス參政權ノ要求ハ其ノ一ナリ其ノ法律上社會上ノ地位ノ改善其ノ二ナリ從テ此等ノ目的ノ爲合法的ノ結社ヲ承諾スルノ必要アルヲ以テ前記治安警察法第五條第一項第五號ノ削除ヲ必要トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十一 治安警察法中改正法律案(安藤正純君外三名提出) 第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第一項中第三號及第四號ヲ削リ第五號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰上ク

治安警察法中改正法律案理由書

本法ハ遠ク明治三十三年ノ制定ニ係リ時代ノ進運ニ適應セザルノ憾アリ即チ大正十一年之カ一部ノ改正ヲ見更ニ今期議會ニ於テ政府カ改正案ヲ提出シタル所以ナリ然ルニ改正案ニ於テ依然トシテ神官神職僧侶其ノ他諸宗教師並官公私立學校ノ教員學生生徒ノ政治結社加入制限ヲ存置シタルハ改正衆議院議員選舉法ニ於テ此等ニ對シ被選舉權ヲ認メタル趣旨ニ對シ事實ニ於テ明白ナル矛盾ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十二 治安警察法中改正法律案(田中善立君外二名提出) 第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第一項中第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰上ク

治安警察法中改正法律案理由書

本法ハ遠ク明治三十三年ノ制定ニ係リ時代ノ進運ニ適應セザルノ憾アリ即チ大正十一年之カ一部ノ改正ヲ見更ニ今期議會ニ於テ政府カ改正案ヲ提出シタル所以ナリ然ルニ改正案ニ於テ依然トシテ神官神職僧侶其ノ他諸宗教師ノ政治結社加入制限ヲ存置シタルハ改正衆議院議員選舉法ニ於テ此等ニ被選舉權ヲ認メタル趣旨ニ對シ事實ニ於テ明白ナル矛盾ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○山口政二君 日程第十ノ議案ハ治安警察法中改正法律案デアリマス、即チ治安警察法中第五條第一項中第三號、第四號、第五號ヲ除キマシテ神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師、官公私立學校ノ教員、學生、生徒及女子ニ對シテ、政治上結社加入ノ自由ヲ得セシメヤウト云フ議案デアリマス、女子ニ對スル部分ハ五十議會ニ於キマシテ既ニ本院ノ院議トナッタデアリマス、其他ノ點ニ付キマシテハ、選舉法改正ノ結果、此改正ハ當然ノ事ト考ヘルノデアリマス、カラ何卒諸君ノ御協賛ヲ得タイノデアリマス(拍手)

〔補足〕

治安警察法中改正法律案提案ノ趣旨ヲ辯明致シマス

治安警察法第五條第一項中、其ノ第五號ヲ削リ、女子ニ對シテ、政治結社加入ノ自由ヲ得セシメヤウトスル議案ハ、第五十議會ニ於テ諸君ノ御協賛ヲ得タノデアリマス、既ニ本院ノ院議トナツテ居ルノテアリマスカラ、此點ニ關スル趣旨辯明ハ之ヲ省略シマス、次ニ今回ハ治安警察法第五條第一項中、更ニ第三號及第四

號ヲ削リ、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師、及官立、公立、私立學校ノ教員、學生、生徒ニ對シテ政治結社加入ノ自由ヲ得セシメヤウトスルノデアリマス、此ノ點ニ就キマシテハ、第五十議會ノ特別委員會ニ於テ、政友本黨ノ原夫次郎君ヨリ、提案者ハ何故女子ニノミ政治結社加入ノ自由ヲ得セシメヤウトスルカ、神官、神職其他ニ對シテハトウシテ改正案ヲ出サナイカトノ質疑カアリマシタカ、當時ハ恰モ、所謂普通選法案ノ成否未定ノ時デアリマシタカラ、本員ハ普通選法成立後ノ議會ニ於テ是非トモ此ノ點ノ改正案ヲ提出致シタイト、御答シテ置キマシタ、改メテ申上クルマテモナク、現行ノ衆議院議員選舉法ハ、官立、公立、私立學校ノ學生、生徒ニハ、選舉權、被選舉權共ニ與ヘテ居リマセヌ、又神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師、小學校教員ニハ、被選舉權ヲ與ヘテ居リマセヌカ、大正十四年法律第四十七號、改正衆議院議員選舉法ニ於テハ、之等ノ者ニ對シテ或ハ選舉權、被選舉權ヲ、或ハ被選舉權ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、衆議院議員選舉法カ斯ク改正サレタル以上、治安警察法第五條第一項中、第三號及第四號ヲ削除シ、以上列舉セル者ニ政治結社加入ノ自由ヲ得セシメルノハマコトニ當然ノコトト考ヘマス、是レ本案ヲ提出スル所以デアリマス、何卒御協賛ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 安藤正純君

○安藤正純君 日程第十一ハ矢張治安警察法中改正法律案デアリマシテ、此趣意ハ只今山口政二君ノ説明ヲセラレタ通りデアリマス、唯、山口君ガ提出ノ案ト本案ト違フ所以ハ山口君ノ方ノハ之ニ女子ヲ加ヘラレテアルノデアリマスガ本案ハ神官、僧侶、諸宗教師並ニ小學校教員及ビ學生生徒ノ政治結社ニ加入ノ出來ルヤウニスル爲ニ、治安警察法ノ第五條ニ改正ヲ加ヘタイト云フノデアリマス、但シ茲ニ婦人ノ政治結社ニ加入スルコトヲ私共ガ除キマシタノハ、婦人ノ

政治結社加入ガ惡イノデハアリマセヌ、唯、婦人ノ政治結社加入ヨリモ、神官、僧侶、諸宗教師、小學校教員及學生生徒ノ政治結社加入ノ方ガモット急務デアル、殊ニ是等ノ神官、僧侶、諸宗教師及小學校教員ハ普選ノ結果、被選舉權ヲ得ルノデアリマスカラ、當然ノ結果ト致シマシテ政治結社ノ加入ヲ、一日モ早クセシムルコトガ必要ト云フコトヲ信ジマシテ、本案ヲ提出シタ所以デゴザイマス、何卒速ニ御審議アラントヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 田中善立君

○田中善立君 日程第十二ノ提出理由ヲ簡單ニ申シマス、本案ハ第五條第一項中第三號ヲ削リノデアリマス、即チ神官神職、僧侶、其他諸宗教師ノ政治結社加入制限ヲ撤廢スルト云フノデアリマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○井本常作君 各案ヲ一括シテ政府提出勞働組合法案ノ委員ト、同一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三乃至第十七ハ同種議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十三、大田市ニ關スル法律案、日程第十四、神戸市ニ關スル法律案、日程第十五、名古屋市ニ關スル法律案、日程第十六、京都市ニ關スル法律案、日程第十七、横濱市ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、廣瀬徳藏君

第十三 大田市ニ關スル法律案(廣瀬徳藏君外十一名提出)

第一讀會(確定議)

大田市ニ關スル法律案

第一條 大田市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

府縣ノ區域外トス

第二條 大田市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令若ハ慣例ニ依リ府若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 大田市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ內務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ府會參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大田市ニ關スル法律案理由書

大田市ノ我カ國ニ於ケル地位其ノ人口其ノ財力其ノ事業等ノ現狀ニ照シ一般市制外ニ特別ノ制度ヲ施タラ適當トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十四 神戸市ニ關スル法律案(砂田重政君外三名提出)

第一讀會(確定議)

神戸市ニ關スル法律案

第一條 神戸市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 神戸市ハ法人トス官ノ監督ヲ承

ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令若ハ慣例ニ依リ縣若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 神戸市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ內務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中縣參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ縣會參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會市參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

神戸市ニ關スル法律案理由書

神戸市ノ我カ國ニ於ケル地位其ノ人口其ノ事業等ノ現狀ニ照シ一般市制外ニ特別ノ制度ヲ施タラ適當トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十五 名古屋市ニ關スル法律案(田中善立君外二名提出)

第一讀會(確定議)

名古屋市ニ關スル法律案

第一條 名古屋市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 名古屋市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務

並從來法令若ハ慣例ニ依リ縣若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 名古屋市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ內務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中縣參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ縣會參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會市參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

名古屋市ニ關スル法律案理由書

名古屋市中ハ中部日本ノ中樞ニシテ近時ノ發展ハ都市計畫ノ施設ト相俟テ著シキモノアリ我カ國ノ工業地帶トシテ唯一ノ中心の都市タリ此ノ巨然タル大市ヲ律スル他ノ地方邊陲ノ小都市ト同一ノ制度ヲ以テスルカ如キハ決シテ時代ノ要求ニ順應シ大都市タル面目ヲ發揮セシムル所以ノ途ニ非ス此ノ故ニ名古屋市中ハ內務大臣直轄ノ自治體タラシメ依テ以テ市制ヲ恢宏シ事業ヲ振興シ其ノ繁榮發達ヲ圖ルハ切實ナル時運ノ要求タリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十六 京都市ニ關スル法律案(森田茂君外六名提出)

第一讀會(確定議)

京都市ニ關スル法律案

第一條 京都市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 京都市ハ法人トス官ノ監督ヲ承テ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令若ハ慣例ニ依リ府若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 京都市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中市稅ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣稅ノ規定ヲ準用ス

第五條 京都市ハ內務大臣之ヲ監督ス

第六條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ內務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ府會府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會市參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

京都市ノ我カ國ニ於ケル地位其ノ人口其ノ財力其ノ事業等ノ現狀ニ照シ一般市制外ニ特別ノ制度ヲ施クヲ適當トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十七 橫濱市ニ關スル法律案(平沼亮三君外二名提出)第一讀會(確定議)

橫濱市ニ關スル法律案

第一條 橫濱市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 橫濱市ハ法人トス官ノ監督ヲ承テ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令若ハ慣例ニ依リ縣若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 橫濱市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中市稅ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣稅ノ規定ヲ準用ス

第五條 橫濱市ハ內務大臣之ヲ監督ス

第六條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ內務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中縣參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ縣會縣參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會市參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

橫濱市ニ關スル法律案理由書

橫濱市ハ一般都市ト事情ヲ異ニスルモノ有リ殊ニ復興途上ニアルコトト諸般施設ノ發達ヲ要スル等一般市制外ニ特別ノ制度ヲ施クヲ適當トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○廣瀬德藏君 大阪市ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ說明致シマス、本案ハ大阪市ニ特別ナル自治制度ヲ布クコトヲ目的トスル法律案デアリマス、我國ノ地方制度ハ劃一ノ主義ヲ採リ居リマスガ爲ニ、人口三万カ五方、一年ノ歲計十方カ十五方ト云フ小都會ト、人口八數百萬、歲計八數千萬若クハ

一億圓ヲ超エルヤウナ都會ト、同じ制度ヲ施行シテ居ルノデアリマス、然ルニ大都會ニ於テハ小都會ト違フ自治ノ範圍ガ非常ニ廣ク、又之ヲ運用スル機關ニ於テモ、小都會トハ非常ニ違フデアルリマス、然ルニ之ヲ他ノ小都會ト同じク府縣知事ノ監督ノ下ニ置キ、煩雜ナ監督ヲヤルト云フコトハ、自治ノ圓滿ナル發達ヲ期スル所以デハナイ、此故ニ大都會ニ對シテハ特別ナル制度ヲ設ケントスルノガ本案ノ趣旨デアリマス、殊ニ大阪市ハ東京ト相並ンデ我國ノ大都會デアアルコトハ勿論デアリマスガ、昨年ノ四月一日接近致シテ居リマスル所ノ二ツノ郡ヲ大阪市ニ編入ヲ致シマシタ、人口ハ二百一十一萬ヲ超エ、歲計ハ一億五千萬ニ近ク、其面積亦六十三平方哩ヲ超ユルノデアリマス、我國第一ノ都會デアアルノデアリマス、之ニ向テ特別ナル制度ヲ設ケルコトハ、自治制度ノ發達上缺クベカラザルコト、考ヘルノデアリマス、而シテ本案ハ昨年本院ヲ通過致シマシタモノト殆ド同様デアリマス、唯、第三條ニ於テ交通、衛生、警察事務ヲ加ヘタノガ異ナルダケデアリマス、何卒速ニ通過セラレンコトヲ希望致ス次第デアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十四、神戸市ニ關スル法律案ノ趣旨説明ハアリマセヌカ、森田金藏君

○森田金藏君 今議超トナッテ居リマスル神戸市ニ關スル法律案ハ、只今大阪市ノ説明ニ御連ニナツタコト、大同小異デアリマス、ソレデドウシテモ是ハ特別市制ヲ布イテ戴カナケレバナラヌ、理由ノ一ツトシテ申上ゲテ置キタイコトハ、神戸市ハ人口將ニ二十萬ニ垂ントシテ居ル、而シテ我國ノ貿易ノ中心地デアアル、サウシテ港ハ大々關ヲ爲シテ居ルノデアリマス、内外人ノ出入ノ關係、又貿易ノ關係ガ考ヘマシテモ、ドウシテモ他ノ都市ト違フ特別市制ヲ布ク必要ガアルノデアリマス、故ニドウカ此意味ニ於キマシテ、賢明ナル諸君ノ御賛成ヲ得テ、此案ノ通過センコトヲ希望致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十五、名古屋市ニ關スル法律案ノ趣旨説明ハアリマセヌカ、田中善立君

○田中善立君 本案ノ理由ハ第十三、第十四ト同シデアリマス、別ニ之ヲ述ベマセヌ、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十六、田崎信藏君

○田崎信藏君 本案ハ京都市ニ關スル法律案デアリマス、大阪、東京ニ次グ所ノ大都市デアリマス、京都市ニ於キマシテ、是非特別ノ市制ヲ布カレンコトヲ望ムガ故ニ、本法法律案ヲ提案シタ次第デアリマス、即決可決セラレンコトヲ特ニ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十七、橫濱市ニ關スル法律案ノ趣旨説明ハアリマセヌカ、平沼亮三君

○平沼亮三君 前數案ト同様ノ理由デアリマス、特ニ橫濱市ハ震災後ノ復興途上ニ在リマスカラ、特ニ痛切ニ感ジマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○井本常作君 各案ヲ一括シテ議會ヲ省略シ、原案ノ通り即決可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ議會ノ順序ヲ省略シテ全部ヲ可決確定致シマシタ、日程第十八、乃至第二十八同種議案デアリマス、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十八、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第十九、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第二十、古社寺保存中法改正法律案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ、各提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、安藤正純君

第十八 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出)

第一讀會

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十五、名古屋市ニ關スル法律案ノ趣旨説明ハアリマセヌカ、田中善立君

○田中善立君 本案ノ理由ハ第十三、第十四ト同シデアリマス、別ニ之ヲ述ベマセヌ、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十六、田崎信藏君

○田崎信藏君 本案ハ京都市ニ關スル法律案デアリマス、大阪、東京ニ次グ所ノ大都市デアリマス、京都市ニ於キマシテ、是非特別ノ市制ヲ布カレンコトヲ望ムガ故ニ、本法法律案ヲ提案シタ次第デアリマス、即決可決セラレンコトヲ特ニ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 日程第十七、橫濱市ニ關スル法律案ノ趣旨説明ハアリマセヌカ、平沼亮三君

○平沼亮三君 前數案ト同様ノ理由デアリマス、特ニ橫濱市ハ震災後ノ復興途上ニ在リマスカラ、特ニ痛切ニ感ジマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○井本常作君 各案ヲ一括シテ議會ヲ省略シ、原案ノ通り即決可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ議會ノ順序ヲ省略シテ全部ヲ可決確定致シマシタ、日程第十八、乃至第二十八同種議案デアリマス、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十八、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第十九、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第二十、古社寺保存中法改正法律案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ、各提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、安藤正純君

第十八 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出)

第一讀會

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十八、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第十九、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案、日程第二十、古社寺保存中法改正法律案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ、各提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、安藤正純君

第十八 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出)

第一讀會

寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案  
第一條 寺院現境内地ニシテ現ニ國有ニ屬スル現境内地ハ申請ニ依リ之ヲ其ノ寺院ニ下戻スヘシ

第二條 本法ニ依リ下戻ノ申請ハ大正十八年四月三十日迄ニ之ヲ主務大臣ニ差出スヘシ

第三條 此ノ申請ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ其ノ指令ヲ受ケタル日ヨリ三箇月内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 第一條ニ依リ下戻ヲ受ケタル者ハ其ノ境内地及立木竹ノ所有權ヲ取得ス

第五條 本法ニ依リ下戻ヲ受ケタル境内地及立木竹ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ地上權抵當權若ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第六條 本法施行前行政處分又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタル者ト雖本法ニ依リ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ妨ケス

附則  
本法ハ大正十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案理由書  
寺院現境内地ニシテ現ニ國有ニ屬スル現境内地及立木竹ハ之ヲ其ノ寺院ニ下戻スヲ以テ適當ナル處分ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第十九 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(福井甚三君外四名提出)

第一讀會  
寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案  
第一條 寺院現境内地ニシテ現ニ國有ニ屬スル現境内地ハ申請ニ依リ之ヲ其ノ寺院ニ下戻スヘシ

第二條 本法ニ依リ下戻ノ申請ハ大正十八年四月三十日迄ニ之ヲ主務大臣ニ差出スヘシ

第三條 此ノ申請ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ其ノ指令ヲ受ケタル日ヨリ三箇月内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 第一條ニ依リ下戻ヲ受ケタル者ハ其ノ境内地及立木竹ノ所有權ヲ取得ス

第五條 本法ニ依リ下戻ヲ受ケタル境内地及立木竹ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ地上權抵當權若ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第六條 本法施行前行政處分又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタル者ト雖本法ニ依リ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ妨ケス

附則  
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案理由書  
寺院現境内地ニシテ現ニ國有ニ屬スル現境内地及立木竹ハ凡テ之ヲ其ノ寺院ニ下戻シ繁雜ナル國有地ノ整理ヲ爲スト共ニ各寺院ノ基本財産ヲ増殖セシムルヲ以テ適當ノ處置ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二十 古社寺保存法中改正法律案(田中萬逸君外四名提出)

第一讀會  
古社寺保存法中改正法律案  
古社寺保存法中左ノ通改正ス

第十六條中「十五方圓乃至二十方圓」ヲ「二十五方圓以上」ニ改ム

古社寺保存法中改正法律案理由書  
古社寺保存ノ現狀ニ照シ國庫ヨリ支出スヘキ金額ヲ増加スル必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○安藤正純君 簡單ニ日程第十八ノ提出理由ヲ說明致シマス、本案ハ明治ノ初年ニ誤ラテ國有トナリマシタ、寺院ノ現境内地ヲ無償交付スルト云フ案デゴザイマシテ、既ニ本院ヲ法律案トシテ通過スルコト七回ニ

及ンデ居リマス、而シテ政府モ之ニ對シテハ賛成ノ意ヲ表シテ居ルノデゴザイマスルカラ、願クハ直ニ御審議ヲ下サイマシテ、從來通り可決セラレンコトヲ希望スルノデゴザイマス

○副議長(小泉又次郎君) 福井甚三君

○福井甚三君 只今上程サレマシタ寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、本案ハ既ニ我ガ衆議院ニ於テ法律案トシテ通過致シタルコト前後七回、建議案トシテ通過致シタルコト二回、其歴史ヲ持テ居ル法律案デアリマスカラ、何卒滿場一致ノ御賛成ヲ得テ可決アランコトヲ切望致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二十八、趣旨辯明ハアリマセヌカ——之ニテ趣旨辯明ヲ終ヘマシタ、

○井本常作君 各案ヲ一括シテ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、——日程第二十一、會計検査院法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、——武藤山治君

第二十一 會計検査院法中改正法律案(武藤山治君外一名提出)

第一讀會  
會計検査院法中改正法律案  
會計検査院法中左ノ通改正ス

第十三條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 政府ヨリ補助金若ハ特約保證ヲ與ヘ又ハ政府カ出資ノ義務ヲ有スル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關スル決算

同條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第五號ヲ第六號ニ改ム

五 政府ニ於テ重役ヲ任命スル銀行會社ノ收支ニ關スル決算

第十四條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 前條第四號及第五號ノ團體及諸營造ノ決算カ正當ナルヤ否ヤ  
會計検査院法中改正法律案理由書  
政府ニ於テ出資ノ義務ヲ有スル團體又ハ

總裁副總裁頭取副頭取理事等ノ重役ヲ任命スル特種銀行又ハ特種會社ノ會計ハ政府ヨリ補助金ヲ受ケル會社及他ノ團體ト同シク其ノ收支ニ關スル決算ヲ會計検査院ノ検査ニ付スルノ必要アリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○武藤山治君 提出致シマシタ會計検査院法中改正法律案ハ、資本金以上ノ損失ヲナシタ特種銀行一億圓以上ノ損失ヲ生ジタ特種銀行ハ、到底大藏大臣ノ監督ノ下ニ置クベキモノデナイ、會計検査院ノ検査ニ附スベキモノデアルト云フ理由ニ依ッテ、此改正案ヲ提出致シタルデアリマス、議會會期切迫シテ諸君ノ十分ナル御審議ヲ仰グコトガ出來ヌノハ、甚ダ遺憾ニ存ズルデアリマス

○井本常作君 本案ハ武藤金吉君外十九名提出議院法中改正法律案ノ委員ト同一委員ニ併セテ付託セラレムコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、——日程第二十二、牧野法案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——八田宗吉君

第二十二 牧野法案(八田宗吉君提出)

第一讀會  
牧野法案  
牧野法

第一條 本法ニ於テ牧野ト稱スルハ馬產ニ供用スル放牧地又ハ採草地タル林野ヲ謂フ

第二條 市町村、馬ニ關スル畜產組合及牧野組合ノ使用スル牧野ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ス

第三條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テハ市町村、馬ニ關スル畜產組合又ハ牧野組合ニ貸付料ヲ徵シ國有地ヲ牧野トシテ貸付スルコトヲ得

一 馬產ノ維持經營若ハ振興上必要アルトキ

二 牧野トシテ適當ナル國有地アルト

キ

- 第四條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テハ既ニ貸付セル國有地ノ還付ヲ命スルコトヲ得但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 國有地ノ貸付ヲ受ケタル者之ヲ牧野ノ目的以外ニ使用シタルトキ
- 二 貸付ヲ受ケタル後之ヲ牧野トシテ完全ニ使用セザルトキ又ハ全ク之ヲ牧野トシテ使用セザルトキ
- 三 貸付ヲ受ケタル者之ヲ他人ニ轉貸シタルトキ
- 四 貸付地ニ關シ主務大臣ノ命令ニ從ハザルトキ
- 第五條 牧野ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ地方ニ牧野委員會ヲ置ク
- 前項牧野委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 第二條ノ認可又ハ第三條及第四條ノ處分ニ付テハ主務大臣ハ地方牧野委員會ノ議ニ付スルヲ要ス
- 第七條 牧野ノ貸借期間ハ契約ニ於テ別ニ期間ヲ定メザリシトキハ十五箇年トス
- 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得
- 第八條 主務大臣ハ牧野ノ保護管理及放牧經營ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要ナル補助金ヲ交付スルコトヲ得
- 第九條 牧野ノ共同使用ヲ爲ス者ハ其ノ牧野ノ改良ヲ圖ル爲メ牧野組合ヲ設立スルコトヲ得
- 第十條 牧野組合ハ營利ヲ目的トセザル社團法人トス
- 第十一條 牧野組合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十二條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

牧野法案理由書

馬產ハ國防ノ充實産業ノ發達農村ノ振興等ニ直而スル最重要ナル産業ノ一ナリ故ニ政府ハ其ノ改良發達ヲ圖ラムカ爲メ速ニ牧野法ヲ制定シ以テ近時全ク採草地ノ缺乏ヲ告ケツツアル馬產地ノ窮狀ヲ救済シ其ノ獎勵ヲ期セラレタシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○八田宗吉君 簡單ニ申述ベマス、此牧野法案ハ會テ議員吉良元夫君等ヨリ建議案トシテ此法案ヲ制定スベク政府ニ要望シテ決シタルモノヲ、今回法律案トシテ提案致シタルデアリマス、國防上カラ申シマシテモ、産業上カラ申シマシテモ、馬匹ノ増殖ヲ圖ラナレバナラヌト云フコトハ、申スマデモナイト考ヘルノデアリマス、然ルニ此馬匹ハ漸次減少シシ、アルト云フ狀況ニナリテ居リマスルコトハ、洵ニ憂慮スベキ重大事デアルト考ヘルノデアリマス、國防上カラ申シマスルコト云フト、飛行機、自動車、斯様な科學ヲ利用シタル所ノ兵器ガ加ハツテ來タ今日ニ於キマシテハ、馬匹ノ如キモノハ必要ガナイト問々考ヘル者ガアリマス、日露戰爭ノ時ハ兵員百人ニ付テ馬ガ十九位ニナリテ居リマスガ、先年ノ歐洲戰爭ニ於キマシテハ、百人ニ付テ三十五ト云フ數ヲ要スルヤウニナリテ居ル、即チ兵士ノ數ノ三分ノ一ノ馬ハドウシテモナクテハナラヌト云フコトニナリテ居リマス、故ニ馬ノ繁殖ヲ圖ルコト云フコトハ國家ノ大問題デアリ、然ルニソレガ減ジツ、アルト云フコトニ付テ能ク調ベマシタ結果ハ、牧野ガ漸次減少シツ、アル爲メ、優良ナル馬ヲ產出スルコトガ出來ズ、又生産者モ經費多クシテ此事業ノ不利益ナル結果生産ヲ致ス者ガ少クナリタト云フ原因ガ大原因デアリマス、ソコデ牧野法案ヲ制定シテ此弊害ヲ除クコトガ急務デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス、仍テ歐洲各國ニ於テ現ニ實行シツ、アル所ノ法令等ヲ參酌シマシテ、此法

案ヲ作成スルニ至リテデアリマス、本員ハ各縣ノ產馬聯合會ガ年々東京ニ產馬大會ヲ開キ、其決議ヲ以テ熱心ナル要望ヲ以テ本牧野法案實施ノ速カナラムコトヲ期シツツアル誠意ヲ代表シテ、茲ニ提案致シタ次第デアリマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

(補足)

國防上並ニ産業上ニ於テ馬ノ繁殖ヲ圖ルコトノ極メテ必要ナルコトハ本員ガ説明スル迄モナイト存シマス

國防上ヨリ申シマスト昔ヨリ兵馬ト稱シ人間ト馬トカ武力ノ主ナルモノ、御勅諭中ニモ兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ニシテトノタマワセラレテ居ル人動モスレハ兵器ノ進歩シタル今日飛行機、自働車等ノ現出シタル今後ノ戰爭ニ在テハ馬ナトノ必要少ナクナレバ考フルノデアリマスルカ事實ハ決シテ然ラス近キ歐洲戰爭ノ結果ハ益馬ノ必要ヲ感シシメタノデアリマス即チ普佛戰爭ノ當時ハ兵士百人ニ付馬十五、五日露戰爭ニ至リテ兵士百人ニ付馬十九、〇ニ至リ更ニ先年歐洲戰爭アラユル科學ノ力ヲ利用シタル此戰爭、飛行機、自働車ハ申シモナクアリトアラユル力ヲ以テシタル歐洲戰爭ノ結果ハ馬ヲ要スルコト實ニ兵員百人ニ付三十コンマノ五ニ至リ兵員ノ三分ノ一ノ馬ナレバ戰爭ハ到底ナシ能ハサルヲ示シタモノデアリマシテ益兵馬ハ即チ武力ノ主體デアルコトヲ立證致スニ至リマシタ

然ラハ國防上武力ノ源泉トモ稱スヘキ馬產ノ情況ガ全國中如何ニナツテ居ルカ馬ノ生産ハ全國各地平均ニナツテ居ルカ軍ノ動員完結ノ遲速ハ軍ノ勝敗ニ關ス動員完結ヲ速クナラシメンタルニハ此馬ノ生産地ヲ各地平均ナラシメサルヘカラス然ルニ馬ノ主ナル生産地ハ御承知ノ通、東北關東、北海道、九州テアリマシテ即チ國ノ一方ニ偏シテ居ル之ヲ數字ヲ以テ概括シニ申シマス昨午ノ統計年鑑ニヨリマスト全國百五十七方頭ノ馬、國防上此馬ノ數ハ決シテ失フヘカラサル數デアリマス

此百五十方頭中北海道カ二十方頭東北六縣カ四十方頭關東カ二十二方頭、九州七縣カ三十八方頭是テ總數百二十方頭、其他近畿(一万七千六百頭)、中國(四萬四千二百頭)、四國(四萬六百頭)、東海(三萬三千頭)、北陸(六萬二千六百頭)、東山(九萬六千五百頭)、ノ六道二府二十三縣テ漸ク三十方頭デアリマシテ甚シキ不平均デアリマス馬ノ生産地ハトウシテモ牧野ノアル處僻遠地ニ限ラル、ヲ示シテ居ル譯デアリマス斯様デアリマスカラ一朝動員下令トナリマス師團ノ武力充實ノタメニハ馬匹ノ徵募管區ニヨリ馬ノ少ナキ地方ノ師團ハ遠ク東北方面ヨリ中國近畿、四國ノ師團ニ徵募セラル、事ニナル現ニ本員ノ郷里會津ナトハ第二師團ニ屬シテ居リマスカ馬ハ悉ク四國ノ丸龜第十一師團北陸ノ金澤第九師團ノ所要馬匹ニ徵發セラル、事ニナツテ居リマス馬ヲ所有セザルモノハ徵募セラル、事ナツ平氣デアリマスルカ國家ニ徵募セラル、モノハ負擔ハ容易デナイノデス故ヲ以テ吾々ハ常ニ馬ノ生産者タル吾々郷里ノ農業者ニ我々馬ノ生産者ハ實ニ國家ニ爲ス事ハ甚大デアル馬ノ少ナキ地方ノ人々ハ吾々馬產者ノ馬ニ依リテ御蔭ニヨリテ其地方ノ師團ノ動員完結ヲナシテ居ル結局戰爭テアノ馬ノ少ナキ地方ノ師團カ勝ツタノハ我々馬產者ノ力與テ誠ニ大ナリ馬產者ノ御蔭デアルト申スヘキデアル近ク日露ノ大勝ニ依テ日本ノ世界ニ於ケル位置ノ定マツタノハ舉世武力ノ源泉タル強健ナル體軀ヲ有スル兵士馬トノ供給地タル東北、九州等ノ賜物デアル我等大ニ誇リテ可ナリ

東北ハ一山百文タトカ東北方面ハ收支償ハンカラ鐵道ハカケル事カ出來ナイ利益カナイモ一カランカラナト申スモノアラハ宜シク國家カ今日ノ富強ヲ致シ馬ノ少ナイ地方カ却テ發展シ繁榮シツ、アルハ誰ノ御蔭タ東北ナトノ致シタル即チ國家ノ命スル他地方ヨリモ重キ負擔ニ堪ヘタル貢獻シタル恩惠デアルト感張ラサ



ルヘカラスト申シテ居ル次第アリマス  
馬ノ我國國防上ニ於ケル位置斯ノ如ク重  
且ツ大ナリ又農業上ヨリ申シマシテモ耕  
耘輸送、肥料ノ基本タル厩肥等ハ馬ニ伴  
フモノテアリマス今日ノ輿論タル農村振  
興問題上ヨリシテ誠ニ忽諸ニ附シ能ハ  
サル大問題トアル

然ルニ此馬匹カ近年殊ニ軍縮ノ大打撃ヲ  
被リタル處ニ生産費ノ昂騰即チ馬ノ飼料  
ヤ手間賃等生産費ノ昂騰ハ馬ヲ生産スル  
コトカ頗ル利益少ナキ情態ニナリマシタ  
ル爲メニ馬生産地ハ漸次馬ノ生産減退價  
格ノ低下ヲ示シテ參リマシタ本員ハ茲ニ  
福島縣ノ一例ヲ舉ケマス最近即チ昨十  
四年中ニ於キマシテ馬ノ駒頭數ガ一万  
八百九十九頭テ其總價格百二十四千七  
百一十一圓一頭ノ最高千二百圓最低十一圓  
平均百十四圓十二錢之ヲ十三年ニ比スル  
ニ頭數ニ於テ一千九百頭減シ總價格ニ於  
テ二十五萬三千八百圓ヲ減シ平均一頭  
ノ價值テ八十圓十六錢減少ヲ示シ更ニサ  
カノホツテ十一年ノ駒頭數ニヨリ衰頹  
ノ跡ヲ見レバ頭數ハ一千六百六十五頭價  
格ニ於テ五十四萬一千六百九十三圓平均價  
段ニ於テ三十三圓九十四錢ノ激減ヲ示シ  
テ居ル各縣各地此例ト等シキヲ信シマス  
政府ハ國防上五百五十萬頭ノ馬ハドシテ  
モナカルヘカラストシテ居リマスルニ當  
テ此情況ハ誠ニ痛心ニ堪エサル事ト存シ  
マス

前申シタル通關東、東北、九州、北海道  
トイフ様ニ僻陬地即チ牧野ノアル所馬產  
アリテ馬ノ生産ト牧野ノ有無ハ密接ナル關  
係ヲ有シテ居ル馬ハ牧野ナカルヘカラスト  
其蹄ヲ作り骨格ヲ作ル上ニ於テ牧野ナク  
ンハ馬ハ益々低下スル改良ヲ望ム能ハス  
然ルニ此馬ヲ養フニ缺クヘカラスト牧野  
ニ對シテ一面開墾助成法ヲ以テ原野開墾  
ノ獎勵ヲナシ又一面營林局等カ年々殖林  
等ノ施設ヲナスカ爲メニ馬ノ飼養ヲ獲ル  
道ヲ狹マラレ牧野カ、減少シ遂ニ放牧  
スヘキ地域ナキノ情況ニ陥リツ、アル是  
等ノ事カ最大原因ヲナシ馬ノ減少トナリ

ツツアルハ誠ニ憂フヘキ事ト考ヘマス

○井本常作君 本案ハ議長指名九名ノ委員  
ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
ハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク  
決シマシタ一日程第二十三、造林助成法  
案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ  
許シマス——村山喜一郎君

第二十三 造林助成法案(東武君外十  
名提出)

造林助成法案 第一讀會

第一條 私有林及社寺有林ノ造林ヲ獎勵  
スル爲主務大臣ハ本法ノ定ムル所ニ依  
リ其ノ造林者ニ助成金ヲ交付スルコト  
ヲ得

第二條 助成金ハ左ニ掲クル造林ニ要ス  
ル費用ニ對シテ之ヲ交付ス但シ一箇所ニ  
於ケル植栽面積三反步ニ充タサルモノ  
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 本法施行以前ヨリ木竹ナキ原野山  
岳又ハ荒蕪地ニ於ケル木竹ノ植栽

二 天然林ノ伐採跡地ニ於ケル植栽

三 立木散生地ニ於ケル植栽

第三條 前條ニ依リ助成金ヲ受クヘキ造  
林費ハ左ノ費用トス

一 新植費

二 前號新植地ノ下刈費但シ新植後三  
年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限  
ニ在ラス

第四條 助成金ノ額ハ前條各號ノ費用ノ  
三分ノ一又ハ當該地方ニ於テ普通ニ要  
スト認ムヘキ前條各號ノ費用ノ三分ノ  
一ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者  
ハ前年度十二月末日迄ニ造林費用見込  
書ヲ事業終了後三箇月以内ニ事業決算  
書ヲ添ヘ助成金交付申請書ヲ地方長官  
ニ差出スヘシ

附則

本法中前年度十二月末日トアルハ大正十  
五年度ニ限リ之ヲ當該年度六月末日トス

造林助成法案理由書

全國國土ノ約六割ヲ占ムル林地ヲ以テシ  
テ尙國民所要ノ木材ヲ供給スル能ハス外  
國產木材ノ輸入年ヲ逐フテ劇増シ造林企  
畫ハ益々退却シキヲ見ル是レ實ニ我カ國  
林業界ノ現狀ニシテ識者ノ憂懼措カ能ハ  
サル所ナリ即チ斯ノ如クニシテ已マスマ  
ハ斯業ノ基礎ハ遂ニ其ノ根柢ヨリ破壊セ  
ラルルヲ免レサルノミナラス延テ水力用  
水ノ源ヲ涸渴シ國土保安上ノ危害ヲ頻發  
スルニ至ルハ必然ノ數ニシテ其ノ影響ス  
ル所ノ廣且大ナルヲ察シテ須タサル所ナ  
リ翻テ我カ國ニ於ケル民間林業ノ振ハサ  
ル所以ヲ考フルニ外ニ在リテハ外國產木  
材ノ輸入ニ依リ強大ナル壓迫ヲ受ケ内ニ  
在リテハ當業者ノ自覺未タ完カラサル等  
種種ノ原因存スト雖其ノ最根本ナルモ  
ノハ之ヲ斯業固有ノ特質ニ歸セサルヘカ  
ラス蓋斯業ハ他ノ産業ト其ノ趣ヲ異ニシ  
短年月ノ間ニ其ノ成果ヲ收ムコト能ハサ  
ルモノナルヲ以テ産業ノ一般ノ動因タル  
營利的打算ノミニ依リテ其ノ發展ヲ望ム  
コト能ハス加フルニ財力大ニ疲弊シ社會  
思想ノ安定ヲ缺ケル現代ノ我カ國ニ於テ  
企業者ノ心理カ斯業ニ傾キ難キモ亦止ヲ  
得サル所ナリ

今ヤ世界ニ於ル木材生産ハ益々減退ノ微ヲ  
呈シ木材飢饉ノ襲來ハ唯時ノ問題トシテ  
其ノ必至ヲ疑フノ餘地ナキノ秋ニ方リ我  
カ國ト事情ヲ同フスル世界各國カ競フテ  
之カ對策ノ講究ニ腐心シ其ノ結果民間林  
業獎勵上ノ一手段トシテ造林費ノ國庫補  
助ヲ行フモノノ多キ所以ノモノ決シテ偶  
然ニ非サルナリ

以上ノ理由ニ依リ本員等ハ國家カ公有林  
ニ對シ現ニ與ヘツツアル恩典カ其ノ事業  
ノ發展ニ資スル所頗ル大ナルノ事實ニ鑑  
ミ我カ國林野面積ノ大半ヲ占ムル私有林  
及社寺有林ニ對シテモ相當補助ノ途ヲ講  
セラレ以テ斯業ノ振興ニ資セラレムコト  
ヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○村山喜一郎君 本案ハ第五十議會ニ  
於テ本院ヲ通過シタルモノト同一ノ案デア

リマス、本案ハ政黨政派ヲ超越シマシテ、  
各政派ノ共同ノ案トシテ提出致シタルデ  
アリマス、即チ目下將ニ來ラムトスル所ノ木  
材飢饉ニ備ヘムガ爲メ、全國林野ノ約半數  
ヲ包擁致シテ居リマスル私有林、及社寺有  
林ニ對シテ國家ハ相當助成ノ方法ヲ講ズベ  
シト云フ、斯様ナ法律案デアリマス、何卒  
御賛成アラムコトヲ望ミマス

○井本常作君 本案ハ日程第二十二ノ委員  
ト同一ノ委員ニ併セテ付託セラレムコトヲ  
望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマシタ日程第二十四、及第二十五ハ同種  
ノ議案デアリマスカラ、一括議題トナスニ  
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ第二十四、違警罪即決例中改  
正法律案第二十五、違警罪即決例廢止法律  
案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ  
許シマス——橫山勝太郎君

第二十四 違警罪即決例中改正法律案  
(橫山勝太郎君提出) 第一讀會

違警罪即決例中改正法律案

違警罪即決例中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ言渡ヲ爲シタル時ハ之ト同時ニ

刑事訴訟法第百十五條ニ掲クル者ノ内

適當ト認ムル者ハ通知スヘシ

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ正式裁判ノ請求ハ被告人ノ爲ニ

前條第二項ノ者ヨリモ亦之ヲ爲スコト  
ヲ得

第七條ノ二 警察官署ニ檢束引致セラレ  
タル者及ヒ拘留處分ヲ受ケタル者ノ接  
見及ヒ信書ニ關シテハ刑事訴訟法第四  
十五條第百一十一條第百一十二條監獄法及  
ヒ同施行細則中接見及ヒ信書ニ關スル  
規則ヲ準用ス

遺警罪即決例中改正法律案理由書

方今我警察界ハ非常ナル進歩ヲ爲シ警察官ノ素質モ亦大ニ向上シタルモノアリト雖全國ノ警察署ニ於テ人民ヲ檢束シ或ハ犯罪ノ嫌疑ニ因リ被疑者ヲ引致シタル場合或ハ拘留處分ノ言渡ヲ爲シタル場合故ナク親族故舊若ハ辯護士トノ接見ヲ許サズ延テ正式裁判ヲ申立ツルノ機會ヲ失ハシムルモノ鮮カラス此ノ如キハ人權蹂躪ノ甚シキモノニシテ實ニ國民ノ信賴スヘキ警察ノ威信ヲ失墜スルモノ甚タ大ナリト謂ハサルヘカラス之レ制度ノ不完全ナルニ起因スルモノナリト認ム本員等ハ個人ノ人權自由ヲ尊重セサルヘカサル立憲法治國ノ原則ニ基キ民衆ト極メテ密接ナル關係ヲ有スル警察制度ヲ改善シ現行刑事訴訟法ノ精神ヲ一貫セシメ以テ人權尊重ノ實ヲ明ニセムトス之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二十五 遺警罪即決例廢止法律案

(原夫次郎君外三名提出) 第一讀會

遺警罪即決例廢止法律案  
遺警罪即決例ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

遺警罪即決例廢止法律案理由書

遺警罪即決例ハ大日本帝國憲法發布前明治十八年九月二十四日ノ制定ニ係リシモノニシテ憲法第五十七條ノ規定ニ則リ制定セラレタル裁判所構成法及刑事訴訟法ノ本旨ニ副ハサルノミナラス爲ニ人權蹂躪スルコトノ甚シキモノアルヲ認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○横山勝太郎君 本案ハ警察署ニ於ケル違警罪ノ即決ニ對スル正式裁判ノ申立ノ權利ヲ確保スルノ目的ヲ以テ、違警罪即決例ニ改正ヲ加ヘムトスルモノデアリマス、其理由ノ詳細ハ理由書ニ掲載シテアリマスカラ、ソレヲ以テ理由ノ陳述ト致シマス、何卒御賛成アラムコトヲ望ミマス

(賛成「ト呼フ者アリ」)

○副議長(小泉又次郎君) 原夫次郎君

○原夫次郎君 年々歳々五十万乃至六十万ノ人間ガ殆ド此憲法違反ノ法律ニ依リテ處罰セラレハト云フ、是ハ天下ノ惡法デアアルデアリマス、之ヲ廢止セムガ爲ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、御賛成ヲ願ヒマス

○井本常作君 兩案ヲ一括シテ政府提出勞働組合法案外三件ノ委員ニ併セテ付託セラレムコトヲ望ミマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ勸議ニハ御異動ナシト認メマス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、日程第二十六、及第二十七ハ同種ノ議案デアリマスカラ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二十六、家祿引直處分法案第二十七、家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、隅田豐吉君

第二十六 家祿引直處分法案 (隅田豐吉君外五名提出) 第一讀會

家祿引直處分法案  
家祿引直處分法

第一條 明治二年藩政改革ノ爲減祿ヲ受ケタル舊和歌山藩士族中同年十二月太政官布告ノ祿制率ヨリ多額ノ減祿ヲ受ケタル者ハ右祿制ノ率ニ引直シ其ノ不足額ヲ明治三十年法律第五號第一條ニ準據シテ給與ス

第二條 本法ノ給與ヲ受ケムト欲スル者ハ本法施行ノ日ヨリ滿一箇年以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 本法ニ規定ナキモノハ明治三十年法律第五十號ノ規定ヲ適用ス

家祿引直處分法案理由書

舊和歌山藩ハ維新更始ノ御趣旨ヲ遵奉シ皇國御維新ノ目的ヲ以テ朝命ヲ奉シ明治二年二月十五日郡縣ノ體ニ從ヒ率先シテ藩政ヲ改革シ大ニ士卒ノ祿ヲ減シ徵兵

制度ヲ實施シタリ爲ニ其ノ後法律ニ依リ改革ヲ行ヒタル諸藩藩士士卒ニ比シ多額ノ減祿ヲ被リタリ是レ全ク朝廷遵奉ノ結果此ノ不幸ヲ來シタルモノニシテ他諸藩士卒ノ減祿ト大ニ其ノ趣ヲ異ニスレ第十三回帝國議會ニ於テ本藩ニ對スル家祿引直請願ノ異議ナク兩院ヲ通過シ尙第十回及第四十五回議會ニ衆議院ニ於テ本案ト同一趣旨ノ法案可決セラレ又第四十六回及第五十回議會ニ衆議院ニ於テモ全會一致ヲ以テ可決確定セラレシ所以ナリ故ニ該議決ノ趣旨ニ據リ明治二年十二月二日太政官布告ノ祿制率ニ引直スヲ至當ナリトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二十七 家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案 (福田五郎君外七名提出) 第一讀會

家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案  
第一條 明治三年九月十日藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治九年第九號布告及同年第五百五十二號布告ニ依リ公債證書ヲ給與スル迄ノ間ニ於テ其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法及明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス但シ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者亦同シ

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取タル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案理由書

明治三年九月十日藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有シタル者ニ對スル給與未済ノ内明治九年太政官第九號布告及同年第五百五十二號布告施行以後ノ分ハ明治三十年法律第五十號ニ依リ給與シタルモノ明治三年九月十日藩制施行ヨリ明治九年ニ至ル間ノ給與未済ノ分ハ同法ノ範圍ニ屬セサルモノトシテ給與ヲ爲ササルハ同法ノ不備ニ因ルモノナルヲ以テ同法ヲ準用シテ其ノ給與ヲ爲スヘキ法律ノ制定ヲ第四十五回議會ニ建議シタルモ政府ハ同法案ノ提出ヲ爲サス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○隅田豐吉君 本案ハ屢當院ヲ滿場一致ヲ以テ可決通過致シマシタル法案デアリマス、而シテ大體ノ要旨ハ議長ノ御手許マデ差出シテアリマスカラ、何卒速記録ニ御掲載ヲ御願ヒ致シマス、ドウゾ相變ラズ御賛成ノ程ヲ切ニ御願スル次第デアリマス

(補足甲)

只今上程セラレタル本案ハ屢當院ニ提出セラレ然モ常ニ滿場一致ノ御賛成ヲ得テ可決セラレマシタル法案デアリマス

本案大體ノ要旨ハ明治二年二月十五日舊和歌山藩朝旨ヲ奉シテ藩政ノ大改革ヲナシ然リ他藩ニ卒先シテ士族ノ處分ヲナシ祿制ノ大改革ヲ致シタルヲアリマス夫レハ寧ろ苛酷嚴酷ナル者デアツテ從來祿高ノ十分一甚シキハ二十分ノ一二減祿致シタルデアリマス

本案ハ夫ヲ明治二年十二月二日朝廷ニ於テ旗本士族ノ祿高整理ノ爲ニ發セラレタル太政官布告第四百號ノ祿制ニ準據シ引直シテ處分シテ實ヒタイト云フノデアリマス而シテ其理由トスル所ハ御承知ノ如ク德川幕府倒レテ王政復古シ明治新政府ノ樹立セラレタル當時ニ於テ吾廟堂ニ於テノ政治家カ最モ苦心ヲ極メタル點ハ何テアルカト申スニ各藩ニ於ケル藩政改革乃至士族ノ處分デアツタノデアリマス然リ如何ニシテ兵馬ノ實權ヲ中央ニ收メルカニアツタノデアリマス是カ大問題デアリ

然モ難問題アツタノテアリマス其當時ヲ  
回顧スルハ東北ノ天地戰塵尙未タ熄マス人  
心恟々甚タ不安ノ状態アツタノテアリ  
マスカ廟堂ニ於ケル政治家即チ三條公岩  
倉公ハ如何ニシテ各藩政ノ改革及士族ノ  
處分ヲナスヘキカヲ審議セラレタル結果  
先ツ德川親藩ノ一タル紀州藩ニ命シテ大  
改革ヲナサシメ而シテ他藩ニ模範ヲ示サ  
セヨウト云フ事ニナリ茲ニ廟議ヲ一決シ  
明治元年十二月二十九日朝廷ヨリハ當時  
藩主德川茂承侯ニ敕旨ヲ降シテ貴藩ハ他  
藩ニ先シ大改革ヲセヨト嚴命セラレタ  
ノテアリマス紀州藩ハ直ニ敕旨ヲ奉シテ  
改革ニ著手シ然モ敕命アリテヨリ二ヶ月  
以内即チ明治二年二月十五日ニ前申述ヘ  
タ如キ大英斷ノ處置ヲ執ツタノテアリマ  
ス而モ士族ノ大減祿ヲ爲シタ而ビナラ  
其大減祿ヲナシタル者ヲ以テ郡縣ノ制ヲ  
布キ徵兵令ヲ布イタノテアリマス四民皆  
兵ノ基礎ヲ作り遠ク獨乙ヨリ士官ヲ聘シ  
洋式訓練ヲ致シタノテアリマス是ハ今日  
吾陸軍ノ組織ノ嚆矢ト相成ツタノテアリ  
マス序ナカラ一言致シマス其後ノ事テア  
リマスカ各藩主カ藩籍ヲ奉還スルニ當リ  
紀藩ヨリハ同時ニ大砲二百門ト銃二万挺  
ヲ獻納シタノテアリマス以上ノ如ク紀州  
藩ハ至誠奉公藩政ノ大改革ヲナシタルニ  
ヨリ朝廷ハ更ニ他藩ニ命シテ改革ヲ致サ  
シメタノテアリマス他藩ニ命シタルハ明  
治二年六月二十五日テアリマス而シナカ  
ラ他藩ハ急ニ決行致サナカッタノテアリ  
マス而シテ屢々朝廷ヨリ督促ヲ受ケテ改  
革シタル他藩減祿ノ程度ハ二分ノ一乃至  
四分ノ一テアリマス之ヲ紀州藩ノ改革ニ  
比スレハ實ニ省豫ノ差テアリマス斯ノ如  
ク他藩ノ改革ハ區々テアリマシタカ其後  
ニ於テ明治二年十二月二日旗本士族ノ爲  
ニ祿制ヲ布カレマシタ其苛酷ナル祿制ヲ  
見マシテモ尙紀州藩ノ減祿ヨリ頗ル寛大  
ナル者テアリマス

以テ救済スルコトニ相成ツタノテアリマ  
スカ併シナカラ紀州藩カ至誠奉公敕旨ヲ  
奉シテ大改革ヲナシ國家ノ爲ニ盡シタル  
大減祿モ大功績モ明治三年九月十一日以  
前ノ處分ニ屬ストノ意味ニ於テ明治三十  
年法律第五〇號ノ恩典ニ浴スルコトハ出  
來ナイノテアリマス是ニ於テ紀藩士族一  
同ハ此不公平ナル處置ニ目シテ能ハス  
茲ニ家祿引直ノ處分ヲ願ヒタイト明治三  
十二年ヨリ三十二年ニ至リ當院提出セラ  
レタノテアリマス第四十五議會第四十六  
議會ニ於テ提出セラレ更ニ昨五十議會ニ  
於テ本員外五名ノ提出ニヨリ提出シタル  
處幸ニ當院ニ於テハ滿場一致ノ御賛成ノ  
下ニ通過シタノテアリマス貴族院ニ於テ  
ハ特別委員會ニ於テ委員ノ一人阪本彰之  
助君ノ發議ニシテ本法案ハ政府ニ於テモ調査  
中ナリ云ハレ且震災ノ爲ニ必要ノ書類モ  
燒失シタルノ政府委員ノ答辯ナレハ須ラ  
ク延期ノ意味ニテ否決スヘシトテ否決  
サレ從テ本會議モ同様ノ意味ニテ否決サ  
レタノテアリマス今則本員等ハ提案ニ當  
リテ先ツ以テ貴族院並ニ政府ニ諒解ヲ得  
ルヲ捷徑トシテ充分ト申サレナイカ稍  
諒解ヲ得テ居ル心算テアリマス左様ノ  
次第テアリマスカ何卒當院ニ於テハ相  
變ラス御協賛アラント切望スル者テ  
アリマス

紀藩祿制大改革

明治二年己巳二月十五日

一御國政大改革津田又太郎へ御委任ニ付  
粗平均祿出法ニ准シ祿制改革セラル職  
制改正モ連帶發布ト雖モ職制ノ部二分  
記シ爰ニ省ク

御意書(明治元年十二月二十九日太  
政大臣)

天下ノ大勢一變シ門閥ニ不均人オヲ登  
庸致府藩縣一治之制度相立候様  
天朝被仰出候付テハ御趣意謹テ奉體一  
新更始自今領地高二十分ノ一ヲ我等暮  
シ方宛ト相定メ  
朝廷ノ職務並治民ニ付テノ用度之外ハ

一切右二十分ノ一ヲ以テ費用ニ供ス可  
シ就テハ家中ノ者共ニ別帳割ノ通無役  
高相定文武ノ職ニ居ル者ハ別段定ノ通  
役高ヲ遺スヘシ抑領地五十万石ハ勤王  
治民ノ爲メ所賜ニシテ敢テ一人ノ私ス  
ヘキニアラサレハ其方共ニ於テモ受來  
ノ知行高ハ即チ我等カ勤王治民ヲ佐ク  
ル爲メニテ敢テ私スヘキ者ニアラサル  
ノ理ヲ辨ヘ各其職分ヲ盡シ我等ト共ニ  
天朝ノ御趣意ヲ遵奉可仕事

明治二年十二月二日(布)(太政官)第千  
百四號

先般各藩大義名分之案壇ヲ正シ海外諸  
國之形勢ヲ察シ以テ其封土ヲ奉還ス依  
テ大ニ公論衆議ヲ被爲盡府藩縣一途之政  
令ニ歸シ天下ト共ニ綱紀ヲ更張被遊度  
御主意ニ付更ニ知藩事ニ被任隨テ家祿之  
制被爲定藩々ニ於テ而モ維新之御政體ニ  
基キ追々改正可致就而ハ中下大夫士以  
下之稱被廢都テ士族及卒ト稱シ祿制相  
被定候爾後各其地方官ニ於テ可爲貴屬  
旨被仰出候條幕ト御主意ヲ奉體シ銘  
々命ヲ守リ其職ヲ可盡候事但知行所  
一同上地被仰付總テ庶民ヲ以テ賜候事  
一大夫士以下之面々今般家祿御定相成候  
ニ付而モ其家來共三代以上之恩之者ハ  
相應之御扶助可被下候間姓名並ニ從前  
之祿扶持米等取調早々可申出候事  
但舊主ニ於テ扶持致シ候儀ハ可爲勝  
手事

規則

一祿制二十一等ニ分テ士族ハ十八等ニ止  
候事  
但士族ノ元高十三石ニ滿タス卒ノ元

高八石ニ滿サル者ハ是迄通ノ事  
一祿ハ現今被施行候高ヲ以テ定候事  
一舊來同心之輩ハ卒ト可稱事  
一祿制ハ總テ現石高ヲ可稱事  
一祿制當年ハ是迄之通來春ヨリ可減事  
一祿ハ都而庶民ニテ賜候間其觸頭ニテ取  
糺大藏省ヘ可申出候事

祿制

元祿万石未滿九千石迄現米二百五十石  
同九千石未滿八千石迄 二百二十五石  
同八千石未滿七千石迄 二百石  
同七千石未滿六千石迄 百七十五石  
同六千石未滿五千石迄 百五十石  
同五千石未滿四千石迄 百三十五石  
同四千石未滿三千石迄 百一十石  
同三千石未滿二千石迄 百五十石  
同二千石未滿一千五百石迄 九十石  
同一千五百石未滿一千石迄 七十五石  
同一千石未滿八百石迄 六十五石  
同八百石未滿六百石迄 五十五石  
同六百石未滿四百石迄 四十五石  
同四百石未滿三百石迄 三十五石  
同三百石未滿二百石迄 二十八石  
同二百石未滿一百五十石迄 二十二石  
同一百五十石未滿一百石迄 十六石  
同一百石未滿八十石迄 十三石  
同八十石未滿六十石迄 十一石  
同六十石未滿四十石迄 九石  
同四十石未滿三十石迄 八石  
同三十石以下是迄ノ通 八石  
但免二ツ五分四拾五八之法ヲ以テ計ニ  
切上ケ可申事

明治二年十二月布告祿制ト舊和歌山藩減祿比較表

但表中何石迄トアルハ前行米  
滿何石迄ノ事但末段迄ハ此限  
ニアラス

| 元高知行免二ツ<br>五分 | 本藩知行免四ツ<br>ニ引直シ高           | 祿制減祿現米高 | 本藩減祿現米高 | 差額△不足額<br>額 |
|---------------|----------------------------|---------|---------|-------------|
| 一万石未滿九千<br>石迄 | 六千二百五十石<br>未滿五千六百二<br>十五石迄 | 二百五十石   | 二百五十石ヨリ | —ヨリ         |
| 八千 石 迄        | 五千石迄                       | 二百二十五石  | 二百二十五石  | 〇 三十一石迄     |
|               |                            |         |         | 〇 二十五石      |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 七千石迄            | 四千三百七十五石迄 |
| 六千石迄            | 三千七百五十石迄  |
| 五千石迄            | 三千二百二十五石迄 |
| 四千石迄            | 二千五百石迄    |
| 三千石迄            | 二千八百七十五石迄 |
| 二千石迄            | 二千二百五十石迄  |
| 一千五百石迄          | 九百三十七石五斗迄 |
| 千石迄             | 六百二十五石迄   |
| 八百石迄            | 五百石迄      |
| 六百石迄            | 三百七十五石迄   |
| 四百石迄            | 二百五十石迄    |
| 三百石迄            | 百八十七石五斗迄  |
| 二百石迄            | 七十五石迄     |
| 一百五十石迄          | 九十三石七斗迄   |
| 百石迄             | 六十二石五斗迄   |
| 八十石迄            | 五十石迄      |
| 六十石迄            | 切米二十石未滿   |
| 四十石迄            | 切米十五石未滿   |
| 三十石迄            | 切米十石未滿    |
| 以上三等卒トス八石以下是迄ノ通 |           |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 二百石   | 百七十五石八斗  | 〇二十四石二斗 |
| 百七十五石 | 百五十石     | 〇二十五石   |
| 百五十石  | 百二十五石    | 〇二十五石   |
| 百三十五石 | 百石       | 〇三十五石   |
| 百二十石  | 七十五石     | 〇四十五石   |
| 百〇五石  | 五十石      | 〇五十五石   |
| 九十石   | 三十七石五斗   | 〇五十二石五斗 |
| 七十五石  | 二十五石     | 〇五十石    |
| 六十五石  | 二十石      | 〇四十五石   |
| 五十五石  | 二十石      | 〇三十五石   |
| 四十五石  | 二十石      | 〇二十五石   |
| 三十五石  | 二十石      | 〇十五石    |
| 二十八石  | 二十石      | 〇八石     |
| 二十二石  | 二十石      | 〇二石     |
| 十六石   | 二十石      | △四石     |
| 十三石   | 十四石      | △一石     |
| 十二石   | 十石未滿七石五斗 | 〇三石五斗   |
| 九石    | 五石       | 〇四石     |
| 八石    | 四石       | 〇四石     |

一永世祿ノ者ヘハ  
金祿元高賞典祿アルモノハ家祿ヲ合計  
シ元高トス  
年限  
(壹萬圓以上ヨリ千圓以上マテテ略ス)  
千圓未滿九百圓以上 七ヶ年七分五厘  
九百圓未滿八百圓以上 八ヶ年二分五厘  
七百圓以上 八ヶ年二分五厘  
六百圓以上 八ヶ年七分五厘  
五百圓以上 八ヶ年七分五厘  
四百五十圓以上 九ヶ年二分五厘  
四百圓以上 九ヶ年二分五厘

三百五十圓以上 九ヶ年半年分  
三百圓以上 九ヶ年七分五厘  
二百五十圓以上 十ヶ年  
二百圓以上 十ヶ年二分五厘  
百五十圓以上 十ヶ年半年分  
百圓未滿百圓以上 十一ヶ年  
右一ヶ年六分ノ利ヲ給ス  
百圓未滿七十圓以上 十一ヶ年半年分  
七十圓未滿五十圓以上 十二ヶ年  
五十圓未滿四十圓以上 十二ヶ年半年分  
四十圓未滿三十圓以上 十三ヶ年  
三十圓未滿二十五圓以上 十三ヶ年半年分  
二十五圓未滿以下 十四ヶ年  
右一ヶ年七分ノ利ヲ給ス  
終身祿ノ分ハ右永世祿年限十分ノ五ヲ給ス

但利子ハ永世祿ノ割合ニ同シ  
(補足)  
○副議長(小泉又次郎君) 福田五郎君  
○福田五郎君 本法モ屢、本衆議院ヲ通過シタ法案デアリマス、今回モ御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマス、其趣旨ハ明治三年ヨリ九年ニ互ル間、政府ハ家祿、賞典祿給與ノ際ノ不足分ガアリマスノデ、其缺陷ヲ補フ爲ニ本案ノ提出ヲ致シタ次第デアリマスカラ、御賛成ヲ願ヒマス  
〔賛成ト呼フ者アリ〕  
○井本常作君 兩案ヲ一括シテ安藤正純君外四名提出、寺院現境内地無償下戻ニ關スル法案外二件ト同一ノ委員ニ併セテ付託セラレムコトヲ望ミマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ。日程第二十八乃至三十八同種ノ議案ナルニ依リ、一括議題トスルニ御異議アリマセカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二十八、北海道拓殖銀行法中改正法律案、第二十九、日本勸業銀行法中改正法律案、第三十、農工銀行法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス。小池仁郎君

第二十八 北海道拓殖銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會  
北海道拓殖銀行法中改正法律案  
北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス  
第八條第四項中「漁業組合、」ノ下ニ「水産組合、」ヲ加フ  
北海道拓殖銀行法中改正法律案理由書  
水産業ノ改良發達ヲ圖ル爲水産組合ノ施設ヲ助長スルニ必要ナル金融ノ途ヲ啓クノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ  
第二十九 日本勸業銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會  
日本勸業銀行法中改正法律案  
日本勸業銀行法中左ノ通改正ス  
第十五條第三項中「漁業組合、」ノ下ニ「水産組合、」ヲ加フ  
日本勸業銀行法中改正法律案理由書  
水産業ノ改良發達ヲ圖ル爲水産組合ノ施設ヲ助長スルニ必要ナル金融ノ途ヲ啓クノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ  
第三十 農工銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會  
農工銀行法中改正法律案  
農工銀行法中左ノ通改正ス  
第七條ノ三中「漁業組合、」ノ下ニ「水産組合、」ヲ加フ  
農工銀行法中改正法律案理由書  
水産業ノ改良發達ヲ圖ル爲水産組合ノ施設ヲ助長スルニ必要ナル金融ノ途ヲ啓クノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ  
○小池仁郎君 本案ハ本邦産業ノ大宗デアル年額六億圓ニ達スル水産業ニ對シテ、金融ノ途ヲ開キタイスト云フ趣旨ヲ以テ、三銀行法ノ改正ヲ致サントスルノデアリマス、速ニ御賛成可決アラムコトヲ希望致シマス  
〔賛成ト呼フ者アリ〕  
○井本常作君 各案ヲ一括シテ谷原公君外二名提出漁業組合法案外一件ノ委員ト同一委員ニ併セテ付託セラレムコトヲ望ミマス  
〔賛成ト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ

御異議ナシモノト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三十一、煙草專賣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——砂田重政君

第三十一 煙草專賣法中改正法律案

(森格君外九名提出) 第一讀會

煙草專賣法中改正法律案

煙草專賣法中左ノ通改正ス

第六條 政府ハ毎年排作スヘキ煙草ノ種

類排作段別及葉煙草ノ賠償價格並收納

ニ對スル適用標準ヲ定メ豫メ之ヲ公示

ス

收納ニ對スル適用標準ハ政府ノ命スル

官吏及耕作者ノ選舉スル審査員之ヲ決

定ス

耕作者ノ選舉スル審査員ノ選舉ニ關ス

ル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

煙草專賣法中改正法律案理由書

葉煙草賠償價格ハ其ノ需給ノ關係ト生産

費額トニ依リ調定スヘク殊ニ生産者收支ノ

狀態ヲ觀察シ少クとも其ノ生産費額ノ最低

限度以上ヲ基礎トスヘキ專賣事業ノ主タ

ル原料トシテ當然ナリトス然ルニ從來政

府ノ公示セル葉煙草賠償價格ハ往往其ノ

生産費ヲ償フニ足ラスシテ耕作者ノ損失

ヲ招ク場合尠シトセス曾テ既往ニ於テ賠

償價格ハ數度ノ引上ケヲ見タリト雖現ニ

收納ニ際シ耕作者ト專賣局トノ間ニ紛爭

ヲ醸ス等遺憾ノコト極メテ多シ之レ蓋適

用標準ノ決定其ノ當ヲ得サル結果ニ外ナ

ラス斯ノ如ク標準ハ重大ナル關係アルニ

拘ラス專賣法中ニ規定スル所ナク單ニ同

法施行細則ニ標準設備ノ規定トナリテ取

扱ハルルニ過キサルハ當ヲ得サルモノナ

リ適用標準ハ賠償價格ヲ體現スルモノナ

レハ其ノ公定ニ他ノ國家公用徵收ト等シ

ク民間立會人ヲ參與セシメ其ノ査定ノ結

果ニ依リ公定セラルルヲ最當トス政府

ノ獨斷公定ハ動モスレハ耕作者ノ疑議ヲ

醸スモ亦弊ノ一ナリ故ニ全國主要產地ヨ

リ適當ナル審査員ヲ選舉ニ依リ參與セシ

メ以テ公正ニ決定スヘキ要アリ是レ本案

ヲ提出スル所以ナリ

○砂田重政君 是ハ議長ノ手許ニ趣旨辯明

書ヲ出テ居リマスカラ、説明ヲ省キマシテ、

之ヲ速記録ニ載セテ戴クコトニ願ヒタイ

(補足)

煙草專賣法中改正法律案理由書説明

本改正案ハ政府力葉煙草收納ニ際シテ決

定スル賠償價格ノ基本トナルヘキ標準ノ

決定ニ就テ葉煙草耕作者側ノ選出セル審

査員ヲ參加ヒシムルコトスルモノヲア

リマス、從來賠償價格ニ關シ耕作者ヨリ

頻々トシテ政府ノ決定ニ對シ不服ヲ申立

テ紛紜ヲ醸スハ確カニ評價ノ基本タル標

本ノ決定ヲ政府單獨ニ其ノ欲スルカ儘ニ決

定シ耕作者ヨリハ何等ノ主張ヲ容ル、能

ハサルカ如キ手續ヲ今日モ猶ホ固守スル

點カ耕作者ノ心理狀態ヲ疑感ニ導キ相爭

ハシムルニ至ルモノヲアリマス、之レ等

ノ點ハ御手許ニ配附セラレ居ル理由書ニ

記載シテ通りテアリマス、此ノ故ニ以上

ノ缺點弊害ヲ除去センカ爲メ葉煙草ノ賠

償價格ヲ決定スル標準トナルヘキ標準葉

煙草ノ決定ニ當リ政府ノ官吏ノ外葉煙草

耕作人ノ代表者ヲ加ヘマシテ最モ公平ニ

之ヲ決定セシメントスルノカ本案提出ノ

趣意ヲ決マシマス何卒宜敷御審議賛成ヲ表

セラレ可決セラレンコトヲ希望致ス次第

テアリマス

○井本常作君 本案ハ八田宗吉君提出、牧

野法案外一件ノ委員ト同一委員ニ併セ付託

セラレンコトヲ望ミマス

(賛成ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ

御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決

シマシタ、日程第三十二、著作權法中改正

法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯

明ヲ許シマス——内ヶ崎作三郎君

第三十二 著作權法中改正法律案(内

ヶ崎作三郎君外三名提出) 第一讀會

著作權法中改正法律案

著作權法中左ノ通改正ス

第一條中「複製スルノ權利」ヲ「複製シ若

ハ公表スルノ權利」ニ、「各種ノ脚本及樂

譜ノ著作權」ヲ「各種ノ脚本、活動寫眞映

畫及樂譜ノ著作權」ニ改メ同條第二項ノ

次ニ左ノ一項ヲ加フ

各種ノ脚本ノ著作權ハ之ヲ小説又ハ其ノ

他ノ形態ニ依リ著作物ニ變更スル權利

ヲ有シ、小説又ハ其ノ他ノ形態ニ依リ著作

物ノ著作權ハ之ヲ各種ノ脚本ニ變更スル

權利ヲ有シ、文藝學術ノ著作物、各

種ノ脚本又ハ音譜ノ著作權ハ之ニ依リ

著音器音譜盤、活動寫眞映畫其ノ他著

作物ヲ機械的ニ演出シ又ハ演述スル裝

置ヲ製作スル權利ヲ有ス

第二條 著作權ハ制限ヲ附シ又ハ附セス

シテ之ヲ讓渡スルコトヲ得

第二條ノ二 著作權者ハ他人カ著作物ノ

複製、興行其ノ他著作權ノ内容ニ屬スル

行為ヲ爲スニ付許諾ヲ與フルコトヲ

得

第二條ノ三 著作權ノ讓渡又ハ前條ノ許

諾ハ權利者ノ書面ニ依リ意思表示アル

ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

前項ノ規定ニ反シ權利者ノ書面ニ依リ

意思表示ナキニ拘ラス前條ノ行為ヲ爲

ス者アルトキハ權利者ハ其ノ行為ヲ爲

シタル者ニ對シ其ノ行為ヨリ生シタル

利益ノ全部ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二條ノ四 著作權讓渡ノ場合ニ於テ左

ノ行為ヲ爲ス權利ハ別段ノ契約ナキ限

リ移轉セザルモノトス

一 著作物ヲ翻譯スルコト

二 小説又ハ其ノ他ノ形態ニ依リ文藝

ノ著作物ヲ各種ノ脚本ニ變更スルコ

ト並各種ノ脚本ヲ小説又ハ其ノ他ノ

形態ニ依リ文藝ノ著作物ニ變更スル

コト

三 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供ス

ル機器ニ寫調スル爲著作物ヲ利用ス

ルコト

四 活動寫眞術ニ依リ複製スル爲著作

物ヲ利用スルコト

圖書彫刻寫眞其ノ他美術ノ範圍ニ屬ス

ル著作物ノ所有權ノ讓渡ハ別段ノ契約

ナキ限り著作權ノ讓渡ヲ包含セス

第二十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

小説、脚本又ハ其ノ他ノ文藝ノ著作物

ニ付原著作者ノ創意ニ係ル梗概、主題

又ハ主要人物ノ性格其ノ他ニ關シ原著

作物ノ主要ナル部分ヲ模倣シタルトキ

ハ著作權ヲ侵害シタルモノトス

第三十條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第三號ノ場合ニ於テ著作者生存

スルトキハ其ノ同意ヲ求ムルコトヲ要

ス若シ著作者カ同意ヲ求メラレタル後

一月内ニ確答ヲ發セザルトキハ之ニ同

意シタルモノト看做ス

第三十二條ノ四 無線電話裝置ニ依リ他

人ノ著作物ヲ放送スル者ハ偽作者ト看

做ス

第三十五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ著作者ノ眞ノ氏名ヲ表示セザル場

合ト雖其ノ顯著ナル筆名又ハ其ノ他ノ

通稱ヲ用キタルモノハ之ヲ變名著作物

ト看做ス

第三十六條第一項中「其ノ興行ヲ差止ム

ルコトヲ得」ノ下ニ「民事ノ出訴又ハ刑事

ノ起訴前ト雖民事訴訟法ニ規定スル假差

押又ハ假處分ノ要件ヲ具備スルトキ亦同

シ」ヲ加フ

第三十七條中「五十圓以上五百圓以下ノ

罰金」ヲ「三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下

ノ罰金」ニ改ム

第三十八條中「三十圓以上三百圓以下ノ

罰金」ヲ「二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下

ノ罰金」ニ改ム

第三十九條中「百圓以下ノ罰金」ヲ「六月

以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金」ニ改

ム

第四十條中「三十圓以上五百圓以下ノ罰

金」ヲ「三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ

罰金」ニ改ム

第四十一條中「二百圓以下ノ罰金」ヲ「一

年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金」ニ改

ム

第四十二條中「百圓以下ノ罰金」ヲ「六月

以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金」ニ改



附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
著作權法第二條ノ三及第二條ノ四ハ本法  
施行前ニ爲シタル讓渡又ハ許諾ニ付テハ  
之ヲ適用セス  
著作權法第三十條第三項ハ本法施行前ニ  
拔萃編輯シ發行シタル複製物ニ付テハ之  
ヲ適用セス

著作權法中改正法律案理由書  
現行著作權法ハ時代ノ趨勢ニ伴ハス不備  
ノ點少カラスト認ム是レ本案ヲ提出スル  
所以ナリ

○内々崎作三郎君 現行ノ著作權法ハ明治  
三十二年ノ制定ニ係ルモノデアリマス、明  
治四十三年及大正九年ノ兩度ニ極メテ輕微  
ナル改正ヲ經タノデアリマス、ガ、大部分  
依然トシテ變リハナイノデアリマス、一體  
著作權ハ無形ノ財產權デアリマス、近時印  
刷術ノ進歩ニ伴ヒマシテ、著作權ノ侵害サ  
レルコトガ多クナッタノデアリマス、隨テ  
之ヲ保護スル必要ヲ生ズルノデアリマス、  
特ニ演劇、活動寫眞、「ラヂオ」ノ普及發達  
ニ伴ヒマシテ、益々其必要ヲ感ズルニ至  
タノデアリマス、昨年以來劇壇ニ於テ無斷改  
作、及無斷上演等ガ頻々トシテ起リマシ  
タノデ、現行法ノ不完全ナルコトハ愈々  
明確トナッタノデアリマス、仍テ著作權法  
ノ改正ニ付テハ、著作權側ニ於テ熱心ナル  
要求ト運動ガ起リタノデアリマス、私共モ  
此切實ナル要求ニ共鳴致シマシテ、各派協  
同シテ改正法律案ヲ提出致シタル次第  
デアリマス、提案理由書ハ議長ノ御手許  
ニ差出シテアリマカシテ、議長ノ御許  
シヲ得マシテ、速記録ニ留メタイト思フ  
デアリマス、何卒御協賛ヲ賜ハラントヲ  
希望致シマス

(補足)

改正理由説明書

第一條第一項中改正ニ付キ  
現行法ニ於テハ著作權ハ其著作物ヲ複製  
スルノ權利ヲ專有スル旨ヲ示シタルニ過  
キス然レトモ單ニ複製ナル用語ノミヲ以

テハ未タ廣汎ナル著作權ノ内容ヲ示スニ  
十分ナラズ例ヘハ未公表ノ著作物ヲ公表  
シ、脚本ヲ上演シ、講演ヲ演述スルカ如  
キ行爲ヲ以テ所謂複製ノ範圍ニ包含スル  
モノト爲スハ用語上妥當ナリト謂フヘカ  
ラス依テ茲ニ著作權ハ著作物ヲ複製スル  
權利ヲ專有スル外之ヲ公表スル權利ヲ專  
有スル旨ヲ規定シ著作權ノ内容ノ廣汎ニ  
互ルコトヲ示シタリ

第一條第二項中改正ニ付キ

活動寫眞映畫モ亦之ヲ以テ文藝學術若ハ  
美術ノ範圍ニ屬スル著作物ヲ形象化スル  
コトヲ得ルモノナルカ故ニ之ニ付キ著作  
權ノ成立スヘキハ言フ俟タズ而シテ映畫  
ハ興行(上演)ヲ唯一ノ目的トスルモノ  
ナルカ故ニ映畫ノ著作權ハ當然興行權ヲ包  
含スヘキモノトス然ルニ現行法ニ於テハ  
「各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ興行權ヲ  
包含シ云々」トアルカ故ニ却テ脚本及ヒ  
樂譜以外ノ著作物ノ興行權ヲ認メサルカ  
如キ觀ナキニ非ス依テ茲ニ映畫ノ著作權  
モ亦興行權ヲ包含スルコトヲ明ニシタリ

第一條第三項挿入ニ付キ

現行法ニ於テハ著作權者カ例ヘハ小説ヲ脚  
本ニ又ハ脚本ヲ小説ニ變更スルカ如ク原  
著作物ノ表現形態ヲ變更スル權利ヲ有ス  
ルヤ否ヤ並ニ原著作物ニ依リ音響器音譜  
盤、活動寫眞映畫、其他著作物ヲ機械的  
ニ演出シ又ハ演述スル裝置ヲ製作スル權  
利ヲ有スルヤ否ヤニ付テハ明文ナシ然レ  
トモ是等ノ權利モ亦著作權ノ内容ニ屬ス  
ヘキハ當然ナルヲ以テ茲ニ規定ヲ設ケ其  
旨ヲ明ニシタリ故ニ不法ニ他人ノ著作物  
ノ表現形態ヲ變更スル者ハ之ニ因リテ當  
然新ニ著作權ヲ取得スルコトナク却テ原  
著作物ノ著作權ヲ侵害スルニ至ルモノト  
ス但シ新著作物ト看做サルヘキ場合ハ此  
限ニ在ラズ音響器音譜盤又ハ活動寫眞映  
畫等ノ製作ニ付キ亦同シ

第二條第二項挿入ニ付キ

著作權ハ性質上其内容ノ一部例ヘハ興行  
權又ハ翻譯權ニ限リテ之ヲ讓渡シ又或地  
域若ハ期間ヲ限リテ之ヲ讓渡スルコトヲ

妨ケサルモノトス然ルニ現行法ニ於テ  
ハ此種ノ讓渡ヲ認ムル明文ナシ故ニ現行  
法上斯ル讓渡ハ之ヲ許ササルモノトスル  
議論ヲ生ズルニ至ルヘシ(例ヘハ大正十  
四年一月十八日東京地方裁判所判決)依  
テ明文ヲ以テ此種ノ讓渡ト雖モ一般ニ之  
ヲ爲シ得ヘキコトヲ認メ次條ニ規定スル  
債權ノ效果ノ發生ヲ伴フ許諾ノ方法ト相  
並ヒテ著作物利用ノ機會ヲ益々多カラシ  
ムルコトヲ期シタリ而シテ著作權ノ一部  
ノ讓渡ニ因リ讓受人カ著作權ノ内容ニ包  
含セラルル權利ヲ取得シタルトキハ讓受  
人ハ其讓受タル權利ニ付キ又讓渡人ハ  
其讓渡ヲ爲ササル權利ニ付キ各著作權者  
トシテ共ニ本法ノ適用ヲ受クルモノト  
ス

第二條ノ二挿入ニ付キ

著作權者ハ其有スル權利ノ範圍内ニ於テ  
他人カ著作物ヲ複製、興行、其他著作權  
ノ内容ニ屬スル行爲ヲ爲スニ付キ許諾ヲ  
與ヘ以テ自ラ著作物ノ利用ニ伴フ財產上  
ノ利益ヲ收ムルト共ニ他人ニ對シ著作權  
上ノ利益ヲ授與スルコトヲ得ヘキハ特ニ  
本條ノ規定ヲ俟タル當然ノ事理ニ屬ス  
唯著作權ノ讓渡ト相並ヒテ著作物利用ノ  
方法ヲ示シ且ツ次條ニ於テ讓渡及ヒ許諾  
ノ兩者ニ通シテ其要件ヲ定ムルカ爲メ茲  
ニ本條ヲ挿入シタルニ過キス而シテ右ノ  
行爲ノ許諾ハ著作權ノ一部ノ讓渡カ讓渡  
セラルル權利ノ範圍ニ付キ物權ノ效力ヲ發  
生スルト異リ單ニ許諾者ト被許諾者トノ間  
ニ債權關係ヲ發生セシムルニ過キス著作  
權ノ一部ヲ讓受ケタル者モ亦其有スル權  
利ノ範圍内ニ於テ他人ニ右ノ行爲ノ許諾  
ヲ與フルコトヲ得ルハ言フ俟タズ

第二條ノ三挿入ニ付キ

本條ノ挿入ハ本改正法案ノ眼目ニシテ佛  
國ニ於ケル一七九一年一月一三日——一  
九日興行物ニ關スル法律ト其精神ヲ同ウ  
スルモノトス右佛國法律ハ當時無斷上演  
ニ對スル救濟手段トシテ劇作家ノ運動ニ  
基キ制定セラレタルモノニシテ同法ニ依  
レハ生存スル著作權者ノ著作物ハ其明示の

ニシテ書面ニ依ル承諾アルニ非サレハ之  
ヲ上演スルコトヲ許サズ若シ之ニ反スル  
トキハ其上演ノ收益ノ全部ハ著作權者ノ利  
益ニ於テ之ヲ沒收スル旨ヲ規定セリ續テ  
一七九一年七月一日——八月六日興行  
物ニ關スル法律モ亦右ノ趣旨ヲ認メ且ツ  
之ヲ擴充シタリ其後佛國著作權法規ノ基  
礎タル一七九三年七月一日——二十四日  
各種ノ文書ノ著述者、作曲者、畫工又ヒ  
圖工ノ權利ニ關スル法律ニ於テハ更ニ範  
圍ヲ擴張シテ著述者、作曲者、畫工、圖  
工等及ヒ其相續人若ハ權利承繼人ノ請求  
アルトキハ著作權者ノ明示のニシテ書面ニ  
依ル承諾ナクシテ印刷又ハ版刻セラレタ  
ル發行物ノ總テノ複製ヲ押收スヘキ旨ヲ  
規定シ今日ニ及ヘリ又英國ニ於テモ一九  
一一年著作權法ノ修正及ヒ統一ニ關スル  
法律ヲ以テ著作權ノ讓渡及ヒ著作權ニ關  
スル利益ノ授與ハ權利者カ書面ヲ作成シ  
之ニ署名スルニ非サレハ其效力ヲ生ゼサ  
ルコトヲ規定シ居レリ又最近實施セラレ  
タル「カナダ」ノ一九二一年(並ニ一九二  
三年)著作權法ノ修正及ヒ統一ニ關スル  
法律ニ於テモ亦右ト同一ノ規定ヲ設ケタ  
リ本條ノ規定ハ右ノ立法例ニ基キ權利ノ  
讓渡又ハ行爲ノ許諾ハ書面ニ依リ明示ノ  
意思表示ヲ以テスルコトヲ要件トシ以テ讓  
渡又ハ許諾ノ成立及ヒ範圍ヲ明確ニシ無  
斷上演、無斷翻刻、其他ノ侵害行爲ヲ防  
止スル趣旨ニ出ツルモノトス而シテ本條  
第二項ニ於テ著作權者ノ收益ノ全部ヲ收  
得スルコトヲ得シメタルハ侵害行爲ニ因  
リテ得タル利益ヲ侵害者ニ保持セシムヘ  
キ理由ナキノミナラス著作權者ヲシテ不  
法行爲ニ因ル損害賠償ノ請求ニ代フルコ  
トヲ得シメ以テ賠償ノ請求ニ際シ常ニ問  
題トナル損害額ノ證明ノ困難ヲ實際ニ於  
テ除去スルコトヲ得シメントスルニ在ルモ  
ノトス而シテ右ノ收益ノ收得ハ賠償ノ請  
求ヲ排斥スルモノニ非サルカ故ニ著作權  
者ハ收益ノ全部ヲ收得スルコト共ニ更ニ損  
害アルトキハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得  
ヘキハ言フ俟タズ

第二條ノ四挿入ニ付キ

著作權ノ讓渡ノ場合ニ於テ多數ノ當事者ハ本條ニ掲クル如キ權能ハ之ヲ自己ニ留保セント欲スルヲ通常トス依テ本條ニ掲クル如キ權能ハ反對ノ意思表示ナキ限り移轉セサルモノト規定シタリ故ニ斯ル權能ヲ移轉セシメントセハ讓渡ニ關スル書面ニ於テ特ニ其旨ヲ明示スルコトヲ要スルモノトス又著作物ノ讓渡力著作權ノ讓渡ヲ包含セサルコトハ當然ノ法理ナリ本條第二項規定ノ實益ハ寧ろ他人ノ注文ニ依リ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ヲ製作シタル如キ場合ニ於テ特約ナキトキハ製作者ニ於テ最初ノ著作權者ト爲ルコトヲ示ス點ニアルモノト謂フヘシ但シ寫眞ニ付テハ第二十五條ニ特別規定アリ

第二十九條第二項挿入ニ付キ

原著物ノ全部又ハ其主要ナル部分ヲ模倣スルトキハ原著物ノ著作權ヲ侵害スルモノトス而シテ原著物ノ全部ヲ其模倣シタル場合ニ於テハ疑義ヲ生スル餘地ナキモ之ニ或程度ノ變更ヲ加ヘテ模倣シタル場合ニ於テハ疑義ヲ生スルヲ免レシ依テ本條ハ其疑義ノ最モ頻繁ニ生スル小説、脚本又ハ其他ノ文藝ノ著作物ニ付キ内容上著作物ノ個性ヲ識別スヘキ主要點ヲ例示シ其點ヲ模倣スルニ於テハ著作權ノ侵害ヲ生スヘキコトヲ示シ主トシテ内容ノ方面ヨリ著作權侵害ノ成否ヲ判斷スヘキ一般標準ヲ示シタルモノトス而シテ原著物ニ依據シタル場合ト雖モ右ノ點ニ關シ原著物ノ主要ナル部分ヲ模倣シタルト認ムヘカラサル場合即チ新著作物ト看做サルヘキ場合ニ於テハ著作權ノ侵害ヲ生セス第十九條ノ規定ハ主トシテ外形ノ方面ヨリ規定シ本條ノ改正規定ト兩者相俟テ文藝ノ著作物ニ於ケル著作權ヲ完全ニ保障スルコトヲ得ルモノトス

第三十條第三項挿入ニ付キ

普通教育上ノ修身書及ヒ讀本ノ目的ニ供スル爲メ既ニ發行シタル他人ノ著作物中ヨリ正當ノ範圍内ニ於テ拔萃蒐輯スルコ

トハ公益上一般ニ之ヲ許スヘキ十分ノ理由アルハ言フ俟タズ然レトモ此場合ト雖モ尙ホ原著作者ノ意思ヲ全ク無視スルハ亦當否ヲ缺タモノト謂ハサルヘカラス蓋シ原著作者ハ自己ノ著作物中ノ特定ノ一部ヲ修身書及ヒ讀本中ニ蒐輯セラルルコトヲ正當ノ理由ニ基キ希望セサルコトアルヘク又其蒐輯セラルルコトハ之ヲ厭ハサルモ其場合ニハ自ら多少ノ訂正ヲ施スコトヲ希望スルコトアルヘシ而シテ斯ル希望ハ洵ニ相當ナリト謂ハサルヘカラス加之原著作者ノ意向ヲ考慮スルコトヲ要セサルモノトセハ編輯者ハ擅ニ拔萃シテ原著物ノ作意ヲ害スルコトアルニ至ルヘシ況ンヤ原著ノ誤植ヲ其儘踏襲スルカ如キ失態サヘ往々之レアリト謂フニ於テオヤ依テ本案ニ於テハ原著作者ノ意向ヲ尊重シ編輯者ハ原著作者カ生存スル限リ豫メ其同意ヲ求ムルコトヲ要スルモノトシ原著作者ニ更ニ考慮ノ機會ヲ與フルコトトシタリ然レトモ他方ニ於テ原著作者ノ怠慢ヲ防クカ爲メ原著作者カ同意ヲ求メラレタル後一箇月内ニ確答ヲ發セサルトキハ同意シタルモノト看做シ編輯者ニ於テ任意ニ拔萃蒐輯シテ發行スルコトヲ得ルノ途ヲ設ケタリ

第三十二條ノ四挿入ニ付キ

無線電話ハ近時ノ流行ナリ著作作者ハ自己ノ著作物ヲ放送スルコトニ依リテ之ヲ公表スルコトヲ得ヘキカ故ニ放送權モ亦今後著作權ノ重要ナル一内容ヲ爲スニ至ルヘシ又之ト同時ニ他人ノ著作物ヲ不法ニ放送スルコトニ依リテ著作權ヲ侵害スル者ヲ生スヘキコトモ亦豫想スルニ難カラズ依テ蓄音器ノ流行ニ伴ヒ變ニ挿入シタル第三十二條ノ三ノ規定ニ倣ヒ不法ノ放送者ヲ以テ偽作者ト同一ニ取扱フヘキコトヲ明ニシタリ

第三十五條第二項中改正ニ付キ

著作作者カ眞ノ氏名ヲ其著作物ニ表示セサルトキト雖モ顯著ナル筆名其他ノ通稱ヲ表示スルニ於テハ一般世人ハ其著作物ノ何人ノ著作ニ係ルカヲ容易ニ知り得ヘキ

カ故ニ斯ル著作物ハ之ヲ天然居士著ト云フカ如ク全ク著作作者ノ何人ナルカヲ知り難キ變名著作物ト同一ニ取扱フヘキモノニ非ス會テ此點ニ關シ實際問題ヲ生シタルコトアリ依テ本條ニ但書ヲ設ケ右ノ趣旨ヲ明ニシ疑義ヲ一掃シタリ而シテ眞ノ氏名ニ非サル筆名其他ノ通稱カ顯著ナルヤ否ヤノ認定ハ全ク事實問題ニ屬スルモノトス

第三十六條第一項中改正ニ付キ

現行法ニハ「偽作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキ云々」トアルカ故ニ著作權侵害ニ關スル民事ノ訴又ハ公訴ヲ提起シタル後ニ非サレハ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布又ハ興行ノ差止又ハ差押ノ爲メ假差押若ハ假處分ヲ求ムルコトヲ得サルヤノ疑ナキニ非ス現ニ此點ニ關シ實際問題ヲ生シタルコトアリ依テ民事ノ訴又ハ公訴ノ提起前ト雖モ一般ノ要件ヲ具備スルニ於テハ右ノ假差押若ハ假處分ヲ求メ得ヘキモノナルコトヲ特ニ明ニシタリ

第三十七條以下改正ニ付キ

現行法ニ依レハ著作權侵害罪ニ對スル罰金ノ最高額ハ五百圓ナリ然レトモ斯クノ如キハ現時ノ經濟事情ニ照シ刑罰ノ目的ヲ達シ難キ場合ヲ生スルノ虞アルノミナラス特許權侵害罪ニ對シテハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處スルニ比シ權衡ヲ失スルモノト認ム依テ最高額五千圓ニ達スルコトヲ得シメ夫レ夫レ各條所定ノ最高額ヲ改メタリ

改正法律案附則第二項及ヒ第三項ニ付キ

本改正規定施行前爲シタル讓渡又ハ許諾並ニ同施行前拔萃蒐輯シ且發行シタル複製物ニ付テハ改正規定ヲ適用セスシテ從前ノ儘トシ改正規定適用ノ結果生スヘキ一時ノ煩雜ヲ避ケタリ

以上

○井本常作君 本案ハ政府提出出版物法案ノ委員ト同一委員ニ併セテ付託セラレシコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三十三、特別都市計畫法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——作問辨過君

第三十三 特別都市計畫法中改正法律案(關直彥君外八名提出) 第一讀會

特別都市計畫法中改正法律案

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依リ土地區劃整理施行地區ニ編入シタル宅地ト雖一定ノ區域内ニ於ケル土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者其ノ總數ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タルトキハ主務官廳又ハ公共團體ハ其ノ宅地ニ限リ土地區劃整理ヲ施行セサルコトヲ得

第五條中「土地所有者」ノ下「及」ヲ削リ「借地法ニ謂フ借地權者」ノ下ニ「及借家法ニ謂フ借家權者」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

整理委員ノ任期ハ選舉ノ期日ヨリ二箇年トス

第六條第二項中「之ヲ補償スヘシ」ノ下ニ「土地區劃整理施行ノ爲住所又ハ營業所ヲ廢スルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

第八條第一項中「一割以上」及「一割ヲ超ユル」ヲ削リ

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

耕地整理法第八十八條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ對シ訴願又ハ行政裁判所ニ出訴アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 土地區劃整理委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ換地處分ニ關スル部分ノ議事ニ付表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十三條 土地區劃整理委員自己又ハ第三者ノ利益ヲ圖リ其ノ任務ニ背キタル行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

土地區劃整理委員土地區劃整理施行用

地ノ買賣交換ヲ周旋シ報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ刑法第百九十七條ノ規定ヲ適用ス  
前項ノ場合ニ於テ其ノ報酬ヲ交付提供スハ約束シタル者ハ刑法第百九十八條ノ規定ヲ適用ス

#### 特別都市計畫法中改正法律案理由書

現行ノ特別都市計畫法中ノ土地區劃整理ニ關スル規定ハ都市ノ實際ノ狀態ト市民ノ經濟生活ヲ無視シ又區劃整理委員中横暴私曲ヲ圖ルノ餘地尠カラズ之カ爲災民ノ反感ヲ惹起シ反テ區劃整理ノ進行ヲ妨クルノ實況ニ在リ仍テ如上ノ一部ヲ改正シテ土地區劃整理ヲ公正適切ニ行ヒ以テ其ノ圓滑ナル速成ヲ計ラムト欲ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○作問耕過君 本案ハ土地區劃整理ノ現在ノ制度ニ不備缺陷ガ多イデアリマスカラ、之ヲ改善スル趣旨ヲ提出シタルデアリマス、併ナガラ提案ノ理由ハ述モ十分ヤ二十分ノ時間デハ盡セマセカ、議長ノ手許ニ趣意ヲ書面ニ認メテ提出致シマス、宜シク速記録ニ御掲載ノ程ヲ願ヒマス

#### 〔説明補足〕

本案ハ區劃整理改善論一端ノアラワレテアリマス乍併決シテ私ノ一言言テナイ實ニ罹災市民多數ノ熱誠ヲコメタル輿論ノ結晶デアリマス特ニ諸君ノ慎重ナル御審議ヲ願フナレハナラヌノデアリマスカ、其詳細ナル點ハ總テ委員等ニ譲リ茲ニ提案理由ノ梗概ヲテ説明致シマス  
本案ハ復興事業ノ一部タル土地區劃整理ノ現行法制ノ内、若シク不備缺陷ナリト認ムル點ヲ改善シ、以テ新事業ヲ圓滿且ツ迅速ニ遂行セシメントスル趣旨ニ外ナラナイノデアリマス固ヨリ土地ノ區劃整理ハ復興事業ノ一部ニ過キナイ、而カモ之カ其ノ前提テアリマス爲メ、區劃整理力遲延シテ延テ復興全盤ノ進行ヲ凝滞セシムル傾向ノアルハ東京横濱ノ多數市民ヲ始メ、一般ニ遺憾トスル所デアル、恐ラク政府モ御同感デアロウト察スル、其制度ノ缺陷ヲ改善シ、進行ノ障害ヲ除

去シヨウトスルノカ、本案ノ精神デアリマス、元來現行ノ復興計畫殊ニ土地ノ區カラ整理制度ノ如キハ帝國未曾有ノ大震災災ノ直後、急遽其對策方針ヲ詮議セラハ、ニ當リ、何人モ未タ如斯場合ノ經驗智識カアロウ答カナイ、從ツテ各方面カラ種々ナル意見カ出テ其根本ノ計畫及豫算ノ計上ニ屢次縮少削減ノ變更ヲ重ネ來レル經過ハ諸君ノ能ク御承知ノ通りテアル、是ハ固ヨリ單ニ其計畫ヲ踏襲シタルニ過キサル現内閣ノ貴テハナイ、又現復興當局ノ罪許リテモナイカ、已ニ何人ト雖モ如此空前ノ大事業ニ多クノ經驗、確カナル智識ヲ有テ居ル答カナイ以上、本事業ノ進行ニ伴フテ、種々豫期セザリシ難問題ノ生シテ來ルノハ、決シテ無理カラヌコトヲ、其ノ之ヲ解決スル爲メニ法律ノ改正ヲ爲スコトモ亦必然ノ徑路ニシテ斯デコン反テ事業ノ成功ヲ收メ得ル所以デアロウト信スルノデアアル

サテ大震災災後ノ帝都復興事業ハ帝都ノ形體ヲ調ヘ市民生活ノ安全ト向上トヲ期スヘキ國家ノ重大ノ事業トシテ固ヨリ一日ヲ緩ユスヘキテナイカ此機會ニ於テ聊カ此事業ノ經過ト成績トヲ考察スル必要カアル大正十三年三月内閣告示ニ依レハ復興事業ハ六箇年間に繼續事業トナリ大正十四年度中ニハ復興全事業ノ約六割ヲ了スヘキ筈ニナラテ居ル而カモ事實ハ前途尙ホ遠隔ノ觀カアル現行都市計畫中、土地區劃整理事業ヲ除ク復興計畫ニ對シテハ勿論現内閣ノ施設ニ賛同スルモノデアルカ復興計畫中ノ一部分トシテ又其前提トシテ行ハル土地區劃整理ノ制度カ不完全ニシテ缺陷多キ爲メ全般ノ復興事業ヲ阻害スルコトハ實際尠シクナイハ爭レナイ  
元來區劃整理ヲ行フコトカ帝都ノ復興テハ無イ區劃整理ヲ行ハストモ帝都ノ復興ハ期シ得ラル、ノミナラス不完全ナルコト現行制度ノ如クハ寧ろ反テ區劃整理ヲ廢止スルコトカ帝都ノ復興ヲ促進スヘキ唯一ノ捷徑デアル、現ニ山ノ手方面ノ

燒失ヲ免レタル部分ノ都市計畫ハ區劃整理ヲ行ハスシテ著セラル、方針ニナラテ居ルノデアアル、之ヲ豫算面ニ見ルモ帝都復興費ハ國及ヒ市ノ分ヲ合シテ五億七千參百萬圓ナルモ此ノ内區劃整理費ハ復興事業費全體ノ一割ニモ滿タサル僅々四千二百五十萬圓ニ過キナイ而カモ此ノ小事業ヲ前提トシ區劃整理力完了スルニ非サレハ帝都ノ復興ヲ實現シ難キ現行制度ナルカ故ニ不完全ナル區劃整理ノ停頓ニ妨ケラレテ肝腎ノ帝都復興力進捗セサル現狀デアル若シ此ノ區劃整理事業ノミヲ根本的ニ改廢スルニ於テハ、帝都ノ復興ハ一萬千里ノ勢ヒヲ以テ進行スルコトヲ疑ハナイ、現ニ復興局ノ事業ハ街路運河公園等其ノ仕事ノ種類モ多ク區劃整理ハ其ノ一部分ニ過キナイ而シテ區劃整理ニ直接ノ關係ナキ方面ノ街路橋梁等ノ工事ハ比較的進捗シツ、アルノヲ見ルモ、健

カニ之ヲ證スルニ足ルノデアアル  
帝都ノ區劃整理根本的ニ整理スルコトハ理想トシテハ結構デアアル又震災直後ノ燒野原時代ニ於テ未タ家屋ノ建設セラレサル以前、乃至ハ家屋ノ建設ヲ停止シテ燒野原ノ儘ノ土地ニ急遽斷行スルニ於テハ何人モ異論ナイ區劃整理事業ハ圓滿迅速ニ進捗完了シタ事デアラウト考ヘラレタテアルカ爾來既ニ足掛四箇年ヲ經過シテ全市殆ト本建築ニ讓ラサル假建築物櫛比シタル今日ニ於テ依然トシテ燒野原時代ト見ラレタル震災當年十二月ノ第四十七臨時議會翌十三年六月ノ第四十九臨時議會ニ於テ協議可決セラレタル法律ヲ豫算トヲ以テ即チ當時ニ於テハ東京市ノ如キモ未タ燒跡ニ復興セサル者多ク假建築ハ眞ノ應急の粗造バラックニシテ、空地ハ固ヨリ多クツタ、其當局ノ豫算ニ係ル建物及居住者移轉費ノ如キモ此粗造バラックヲ八十七萬五千坪見當ニ坪當リ二十七圓五十錢ヲ乘シタル二千五百萬圓弱ヲ算スルニ過キナイ、且ツ建物ノ性質上其移轉モ容易ニ出來得ルモノト推測ヲ下シテ此法律ヲ豫算カ出來タ其當時ノ計算推測トシテハ或ハ

多ク誤テ居ナカツタカモ知レナイ然ルニ其後一方建物ノ増築改築ヲ禁制セス寧ロ之ヲ放任シ置ケルト當時ハ罹災市民ノ復興ノ意氣盛シナリシトニ相俟テ建築戸數ハ日ニ月ニ激増シ、今日ニ於テハ約五倍ニ近キ四百萬坪ニ達シ、其性質モ半永久的ノモノニ改築セラレ其建築費又ハ價格モ數倍ニ上リ是而空地モ亦大ニ減少スルニ至リマシタ、然ルニ移轉費ハ依然トシテ足掛四年以前ノ二千五百萬圓ヲ以テ之ヲ處理セントスルノデアアル、其處ニ自ラ無理ノ生スル様ニナツタノハ當然デアル固ヨリ豫算既定ノ範圍内ニ於テ彼此多少ノ流通融通ハ爲シ得ラルトスルモ既定豫算ヲ以テ豫定年度内ニ、復興ヲ完成スルコトハ到底覺束ナク、事業ノ中途ニシテ豫算ハ不足ヲ告ケ當局ハ日暮レテ途遠ク進退是レ窮マルノ立場ニ惱マサル、コトナイトハ限ラナイ、罹災市民ハ大震災火ニ依リ物質上精神上受ケタル大打撃ハ未タ癒スルニ至ラス剩サヘ爾來財界ノ不景氣ヲ繼續シテ收入ハ減シ、生計費ハ嵩ム、表面ハ兎ニ角内面ハ眞ニ今尙ホ途方ニ基ル、者多シ、此際此時罹災市民ニ對シ依然トシテ當初定メタル少額ノ經費ト手輕ナル計畫ヲ以テ建物ノ總移動ヲ強ヒントスル此處ニ自然ト一大無理カ生シタノデアアル  
如此市民ノ經濟生活ノ實際ヲ輕視シ漸ク罹災民ノ一生懸命の努力ヲ以テ略ホ震災前ニ復舊シタル今日ニ當リ尙ホ且ツ全市六十餘地區ノ建築物ヲ殆ント總移動セシメントスルカ如キハ殆ント理解ナク同情ナキヤリ方ニシテ動モスレハ罹災市民中、區劃整理事業ヲ呪フモノハ延イテ累ヲ帝都復興事業ニ迄モ及ホサントスル形勢アルハ憂慮ニ耐エサル次第デアル若シ市民ノ意思ニ反シテ市民ノ權利ニ屬スル土地、借地權、借家權、ヲ管權ノ威力ニ依リ強イテ處分シ移動セシメントスルニ於テハ多數ノ市民ノ中ニハ或ハ如何ナル行動ニ出スルモノアルヤモ測リ難ク假リニ反對ノ聲ナシトスルモ今日ノ既定豫算

ヲ以テ燒失地全部ノ家屋ヲ總移動セシメ  
ントスルカ如キハ餘リニ困難過キル事業  
ト謂フナケレハナラヌ

復興計畫中、區劃整理事業ノ如何ニ困難  
ニ陥リツ、アルカハ事業カ豫定ノ十分ノ  
一ニモ達シ居ラサルニ徴シテモ分ル、即チ  
區劃整理ハ其性質上、復興事業ヨリモ一  
歩ヲ先シテ進マネハナラヌモノテアル  
カ大正十三年三月内務省告示百三十二號  
ニヨル時ハ大正十四年度中ニ區劃整理全  
事業ノ七割八分九厘ヲ完成スヘキ豫定ト  
ナツテ居ルカ十四年度モ剩ス所僅ニ三箇  
月ニ滿タス而カモ事業ハ其十分ノ一ヲモ  
終了シテ居ナイ、即チ東京全市六十六地  
區中移轉命令ヲ終了シタルモノハ國ノ執  
行力十五地區ノ内三地區アルモノヲ執行  
五十一地區ノ内未タ一地區モナシ而カモ  
實際ニ於テ家屋ノ移動ヲ了リタルモノハ  
土木工事ヲ加算シ一年有半ヲ費シテ僅ニ  
駿河臺方面ノ第十六地區ノ一地區ト日本  
橋濱町方面ノ第十二地區ノ一部分トミ  
而モ此地區モ後日ニ至リ解決ノ困難ヲ豫  
想セラルル清算勘定ト補償金ノ問題ニハ  
全然手ヲ染メルテ居ナイ有様テアル、復興  
當局ノ宣傳ニハ單ニ換地決定ノ決議ヲ經  
タルハ五十餘地區移轉命令ヲ發シタルハ  
二十餘地區トノコトテアルカ是レ寧ろ机  
上ノ事務ニ屬スル部分カ又ハ比較的手數  
ト經費トヲ要セサル方面ニ著手シツツア  
ル程度ニ止マリ眞ノ困難多キ事業ノ主ナ  
ル所ハコレカラテアル此經過ヨリ一地區  
假リニ一年ヲ要ストシ全市六十六地區ノ  
區劃整理ノ完了ニハ實ニ十數年又ハ數十  
年ヲ要スルコトナリ若シ夫レ歐米ノ前  
例ヨリ打算スルニ於テハ二百餘年ヲ要ス  
ヘシトノ説スラモアル此ノ區劃整理ヲ完了  
スルニ非サレハ現行制度ニアリテハ帝都  
ノ復興ハ完成シナイノテアルトハ市民モ  
政府モ共ニ當惑スル所テアル幸ヒニ家  
屋ノ移動ヲ完了シ得タルトスルモ其ノ後  
ニ於ケル宅地及借地殊ニ借地權ノ清算勘  
定ノ徵收交付力果シテ完全ニ解決シ得ラ  
ルヘキカ現行制度ニアリテハ換地ノ決定

家屋ノ移動後ニ非サレハ清算金ヲ何程徵  
收セラルヘキカ不明ナリト云フ不安アリ  
移動後過大ノ徵收金ヲ命セラル、モ果シ  
テ市民カ苦情ナクシテ徵收ニ應スヘキヤ  
如何否徵收ニ應シ得ヘキ資力ヲ有セサル  
者モ少クナイノテハアルマイカ其ノ邊ヲ  
考慮ニ加フヘキ必要カアル  
彼是觀シ來レハ現行區劃整理カ制度ニ缺  
陷多ク事業困難ニシテ爲メニ帝都復興ノ  
大事業ヲ阻害スルモノ眞ニ甚大ナルモノ  
アリ仍リテ其制度ノ改正ヲ行ヒ帝都復興  
事業中區劃整理ニ關スル部分ノ事業  
ヲ多少減少改定シ以テ經費ノ不足難ヲ緩  
和スルト共ニ事業ノ完成ヲ急キ斯クシテ  
帝都復興ノ促進ヲ圖ラントスル次第テア  
リマス  
但シ本案ハ現行制度ノ不備缺陷ノ内只其  
最モ主要ナル點ノミヲ改ムルニ止メント  
スルモノテアル  
以下本案ノ各條項ニ付キ簡單ニ其趣旨ヲ  
説明スレバ、先ツ第八條ノ改正ハ土地一  
割無償提供ヲ廢止セントスルノ正ナル地  
行制度ニアリテハ燒失地ノ民有宅地約七  
百萬坪ノ内凡一割ニ相當スル五十六萬坪  
ノ宅地及ヒ借地權ヲ無償ニテ沒收セント  
スルモノテアルカ都市計畫法第十二條ニ  
ハ「宅地トシテ利用ヲ増進スル爲メ」即  
チ私益ノ爲メニ區劃整理ヲ施行シ得ル旨  
ノ規定アリ、道路、廣場、河川、港灣、  
公園等ノ新設擴張ト云フカ如キ公益ノ爲  
メ國家事業ノ爲メニハ區劃整理ヲ行フヘ  
キモノニ非サルノ趣旨ヲ規定ス、一面帝國  
憲法第二十七條ニハ所有權ノ不可侵ヲ規  
定シ其第二項ニ於テ「公益ノ目的以外ニ  
臣民ノ所有權ヲ侵スヘカラサル」旨ヲ規  
定スルカ故ニ現行區劃整理事業中公益ヲ  
目的トスル部分ノ施行（約百〇九萬坪ノ  
割合ニ依リ）ハ都市計畫法第十二條ニ違  
犯シ、同事業中私益ヲ目的トスル部分ノ  
施行（約二十餘萬坪ノ割合ニ依リ）ノ爲メ  
ニ土地一割ヲ沒收セントスルハ憲法第二  
十七條ニ違反ス  
其土地ノ一割收用カ假リニ都市計畫ノ遂

行上眞ニ已ムヲ得ストスルモ代償ヲ與ヘ  
ス無償ニテ人民ノ所有權ヲ沒收セント  
スルハ帝國憲法ノ趣旨ニ反シ各國憲法中  
ニモ其類例ヲ見ス必ス後日ニ至リ一割取  
戻シノ運動請願等ノ擡頭スルニ到ルコト  
アルヘク誠ニ後年ノ禍根ヲ遺スモノナルヲ  
失ハス現ニ他ノ關係ニ於テモ明治初年以  
來斯ノ種ノ類例ハ乏シクナイハ諸君モ  
御承知通りテアル其無償沒收セラルヘキ  
金額ハ土地ノ時價ニ依リテハ一億一千二  
百萬圓乃至二億圓ト計上セラレ實際ニ於  
テモ亦理義ニ於テモ其強行ヲ認容スヘキ  
ニ非ス市民ノ反對勢カラサル所以ト思ハ  
ル  
當局者ハ都市計畫ノ結果、地價騰貴シ著  
シク利益ヲ受クルカ故ニ都市計畫法第  
六條第二項ノ規定ニヨリ受益者負擔金ノ意  
味ヲ以テ土地一割ヲ無償沒收セントスル  
モノヲシケレトモ區劃整理施行ノ結果  
罹災市民カ皆一様ニ地價一割ヲ利益シ得  
ル事實アルヘキ筈ナク受益者負擔金ハ整  
理施行後、受益ノ事實ニ基キ「其ノ受ク  
ル利益ノ限度ニ於テ負擔セシムルコト」  
ヲ要ス漫然將來ヲ豫想シ約一割ヲ利益ス  
ルテアロウトノ想像ヲ以テ而カモ實際ニ  
於テハ各地區毎ニ受益ノ率ヲ異ニスルノ  
テアルカ夫レニモ拘ラス事前ニ各地區押  
シナヘテ受益者負擔金一割ヲ天引沒收ス  
ル其ノ上又區劃整理ヲ完成後ニ於テハ更ニ  
受益者負擔金ヲ斷然課スルコトハナイト  
ノ法令上ノ保證モナイノニ差當リ事前ニ  
一割ヲ無償提供セシメントスルハ彼是混  
淆ノ議論ニシテ受益者負擔金ハ受益者負  
擔金ノ賦課法令ニ據リテノミ行フコトヲ  
得ヘク之ヲ要スルニ區劃整理ニヨル土地  
一割ノ天引沒收ハ現行法令並ニ立法ノ精  
神ニ於テ之ヲ認容スヘキテナイ  
以上ノ法律論ノ外ニモ實際ニ於テハ地主  
ノ一割ノ無償提供ハ直チニ兩餘ノ貸地ニ  
對スル地料ノ値上ヲ爲シテ收入ノ増加ヲ  
計リ、之ヲ以テ差當リ一割減損ノ理合ヲ  
圖ル結局損失以上ノ回收ヲ得ルコトナ  
ル、然ラバ一方地主ノ一割無償提供ノ負

擔ハ地料ノ値上トナツテ借地人ニ轉嫁セ  
ラレ延テハ家賃ノ値上トナツテ更ニ多數  
ノ借家人ヘ轉嫁セラルヘク自然物價ノ騰  
貴ト生活難トヲ助長スルノ因トナリ、社  
會政策ニモ反スルノ施設トナツテ其結果  
カ顯ハレテ來ル勢、純眞ナル法理ノ上ヨ  
リモ市民ノ經濟生活ノ上ヨリモ此點ノ改  
正ヲ止ムヲ得ナイト信スルノテアル  
是レ一割無償提供ニ廢止セントスル所以  
テアル次ニ第三條ノ改正ハ場所ニ依リテ  
ハ市民多數ノ意嚮ヲ以テ區劃整理ヲ部分  
的ニ止メントスルノテアル、一割ノ土地  
無償沒收ヲ廢止スルノ結果ハ現行計畫ニ  
於テ必要ナル沒收地五十六萬坪ヲ有償ニ  
テ買收スルニ非サレハ現行計畫ハ遂行シ  
難キ事トナリ右五十六萬坪ノ土地代金約  
一億一千二百萬圓乃至二億圓ヲ必要トス  
ル次第トナルカ這ハ燒失地六十六地區ヲ  
裏ノ裏、隅カラ隅マテ殘ラズ耕地整理法  
ノ準用ニ依リテ總移動セシメントスル爲  
メニ要スル經費ニシテ總移動ヲ行フカ爲  
メニハ多數ノ經費ト長キ年月ト市民ノ反  
對ト多大ノ困難ヲ伴フモノナルカ故ニ震  
災直後燒野原時代ニ立案セラレタル總移  
動ノ區劃整理計畫ハ民衆輻比シテ略ホ災  
前ノ狀態ニ復舊シタル今日ニ至リテハ既  
ニ其施行ノ機會ヲ逸シタルモノナルカ故  
ニ其隅カラ隅マテノ總移動計畫ヲ中止シ  
區劃整理ノ施行ハ當該地區ノ内特定ノ部  
分ヲ限リ過半數ノ意志ニ基キ必要部分ヲ  
限局シテ事業ヲ縮少シ既定豫算ノ範圍内  
ニ於テ爲シ得ル程度ニ止メ以テ土地一割  
ノ沒收ヲ廢止スルコトニ因リテ生スル經  
費ノ不足額ヲ新規要求セザラシムル見込  
ミテアル、之ヲ實際問題トシテ觀ルモ一旦  
區劃整理地區ニ編入シタル宅地ノ内テモ  
場所ノ實況ニ依リ必スシモ區劃整理ヲ此  
際施行スルニモ及ハナイ部分カアル其一  
例ヲ舉クレバ或ハ既往ニ於テ市區改正ヲ  
實行シ又ハ電車線路布設開通等ノ爲メ道  
路ノ擴張若クハ整理ヲ爲シタルカ或ハ現  
在ニ於テ既ニ相當廣キ道路又ハ正シキ道  
路ヲ成シ左程ノ不便宜ヲ感セス若クハ都

至ラサル部分ハ今ノ間ニ相當ノ變更改正ヲ加フルコトモ當然テ、都市計畫委員會ノ計畫決議アルカ爲メ不備缺陷ノ多イ法律ニ對シテ我々此儘改正ヲ加フル事ガ出來ナイト云フノハ眞ニ主客顛倒テ、帝國議會ヲ輕侮スルモノテアル、我等ハ眞ニ此大事業ノ前途ノ爲メヲ慮リ、一面ハ市民ノ權利保護ノ爲メニ提案シタノデアルカ一面ハ慥カニ政府及當局ノ立場ヲ考ヘ結果ニ於テ施設ヲ促進援助スル爲メニ提案シタノテアル

復興當局ハ須ラク意地ト偏執ヲ去リ虚心坦懷此案ヲ迎ヘラル、ト共ニ、本院ノ諸君ハ殊ニ理解ト同情トヲ以テ御協賛アラシコトヲ切望致シマス

〔參照〕

東京市土地區劃整理制度改善意見  
先ツ東京市會及衆議院ノ決議ヲ掲グルコト左ノ如シ

(一)東京市會ノ土地區劃整理ニ關スル建議

我が東京市ハ曩ニ未曾有ノ慘禍ヲ蒙リタルモ爾來各人ノ努力ニヨリ以テ今日ノ復舊ヲ見ルニ至レリ然ルニ帝都復興ノ根幹ト稱スル土地區劃整理事業進々トシテ進捗セサルハ畢竟其方法市民ノ實生活ニ適セズ實施上ノ困難ト市民ニ及ボス損失ノ甚大ナルモノアルニヨラズンハアラズ今ヤ財界不況ニ際會シテ罹災市民ハ一層生活ノ安定ヲ缺キ帝都復興上誠ニ寒心ニ堪ヘス依テ理事者ハ更ニ改善方法ヲ考究シ帝都ノ復興ニ善處セラレシコトヲ望ム

(大正十四年二月二十日全會一致可決)

(二)衆議院ニ於ケル區劃整理改善建議

議

(憲政會代議士作間耕逸氏外八名ハ同額  
母木桂吉氏外二十五名ノ賛成ヲ得テ大正十四年三月六日衆議院ニ左ノ土地區劃整理ノ方法改善ニ關スル建議案ヲ提出シ全會一致可決セリ)

大震災災ノ中心タル東京市ニ於イテハ以來漸クソノ復舊ヲ見ルニ至リタレドモ復興事業ノ中土地區劃整理ノ進捗セザルハ

大震災ノ中心タル東京市ニ於イテハ以  
來漸クソノ復舊ヲ見ルニ至リタレドモ復



畢竟其方法市民ノ實生活ニ適セズ實施上ノ困難ト市民ノ損失甚大ナルニ因ル今ヤ財界ハ益不況ニ瀕シ罹災民ノ生活一層ノ安定ヲ缺キ復興ノ前途憂心ニ堪ヘザルモノアリ依テ政府ハソノ實況ニ鑑ミ整理施設ノ未ダ進捗セザル今日ニオイテ幹線道路橋梁等ハ別トシノ他ハ主トシテ市民ヲ自治的ニ決定セシムル等ノ方法ニ適當ノ改正ヲ加ヘ以テ復興ニ善處セラレムコトヲ望ム

這回東京市區劃整理委員、同補缺員、同參與員及改善同盟會役員會合ノ上更ニ各區十名宛ノ特別委員ヲ選定シ特別委員ハ討論ノ末茲ニ區劃整理制度改善意見ヲ述フルコト左ノ如シ

第一 總論  
半身不隨ノ都市計畫ニシテ其無謀、世界ニ類例ナシ

第一 帝都百年ノ大計トシテ區劃整理ヲ必要トセバ其半分ニ該ル罹災地方面ニノミ今日之ヲ強行セザルベカラザル理由ナク燒失ヲ免レタル各區ニモ亦タ區劃整理ヲ行フニ非ザル帝都整理ノ體容ヲ爲サズ半身不隨ノ計畫ニ止マルハ無意味ニシテ文明國ニ其類例ヲ見ズ當局者ハ震災ニ依リ燒失シタル地區ニ對シ之ヲ機會トシテ行フモノナリト言ハシモ震災後既ニ三週年ヲ經過シ燒失地區ニ於ケル建築物ノ整備程度ハ決シテ殘存地區ニ比シテ優劣ヲ見ズ從テ區劃整理ノ難易ハ兩者甲乙ナキガ故ニ政府ハ宜シク半身不隨ノ姑息ナル方針ヲ改メテ全市ニ互ル百年ノ大計ヲ樹立セラルトセバ格別、然ラザレバ寧ろ全市ニ互リ之ヲ爲サザルニ如カズ

(貴族院ノ希望並ニ工政會議建議趣旨參照)

陸上一部ニ懸著シテ水上ヲ顧ミズ第一 今次ノ區劃整理計畫ハ單ニ陸上一部ニノミ拘泥シテ水上ノ關係ヲ顧慮シタル跡ナク水陸運輸交通上ノ設備ニモ一大缺陷アリ文明國ノ大都市計畫トシテハ其一隅ニ膠著シテ三隅ヲ忘レタル

ノ觀ヲ免レズ宜シク築港、河渠、河岸地、共同物揚場ノ不整理不始末等ニ關シ大處高處ヨリ立案ヲ新クニセラルルニ非ザレバ區劃整理ノ眞價ヲ發揮スルニ足ラズ況ンヤ苦キ經驗アル消防用水ノ缺乏、宮城附近堀水ノ變色腐敗及各河川ノ臭氣紛々等ニ關シテハ何等之ガ改善ノ提案ナキニ於テオヤ

第三 本年四月二十二日ヨリ施行セラレタル防火地區ニ就テ其財源ヲ明示スル所ナク(約七億圓ヲ要ス)殊ニ財界不況ノ極點ニアル今日疲弊セシ罹災民ニ之ヲ負擔セシムルハ事實不可能ニ屬シ燒跡千四百八十八万坪ノ内、防火地區百七十八万坪新增加七万五千坪ニ對シ僅ニ千八百萬圓ノ補助金下附ノ如キ效果甚ダ薄シ、其他地區ノ建設ニ付固定資本トシテ化石スベキ莫大ナル建築費(十五億圓)ノ爲メニ罹災民ハ進退維艱窮マリ倒産又ハ退轉スルモノ續出スルニ至ルノ虞レアリ(四十一万一千戸燒毀)

勅令第四百十四號ノ精神ニ反シ信ヲ天下ニ失フ  
第四 大正十七年勅令第四百十四號ヲ以テ大正十七年八月末日迄ハ建築物法ニ據ラズシテ假建築ヲ爲スコトヲ得ル旨期間ヲ明示セラレ且當時閣議ニ於テ後藤氏ノ二年說破レ他ノ大臣ノ五年說勝ヲ占メシコト公ケトナリタルガ故ニ市民ハ右期日マデハ當然假建築物ヲ存續シ得ルモノト信用シテ四苦八苦ノ末七億ノ巨資ヲ投ジ且米價騰貴來ノ物資ヲ用ヒ現存ノ家屋ヲ建設シタルモノナリ然ルニ其後大正十二年十一月二十日ノ發意ニ係ル後藤式區劃整理移動命令ニ依リテ突如右建築物ヲ破壊若シテ移動、改築ヲ強制スルガ如キハ單純ナル法令問題ニ非ズ實ニ政治道德上ヨリシテ當局自ラ信ヲ天下國民ニ失フ所以ナルガ故ニ斷ジテ之ヲ忍容スベキモノニ非ス移轉、改築ヲ爲シ能ハザル者ニ對シテハ當然右勅令ノ期間中、延期ヲ許スヲ

至當トス今ヤ内外多事經濟的困難ニ直面シ市況ノ沈衰、罹災民ノ慘苦今日ヨリ甚シキハナシ國ヲ舉ゲテ勤儉節約ヲ急トスル現下ノ國情ニ照ラシ篤ト考慮アラシコトヲ乞フ

第五 土地一割無償沒收ハ憲法ニ違反ス加藤高明氏ガ嘗テ後藤式計畫ニ付其實行難ニ屬スル旨ノ意見ヲ發表セラレタルコトハ新聞記事(大正十三年九月一日發行都新聞等參照)ニ依リ市民ノ諒知スル處ナリ又江木翼氏ハ「土地無償沒收ハ憲法第二十七條ノ違反ナリ」ト主張セラレタリ今更現行區劃整理ヲ是認セラルル理由ナシ、茲ニ官報附錄ノ議事録中ヨリ江木、水野兩貴族院議員ノ所說ヲ掲ゲ以テ吾人ノ改善意見ノ根據ヲ的確ニス

帝國議會ニ於ケル現司法大臣江木翼君ノ憲法違犯論  
(貴族院速記録ヨリ轉載)  
江木翼君 土地區劃整理ナルモノハ私ノ信ズル所ニ依リマスレバ、土地ノ利用ヲ增進スル爲メニ爲ス所ノ仕事デアリ、土地ノ利用、土地ノ利用ト言ハハ所謂私益デアリ、土地ノ利用其モノハ決シテ公益デハナイノデアリマス、問接ニハ公益ヲ增進スルコトモゴザイマセウガ、其本體ハ所有權ノ利用價格ト云フモノヲ增進シヤウト云フコトガ目的デアリト思フノデアリマス、現ニ行ハレテ居リマス所ノ耕地整理ノ方法ニ致シマシテモ、耕地ノ利用價值ト云フモノヲ增進シヤウト云フコトガ目的デアリマス、耕地ノ整理其モノハ決シテ公用デハナイノデアリマス、公益ノ仕事デナイト見ナケレバナラヌト思フノデアリマス、又法律ノ文言ニモ明ニ「宅地ノ利用ヲ增進スル爲メニ宅地トシテノ利用ヲ增進スル爲メニ土地區劃整理ヲ行フコトガ出來ル」ト云フコトヲ都市計畫法ノ十二條ニハ明ニ規定ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ、尙ホ斯ノ如ク私ハ主トシテ私益ト申シ

タ方ガ宜イト思ヒマスガ、斯ルコトヲ行フ場合ニ、必要ガアル場合ニハ固ヨリ、或ハ道路デアルトカ、或ハ溝渠デアルトカ云フヤウナモノヲ付換ヘマスル、付換フスル場合ニ於テハ前ニアタ所ノ道路敷地ナリ、或ヒハ溝渠ノ敷地ト云フモノハ之ヲ民有ニ繰込ム、更ニ新シク出來タ所ノ道路ナリ、溝渠ナリト云フモノハ之ヲ官有トスル、所謂交換ヲ許ス、是ハ耕地整理法ニモ認メテ耕地整理法ヲ準用イタシテヤリマシタ所ノ土地區劃整理ニ於テハ明ニ認メテ居ルノデアリマス、即チ廢止シタルモノニ代ルベキモノハ無償沒收之ヲ國有ノ土地ニ編入デザリト云フコトハ明ニ致シテ居ルノデアリマス所デ私ガ疑義ヲ懷キマスル點ハ今固ノ法案ニ於キマシテハ區劃整理ヲ行行政廳ナリ、若クハ修正案ニ依リマスル所ノ區劃組合等ニ於テ實行スルスル政廳、若クハ公共團體等ニ於テ區劃整理ヲ行ヤル場合ニ於テ道路ヲ擴充スル、道路擴充ト云フ如キコトハ區劃整理トハ關係ナイ問題デ、所謂都市計畫トシテ大イナル道路ノ擴充ガ出來ルノデアリマスルガ、之ヲ同時ニ實行スル爲メニ、澤山ノ遺地ヲ要スルコトニナル、此澤山ノ遺地ガ、若シ一割以上ニナク場合ニ於テハ、一割マデハ無償沒收等ノ土地ト云フモノヲ國庫ニ、國有ニ編入マスル、言ハバ沒收マスル、ト云フ趣意ニ法律案ハナッテ居ルノデアリマス、此點デアリマス、私ガ御尋ヲ致サント欲スル點ハ……斯ル所謂民有ノ土地所有權ヲ無償ニ國庫ニ沒收マスルト云フガ如キコトハ如何ナル根據ニ依テ之ヲナサルノデアリカト云フ點ガ私ガ第二ニ承ラントスル點デアリマス、申上デマスルデモナク所有權ノ規定ハ殆ド根本的ノ規定ガ憲法ニ掲ゲラレタルト思フノデアリマス、此由來ヲ尋ネマスルニ、往昔ハ勝手ニ所有權ヲ或ハ領主ナリ、或ハ國家ナリ、或ハ寺院ナリガ沒收シタ、此公ケノ沒收

タ方ガ宜イト思ヒマスガ、斯ルコトヲ行フ場合ニ、必要ガアル場合ニハ固ヨリ、或ハ道路デアルトカ、或ハ溝渠デアルトカ云フヤウナモノヲ付換ヘマスル、付換フスル場合ニ於テハ前ニアタ所ノ道路敷地ナリ、或ヒハ溝渠ノ敷地ト云フモノハ之ヲ民有ニ繰込ム、更ニ新シク出來タ所ノ道路ナリ、溝渠ナリト云フモノハ之ヲ官有トスル、所謂交換ヲ許ス、是ハ耕地整理法ニモ認メテ耕地整理法ヲ準用イタシテヤリマシタ所ノ土地區劃整理ニ於テハ明ニ認メテ居ルノデアリマス、即チ廢止シタルモノニ代ルベキモノハ無償沒收之ヲ國有ノ土地ニ編入デザリト云フコトハ明ニ致シテ居ルノデアリマス所デ私ガ疑義ヲ懷キマスル點ハ今固ノ法案ニ於キマシテハ區劃整理ヲ行行政廳ナリ、若クハ修正案ニ依リマスル所ノ區劃組合等ニ於テ實行スルスル政廳、若クハ公共團體等ニ於テ區劃整理ヲ行ヤル場合ニ於テ道路ヲ擴充スル、道路擴充ト云フ如キコトハ區劃整理トハ關係ナイ問題デ、所謂都市計畫トシテ大イナル道路ノ擴充ガ出來ルノデアリマスルガ、之ヲ同時ニ實行スル爲メニ、澤山ノ遺地ヲ要スルコトニナル、此澤山ノ遺地ガ、若シ一割以上ニナク場合ニ於テハ、一割マデハ無償沒收等ノ土地ト云フモノヲ國庫ニ、國有ニ編入マスル、言ハバ沒收マスル、ト云フ趣意ニ法律案ハナッテ居ルノデアリマス、此點デアリマス、私ガ御尋ヲ致サント欲スル點ハ……斯ル所謂民有ノ土地所有權ヲ無償ニ國庫ニ沒收マスルト云フガ如キコトハ如何ナル根據ニ依テ之ヲナサルノデアリカト云フ點ガ私ガ第二ニ承ラントスル點デアリマス、申上デマスルデモナク所有權ノ規定ハ殆ド根本的ノ規定ガ憲法ニ掲ゲラレタルト思フノデアリマス、此由來ヲ尋ネマスルニ、往昔ハ勝手ニ所有權ヲ或ハ領主ナリ、或ハ國家ナリ、或ハ寺院ナリガ沒收シタ、此公ケノ沒收

ニ對シテ所有權ヲ保護スルコト云フコト  
ガ、或ハ革命ノ目的トナリ、屢々變遷ヲ  
致シマシテ、遂ニ所有權ニ關スル根本  
ノ思想ガ出來、此思想ガ固ヨリ我國ノ  
古來アツタ思想ニ違ヒアリマシヌガ、  
現レテ憲法二十七條トナリタト思フノ  
デアリマス、從ヒマシテ憲法二十七條  
ノ書方ト云フモノハ他ノ臣民ノ權利義  
務ヲ認メタル書方ト根底的ニ書方ヲ異  
ニ致シテ居ルノデアリマス、他ノ條項  
ニ依テ言ハハ、例ヘバ「日本臣民ハ法  
律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス  
日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕  
監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」ト云  
フガ如キ法律アツテ初メテ是等ノ行爲  
ガ國家ニ出來ルト云フコトヲ認メテ居  
ルノデゴザイマスルガ、所有權ニ至ッ  
テハ「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル  
ルコトナシ」、恰モ佛蘭西革命ノ當時出  
來マシタ所ノ權利宣言ノ言葉ヲ其儘用  
キテ居ルト言ツテモ宜シイノデアリマ  
ス、サウシテ第二項ニ公益ノ爲メ必要  
ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル「元  
來所有權ナルモノハ不可侵ノモノデア  
ル、公用徵收ト云フコトヲヤルニハ初  
メテ法律ヲ出來ルノデアアル」斯ウ云  
フコトヲ規定イタシテ居ルノデアリマ  
ス、而シテ其公用徵收ノ法律ハ土地收  
用法デアルトカ、或ハ徵發令デアルト  
カ、或ハ近頃出來マシタ所ノ非常徵發  
令デアルトカ云フモノニ至リマンテ  
モ、特ニ目的ヲ定メ、或ハ國防デア  
ルトカ、或ハ官廳ノ用デアルトカ、或ハ  
公益ノ爲デアルトカ云フ目的ヲ明示イ  
タシマシテ、初メテ所有權ヲ徵收スル  
コトヲ許シテ居ルノデアリマス、而カ  
モ其所有權ヲ徵收スルニ當テハ必ズ  
代償ヲ與ヘナケレバナラヌコトニナ  
テ居ルノデアリマス、私ハ我が帝國憲  
法ガ施行サレマシテ、未ダ曾テ代償ナ  
シニ所有權ヲ沒收シタ例ト云フモノ  
ハ、犯罪ノ爲ニ所有權ヲ沒收スル場合  
ノ外ハナイト思フ、然ルニ茲ニ土地區

劃整理ヲヤル場合ニ當テ一割ト云フ  
モノハ取ルコトガ出來ル、實ハ  
私ハ恐ロシキ法律デハナイカト考  
ヘタノデアリマス、全ク所有權ニ  
對スル所ノ憲法ノ保障ト云フモノハ無  
クナリヤウナ感ガ致スモノデアリマ  
ス、露西亞ノ「ボルシェヴィキ」ノ憲  
法ニ至リマス、イキナリ所有權ト云  
フモノハ強奪シテ仕舞ッテ、無償デア  
ル、未ダ曾テ無償デ仕事スルモノハ  
ナイト思ヒマスガ、露西亞ニ限テ無  
償デアル、總テノ農地ナリ、工場ナリ  
會社ナリ、銀行ナリヲ國家ニ沒收シタ、  
假令一割デアリマセウトモ、五分デア  
リマセウトモ、無償デ之ヲ沒收スルコ  
トハ何トシテモ私ニハ理解ガ出來ナイ  
ノデアリマス、而カモ此一割ヲ沒收ス  
ルトイフコトハ、ドウナルカト申シマ  
スルト、ナカ「莫大ナル徵收」：沒  
收デアリマス、假令二政府ガ計畫シテ行  
ハレマス所ノ區劃整理ノ仕事ト云フモ  
ノヲ、全部行政廳ナリ自治團體デヤル  
ト致シマスルト、約七百萬坪：燒跡  
ノ七百萬坪ノ區劃整理ヲヤレルト云フ  
コトニナリテ居ルラシイ、七百萬坪  
ノ一割、七十萬坪ト云フモノハ沒收セ  
ラレル、假令二百圓、政府ノ單價ト  
致シテ居リマスル二百圓、是ハ甚ダ不  
當デアルト云フコトヲ傳エテ居ル人モ  
アリマス、銀行ニ擔保ニナリテ居ル價  
格位ガソナモノデアラウカト云フコト  
ヲ傳ヘラル、人モアリマスルガ、假令  
政府ノ單價ニ致シマシテモ一億四千萬  
圓ト云フ莫大ナル財產ヲ國家ハ無償デ  
國民カラ沒收スルコトニナルノデアリマ  
ス、若シ之ニ所謂傳ヘラル如ク五百圓單  
價ニモシナケレバナラヌコトニナリマ  
シタナラバ、三億五千萬圓ト云フ莫大  
ナル財產ヲ一舉ニシテ國家ノ有ニ移サ  
ウト云フ結果ニナルト思フノデアリマ  
ス、斯ノ如キ立法令ガ出來マスと云フ  
コトハ、如何ニモ私ハ其根據ヲ知ルニ  
苦シムノデアリマス、或ハ言ハレルカ

モ知レマセヌ、區劃整理ヲヤレバ必ズ  
其區劃ニ在ル處ノ地主或ハ借地權者ト  
云フモノハ非常ナル利益ヲ受クルノ  
デアアル、デアアルカラ、一割ヤソコラ取  
テモ差支エナイノデアアル、是ハ實ニ私  
ハ驚キ入ルノデアリマス、區劃整理ヲ  
爲スニ當リマシテ、利益ヲ受クル地主  
ガアリマスレバ、所謂受益者ト云フモ  
ノガ其區劃整理ノ費用ヲ負擔スルノ  
義務ガアルト云フコトハ、都市計畫法  
ノ定ムル所デアリマスルガ故ニ若シ非  
常ニ之ガ爲ニ利益ヲ受クル地主ガ有リ  
マスレバ、ドシドシ其費用ノ全部若ク  
ハ一部ヲ其地主ニ負擔セシメラレテ差  
支ナイノデアアル、左様ナ規定ガ別ニ在  
ルノデアアル、何モ其土地ノ一割ヲ政府  
ニ徵收サレルト云フヤウナ或ハ自治團  
體ガ徵收スルト云フガ如キ規定ヲ設ケナ  
イデモ費用ヲ徵收シマスル方法ハ他ニ  
出來テ居ルノデアアル、此規定ヲ準用サレ  
マスルニ於キマシテハ、何等ノ差支ガ  
ナイノミナラズ、此規定デアリマスレ  
バ、甚ダ其均衡ノ能ク取ラレタル所ノ  
處分ヲ爲スコトガ出來ルノデアリマ  
ス、此案ノ八條ノ如キ方法ニ據リマス  
ルト、ドウ云フ結果ガ出來ルカト申シ  
日本橋通りナリニ面接シタル所ノ地區  
ガアルト致シマス、例ヘバコニ五百  
坪ナリ、一千坪ナリノ土地ヲ持ッテ居  
ラレル人ガアルト致シマス、此人ハド  
ウデアアルカト云フ、銀座通りナリ、  
或ハ日本橋通りト云フモノハ、今回ノ  
地區計畫ニハアリマセヌガ故ニ、地區  
計畫ノ爲ニハ、何等利益ハ受ケルモノ  
デナイ、土地整理ヲヤリマシタ所デ、  
左マデ大シタ利益ヲ受クルコトモ望マ  
レナイ、唯裏通り二十四間幅ノ大キナ  
通りガ出來ルヤウナ位ノモノデアリマ  
ス、然ルニ若シ一朝ニシテ、ココニ區  
劃整理ノ組合ガ出來ルト云フコトニ  
ナリマス、表通りデアルト、裏通り  
デアルトヲ問ハズ、總テ組合ノ中ニ編

入サレテ仕舞フノデアアル、サウシテ少  
クトモ一割ト云フモノハ、頭カラハネ  
ラレテ仕舞フノデアリマス、天引キニ  
取ラレテ仕舞フノデアアル、一千坪持ッ  
テ居ッタモノハ、百坪ト云フモノハ、  
利益ヲ受ケヤウガ、受ケマイガ、時ト  
シテハ損ヲ受ケルカモ知レナイ、受損  
者ニナルカモ知レナイ、受損者ニナ  
モノ一割ト云フモノハ天引サレルト云フ  
結果ニナリマス、何ト不公平ナ結果ニ  
ナルト思フ、之ヲ所謂衡平ト云フ觀念  
カラ考ヘテ見マシテモ斯ノ如キ方法ヲ  
執リマスと云フコトハ、甚ダ理據ヲ得  
ルニ難キコトノヤウニ思フノデアリマ  
ス、ソコデ先ツ第一ニ私ハ斯カル方法  
ヲ執ラレルニ付キマシテ、何カ根據ガ  
アルカ、私ハ憲法ノ規定ニ違背シテ居  
ル所ノ案デハナイカト實ハ極論ヲ致シ  
タイト思フノデアリマス  
此ノ區劃整理ナルモノハ耕地整理法ヲ  
適用シテ居ルト云フコトモ政府ニ於テ  
モ御認メニナリテ居ルコトデアラウト  
思フ、其ノ耕地整理法ナルモノト云フ  
モノハ、ドウデアアルカト云フ、是ハ  
實際ニ當テ方ハ澤山居ラレルデアリ  
マセウガ、コ、ニ作場道ガアル、コ、  
ニ用水路ガアル、コ、ニ惡水路ガアル、  
之ヲ取變ヘテコッチヘヤル、色ミト此  
變改ヲスルガ故ニ其代リニナリタ所ノ  
道路溝渠ト云フモノハ、之ヲ國有ニ編  
入スルト云フコトガ規定シテアル、ソ  
レデアアルカラ道路ナリ或ハ溝渠ナリ、  
元アツタ所ノモノト、新シク出來タモ  
ノト更地處分ヲヤル、更ヘルト云フコ  
トハ一向差支ヘナイノデアアル、是ハ土  
地區劃整理ナルモノガ、今回ノ如キ大  
キナル都市計畫ト云フモノヲ豫想シテ  
居ルノデアリナイノデアリマス、所ガ今  
回ハドウデアアルカト云フ、土地區劃  
整理ヲヤラナイデモ、百七十萬坪カラ  
二百萬坪内外ノ土地ト云フモノヲ收用  
スルコトニナリテ居ル、假令普通ノ狀  
態ニ於テ、同意ヲ得テヤル場合ニ於テ

——同意ヲシナイ場合ニハドウナルカ  
ト申シマス、政府ハ百七十萬坪ナリ  
二百萬坪ノ土地ト云フモノハ、全部有  
償ニテ收用シナレバナラヌト云フ  
コトハ申スマデモナイコト、思フノデ  
アリマス、然ルニ茲ニ所謂土地區劃整  
理ト云フモノガ中ニ挾マリマシタ故  
ニ、其中ノ七十萬坪、八十萬坪ト云フ  
モノヲ無償デ國家ガ之ヲ沒收スルト云  
フコトニナル、是ハ何ト辯明サレマシ  
テモ、ソレヨリ他ニナト思フ、斯ノ  
如キコトヲナサルト云フコトガ、抑、  
所有權保護ノ規定ト云フモノヲ考ヘテ  
居ラレナイノデハナイカ、斯様ニ考ヘ  
ル、政府委員ガ如何ニモ御了解ガナ  
イ、悲シムモノデゴザイマス、私ト  
雖モ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大  
臣ガ計畫ヲ定メルト云フコトハ承知イ  
タシテ居リマス、去リナガラ議ヲ經ナ  
ケレバナラヌ、議ハ議決ナシテアル、  
決シテ諮問スルノデハナインデアル、  
政府ノ頭デハ委員會ナリ、中央委員會  
ナリ、地方委員會ナリト云フモノハ  
ドウセ官選ノモノガ多ク居ルノダ、  
ダカラ政府ノ言ヒナリニナルノダ  
マア都市計畫ナント云フモノハ  
自治デナイ、官治デナラ、内務大臣ハ  
官選ノ都市計畫委員長デアルノダ、斯  
フ云フヤウナ御考デハ居ラレルノカ  
知レマセヌガ、ソレハ私ハ此法律ガ委  
員會ヲ設ケテ居ル所ノ趣旨ヲ蔑視セラ  
レル次第デハナイカト思フノデアリマ  
スガ、是等ノ點ニ付テハ重ネテ申ス必  
要ハアリマセヌ、アリマセヌ、如何ニ  
モ此耕地整理ナリ、區劃整理ノコトニ  
付テ無理解デ居ラレル、從來耕地整理  
ナンゾガアリマシタ場合ニ、一割ナ  
リ一割五分ナリノ耕地ヲ道路ナリ或ハ  
堤塘ナリノ敷地ニ編入スルト云フヤウ  
ナコトハアルモノデハナイ、又縱シテ  
デモ、ソレハ總テ其私有地ノ利用ヲ増  
ス爲デアアル、所ガ今回ノ計畫ハドウデア

ルカト云ヘバ、燒跡ニ大キナル都市計  
畫ヲヤラウ、之ニ百七十萬坪要ルノダ、  
其中ノ七十萬坪ハ先ヅ以テ地主ニ頭割  
リニ掛ケテヤルノダ、斯ウ云フコトニ  
ナルノデアアリマス、從來ノ耕地整理ヤ、  
或ハ淺草ノ燒跡ニアリマシタ所ノ區劃  
整理ナドトハマルデ違ヒマス從來ノ耕地  
整理ナルモノハドウデアアルカ、唯露地ヲ  
整理シテ、或ハ茲ニ三間幅ノ道路ヲ作  
ルト云フモノナンデアアリマス、所ガ今  
回ハ全ク道ノ無イヤウナ所ニ持ッテ二十  
四間幅十八間幅ノ道路ヲ作ルノデアアル、  
ソコデ其必要ナル潰地ハ地主カラ一割  
ト云フモノヲ先ヅ以テ天引シテ取ッテ  
仕舞フノデアアル、是ハ私ハ何トシテモイ  
カスト思フノデアアリマス、斯様ナコト  
ヲ法律デヤリマシタ場合ニハ、必ズ後  
デ禍ガ起ルノデアアリマス、本議場ハ左様  
ナル問題ニ付テ屢々煩ヲ受ケタノデア  
リマス、山林ノ下戻シ、秩祿處分ノ下  
戻シハ屢々受ケタ、ソレハ何デアアルカ  
ト云フト、法制ノ缺陷ヲ後デ議會ガ尻  
拭ヒヲシタノデアアリマス、私ハ敢テ茲  
ニ斷言ヲシテ置イテモ宜イコ、數年ヲ  
出デスシテ、此一割ヲ取戻スト云フ要求  
ガ東京市民カラ蔚然トシテ起ルト云フ  
コトヲ私ハ斷言シテ宜シト思フ、斯  
様ナコトハ私ハ甚ダ申シタコトナインデ  
アリマスガ、此法律案ハ甚ダ其點ニ付  
テハ惡イ、斯様ニ斷言ヲ致シマス  
水野鍊太郎君 唯今江木君ノ質問ニ對  
シテ松本政府委員ノ答辯ガアツタノデ  
アリマスガ、此御答辯ニ對シテハ政府ノ意  
見トハ認メマスガ、果シテ御答辯ヲ總理大  
臣若クハ内務大臣モ認メラレテ居ルノデ  
アルカドウカト云フ私ハ御答ヲ得タイ、  
江木君カラ云ハレマスガ如クニ、果シテ  
左様ナルコトデアリマスレバ、今後政府ハ  
非常ニ御困リノ立場ニ陥リヤシナイカ  
ト云フコトヲ私ハ憂フルノデアアリマス、  
丁度審議會ノ決議、若クハ帝國議會ノ  
決議、評議會ノ決議、種々ナ點ニ於テ  
御困難ヲ今日デモ御感ジニナツテ居ル

ト思ヒマスガ、今度尙ホ一層御面倒ナ  
コトニナリハセヌカト私ハ衷心ヨリ憂  
フルノデアアリマス、結局帝國議會ノ決  
議ト、先程ノ御答辯ニ依リマスレバ都  
市計畫委員會ノ決議トノ間ニ矛盾ガ行  
ハレマシテ、政府ハ非常ニ困リタ立場  
ニ陥リハシナイカ、政府ガ困リタ立場  
ニ立ツコトハ假リニ宜シト致シマシ  
テモ、是ガ爲ニ帝都復興ノ進行ニ支障  
ヲ來シハシナイカト云フコトヲ私ハ憂  
フルノデアアリマス、折角吾々ハ東京帝  
都ノ復興ニ衷心ヨリ同情ヲ表シ、一日  
モ速カニ是ガ復興ノ舉ラムコトヲ希望  
シ居ルノデアアリマス、此度總理大臣  
ハ誠意ヲ以テ衆議院ノ修正ヲ御認メニ  
ナリ、審議會ノ決議ニモ服從ニ相成  
タノハ全ク帝都ノ復興ヲ一日モ速  
カナラシメタイト云フ誠心誠意カ  
ラ御出シニナツタ事ト衷心ヨリ  
總理大臣ノ所謂誠心誠意ニ敬意ヲ  
表シテ居ルノデアアル、然ルニ只今松本  
法制局長官ノ御答辯ニナリマシタコト  
デアリマスルト、今後私ハ非常ニ御困  
リニナルコトヲ憂フルノデアアル、政府  
ノ御困リハマダ宜イケレドモ帝都復興  
ノ事業ニ支障ヲ來スト云フコトヲ私ハ  
非常ニ衷心ヨリ憂ヘテ居ル、左様デア  
リマスカラ松本政府委員ノ答ヘラレタコ  
トハ果シテ總理大臣ノ意思デアアルカ、  
果シテ内務大臣ノ意思デアアルカト云フ  
コトヲ一言承リタト思フ、希ハクハ私  
ハモウ少シ慎重ニ御考慮ニナツテ御答  
ニナツタラ如何デアラウカト思フ、  
江木君ノ御質問モ實ニ其點ヲ憂ヘテ居  
ラル、コト、思フ、私モ此答辯ヲ聞キ  
マシテ實ニ之ヲ憂ヘテ居ルノデアアリマ  
ス、希ハクハ慎重ニ御考慮ニナツテ御  
答辯ニナツテハ如何カト云フコトヲ私  
ハ憂ヘマスル爲ニ、茲ニ一言先ヅ事實  
ヲ御質問スル次第デアリマス  
國務大臣(子爵後藤新平君) 唯今水野  
鍊太郎君ヨリ實際上ニ顧ミテ帝都復興  
ノ事業ノ完成ノ上ニ、松本政府委員ノ

答辯ノ如クデアツテハ支障ヲ生ジハセ  
ヌカト云フコトヲ憂ヘル、斯ウ云フコ  
トデ、果シテ是ガ總理大臣若シクハ内  
務大臣ノ意思デアアルヤ否ヤト云フヤウ  
ナ御尋ネタト考ヘマス、此點ニ對シマ  
シテハ政府ニ於テハ法理ノ研究上ニ付  
テ松本政府委員ノ解釋セラレタヤウニ  
考ヘテ居リマス、而シテ是ガ實行ニ付  
テ支障ヲ生ズル點ニ付テ考慮スベキモ  
ノハ考慮スル積リデ居ルノデアアリマス、  
此上ノ所ドノ邊ニ支障ヲ生ズルカニ付  
イテ政府モ十分ニ考慮ハ致シテ居リマ  
スガ、尙ホ法理ノ解釋上カラ其支障ヲ  
推測スル許リデハイカヌノデアアリマ  
ス、此實行上ニ付テ如何ナルコトガ  
アルカ、又之ヲ如何ニ圓満ニ行フカニ  
付テ方法ガアルカハ十分考慮スル積リ  
デアリマス、併シナガラ此答辯ノコト  
ニ付テハ之ヲ尊重イタシマシテ之ニ依  
テ其支障ノ無キヤウニ考慮シテ行キタ  
イト考ヘテ居ル譯デアリマス、如何ナ  
ル支障ガ來ルヤ否ヤト云フコトニ付テ  
或ハ其足ラザル所ノモノガアリマシタ  
ナラバ宜ク考慮ヲ致ス積リデ居リマス  
〔參照〕  
借家人ヲ度外ニ置クハ普選ノ趣旨ニ  
反ス  
第六 借家人ハ借家法ノ下ニ家屋ノ使用  
權ヲ有スル者トシテ區劃整理ニ直接重  
大ノ關係ヲ有ス其借家人ノ承諾ヲ得ズ  
シテ單ニ法ノ力ニ依リ改築、移轉ヲ強  
行セントスルハ不可能ナリ殊ニ況ンヤ  
普選實施ノ今日東京市民ノ約八割ヲ有  
スル借家人ニ區劃整理委員ノ選舉、被  
選舉ノ權利ヲ付與セザルハ普選ノ趣旨  
ニ反ス市民ノ大部分タル中産階級以下  
ノ借家人ヲ度外視スルノ結果人心ノ不  
安ヲ來シ延テ社會ノ安寧ヲ破壞スルガ  
如キコト無キヲ要ス  
富貴權門ニ屈シ多數市民ノ實生活ニ  
適セズ  
第七 復興計畫ニ付テハ先ヅ復興審議  
會、同參與等ノ制度ハ有名無實ニ歸シ

復興委員ノ如キ多クハ後藤系ノ者ノ  
ミニテ組織シ一夜作リノ山田技師案ニ  
唯々諾々賛成シタルニ過ギズシテ眞  
都市ノ繁榮ヲ集中シタル計畫ニアラズ  
又決シテ現内閣ノ立案ニ係ルモノニア  
ラズ元來都市計畫ハ都市ノ經濟の便利  
ヲ圖リ工商業盛ニ行ハレ市民生活ノ本  
據ニ永久的の故障ノ起ラザルコト將來經  
濟上ノ負擔ガ過重ニ上ラザルコト、經  
濟、交通、衛生、建築等ニ慎重注意ス  
ルコトヲ必要トスルモノナルニ此點ノ  
調査ヲ甚シク缺如セリ而シテ一面、日  
本銀行、三井銀行、三越吳服店、住友  
銀行、帝國劇場及ビ國技館ノ如キ富豪  
若シハ娛樂場ハ區劃整理ノ爲メ何等  
ノ移動ヲ受ケズ中流以下ノ市民ハ遠慮  
ナク移動セラルルモノ多ク甚ダ不公平  
ナリトノ聲高シ又之ガ當該官タリシ直  
木復興局長官ハ議會ニ於テ後藤式區劃  
整理ニ付「斯ウ云フ困難ニ遭ハウトハ  
當局者ハ思ヘテ居ナクタ」ト其眞情ヲ  
告白セリ又以テ東京ニ於ケル經濟人情  
風俗ノ如何ヲ識ラザル者ガ這種特殊ノ事  
業ヲ遂行スルノ至難ナルコトヲ知ルニ  
足ルベシ元來東京ノ事情ニ精通セザル  
モノガ後藤氏ノ招電ニ基キ或ハ北海  
道ヨリ或ハ關西ヨリ急遽上京シ來リ官  
僚式非常識ノ計畫ヲ組立テ之ニ對シ世  
間ノ非難甚シキノミナラズ官廳公衙ニ  
モ協調連絡ヲ缺キ彌々之ガ實施ニ方リ  
市民ノ迷惑スルモノ頗ル多シ就中耕地  
整理法ヲ以テ市街宅地ニ適用セントス  
ルガ如キ完ニ言語道斷ノ沙汰ナリ

テ其輿論ノ攻撃ヲ受クルヤ殆ト答辯ノ  
言詞ナキガ如キニ徴スルモ明カナリ  
場所ノ移動ハ商工業者ニ大打撃ナリ  
第八 市來市街地ノ營業ハ商工ノ別ナク  
從來ノ場所ヲ移動スルハ新世帯新開業  
ト同様ノ苦辛ヲ積ムコトヲ要シ從テ區  
劃整理ノ爲メニ轉々セシメラレタル罹  
災民ハ移轉ノ爲メ惹起スル不便ト損害  
トハ積算ノ出來ヌ程莫大ノ打撃ヲ受ケ  
容易ニ回復スルコト能ハザルモノアリ  
宜シク市區改正實施以來大正十年迄實  
施セシモノ又ハ現二山ノ手方面ニ於ケル  
都市計畫等ノ方式ノ如ク其地盤ニ移動  
ナキ程度ノモノニ改正ヲナスノ要アリ  
國費節約ノ折柄、市費ノ濫費甚シ  
第九 東京市ハ土地區劃整理事業ノ政府  
貸付金ニ對シテ二十ヶ年五分ノ利子ヲ付  
シテ之ヲ均等償還スルノ義務ヲ有ス然ル  
ニ東京市ハ將サニ市債額貳億八千萬圓  
（大正十四年六月末現在）ニ上ラント  
ス、而シテ政府ハ本年度ニ於テ約二億  
四千萬圓ノ國費ヲ節約セルニ拘ハラズ  
東京市ハ何等節約ノ事跡ナク濫費ニ累  
スルニ濫費ヲ以テス故ニ市民ハ市債償  
還ノ前途ニ付甚シキ不安ヲ抱ケモノナリ  
殊ニ市電ハ損壞シ道路ハ修築又修築、  
市民ハ殆ンド其負擔ニ堪ヘズ況ンヤ  
一層之ヲ擴張シ前途維持費支出ノ見込  
乏シキニ於テオヤ  
一割沒收ノ目的以外ニ區劃整理ハ無  
意義ナリ

將來ノ盛衰、變遷ヲ顧慮セス  
第十一 東京市ハ接續町村ノ發展、築港、  
埋立地、地下鐵道敷設等ニ依リ繁華ノ  
中心ニ變遷ヲ生スルハ免レザル處、今  
俄カニ二十四間等ノ大道路ヲ定ムルモ  
更ニ之ヲ移スノ必要ヲ生ズルコトアル  
ベシ則テ這種根本ノ計畫ヲ確定セス又  
水陸聯絡ノ未定ナル今日、區劃整理ノ  
ミヲ急グハ緩急本末ヲ顛倒セルモノナ  
リ  
虛偽無謀ノ宣傳ニヨリテ市民ヲ脅威  
ス  
第十二 前内閣當時即チ大正十三年四月  
八日復興局ノ宣傳ニ基キ各新聞紙上ニ  
「復興局ノ測量ハ大正十三年八月上旬  
ヲ以テ終了シ同十五日頃ヨリ杭打ヲ始  
メ三箇月ノ猶豫期間ヲ設ケテ區劃整理  
地區内ノバラックニ立退ヲ命ズ」トノ記  
事在リ次デ復興局ノ名ヲ以テ區劃整理  
ノ結果全波ニ互リ一齊ニ九月頃カラ移  
動ヲ求ムル旨發表シタリ  
茲ニ於テ罹災民ガ疲弊困憊ノ程ヨリ凡  
ユル艱難ヲ冒シ辛酸ヲ盡シ刻苦經營パ  
ラックニ於テ營業ヲ開始シ漸ク小康ヲ  
保テツ、アルニ際シ之ニ臨ムニ右等  
机上ノ空想ニ基キ古來執レノ國ニモ實  
驗シタルコトナキ區劃整理法ヲ勵行セ  
ントス市民生活ノ脅威、居住安定ノ  
侵奪、之ヨリ慘酷ナルハナシ今日不景  
氣ノ招致、失業率ノ増加ハ斯ル無謀ノ  
宣傳モ其一原因タルコト疑ヒナシ、速  
カニ之ヲ除去スルノ必要アリ  
區劃整理ト並進スベキ諸政策未ダ實  
現セズ

キモ不親切極マル措置ヲ施シタルヲ以  
テ遂ニ不穩ノ事態（松本樓襲撃事件等）  
ヲ惹起シタルコトアリ又タ市場ノ敷地  
ニ就テモ大藏省ト市當局トノ間連絡ナ  
ク倍額以上豫算ニ超過ヲ生ジ茲ニ二年  
間今日迄確定ヲ見ルニ至ラズ常ニ當業  
者ヲシテ不安ノ狀態ニ置ケリ實ニ迷惑  
千萬ノコト、云フベシ  
郊外ノ新開地ヲ開却シテ國幣ヲ不經  
濟ニ徒消ス  
第十五 或者ハ「東京市内ノ復興事業ト  
シテ執行スル區劃整理ノ面積ハ國ノ執  
行スル地區ニ於テ約八十二萬二千坪市  
ノ執行スル地區ニ於テ約七百四十一萬  
七千坪合計九百二十三萬九千坪ニシテ  
事業費ハ國ノ分八百七十五萬圓市ノ分  
三千三百九十五萬圓合計四千二百七  
十萬圓坪當リ四圓六十錢餘ニシテ郊  
外ノ整理ニ比シ九倍以上ヲ要ス又之ヲ  
逆ニ考ヘ市内ノ整理費四千二百七十萬  
圓ヲ以テ郊外ノ土地區劃整理ヲ施行ス  
ルモノトスレバ約八千三百四十萬坪ノ  
大地域ガ整理セラルル於テ是乎徒ニ金ノカ  
カリ混雜ノ起リ實施ノ容易ナラザル市  
外ニ於テ區劃整理ヲ行フヨリモ寧ろ郊  
外ニ之ヲ施行シテ其組織アル統一アル  
合理的の進歩發展ヲ促サザルベカラズ」  
ト云ヘリ蓋シ歐米ノ都市計畫方法之ニ  
則リ又我ガ關西方面ニ於ケル當局ノ方  
針之ニ近キモノアリ我ガ東京ニ於テモ  
大ニ反省熟慮セザルベカラズ  
其二 各論  
幹線街路ノ一割沒收ヲ有償提供トス  
ルハ至當ナリ  
第一 區劃整理ニ付キ國道又ハ府道ニ編  
入セラルル幹線街路ノ爲メニ潰スル宅  
地ニ對シテハ當然政府又ハ府ガ之ヲ負  
擔スベキ理義ニシテ此部分ニ充當スル  
私有地マデ無償提供セシメラル、ハ根  
本的ニ非違アリ仍テ無償提供ハ區劃  
整理ノ根本義タル宅地利用ノ部分ニ止  
メラルベシ  
清算勘定ニ立替分納ノ制ナキハ非ナリ

復興委員ノ如キ多クハ後藤系ノ者ノ  
ミニテ組織シ一夜作リノ山田技師案ニ  
唯々諾々賛成シタルニ過ギズシテ眞  
都市ノ繁榮ヲ集中シタル計畫ニアラズ  
又決シテ現内閣ノ立案ニ係ルモノニア  
ラズ元來都市計畫ハ都市ノ經濟の便利  
ヲ圖リ工商業盛ニ行ハレ市民生活ノ本  
據ニ永久的の故障ノ起ラザルコト將來經  
濟上ノ負擔ガ過重ニ上ラザルコト、經  
濟、交通、衛生、建築等ニ慎重注意ス  
ルコトヲ必要トスルモノナルニ此點ノ  
調査ヲ甚シク缺如セリ而シテ一面、日  
本銀行、三井銀行、三越吳服店、住友  
銀行、帝國劇場及ビ國技館ノ如キ富豪  
若シハ娛樂場ハ區劃整理ノ爲メ何等  
ノ移動ヲ受ケズ中流以下ノ市民ハ遠慮  
ナク移動セラルルモノ多ク甚ダ不公平  
ナリトノ聲高シ又之ガ當該官タリシ直  
木復興局長官ハ議會ニ於テ後藤式區劃  
整理ニ付「斯ウ云フ困難ニ遭ハウトハ  
當局者ハ思ヘテ居ナクタ」ト其眞情ヲ  
告白セリ又以テ東京ニ於ケル經濟人情  
風俗ノ如何ヲ識ラザル者ガ這種特殊ノ事  
業ヲ遂行スルノ至難ナルコトヲ知ルニ  
足ルベシ元來東京ノ事情ニ精通セザル  
モノガ後藤氏ノ招電ニ基キ或ハ北海  
道ヨリ或ハ關西ヨリ急遽上京シ來リ官  
僚式非常識ノ計畫ヲ組立テ之ニ對シ世  
間ノ非難甚シキノミナラズ官廳公衙ニ  
モ協調連絡ヲ缺キ彌々之ガ實施ニ方リ  
市民ノ迷惑スルモノ頗ル多シ就中耕地  
整理法ヲ以テ市街宅地ニ適用セントス  
ルガ如キ完ニ言語道斷ノ沙汰ナリ

テ其輿論ノ攻撃ヲ受クルヤ殆ト答辯ノ  
言詞ナキガ如キニ徴スルモ明カナリ  
場所ノ移動ハ商工業者ニ大打撃ナリ  
第八 市來市街地ノ營業ハ商工ノ別ナク  
從來ノ場所ヲ移動スルハ新世帯新開業  
ト同様ノ苦辛ヲ積ムコトヲ要シ從テ區  
劃整理ノ爲メニ轉々セシメラレタル罹  
災民ハ移轉ノ爲メ惹起スル不便ト損害  
トハ積算ノ出來ヌ程莫大ノ打撃ヲ受ケ  
容易ニ回復スルコト能ハザルモノアリ  
宜シク市區改正實施以來大正十年迄實  
施セシモノ又ハ現二山ノ手方面ニ於ケル  
都市計畫等ノ方式ノ如ク其地盤ニ移動  
ナキ程度ノモノニ改正ヲナスノ要アリ  
國費節約ノ折柄、市費ノ濫費甚シ  
第九 東京市ハ土地區劃整理事業ノ政府  
貸付金ニ對シテ二十ヶ年五分ノ利子ヲ付  
シテ之ヲ均等償還スルノ義務ヲ有ス然ル  
ニ東京市ハ將サニ市債額貳億八千萬圓  
（大正十四年六月末現在）ニ上ラント  
ス、而シテ政府ハ本年度ニ於テ約二億  
四千萬圓ノ國費ヲ節約セルニ拘ハラズ  
東京市ハ何等節約ノ事跡ナク濫費ニ累  
スルニ濫費ヲ以テス故ニ市民ハ市債償  
還ノ前途ニ付甚シキ不安ヲ抱ケモノナリ  
殊ニ市電ハ損壞シ道路ハ修築又修築、  
市民ハ殆ンド其負擔ニ堪ヘズ況ンヤ  
一層之ヲ擴張シ前途維持費支出ノ見込  
乏シキニ於テオヤ  
一割沒收ノ目的以外ニ區劃整理ハ無  
意義ナリ

將來ノ盛衰、變遷ヲ顧慮セス  
第十一 東京市ハ接續町村ノ發展、築港、  
埋立地、地下鐵道敷設等ニ依リ繁華ノ  
中心ニ變遷ヲ生スルハ免レザル處、今  
俄カニ二十四間等ノ大道路ヲ定ムルモ  
更ニ之ヲ移スノ必要ヲ生ズルコトアル  
ベシ則テ這種根本ノ計畫ヲ確定セス又  
水陸聯絡ノ未定ナル今日、區劃整理ノ  
ミヲ急グハ緩急本末ヲ顛倒セルモノナ  
リ  
虛偽無謀ノ宣傳ニヨリテ市民ヲ脅威  
ス  
第十二 前内閣當時即チ大正十三年四月  
八日復興局ノ宣傳ニ基キ各新聞紙上ニ  
「復興局ノ測量ハ大正十三年八月上旬  
ヲ以テ終了シ同十五日頃ヨリ杭打ヲ始  
メ三箇月ノ猶豫期間ヲ設ケテ區劃整理  
地區内ノバラックニ立退ヲ命ズ」トノ記  
事在リ次デ復興局ノ名ヲ以テ區劃整理  
ノ結果全波ニ互リ一齊ニ九月頃カラ移  
動ヲ求ムル旨發表シタリ  
茲ニ於テ罹災民ガ疲弊困憊ノ程ヨリ凡  
ユル艱難ヲ冒シ辛酸ヲ盡シ刻苦經營パ  
ラックニ於テ營業ヲ開始シ漸ク小康ヲ  
保テツ、アルニ際シ之ニ臨ムニ右等  
机上ノ空想ニ基キ古來執レノ國ニモ實  
驗シタルコトナキ區劃整理法ヲ勵行セ  
ントス市民生活ノ脅威、居住安定ノ  
侵奪、之ヨリ慘酷ナルハナシ今日不景  
氣ノ招致、失業率ノ増加ハ斯ル無謀ノ  
宣傳モ其一原因タルコト疑ヒナシ、速  
カニ之ヲ除去スルノ必要アリ  
區劃整理ト並進スベキ諸政策未ダ實  
現セズ

キモ不親切極マル措置ヲ施シタルヲ以  
テ遂ニ不穩ノ事態（松本樓襲撃事件等）  
ヲ惹起シタルコトアリ又タ市場ノ敷地  
ニ就テモ大藏省ト市當局トノ間連絡ナ  
ク倍額以上豫算ニ超過ヲ生ジ茲ニ二年  
間今日迄確定ヲ見ルニ至ラズ常ニ當業  
者ヲシテ不安ノ狀態ニ置ケリ實ニ迷惑  
千萬ノコト、云フベシ  
郊外ノ新開地ヲ開却シテ國幣ヲ不經  
濟ニ徒消ス  
第十五 或者ハ「東京市内ノ復興事業ト  
シテ執行スル區劃整理ノ面積ハ國ノ執  
行スル地區ニ於テ約八十二萬二千坪市  
ノ執行スル地區ニ於テ約七百四十一萬  
七千坪合計九百二十三萬九千坪ニシテ  
事業費ハ國ノ分八百七十五萬圓市ノ分  
三千三百九十五萬圓合計四千二百七  
十萬圓坪當リ四圓六十錢餘ニシテ郊  
外ノ整理ニ比シ九倍以上ヲ要ス又之ヲ  
逆ニ考ヘ市内ノ整理費四千二百七十萬  
圓ヲ以テ郊外ノ土地區劃整理ヲ施行ス  
ルモノトスレバ約八千三百四十萬坪ノ  
大地域ガ整理セラルル於テ是乎徒ニ金ノカ  
カリ混雜ノ起リ實施ノ容易ナラザル市  
外ニ於テ區劃整理ヲ行フヨリモ寧ろ郊  
外ニ之ヲ施行シテ其組織アル統一アル  
合理的の進歩發展ヲ促サザルベカラズ」  
ト云ヘリ蓋シ歐米ノ都市計畫方法之ニ  
則リ又我ガ關西方面ニ於ケル當局ノ方  
針之ニ近キモノアリ我ガ東京ニ於テモ  
大ニ反省熟慮セザルベカラズ  
其二 各論  
幹線街路ノ一割沒收ヲ有償提供トス  
ルハ至當ナリ  
第一 區劃整理ニ付キ國道又ハ府道ニ編  
入セラルル幹線街路ノ爲メニ潰スル宅  
地ニ對シテハ當然政府又ハ府ガ之ヲ負  
擔スベキ理義ニシテ此部分ニ充當スル  
私有地マデ無償提供セシメラル、ハ根  
本的ニ非違アリ仍テ無償提供ハ區劃  
整理ノ根本義タル宅地利用ノ部分ニ止  
メラルベシ  
清算勘定ニ立替分納ノ制ナキハ非ナリ

復興委員ノ如キ多クハ後藤系ノ者ノ  
ミニテ組織シ一夜作リノ山田技師案ニ  
唯々諾々賛成シタルニ過ギズシテ眞  
都市ノ繁榮ヲ集中シタル計畫ニアラズ  
又決シテ現内閣ノ立案ニ係ルモノニア  
ラズ元來都市計畫ハ都市ノ經濟の便利  
ヲ圖リ工商業盛ニ行ハレ市民生活ノ本  
據ニ永久的の故障ノ起ラザルコト將來經  
濟上ノ負擔ガ過重ニ上ラザルコト、經  
濟、交通、衛生、建築等ニ慎重注意ス  
ルコトヲ必要トスルモノナルニ此點ノ  
調査ヲ甚シク缺如セリ而シテ一面、日  
本銀行、三井銀行、三越吳服店、住友  
銀行、帝國劇場及ビ國技館ノ如キ富豪  
若シハ娛樂場ハ區劃整理ノ爲メ何等  
ノ移動ヲ受ケズ中流以下ノ市民ハ遠慮  
ナク移動セラルルモノ多ク甚ダ不公平  
ナリトノ聲高シ又之ガ當該官タリシ直  
木復興局長官ハ議會ニ於テ後藤式區劃  
整理ニ付「斯ウ云フ困難ニ遭ハウトハ  
當局者ハ思ヘテ居ナクタ」ト其眞情ヲ  
告白セリ又以テ東京ニ於ケル經濟人情  
風俗ノ如何ヲ識ラザル者ガ這種特殊ノ事  
業ヲ遂行スルノ至難ナルコトヲ知ルニ  
足ルベシ元來東京ノ事情ニ精通セザル  
モノガ後藤氏ノ招電ニ基キ或ハ北海  
道ヨリ或ハ關西ヨリ急遽上京シ來リ官  
僚式非常識ノ計畫ヲ組立テ之ニ對シ世  
間ノ非難甚シキノミナラズ官廳公衙ニ  
モ協調連絡ヲ缺キ彌々之ガ實施ニ方リ  
市民ノ迷惑スルモノ頗ル多シ就中耕地  
整理法ヲ以テ市街宅地ニ適用セントス  
ルガ如キ完ニ言語道斷ノ沙汰ナリ

テ其輿論ノ攻撃ヲ受クルヤ殆ト答辯ノ  
言詞ナキガ如キニ徴スルモ明カナリ  
場所ノ移動ハ商工業者ニ大打撃ナリ  
第八 市來市街地ノ營業ハ商工ノ別ナク  
從來ノ場所ヲ移動スルハ新世帯新開業  
ト同様ノ苦辛ヲ積ムコトヲ要シ從テ區  
劃整理ノ爲メニ轉々セシメラレタル罹  
災民ハ移轉ノ爲メ惹起スル不便ト損害  
トハ積算ノ出來ヌ程莫大ノ打撃ヲ受ケ  
容易ニ回復スルコト能ハザルモノアリ  
宜シク市區改正實施以來大正十年迄實  
施セシモノ又ハ現二山ノ手方面ニ於ケル  
都市計畫等ノ方式ノ如ク其地盤ニ移動  
ナキ程度ノモノニ改正ヲナスノ要アリ  
國費節約ノ折柄、市費ノ濫費甚シ  
第九 東京市ハ土地區劃整理事業ノ政府  
貸付金ニ對シテ二十ヶ年五分ノ利子ヲ付  
シテ之ヲ均等償還スルノ義務ヲ有ス然ル  
ニ東京市ハ將サニ市債額貳億八千萬圓  
（大正十四年六月末現在）ニ上ラント  
ス、而シテ政府ハ本年度ニ於テ約二億  
四千萬圓ノ國費ヲ節約セルニ拘ハラズ  
東京市ハ何等節約ノ事跡ナク濫費ニ累  
スルニ濫費ヲ以テス故ニ市民ハ市債償  
還ノ前途ニ付甚シキ不安ヲ抱ケモノナリ  
殊ニ市電ハ損壞シ道路ハ修築又修築、  
市民ハ殆ンド其負擔ニ堪ヘズ況ンヤ  
一層之ヲ擴張シ前途維持費支出ノ見込  
乏シキニ於テオヤ  
一割沒收ノ目的以外ニ區劃整理ハ無  
意義ナリ

將來ノ盛衰、變遷ヲ顧慮セス  
第十一 東京市ハ接續町村ノ發展、築港、  
埋立地、地下鐵道敷設等ニ依リ繁華ノ  
中心ニ變遷ヲ生スルハ免レザル處、今  
俄カニ二十四間等ノ大道路ヲ定ムルモ  
更ニ之ヲ移スノ必要ヲ生ズルコトアル  
ベシ則テ這種根本ノ計畫ヲ確定セス又  
水陸聯絡ノ未定ナル今日、區劃整理ノ  
ミヲ急グハ緩急本末ヲ顛倒セルモノナ  
リ  
虛偽無謀ノ宣傳ニヨリテ市民ヲ脅威  
ス  
第十二 前内閣當時即チ大正十三年四月  
八日復興局ノ宣傳ニ基キ各新聞紙上ニ  
「復興局ノ測量ハ大正十三年八月上旬  
ヲ以テ終了シ同十五日頃ヨリ杭打ヲ始  
メ三箇月ノ猶豫期間ヲ設ケテ區劃整理  
地區内ノバラックニ立退ヲ命ズ」トノ記  
事在リ次デ復興局ノ名ヲ以テ區劃整理  
ノ結果全波ニ互リ一齊ニ九月頃カラ移  
動ヲ求ムル旨發表シタリ  
茲ニ於テ罹災民ガ疲弊困憊ノ程ヨリ凡  
ユル艱難ヲ冒シ辛酸ヲ盡シ刻苦經營パ  
ラックニ於テ營業ヲ開始シ漸ク小康ヲ  
保テツ、アルニ際シ之ニ臨ムニ右等  
机上ノ空想ニ基キ古來執レノ國ニモ實  
驗シタルコトナキ區劃整理法ヲ勵行セ  
ントス市民生活ノ脅威、居住安定ノ  
侵奪、之ヨリ慘酷ナルハナシ今日不景  
氣ノ招致、失業率ノ増加ハ斯ル無謀ノ  
宣傳モ其一原因タルコト疑ヒナシ、速  
カニ之ヲ除去スルノ必要アリ  
區劃整理ト並進スベキ諸政策未ダ實  
現セズ

キモ不親切極マル措置ヲ施シタルヲ以  
テ遂ニ不穩ノ事態（松本樓襲撃事件等）  
ヲ惹起シタルコトアリ又タ市場ノ敷地  
ニ就テモ大藏省ト市當局トノ間連絡ナ  
ク倍額以上豫算ニ超過ヲ生ジ茲ニ二年  
間今日迄確定ヲ見ルニ至ラズ常ニ當業  
者ヲシテ不安ノ狀態ニ置ケリ實ニ迷惑  
千萬ノコト、云フベシ  
郊外ノ新開地ヲ開却シテ國幣ヲ不經  
濟ニ徒消ス  
第十五 或者ハ「東京市内ノ復興事業ト  
シテ執行スル區劃整理ノ面積ハ國ノ執  
行スル地區ニ於テ約八十二萬二千坪市  
ノ執行スル地區ニ於テ約七百四十一萬  
七千坪合計九百二十三萬九千坪ニシテ  
事業費ハ國ノ分八百七十五萬圓市ノ分  
三千三百九十五萬圓合計四千二百七  
十萬圓坪當リ四圓六十錢餘ニシテ郊  
外ノ整理ニ比シ九倍以上ヲ要ス又之ヲ  
逆ニ考ヘ市内ノ整理費四千二百七十萬  
圓ヲ以テ郊外ノ土地區劃整理ヲ施行ス  
ルモノトスレバ約八千三百四十萬坪ノ  
大地域ガ整理セラルル於テ是乎徒ニ金ノカ  
カリ混雜ノ起リ實施ノ容易ナラザル市  
外ニ於テ區劃整理ヲ行フヨリモ寧ろ郊  
外ニ之ヲ施行シテ其組織アル統一アル  
合理的の進歩發展ヲ促サザルベカラズ」  
ト云ヘリ蓋シ歐米ノ都市計畫方法之ニ  
則リ又我ガ關西方面ニ於ケル當局ノ方  
針之ニ近キモノアリ我ガ東京ニ於テモ  
大ニ反省熟慮セザルベカラズ  
其二 各論  
幹線街路ノ一割沒收ヲ有償提供トス  
ルハ至當ナリ  
第一 區劃整理ニ付キ國道又ハ府道ニ編  
入セラルル幹線街路ノ爲メニ潰スル宅  
地ニ對シテハ當然政府又ハ府ガ之ヲ負  
擔スベキ理義ニシテ此部分ニ充當スル  
私有地マデ無償提供セシメラル、ハ根  
本的ニ非違アリ仍テ無償提供ハ區劃  
整理ノ根本義タル宅地利用ノ部分ニ止  
メラルベシ  
清算勘定ニ立替分納ノ制ナキハ非ナリ

第二 換地ノ決定ニ依リ地主又ハ借地人ニ交付セラルベキ清算金ハ換地ガ從前ノ地面ヨリ其標準價格低下ノ爲メ交付スベキ必要ノ金額ヲ先ヅ算出シ之ヲ他ノ納付スベキ義務アルモノニ按分のニ割當シ且ツ相當分納ノ方法ヲ設ケ交付スベキ權利アル者ニ對シテハ一時事業施行者ニ於テ立替支辨ノ途ヲ講ゼラルベシ、然ラザレバ移轉建築及ビ休業ノ痛苦ノ外尙ホ赤タ清算金ノ前拂ヲ爲スハ「逆頭ニ蜂」ノ感アルヲ免ガレズ、現行制度ニアリテハ共同建築ハ不可能ナリ

第三 防火地區ノ内ニ於テ狭小ナル面積ノ借地ニ不燃燒性ノ堅固ナル建物ヲ獨自ニ建築スルコトハ經濟上若シクハ工事上殆ド容易ノ業ニアラズ接續借地人間ニ於テ共同建築ト爲シ之ヲ分割使用スルハ實際上便利ナルガ如キモ各借地ノ期限ニ異同アル爲メ法律上ノ困難アリ仍テ借地權ノ期限ヲ區劃整理地域ニ於テハ換地確定ノ日ヨリ更新シテ其均等性ヲ認ムルノ立法ヲ爲スノ要アルベシ、若シ夫レ斯クノ如クセバ復興局ハ換地ニ充當スル爲メ現在ノ如ク更地ノ所有權ヲノミ買上グルニ及バズ廣ク借地人トノ合意ヲ以テ借地權借家權ヲモ買收シ之ヲ利用スルコトヲ得ベク換地移動ノ融通上自他ノ便益一層ヲ加フベシ

換地狹少トナルノ結果、借地借家人ハ居所ヲ失フモノ續出ス

第四 所有地又ハ借地ノ換地ハ減歩ノ率ト土地ノ位置ニ依リテハ面積縮少地形窮屈ノ餘リ建物ヲ建築スルモ其利用乏シキカ若クハ殆ド其利用ニ堪ヘザル爲メ地主或ハ借地人ハ自ら其換地ヲ合併シテ自己ノ建築敷地ノ中ニ充テントシ其結果從前ノ借地人ハ其借地ヲ止ムルノ已ムヲ得ザルニ至リ又從前ノ借家人ハ新タナル貸家ノ建築ヲ望ミ得ザルニ至ル場合アリ成程換地ノ設計ニヨリ從來ノ建築敷地ノ口數ハ減ゼザルベキ

モ如上ノ事由ニ依リ實際ニ居住又ハ營業ヲ喪フ者多キヲ疑ハズ

斯クノ如キハ全ク帝都建設ノ新事業タル區劃整理ノ結果其犧牲トナリテ從前ノ居住若クハ營業ヲ喪失スルモノナルヲ以テ事業施行者ハ宜シク之ニ相當ナル補償ノ途ヲ講ゼラルベシ  
新換地ノ形狀不完全ニシテ利用ニ堪エザルモノ續出ス

第五 換地ノ形狀ハ各地區ニ於テ比較的口狹ク奥行長ク或ハ之ニ類シテ更ニ形ヲ爲シ或ハ不規則ナル多角形ヲ爲スモノアリ是等ハ單ニ換地ノ面積ノ加減ヨリ數理的ニ按配サレタル結果ナランモ土地ノ利用殊ニ建築工事ノ關係ニ於テ不經濟不便宜極マルコトアリ、換地ノ設計ヲ爲スニ當リテハ防火地區ノ種別、建築工事ノ關係ニ付其方面ノ當局トモ充分協議ノ上不便ノ規則ヲ改正セラルベシ  
非常口不淨口ノ設定ニ付各種ノ困難ヲ伴フ

第六 換地ニ於ケル各建物ノ非常口不淨口ヲ地主借地人ノ隨意ノ場所ニ設ケシムルトセバ共通シタル裏地ノ路次口ヲ失フベク之ヲ協定セシメントスルモ其成立セザル場合アリ加フルニ本建築ニ當リテハ市街地建築物法ニ依リ敷地ノ内ニ一割乃至四割ノ餘地ヲ留保セザルベカラズ、左ナキダニ縮小シタル地坪ノ利用率ハ益減殺セラルベキヲ以テ法定ノ餘地ヲ裏口ニ存シ之ヲ連通シテ共用路次ニ充テシメ以テ宅地利用ノ經濟ヲ一舉兩得ナラシムル爲メ法規ノ改正ヲ必要トス

第七 實地ノ總延ニ付キ地主又ハ借地人ヨリ誤謬訂正ノ出願ヲ具筋ニ爲スノ機會ヲ得ザリシ者自ラ之ヲ實測センガ爲メ相當ノ方法ニ依リ隣地關係者ニ立會ヲ求メ而モ隣地者尙ホ之ニ應ゼザルトキハ實測面積確定又ハ推定ノ手續ニ付

第七 實地ノ總延ニ付キ地主又ハ借地人ヨリ誤謬訂正ノ出願ヲ具筋ニ爲スノ機會ヲ得ザリシ者自ラ之ヲ實測センガ爲メ相當ノ方法ニ依リ隣地關係者ニ立會ヲ求メ而モ隣地者尙ホ之ニ應ゼザルトキハ實測面積確定又ハ推定ノ手續ニ付

キ適當ノ立法ヲ望ム若シ夫レ實地ニ延坪ノ存スルコト明確ナルニ拘ラズ單ニ登記又ハ臺帳面ニ依リ之ヲ處分セントスルハ非違ノ甚ダシキモノト認ム

各地區ノ減歩率不平等ニシテ全市民ニ對シ公平ヲ缺ク

第八 各地區ニ依リ減歩率ニ著シキ等差アルハ區劃整理ノ根本義タル公平ノ觀念ニ反ス一地區内ニ於ケル減歩率ノ差別ハ補償清算等ノ方法ニ依リ不公平ヲ除去シ得ベシト雖モ各地區間ノ減歩率ニ差別アルハ等シク震災地ノ市民ニ對シテハ正當ニアラズ復興當局ハ宜シク地區内ニ於ケル減歩率ノ公平ヲ期スルト共ニ各地區間ノ減歩率ニ付キ等差ナカラシムルカ又ハ之ヲ斟酌ナラシムルニ付一般ニ公平ヲ期スルノ途ヲ講ゼラルベシ

家主ガ家屋ヲ移築セザル場合ハ借家人ハ居所ヲ失フ

第九 家主ガ自己ノ都合ニ依リ換地ノ上ニ家屋ヲ移築セズ借家人ヲシテ居所ヲ失ハシムルガ如キ場合ハ家主ニ對シ相當ノ期間内ニ其ノ建築ヲ命ズベク而モ尙其建築ヲ爲ササル者ニ對シテハ相當ナル解決ヲ爲サシムル趣旨ノ立法ヲ望ム、

借地權ナクシテ便宜家屋ヲ建築シタルモノ居所ヲ失フ

換地ニ移轉存續セシメントシ家主ハ一旦之ヲ移轉セシムル以上ハ換地ノ借地ニ借家人ノ其ノ儲居據ラレンコトヲ廢レ兩者ノ間ニ深刻ナル紛爭ヲ惹起セシムル不安アリ是レ換地決定本建築著手許可ノ時期ト假建築存續許可ノ時期ト一致セザル爲メ因ルモノニシテコノ場合家主ハ借家人假建築物ノ移轉ヲ欲セスシテ之ニ反對シ而モ自ラハ急遽借家人ニ貸與スル貸家ノ本建築ヲ爲サマルニ於テハ家主ノ意向ニ依リ借家人ハ實際ニ於テ其ノ居所ヲ失フコト、ナリ

借地借家臨時處理法第三條第六條ノ規定モ家主ガ貸家ヲ建築シタル場合ニ借家人ノ優先借家權ヲ認ムルニ止マリ建築セザル本問題ノ如キ場合ニ何等之ヲ救済スルニ足ラズ延イテ社會問題思想問題ノ上ニモ重大ナル影響ヲ及ボスノ虞アルヲ以テ此場合兩者間ノ兩全的解決策ノ立法ニ付キ充分考慮セラルベシ、縮少ノ坪數ニヨリ移轉補償ヲ算定セラル、ハ實損害ヲ償フニ足ラズ

第十一 建築物ノ移轉補償ハ專ラ縮少ノ坪數ニ依リテ算出セラル、モ實際ニ於テハ其坪數以外ニ互リテ改修再築スルノ必要アル場合多シ而モ之ニ對スル補償ノ與ヘラレザルハ市民ノ實損害ヲ償フニ足ラズ

此點ハ市又ハ鐵道省等ニ於テ多年實際ニ慣行シ來レル如ク實際改築ヲ必要トスル坪數ヲ基礎トシテ算定セラル、樣改正セラルベシ、

工程日數ニ依リ休業補償ヲ算定セラル、ハ實損害ヲ償フニ足ラズ

第十二 休業補償ハ當該建築物ノ移轉工事中ノミ之ヲ認メラル、モ其工事ノ前後ニ於テ近隣ニ於ケル工事ノ影響ヲ受クルトキハ實際ニ於テ營業休止ノ已ムヲ得ザルニ至ルコト勘カラス依テ各建物所在ノ「ブロック」ヲ本位トシ當該「ブロック」ノ移轉工事ノ著手ヨリ完了マデノ期間ニ依リ補償セラルベシ、自己地域内ニ於ケル移動ニ對シ移轉料ノ支出ナキハ失當ナリ



第十三 換地設計實施ノ爲メニハ自己ノ

所有地内ニ於テ若シクハ自己ノ借地内ニ於テ自己ノ建物ヲ移轉スルノ必要ニ迫マラルハコトアリ此場合ニ於テ移轉命令ヲ發セラレタルモノハ移轉補償ヲ與ヘラルベシト雖モ命令ヲ發セラレザルモノハ必ズシモ然ラズ仍テ移轉命令ノ發セザレザルモ實際ニ於テ移轉ヲ必要トスルトキハ移轉補償ヲ與ヘラルベシ、

第十四 各戸ニ於ケル引込上下水道、電燈、電話、瓦斯其他附屬ノ設備物件ニ對シテハ最も重要ナル部分ナルニ拘ラズ比較的二開却セラル、ノ傾向アリ(實際經費ノ總額ニ對スル豫算總額ノ少ナルニ徴スルモ其一端ヲ知ルベシ)是等ハ事業施行者ガ市民ノ實際生活ニ通曉セザルノ致ス所ナリ

從業者使用人ニ休業補償ヲ支出セザルハ非ナリ

第十五 建物異動ニ伴フ休業ノ場合ニハ其建物ニ於ケル事業ノ從業者使用人ヲモ休業セシムルニ至リ殊ニ工場ニ於ケル労働者ノ如キハ最も直接ナル影響ヲ受ク、是レ亦區劃整理事業ニ伴フ重要ナル社會的問題ノ一ナリ事業施行者ハ此場合ニ於ケル是等人員ニ對スル補償ノ途ニ就テモ相當施設セラルベキ必要アリ

移動設計ノ原案圖ハ地下埋設物、地下鐵道等ヲ基礎トセズ

第十六 各地區ニ於ケル移動設計ノ原案圖ヲ觀ルニ道路ノ如キハ參謀本部ノ測量地圖ヲ主ナル基本トセラル、如シ然レドモ參謀本部ノ測量圖ハ陸軍ノ攻防ニ資スル爲メ作成セラレタルコト勿論ナレバ市街宅地ト道路境下水口等ニ重キヲ置カレズ從テ杜撰ノ點渺カラザルノミナラズ防火地區ノ區別、地下埋

設物ノ現在及ビ將來地下鐵道ノ豫定線等ニ就テハ之ヲ原案圖ニ明示セラレザルガ故ニ建物ノ異動ヲ講ズルニ當リテモ建築種別地下埋設物、地下水道工事等ノ關係ニ付テハ考慮ノ資料完備セズ市街ノ區劃整理ノ原案圖トシテハ更ニ明確ト精密ヲ期スルノ必要アリ、市民ノ實損害額ニ對シテハ増額ノ査定更正ヲ必要トス

第十七 移轉實施ノ結果休業及ビ移轉ニ付キ實際ニ豫定以上ノ金額ノ損害ヲ蒙リタルトキハ「通常生ズベキ損害」ノ認定ヲ擴張シテ相當ナル増額ヲ爲スタメ査定ノ更正ヲ爲サルベシ、固ヨリ多少ノ損害ハ市民トシテ帝都復興ノ爲メニ犧牲の觀念ヲ以テ負擔スルハ當然ナレドモ假令増額ノ更正ヲ受ケタリトテ直接間接ノ損害ト苦痛ハ決シテ其全部ヲ償フニ足ラザルヲ勿論ナリ、

補償金及清算金ハ移轉命令送達以前ニ之ヲ確定明示スルヲ必要トス

第十八 補償金及清算金ノ決定以前ニ移轉ヲ命ゼラル、ハ市民ノ不安ヲ増スノミナラズ經濟上ノ準備ヲ講ズルノ違ナク又各地區ノ豫算ニ付キ之ヲ其地區ノ者ニ毫モ知ラシメザルハ誤解ヲ招クノ基ナリ故ニ補償及清算ニ付テハ豫メ利害關係人ニ告知シ遅クモ移轉命令ノ發令以前ニ之ヲ決定シ市民ヲシテ成ルベキダケ命令ヲ俟タズシテ自ラ移轉スルノ覺悟ヲ爲サシムル等公正ニシテ且ツ交渉的ノ態度ト方法ニ出デラルベシ、

補償審査會ノ制度ハ高級單一ニシテ正確適切ナル補償ノ審査ヲ期待シ難シ

仍テ各地區毎ニ市民ヨリ選出スル補償審査會ヲ設ケ現在ノ審査會ノ初審機關ヲシメラルコト(若シ已ムヲ得ザレバ區劃整理委員會ニ其權限ヲ附與セラルベシ)ヲ望ム

借家人階級ヲ整理委員會ニ加ヘズシテハ事業ノ遂行ヲ期シ難シ

第二十 都市ノ宅地ニ對スル區劃整理ヲ以テ單ニ土地ノ處分トノミ認ムルハ耕地整理ト宅地整理トヲ同一視スル根本的誤解ニシテ市街地ノ整理ハ土地及建物ヲ包含スルノ處分ト認ムベキハ當然ナリ從テ地主借地人ノ外借家人ヲ以テ主ナル利害關係者トスベク殊ニ燒跡ナル所謂下町地域ニ於テ都市ノ繁榮ヲ實際ニ形成スル借家人ヲ除外スルハ都市區劃整理ノ眞義ニ反ス加之彼等ノ多クハ多額ノ權利金又ハ造作代金ヲ支拂ヒ家屋ニ對スル一部ノ權利者タルガ故ニ專ラ居住ノ關係アルニ止マラズ經濟上ノ利害ヲ兼有スル者ナリ或ハ之ヲ利害關係者ニ加フルトキハ事業ノ圓滿ナル遂行ヲ期スル能ハズト云フモ之ヲ除外スル場合亦事業ノ圓滿ナル遂行ヲ期シ難シ或ハ又借家人ヲ加フルトキハ其他ノ利害關係者ヲモ加入セシメザルベカラザルニ至リ際限ナシト云フモ借家人ト他ノ利害關係者トハ自ラ其程度ヲ異ニス主ナル利害關係者トシテ地主借地人及借家人ノ三者ニ制限スルニ於テ何人カ異論アラシヤ、依テ各地區ノ區劃整理委員會ニ借家人代表ヲ追加セラル、樣規定ノ改正ヲ望ム

市民ヲ度外視シテ整理委員ニノミ依賴スルトモ事業ハ圓滿ニ遂行シ難シ

第二十一 區劃整理委員ニノミ依賴シ其決議ノミヲ尊重シ委員外ノ利害關係アル市民ハ之ヲ除外シテ秘密ト爲シ彼等ヲシテ賴ラシムベシ知ラシムベカラズ底ノ態度ニ出ヅルハ文化ノ中心タル帝都ノ市民ニ臨ムノ態度ニアラズ又決シテ事業ヲ圓滿迅速ニ遂行シ得ル所以ニアラズ斯クノ如クンハ委員會ノ決議アリタ

レバトテ其決議ノ執行ニ困難アリ寧ロ決議前地區民ノ諒解ヲ得ルニ努ムレバ決議ハ吸取ルトモ其後ノ進行容易ナリ事業全體ノ行程ヨリ見レバ兩者同ジトスルモ其圓滿ヲ期スルニ於テハ寧ロ後者ニ利アリ現ニ復興當局ガ委員會ノ決議ニ焦慮セラル、結果委員ヲ厚遇シ現ニ却テ迷惑ヲ感ズル委員スラアリ而シテ其結果ハ委員ト利害相反スル方面ノ市民ノ反感ヲ激成セシメ却テ事業ノ施行困難ヲ加フル狀況ニ在リ

依テ其具體的方法ノ一トシテ區劃整理委員會ノ外ニ其下ニ各「ブロック」毎ニ地主借地人借家人ヨリ成ル權利者會ヲ認メ復興當局又ハ區劃整理委員ト市民トノ間及市民同志トノ間ニ於ケル事業ノ諒解及遂行ニ關スル機關トシテ其決議ハ斷然多數決ヲ以テ施行シ少數ノ異議者ヲ追隨セシムトセバ事業進行上各方面ニ利スルコト渺カラザルベシ

地質地盤ノ強弱等ニ付何等ノ調査ヲ遂グズシテ豫定圖ヲ作製セルハ非ナリ

第二十二 今次ノ區劃整理豫定ノ設計ヲ見ルニ地下埋設物地質地盤ノ強弱等ニ就キ何等調査ヲ遂グ之ヲ基礎トシテ計畫シタルノ事實ナシ況ンヤ政府ノ許可セシ四十一哩餘ノ地下鐵道線路ノ如キ復興局ガ何等研究ヲナサザリシコトハ其明言スル處ナリ然ルニ大正十二年大震災ノ跡ヲ見ルニ地質地盤ノ強弱ニヨリテ被害ノ程度甚シキ等差アリシコトヲ認ム地質地盤ノ如何ヲ基礎トシテ建築物並ニ道路商工業地帶別等ニ付ソレレト設計立案セラ

及自然的ニ當該地區ノ盛衰ヲ來タスベキ數年數十年後ノ現象ヲ今日何人モ輒ク豫知シ得ベキ筈ナシ然ルニ整理直後ニ於テ將來ノ地價ノ上下、街衢ノ盛衰ヲ豫定シテ清算金ヲ徵集セラルコトハ理不盡ナリ宜シク相當年處ヲ經過スルニ從ヒ實蹟ニ徵シテ利益アラバ受益金ヲ課スルコトニ改善セラルベシ（江木翼氏、伊東已代治氏ノ所説論據參照）

第二十四 整理後直面スベキ道路ガ廣クナレバトテ地價ガ向上シ當該地區ガ繁盛ヲ來タスモノトハ斷ジ難ク例ヘバ小賣商店街ニアリテハ道路ノ適當ニ狹キコトガ殷賑ヲ來タスノ第一要件タルコトハ大阪道頓堀、京都京極、東京淺草、下谷佐竹町、池ノ端仲町、神田表神保町等ノ比較的狹キガ故ニ繁華ヲ見ツ、アルノ實例之ヲ證ス之ト反對ニ下谷御成街道ノ如キ幅員廣キニ過グルガ故ニ小賣商店ノ殆ド立チ行カザルガ如キ是レナリ巴里ノ市會報告書ニモ同一ノ實情記載アリ地價ノ算定等ニ當リ主トシテ道幅ノ廣キニ重キヲ措クハ皮相ノ觀察ニシテ市民ノ甚タ迷惑スル所ナリ

區劃整理ノ解決セザル爲メ借地權者ハ收益ナクシテ地代ヲ支拂ヒ來レル損害ニ對シテ補償ノ途ナシ

第二十五 借地權者ニアリテハ震災直後今日ニ至ルマデ區劃整理ノ解決セザル爲メ借地上ニ家屋ヲ建築セズ空地ノ儘ニ放任スルノ已ムヲ得ズシテ借地ノ目的ヲ達スル能ハズ而カモ一方地主ニ對シテハ所定ノ借地料ヲ支拂ヒ來レルガ故ニ此ノ間借地權者ノ蒙レル實損額莫大ナリ是等モ亦タ區劃整理ノ爲メ通常生ジタル損害トシテ補償セラルベシ、復興局ガ公言セシ豫定期日內ニ事業ノ竣工シタル實例皆無ナルタメ市民ノ經濟的ニ蒙ル迷惑ト損失甚大ナリ

第二十六 今日マデ復興局ガ新聞ヲ利用シ大々的ニ發表シ來レル豫定事業ハ其公約セル期日內ニ竣成シタル實例皆無ニシテ遷延又遷延、殆ド信ヲ措クニ足ラズ政府ガ責任ヲ以テ確實ニ豫定事業ノ着手及ビ竣成期日ヲ明示シ其公約ヲ實行セラル、ニ於テハ市民ハ夫レノ各個ニ執ルベキ企業、計畫、賣買、立案等ニ付損失ヲ見ズシテ相當ニ計畫スルコトヲ得ベキモ今日ノ如キ實狀ニテハ市民ハ五里霧中、殆ド適從スル所ヲ知ラズ政府ハ嚴重ニ責任ヲ重シ公約ヲ實行スルコト、シテ豫定計畫、就中實施期日順序ヲ明示セラルベシ、假使建築物ノ存續期間ヲ相當延長スルヲ至當トス

第二十七 區劃整理ニヨリ家主ニ於テ假建築物ヲ移轉シ修築改築ヲナス場合ニハ其建築物ニ對シテハ現行ノ大正十二年勅令第四百十四號ノ期間ヲ延長シ相當長期間ハ法令ニヨリテ更ニ改築ヲ命ゼラル、事ナキ様ノ規定ヲ望ム蓋シ家屋ノ改築ニ當リテハ其費用ハ轉嫁サレテ必ズ借家人ノ負擔ニ歸スルガ故ニ先ヅ社會政策上借家人ノ利益ノ保護ヲ必要トスレバナリ、

震災前ノ制定ニ係ル現行市街地建築物法ハ大震災後ノ帝都ノ實情ニ適セズ第二十八 現行市街地建築物法ハ震災前ノ制定ニ係リ東京市ノ實情ニ適セザル條項甚ダ多ク其手續モ繁文縟禮ニ失セリ因テ之ガ改善ヲ望ム

借地權者ニ清算金ヲ課スルノ重大問題ニ付法ノ根據ヲ明白ニセザルハ非ナリ

第二十九 借地人ニ清算金ノ徵收交付ヲ爲スヤ否ヤハ當局ガ必然決定公布スベキコトナルニ何等ノ成案ナク本年三月十二日神田ノ區劃整理委員ヨリ此質問ヲ受クルヤ書面ヲ以テ「目下協議中追テ答辯スベシ」ト云ヒ此至大ノ重要事項スラ今日尙ホ之ヲ放擲シテ曖昧ニ付セリ然ルニ震災地ノ借地人數ハ十二萬人バツク數四十七八萬軒ニ上ル利害關係者アルニ拘ハラズ斯ル緩怠ノ態度ニ出デ法令ヲ以テ之ヲ明白ニセザルハ不都合ナリ

區劃整理委員ノ不正不法ノ行爲、不當ノ決議ヲ防止スルノ適法ナシ

第三十 區劃整理委員ノ不正不法ノ行爲ニ付テハ整理委員ヲ彈劾免職ノ規定ナク又其職務ノ執行ニ付忌避回避ノ規定ナキヲ奇貨トシ自己及ビ縁故者ノ住宅ヲ其利益ノ場所ニ換地スル等ノ不都合給出シ復興局モ亦タ稍、モスレバ之ニ迎合スルノ惡弊アルヲ以テ自己及ビ親族縁者ノ利害ニ關スル場合ハ他ニ公平ナル議決ノ方法ヲ設ケ不當ノ決議ヲ防止スルノ必要アリ

清算勘定ノ算定ニ公平ヲ缺クノ危險アリ且ツ算出方法ニヨル清算勘定ノ算出方法ハ指數及ビ減歩ノ基準トシ整理後ニ於テ整理前ニ相當スル價格ノ土地ヲ交附シ其過不足分ハ金錢ヲ以テ徵收交附スルノ規定ナルガ故ニ整理委員會ガ指數ノ算定ニ公平ヲ缺キ若シハ其査定ヲ誤リタル場合ニハ地區關係者ハ公平ヲ得ルノ途ナク迷惑少カラズ又一割以上ノ減歩率ニ對スル補償金ハ整理前ノ各所有面積ニ地價ヲ乘ジタル整理前ノ土地財產ニ比例シテ按分配當スルガ故ニ減歩ナクシテ且ツ清算金ノ交附ヲ受クル者ニ對シテモ更ニ補償金ヲ交附スルノ結果ヲ生ジ補償金ノ本質ニ反スルガ加ギ矛盾ヲ來タスハ根本ニ於テ清算金算出ノ方法其當ヲ得ザルニ由ルモノトス宜シク指數査定ノ公平ノ如上ノ矛盾ヲ除去スルノ方法ヲ講ゼラルベシ

第三十二 清算金ノ徵收交付又ハ換地ノ査定ニ付テハ排地整理法第六條ノ規定ニ依リ異議ヲ述ブルコトヲ得ザルノ現行制度ナルモ區劃整理委員會ニ於ケル右ノ査定ガ不當ナル場合ナキヲ保シ難途ナシ

第三十三 清算金ノ徵收交付又ハ換地ノ査定ニ付テハ排地整理法第六條ノ規定ニ依リ異議ヲ述ブルコトヲ得ザルノ現行制度ナルモ區劃整理委員會ニ於ケル右ノ査定ガ不當ナル場合ナキヲ保シ難途ナシ

キガ故ニ其査定ニ不服ナル者アル時ハ再審更正ヲ求メ得ベキ規定ヲ制定シ以テ清算勘定並ニ換地決定ノ公平ト正當トヲ期セラルベシ（以上）

○井本常作君 本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

○副議長（小泉又次郎君） 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシ）ト呼フ者アリ

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマス、日程第三十四、借家法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——横山勝太郎君

第三十四 借家法中改正法律案（横山勝太郎君外一名提出） 第一讀會

借家法中左ノ通改正ス

第三條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム  
貸借ノ存續期間ハ營業店舗ニ使用スルモノニ付テハ五年其ノ他ニ使用スルモノニ付テハ三年トス

當事者カ前項ニ規定スル期間ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ定ニ從フ賃借人ノ解約申入ハ第一項ノ期間ヲ經過シタル後ナルコトヲ要ス

第五條ノ二 賃借人ハ建物ノ借賃敷金造作代金ノ外權利金其ノ他特殊ノ利益ヲ收受スルコトヲ得ス但シ賃借人カ其ノ建物ニ付特殊ノ利益ヲ收受シ得ヘキ情況アリテ賃借人カ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條ノ三 建物ノ賃借借ヲ爲ス場合ニ於テ賃借人ハ賃借人ヨリ借賃三分以テ上ノ敷金ヲ收受スルコトヲ得ス

第五條ノ四 前二條ノ規定ハ之ヲ差配人其ノ他賃借人ニ代テ建物ノ管理ヲ爲ス者ニ準用ス

第五條ノ五 前三條ノ規定ニ反スル場合ニ於テハ民法第七百八條ヲ適用セス

第五條ノ六 敷金ヲ收受シタルトキハ賃借人ハ其ノ翌月ヨリ賃借借終了ノ前月

迄年三分六厘ノ利息ヲ附スルコトヲ要  
ス賃借人カ借賃ノ支拂ヲ怠リタルトキ  
ハ賃借人ハ其ノ月ノ利息ヲ支拂フコト  
ヲ要セス

第六條中「前二條」ヲ「前十條」ニ改ム

第八條ノ二 裁判所カ建物ノ占據者ニ對  
シ其ノ明渡ヲ宣言スル場合ニ於テハ申  
立ニ因リ總テノ事情ヲ斟酌シテ相當ナ  
ル期間ノ猶豫ヲ許スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ期間及債  
權者ノ損害賠償其ノ他必要ナル事項ヲ  
定メテ同時ニ宣言スヘシ

第八條ノ三 前條ノ猶豫期間ノ許與ヲ得  
タル者カ裁判所ノ定メタル事項ヲ履行  
セサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ相手  
方ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ明渡ノ猶豫  
ニ關スル宣言ヲ取消スコトヲ得  
前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立サル  
コトヲ得ス

第十一條但書ヲ左ノ如ク改ム  
但シ賃貸借ノ期間及賃借人ノ解約申入  
ノ猶豫期間ニ付テハ既ニ經過シタル期  
間ヲ算入ス

借家法中改正法律案理由書  
中産階級以下殊ニ收入少キ營業者又ハ俸  
給生活者カ住宅店鋪ニ關シ大ナル困難不  
安ヲ感シ居ルハ默止スヘカラサル狀態ニ在  
リ加之現行借家法ヲ以テシテハ未タ借家  
爭議ヲ未然ニ防止スルニ足ラサル點アリ  
是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○横山勝太郎君 本案ハ借家人殊ニ營業ヲ  
爲ス借家人ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ提  
案致シタルモノデアリマス、其一部ハ嘗テ  
本院ヲ通過致シタルコトモアルノデアリマ  
スルカラ、何卒御協賛アランコトヲ望ミマ  
ス

○井本常作君 本案ハ日程第三十三ノ委員  
ト同一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望  
ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマシク、日程第三十五、産業組合中央金

庫法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、提出  
者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者由谷義  
治君

第三十五 産業組合中央金庫法中改正  
法律案(由谷義治君外五名提出)

第一讀會

産業組合中央金庫法中改正法律案  
産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第十三條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第  
二號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰下ク  
二 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業  
組合ニ對シ三十箇年以内ノ年賦償還  
貸付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ハ特別  
資源ニ依ルモノヲ除キ拂込済出資金  
ニ付テハ其ノ四分ノ一、産業債券ニ  
依ル資金ニ付テハ其ノ二分ノ一ヲ超  
ユルコトヲ得ス

同條ニ左ノ二號ヲ加フ  
六 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業  
組合ノ爲ニ國債證券、地方債證券又  
ハ政府ノ保護セル特殊銀行會社ノ發  
行スル債券ノ委託賣買ヲ爲スコト  
七 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業  
組合ノ爲ニ有價證券保護預リヲ爲ス  
コト

第十四條中「第二號」ヲ「第三號」ニ改ム  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合中央金庫法中改正法律案理由  
書  
産業組合聯合會又ハ産業組合カ計畫組織  
の事業ノ遂行ヲ爲スニハ相當長期ニ互ル  
年賦償還貸付ヲ必要トスルハ論ヲ俟タサ  
ル所ニシテ中央金庫法ノ制定ニ當リ本項  
ヲ脱セルハ重大ナル過誤ナリトス而シテ  
聯合會及組合ノ餘裕金若ハ積立金ノ運用  
ニ關シ確實ナル有價證券ノ取扱ニ付便宜ヲ  
與ヘ聯合會及組合ノ爲ニ有價證券ノ保護  
預リヲ爲スノ必要亦論議ヲ要セサル所ナ  
リ仍テ茲ニ金庫ニ對シ之ニ當然ノ機能ヲ  
付與シ政府ノ産業組合ニ對スル低利資金  
ハ金庫ヲシテ取扱セシメ全國産業組合ノ  
中央金融機關タルノ名實ヲ完ウセシムル

ハ國運振興上喫緊ノ要務ナリトス是レ本  
案ヲ提出スル所以ナリ

○由谷義治君 現行ノ中央金庫ノ營業規定  
ハ、全國一萬四千ノ産業組合ノ中央金融機  
關トシテ見マシテモ、主トシテ農村振興ノ  
根本の金融機關ト見マシテモ、又一般のニ  
全國ノ中産者及小産者ノ生計ノ救済及發展  
ニ關スル原動力トシテ見マシテモ、遺憾ノ  
點カ極メテ多イノデアリマス、此意味ニ於  
キマシテ、本改正案ハ全國農民及産業組  
合中央會等ノ意見ヲ參酌致シマシテ、時代  
ニ適應スヘク發展シタ次第デアリマス、何  
卒御協賛アランコトヲ願フ次第デアリマス

○井本常作君 本案ハ議長指名九名ノ委員  
ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス  
〔賛成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマス、日程第三十六、果物罐詰原料砂糖  
戻税法案ノ第一讀會ヲ開キ、提出者ノ趣旨  
辯明ヲ許シマス——中村嘉壽君

第三十六 果物罐詰原料砂糖戻税法案  
(中村嘉壽君外十一名提出) 第一讀會  
果物罐詰原料砂糖戻税法  
第一條 砂糖色相和蘭標本第十五號以上  
ノ砂糖ヲ果物罐詰ノ原料ニ使用シタル  
者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ニ相  
當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコ  
トヲ得

第二條 前條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セ  
ムトスル者ハ申請書ニ消費稅ヲ納付シ  
又ハ擔保ヲ提供シタルコトヲ證スヘキ  
書類ヲ添付スルコトヲ要ス  
第三條 收稅官吏ハ第一條ニ依リ承認ヲ  
與ヘタル砂糖ヲ使用スル場所ニ就キ原  
料製品器具器械及帳簿書類ヲ検査シ其  
ノ他監督上必要ト認ムル處分ヲ爲スコ  
トヲ得

附則  
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
ス

果物罐詰原料砂糖戻税法案理由書  
果物罐詰ハ需要極メテ廣ク國際の産業ナ  
ルカ故ニ之カ發達ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナ  
リ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○中村嘉壽君 本案ハ現今果物ノ罐詰ニ對  
シテ用キテ居リマス所ノ砂糖ノ消費稅ヲ  
パ、戻シテ裁キタイト云フノデゴザイマス、  
特ニ臺灣ニ於キマシテハ「パイナップル」ノ  
製造、並ニ是ガ栽培ヲ獎勵シテ居リマシテ  
獎勵金ヲ出シテ居リマス、然ルニ伊太利ト  
ノ協約ニ依リマシテ、是ト矛盾スル所ノ政  
策ガ行ハレテ居リマスカラ、之ヲ獎勵スル  
コトガ事實ニ於テ出來マセヌノデス、ソレ  
故ニ此砂糖ノ戻稅ヲ年々「パイナップル」ニ  
對シテ約八萬圓、他ノ果物ニ對シテ約八萬  
圓ノ戻稅ヲ致シマス云フト、此「パイナッ  
プル」ノ栽培及罐詰ノ製造ガ獎勵セラレル  
ノデゴザイマス、現今布哇ニ於キマシテハ  
過去十八年ノ間ニ殆ド何物モナカッタ所ノ  
罐詰ガ、約一億圓ノ產額ヲ爲シテ居ルノデ  
ゴザイマス、布哇ハ現今ノ有様ニ於キマシ  
テ約二萬五千英町ノ土地ヲ持テ居リマス  
ルガ、我が臺灣ニ於キマシテハ之ニ倍スル  
所ノ五萬英町ノ好適地ヲ持テ居リマス、  
若シ此土地ヲ以テ此業ヲ適當ニ獎勵致シ  
マシタラバ、年々二億ノ產額ガ出來ルト  
云フコトニナリ、且ツ極メテ安イ所ノ賃銀  
ヲ以テ働ク生蕃十萬人ニ仕事ヲ與ヘルコ  
トガ出來ルノデゴザイマスカラ、ドウゾ此  
法案ヲ通過サセテ裁キタイノデゴザイマ  
ス

○井本常作君 本案ハ諸苗代君外十二名提  
出、砂糖消費稅法中改正法律案ノ委員ト同  
一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマ  
ス

〔賛成ト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマシク、日程第三十七、大正十二年法律  
第三十三號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、  
提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——清瀨一郎

第三十七 大正十二年法律第三十三號  
中改正法律案(工場法中改正ノ件)

(清瀬一郎君提出) 第一讀會  
大正十二年法律第三十三號中改正法律案

大正十二年法律第三十三號中左ノ通改正  
附則第二項ヲ削ル

附則  
本法ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ  
日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年法律第三十三號中改正法律  
案理由書

大正十二年法律第三十三號ニ於テハ幼年  
職工ノ範圍ヲ舊法ノ十五歲トアリシヲ十六  
歲ニ擴張シ幼年職工及女子ノ深夜業禁止  
ノ時間ヲ舊法ニ於テ午後十時ヨリ午前四  
時トアリシヲ午後十時ヨリ午前五時ト改  
メタリ而シテ其ノ附則第二項ニ於テ此等  
ノ法則ノ實行ヲ同法施行後三年間ハ之ヲ  
猶豫スヘキコトヲ定メタレトモ該法律ハ  
發布以來約三年ヲ經過スルモ未タ其ノ施  
行期日決定ノ勅令ヲ發布シ見ル能ハス今  
日ニ於テ其ノ施行期日決定ノ勅令發布セ  
ラルモ前記附則第二項ノ削除アルニ非  
サレハ右法律所期ノ目的ニ添ハス是レ本  
案ヲ提出スル所以ナリ

○清瀬一郎君 大正十二年法律第三十三號  
ハ、工場法ノ改正法律案デアリマス、此法  
律ニ於キマシテ、保護幼年者ノ範圍ヲ十六  
歲ニ擴張致シ、深夜業ノ制限ヲ致シテ居ル  
ノデアリマス、此拘束ハ大正八年華盛頓會  
議ノ結果ヲ參酌シテ掲ゲタモノデアリマ  
ス、而シテ此法律ハ三月三十日ニ發布セラ  
レマシタガ、幼年工ノ保護ト深夜業禁止ハ  
實施後三年間ヲ猶豫スルト云フコトニナ  
テ居リマシタ、然ルニ此法律ガ發布サレタ  
儘デ三年ノ今日ニ至ルマデ實施サレテ居  
リマセヌ、政府ノ聲明ニ依リマシテハ、近  
ク之ヲ實施スルト云フコトデアリマスルガ、  
三年ノ猶豫期間ヲ設ケタ附則ヲ削除致シマ  
セヌト、今日實施致シマシテモ、此附則ハ  
今カラ三年後、即チ法律成立當時カラ六年

後初メテ施行サレルコト、相成リマシテ、  
立法本來ノ目的ヲ達シマセヌニ依ッテ、此  
附則第二號ヲ撤廢致シタイト云フ案デアリ  
マス、何卒御協賛ヲ願ヒタイ次第デアリマ  
ス、○井本常作君 本案ハ政府提出、労働組合  
法案外五件ノ委員ト同一委員ニ併セ付託セ  
ラレシコトヲ望ミマス

○贊成「ト呼フ者アリ」  
○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマシタ日程第三十八、刑事訴訟法中改正  
法律案ノ第一讀會ヲ開キ提出者ノ趣旨辯明  
ヲ許シマス——原夫次郎君

第三十八 刑事訴訟法中改正法律案  
(原夫次郎君外二名提出) 第一讀會  
刑事訴訟法中改正法律案  
刑事訴訟法中左ノ通改正ス  
第二百五十五條 削除  
第二百五十六條 削除  
第二百五十七條 削除  
刑事訴訟法中改正法律案理由書

刑事訴訟法中檢事カ未タ公訴ヲ提起セザ  
ルニ先チ捜査ノ必要上強制處分ヲ求ムル  
コトヲ得ヘキ新規定ニ關シテハ其ノ實施  
ノ跡ニ對シ餘弊甚大ニシテ到底時世ノ進  
運下法ノ期待ニ副ハサルモノアルヲ認ム  
是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○原夫次郎君 刑事訴訟法中、檢事ガ未ダ  
公訴ヲ提起セザルニ先ダチマシテ、捜査ノ  
必要上強制處分ヲ求ムルコトヲ得ルト云フ  
規定ニ關シマシテハ、其實績ノ跡ニ鑑ミマ  
スト、餘弊甚大デアッテ、到底時勢ノ進  
運ニ其法ノ精神ハ副ハナイモノデアアルコ  
トヲ認メマシタカラ、本案ヲ提出シタ次第  
デアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第五ノ委員ト同  
一委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス  
○「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ  
御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決  
シマシタ——此場合一言致シマス、先刻懲  
罰事犯ノ會議ニ於キマシテ、高橋熊次郎君

ニ謝辭ヲ朗讀セシムルコトニ決シタノデア  
リマス、仍テ同君ニ謝辭ヲ朗讀ヲ致サセマ  
ス、高橋熊次郎君ノ登壇ヲ求メマス——高  
橋熊次郎君

○高橋熊次郎君登壇  
○高橋熊次郎君 昨ハ御承知ノ通り東北男  
兒デアリマス、東北男兒ハ由來純重ノ素質  
ヲ帶ビテ居リマス、一度ハ白河關外一山百  
文ノ諺ヲ天下ヨリ受ケタモノデアリマス、  
併ナガラ吾々ハ名利ニ依ッテ志ヲ一ニスル  
底ノ者デアアリマセヌ、正ヲ履ンデ恐レヌ、  
義ヲ取ッテ動カザルコト泰山ノ如キ趣ガ  
アルデアリマス(拍手)併ナガラ自分ノ心ニ  
思ハザルコトヲ白々シク述ベタリ、或ハ己  
ノ信ゼザル所ヲ人ニ物言ウタリスルコト  
ハ、吾々ノ恥トシテ居ル所デアリマス、況  
ヤ我黨ハ自由黨ノ昔ヨリ正義自由ヲ旗印ト  
シテ進ンデ來テ居ル大政黨デアリマス、其  
黨員タル私ガ己ノ心ヲ裏切ッテ、自己ノ良  
心ヲ裏切ッテ政黨ナリトシテ、多數ノ橫暴  
ノ結果作セラレタル「不當ノ言辭ヲ爲シ  
タルハ議員ノ職分ヲ顧ミズ慚愧ニ堪ヘヌ」  
ナドノ文句ハ東北男兒ノ名譽ノ爲ニ、光輝  
アル我黨ノ名譽ノ爲ニ、私ハ斷ジテ朗讀致  
シ兼ルノデアリマス、左様デアリマスルガ  
故ニ、甚ダ失禮カモ知レマセヌガ、謹ンデ  
之ヲ議長ニ御返上申上ゲマス

○副議長(小泉又次郎君) 只今高橋熊次郎  
君ハ院議ヲ重ンゼズ、院議ニ從ハナイト云  
フコトデアリマス、仍テ懲罰ニ付スルコト  
ニ決シマス

○高橋熊次郎君 辯明ヲ致シマス  
○副議長(小泉又次郎君) 高橋熊次郎君ノ  
辯明ハ許シマセヌ

○「何故許サヌ」ソナナ不法ナコトガア  
ルカト呼フ者アリ

○「高橋熊次郎君登壇」  
○高橋熊次郎君 一身上ノ辯明ヲ何故許サ  
ヌ——何故許サヌ

○副議長(小泉又次郎君) 高橋君ニ降壇ヲ  
命ジマス——更ニ日程ヲ繼續致シマス、日  
程第三十九、未成年者飲酒禁止法中改正法  
律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨

辯明ヲ許シマス——竹原樸一君——山口政  
二君

第三十九 未成年者飲酒禁止法中改正  
法律案(山口政二君外十二名提出)

第一讀會(確定議)  
未成年者飲酒禁止法中改正法律案  
未成年者飲酒禁止法中左ノ通改正ス  
「未成年者飲酒禁止法」ヲ「飲酒取締法」ニ  
改ム

第一條第一項、第三項及第二條中「未成  
年者」ヲ「二十五歲未満者」ニ改ム  
第三條中「第一條第二項、第三項」ノ上ニ  
「第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者(但  
シ未成年者ヲ除ク)又ハ」ヲ加フ

附則  
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行  
ス

未成年者飲酒禁止法中改正法律案理由  
書

大正十一年法律第二十號未成年者飲酒禁  
止法ハ民法上ノ成年期ヲ限度トシテ適用  
セラルモ心身ノ完成ハ二十五歲以後ニ  
在リテ飲酒ノ惡習ニ陥リ易キハ寧ロ二十  
歲以後二十五歲以前ニ在レハ眞ニ法律ノ  
目的トスル所ヲ達成セムトセハ現行法ヲ  
改正シテ普ク二十五歲未満者ニ適用ス  
ルコトヲ爲ササルヘカラス斯ノ如クスル  
トキハ青年團員軍隊及學生ノ殆ト全部ヲ  
禁酒セシムルコトヲ得テ一面勵行上ノ便  
宜ニモ合スヘシ是レ本案ヲ提出スル所以  
ナリ

○山口政二君 未成年者飲酒禁止法ヲ改正  
致シマシテ、其適用年齡ヲ二十五歲ノ者ニ  
マデ引上ゲヤウト云フノデアリマス、其理  
由ハ明カデゴザイマシテ、殊ニ各派ノ協同  
提案デモゴザイマスカヲ、直ニ第二讀會、  
第三讀會ヲ省略致シマシテ、即決可決アラ  
ンコトヲ望ム者デアリマス

○「補足」  
未成年者飲酒禁止法中改正法律案  
提案ノ趣旨辯明ヲ致シマス  
提案ノ趣旨ハ「未成年者飲酒禁止法」ヲ

「飲酒取締法」ニ改メ、同法中「未成年者」

トアルヲ「二十五歳未満ノ者」ニ改メマシ

テ、其ノ適用年齡ヲ延長セントスルニ在

リマス、其ノ理由ハ、大正十一年法律第

二十號、未成年者飲酒禁止法ハ心身ノ完

成セナイ未成年者ニ酒ヲ飲マセムノハ、

健康上ヨロシクナイカラ先ヅ未成年者ニ

禁酒ヲサセテ、漸次飲酒ノ惡習カラ國民

ヲ救ヒ出サウトイフ目的ヲ以テ制定セラ

レタノデアリマス、然ルニ心身ノ完成ハ

實ニ二十五歳以後デアリマシテ、飲酒ノ

惡習ニ染マリ易イノハ寧ロ成年トナツテ

カラ二十五歳位ノ間デアリマスカラ、眞

ニ現行法ノ目的トスル所ヲ達成シヤウト

致スナラハ、之ヲ改正致シマシテ普ク二

十五歳未満ノ者ニ適用スルコト致サネ

ハナリマセヌ、斯ク改正致シマスルト、青

年團員、軍隊及學生ノ殆ント全部ヲ禁酒

セシメルコトガ出來マシテ、現行法ヨリ

モ一層勵行サレ易クナルワケデアリマ

ス、是レ本案ヲ提出スル所以デアリマ

スカラ、何卒御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ

望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 山口君ノ動議ニ

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

〔起立ニ諮ウテ下サイ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガアルヤ

ウデアリマスカラ、採決致シマス、議會ノ順

序ヲ省路致シマシテ……

〔議長ノ宣告ハ分リマセヌ〕ト呼フ者

アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御清聴ヲ願ヒマ

ス……更ニ宣告ヲ致シマス、日程第三十九

ハ議會ノ順序ヲ省路シテ確定スルト云フノ

動議デアリマス、其動議ニハ御異議アリマ

セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 賛成ノ諸君ノ起

立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 多數デアリマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ……日程第

四十、乃至四十二ハ同一議案デアリマスカ

ラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ日程第四十、恩給法中改正法

律案、第四十一、恩給法中改正法律案、四

十二、恩給法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開

キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——丸

山浪彌君

第四十 恩給法中改正法律案(丸山浪

彌君外二名提出) 第一讀會

恩給法中改正法律案

第三百三條第一項中「屯田兵ノ現役」ノ下ニ

「及之ニ準スヘキ屯田兵ノ服役」ヲ加フ

附則

本法ハ大正十二年十月一日ヨリ本法ニ該

當スヘキ者ニ之ヲ適用ス

恩給法中改正法律案理由書

屯田兵ハ豫備役中ト雖軍隊編制ノ下ニ在

リテ大隊長中隊長等現役將校ノ指揮監督

ヲ受ケ各自武裝被服其ノ他ノ附屬品ヲモ

給與セラレアリ而シテ軍事訓練ハ勿論衛

兵當番等ノ諸勤務ニ服シ現役中ト異ルナ

シ故ニ之ヲ改正スルノ要アリ是レ本案ヲ

提出スル所以ナリ

第四十一 恩給法中改正法律案(松實

喜代太君外三名提出) 第一讀會

恩給法中改正法律案

恩給法中左ノ通改正ス

第三百三條第一項中「屯田兵ノ現役」ノ下ニ

「及之ニ準スヘキ屯田兵ノ服役」ヲ加フ

附則

本法ハ大正十二年十月一日ヨリ本法ニ該

當スヘキ者ニ之ヲ適用ス

恩給法中改正法律案理由書

屯田兵ハ豫備役中ト雖軍隊編制ノ下ニ在

リテ大隊長中隊長等現役將校ノ指揮監督

ヲ受ケ各自武裝被服其ノ他ノ附屬品ヲモ給

與セラレアリ而シテ軍事訓練ハ勿論衛兵

當番等ノ諸勤務ニ服シ現役中ト異ルナシ

故ニ之ヲ改正スルノ要アリ是レ本案ヲ提

出スル所以ナリ

第四十二 恩給法中改正法律案(山口

政二君外三名提出) 第一讀會

恩給法中改正法律案

恩給法中左ノ通改正ス

第九十一條第一項中「加算ス」ノ下ニ「在

外指定學校職員其ノ職務ヲ以テ外國ニ一

定ノ期間引續キ在勤シタルトキ亦同シ」

ヲ加フ

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

恩給法中改正法律案理由書

在外指定學校職員ハ殖民地ニ在勤スル者

ト同シク概ネ邊陲不健康若ハ危險ノ地域

ニ勤務スル者ニシテ從テ俸給手當等ニ於

テモ殖民地在勤者ト大差ナシ然ルニ臺灣

朝鮮關東州樺太ハ南洋群島ニ在勤スル

公務員ニ付テハ恩給法第九十一條ニ依リ

恩給年數加算ノ規定アルニ拘ラス在外指

定學校職員ニ對シテ之レナキハ甚シク權

衡ヲ失スト謂フヘシ既ニ第四十六回議會

ニ於テ貴衆兩院共ニ本院ト同意旨ノ請

願ヲ採擇シ第五十回議會ニ於テ衆議院亦

然リ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○丸山浪彌君 本案ハ北海道屯田兵ノ豫備

役服務期間ハ、屯田兵現役服務期間ト同様

デ、何等ノ相違ガアリマセヌカラ、此豫備

兵モ恩給年ニ通算セララル、ヤウニ改正セラ

レンコトヲ希望スルノ案デアリマス、御贊

成ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 松實喜代太君

——東武君

○東武君 第四十一ハ矢張第四十ト内容ハ

同一デアリマス、詳細ハ書面ヲ以テ議長ノ

手許マデ差上ゲテ置キマス、適當ナル御處

置ヲ願ヒマス

〔補足〕

本案ハ恩給法ヲ改正シテ北海道ノ屯田

兵豫備役ニ服シタル者ニ對シテモ恩給ノ

恩典ニ浴セシムルノ法案デアル北海道ノ

屯田兵制ハ明治八年制定セラレ同三十

七年九月廢止セラレタノデアリ此ノ三十

年ノ長キ間屯田兵ハ一面ニ於テハ北門警

備ノ任ニ磨リ軍務ニ服シ他面ニ於テハ開

拓ノ先驅ト爲リ榛莽荆棘ヲ斫リ開キ耕耘

ニ從事シ所謂兵農兼務ノ本分ヲ盡クシ國

家ニ對シ多大ノ貢獻ヲ爲シタルノミナラ

ス日清日露ノ兩役ニ從軍シ赫々タル勳功

ヲ奏シタルノデアリ屯田兵ハ此ノ如キ歴

史ヲ有スルニモ拘ハラヌ僅カナル食費其

ノ他ノ給與ヲ與ヘラレタル爲ニ特別ノ任

務……例令ハ靴工縫工ノ如キ……ニ服シ

タルモノハ別トシテ一般屯田兵服務期間

ハ恩給年限ニ加算セラレナカツタノデア

ル而シテ屯田兵ハ一般屯田兵服務期間

ヲ恩給年限ニ加算セラレンコトノ請求ヲ

屢々本院ニ提出シ本院亦之ヲ採擇シタル

デアリ然ルニ大正十二年第四十六議會ニ

於テ一般恩給法改正案カ提出セラレタル

際政府原案ニ依リハ矢張リ屯田兵ハ恩

給ニ浴スルコトカ出來ナイコトニナツテ

居ツタノデアリ私ハ此事ヲ大ニ遺憾ニ思

ヒ同志ノ諸君ト共ニ原案ヲ修正シテ一般

屯田兵ノ服務期間ヲ恩給年限ニ加算スル

コトニ努力シタルノデアリ然ルニ茲處ニ問

題トナツタ事柄ハ政府ハ屯田兵現役ノ期

間ヲ恩給年限ニ加算スルコトニハ同意ヲ

表セラレタルモ豫備役ヲ加フルコトニハ

同意シナカツタノデアリ私ハ當時恩給法

改正案ノ特別委員デアリマシタカラ私ヨ

リ豫備役ヲモ加フルコトノ動議ヲ提出シ

三善代議士ノ賛成ヲ得タルモ政府ノ同意

ナキノ故ヲ以テ私ノ動議ハ成立スルニ至

ラナカツタノテ遺憾ナカラ此問題ハ取り

殘サレテ今日ニ至ツタノデアリ諸屯田兵

ノ豫備役期間何故恩給年限ニ加算セナ

クテハナラヌカト申セハ屯田兵ノ豫備役

ハ名ハ豫備役デアアルモ實ハ現役ト何等異

ナル所ナク現役同様軍務ニ服シタルノデア

ル一般師團ニ於ケル豫備役トハ全然相違

シテ居ルノデアリ師團ノ豫備役ハ現役カ



終ルト直チニ歸郷スルカ屯田兵ノ豫備役ハ在郷其儘テアルカラ軍務ニ服スルニ別段召集スル必要ナシカラ常ニ現役同様ニ取扱ハレテ居ツタノテアル由來屯田兵ハ兵制制定當初即チ明治八年ヨリ同二十三年迄十六年間ハ唯タ單ニ屯田兵服役ト稱シ現役トカ豫備役トカトイフ役種ノ區別ハナカツタノテアルカ明治二十三年ニ至リ屯田兵ノ條例ヲ改正シテ現役並豫備役ト云フ役種別ヲ設ケタノテアル此改正ノ理由ハ主トシテ從來ノ如クニシテ置テハ給與ヲ與ヘナケレハナリナシカラ豫備役ト云フ名稱ニシテ給與ヲナクスル爲ノ手段即チ經費節減ニ過キナカツタノテアル如クニシテ豫備役ニナツタモノハ給與ハ廢止セラレタルモ勤務ハ矢張り現役ト同様ニテ現役滿期後引續キ常備平時編成表ニ基キ現役兵ト共ニ現役大隊ニ依然編入シアリテ其ノ起居ノ規則モ亦一般ノ軍隊内務書及屯田兵服務規定ニ依リ現役同様服務セシメラレ又定期演習義務演習屯田給與令ニ依リ諸勤務ノ外毎年檢閱ヲ受ケ常ニ軍事並拓地開墾ニ服シ軍紀風紀其ノ他身上ニ關スル事ハ一切現役兵ト同シク所屬現役隊長ノ指揮下ニ屬シテ居ツタ事ハ屯田兵ノ關スル規定ニヨリ明白ナル以上ノ事柄ノ事實ナル事ハ其ノ當時屯田兵ノ隊長並關係將校ノ證明書ニヨリ明カナル其ノ說明書ナルモノハ左ノ如キモノナル

屯田兵役服務證明書  
小官ハ明治二十三年屯田步兵第四大隊長トシテ赴任明治二十八年臨時第七師團制定ニ際シ轡重連列長ニ轉任  
屯田兵ハ家族制度ニシテ其任務ハ單ニ兵員ノミナラス家族モ亦服務ノ義務ヲ有シ其編制屢々變更セラレ豫備役滿期ニ至ルマテ現役大隊ニ編入中隊長以下現役將校ヲ配屬シ特殊ノ取扱ヲ爲シタルハ要スルニ軍事教育ノ訓練及指揮監督ノ必要然ラシメタルナリ豫備役ハ一日六時間已内ノ演習ハ手當ヲ支給セシテ現役ト共ニ二時時演習ノ義務ニ服シ之レヲ義務演習ト名

稱セリ故ニ屯田兵ノ豫備役ハ一般師團兵ノ豫備役トハ事實ニ於テ大ナル相違ナリ獨リ服役ノ相違ノミナラス身上ノ拘束モ更ニ嚴重ナル規定ニ據リ拘束セラレタルモノナルヲ以テ名ハ豫備役ナルモ其服役ナルモ其服役義務ノ情況ハ現役同様ト認ムルヲ適當トス  
右證明ス  
大正十二年十一月  
陸軍步兵中佐 柄内 元吉

證明書  
小官ハ明治二十年室蘭屯田兵獨立中隊附トシテ赴任シ永山屯田步兵第三大隊副官ヨリ第七師團副官ニ轉シ屯田兵制廢止ニ至ルマテ其事務ヲ專任セリ  
屯田兵ノ豫備役ナルモノハ必任義務兵ノ豫備役トハ全然其赴任異ニシ豫備役滿期ニ至ルマテ現役大隊ト共ニ軍隊編制下ニアリテ大隊長中隊長小隊長等ノ現役將校ヲ配屬シ指揮監督ヲ受ケ平常各自ニ武器被服及器具ヲ貸與シアリテ軍事訓練ハ勿論衛兵當番等ノ諸勤務ニモ服役セシメタルモノナリ  
殊ニ明治二十七年八月日清戰役前ノ豫備役中當時ハ東洋ノ風雲急ナリシヲ以テ軍事訓練ニ一層重キヲ置カレ規定ノ軍事教育ノ外ニ屢々義務演習ヲ(一日六時間以內ノ訓練ニハ手當ヲ支給セス)實施シアリ尙ホ身分ノ取扱モ規定ニヨリ常ニ拘束セラレタルモノナルヲ以テ其服役義務ノ實ニ於テハ名ハ豫備役ナルモ殆ント現役ト同様ト認ム  
大正十二年十一月  
元第七師團副官  
陸軍步兵中佐 大塚 嘉輝

ヲナシ其他衛兵當番等ノ諸勤務ニ服務セシメタル  
屯田兵豫備役中ノ軍事教育ハ當時東洋ノ風雲急ナリシ訓練ノ一日モ忽諸ニ附スヘカラス規定以外ニ義務演習ト稱ヘ召集手當ヲ支給セス一日六時間以內ノ軍事教育ヲ實施セリ故ニ現役ト同様ニ何等異ラス一面寧口以上ノ苦痛ヲ與ヘタルハ事實ナリ  
而シテ屯田兵豫備役中ノ服役ハ一般常備師團兵ノ豫備役服務トハ全然其赴任異ニセルモノナリ  
右證明ス  
大正十二年十二月  
陸軍步兵大佐 野崎 貞次

證明書  
屯田兵ノ豫備役ナルモノハ必任義務兵ノ豫備役トハ全然其赴任異ニシ豫備役中ト雖現役中ト同様軍隊編制下ニアリテ大隊長中隊長小隊長等現役將校ノ指揮監督ヲ受ケ各自兵器及附屬品等ヲ給與セラレ軍事訓練ハ勿論衛兵當番等ノ諸勤務ニモ服役セシモノナリ日清戰役數年前ヨリ東洋ノ風雲急ナリシヲ以テ内地師團ヨリ優秀ノ將校ヲ轉屬セシメラレ一層軍事教育ニ重キヲ置カレ特ニ訓練ヲ發シテ日時ヲ増加シ訓練セシモノナリ  
以上ハ小官カ屯田步兵第三大隊長タリシ當時ノ事實ナル事ヲ證ス  
大正十二年十二月  
陸軍少將 渡邊 水哉

際ニ於テ現役同様ノ勤務ニ服シタルノテアルカ而カモ恩給ニ浴スル事カ出來ナイノテアル其ノ結果トシテ左ノ如ク非常ナル不公平カ生スノテアル、其レハトウ云フ事テアルカト申セハ明治八年ヨリ十七年迄ニ應募ノ屯田兵ハ屯田服役ヲ現役ト見做サレタル爲メ又明治二十五年以降應募ノ屯田兵ハ豫備役ノ名稱ヲ廢シテ現役期間ヲ七年又ハ八年ニ延長セラレタル爲メ恩給ニ浴スル事カ出來タノテアルカ其ノ中間即チ明治十八年以後同二十四年迄ノ間ニ應募シタルモノハ前申述ヘタル豫備役ニ編入セラレタル爲メ同シ勤務ニ服シテモ恩給ニ浴スルコトノ出來ナイ大ナル不公平ヲ來タシタルノテアル斯様ナル次第アリマスカラ本案ヲ通過セシメ國家カ恩給ヲ受クヘキ者ニ對スル不公平ヲ是正シ元屯田兵一般ニ恩給ノ恩典ニ浴セシメンコトヲ切ニ希フノテアリマス何卒諸君ノ御協賛ヲ願フ同府並貴族院カ諸公ニモ御賛同ヲ願フスル次第アリマス

○副議長(小泉又次郎君) 山口政二君  
○山口政二君 本案ハ恩給法第九十一條ヲ改正致シマシテ、在外指定學校職員ノ恩給年限通算加算ノ規定ヲ新ニ設ケヤウト致スノデアリマス、理由ハ理由書ニ明白ニ掲載致シテ居ルノデアリマス、諸君ノ御協賛ヲ願ヒタイノデアリマス  
(補足)  
恩給法中改正法律案ノ提案ノ趣旨ヲ辯明致シマス  
在外指定學校職員ハ、植民地ニ在勤スル者ト同シク、概ネ邊陲、不健康若ハ危險ノ地域ニ勤務スル者デアリマシテ、從テ俸給、手當等ニ於テモ、植民地在勤者ト大差アリマセン、然ルニ、臺灣、朝鮮、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ在勤スル公務員ニ付テハ、恩給法第九十一條ニ依リ、恩給年數加算ノ規定カアリマス、在外指定學校職員ニ對シテ之カ規定ヲ缺イテ居ルノハ、甚タシク權衡ヲ失シテ居ルノデアリマス是レ本案ヲ提出スル所以デアリマシテ、既ニ第四十六議會ニ於テハ、

證明書  
小官ハ明治二十年屯田步兵第三大隊長トシテ赴任シタル  
屯田兵豫備役中ノ服務ハ現役ト同様中隊ヲ編成シ中隊長小隊長等ノ現役將校ヲ配屬シ曹長給養係兵器係ヲ置キ各自ニハ武器被服其他ノ携行品ヲ給與シテ軍事訓練

證明書  
小官ハ明治二十年屯田步兵第三大隊長トシテ赴任シタル  
屯田兵豫備役中ノ服務ハ現役ト同様中隊ヲ編成シ中隊長小隊長等ノ現役將校ヲ配屬シ曹長給養係兵器係ヲ置キ各自ニハ武器被服其他ノ携行品ヲ給與シテ軍事訓練

認定書  
屯田兵ナルモノハ豫備役中ト雖モ現役中ト同様軍隊編制下ニアリ軍事教育ヲ受ケ特ニ日清戰役前後ニ於テハ一層訓練ニ重キヲ置キタルコト各證明者ノ言ノ眞正確實ナルコトヲ認定ス  
大正十二年十二月  
前屯田兵團參謀長  
後東部都督部參謀長  
陸軍大將 男爵淺田 信興

以上申述ヘタルカ如ク屯田兵豫備役ハ實

貴衆兩院共ニ本案ト同趣旨ノ請願ヲ採擇シテ居リマス、又第五十議會ニ於テモ、我カ衆議院ハ同様に請願ヲ採擇シテ居ルノデアリマスカラ、何卒速ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ望ミマス、

○井本常作君 各案ヲ一括シテ議長指名九名ノ委員ニ附託セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕〔賛成〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、一日程第四十三、大正十三年法律第二十四號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——高橋熊次郎君

第四十三 大正十三年法律第二十四號中改正法律案(警備品等ノ輸入税ニ關スル件)(高橋熊次郎君外二名提出) 第一讀會

大正十三年法律第二十四號中改正法律案 大正十三年法律第二十四號中左ノ通改正ス

別表輸入税表番號七二中「甲 塗リタルモノ」下ニ「(單仁鞣製ヲ除ク)」ヲ加フ

大正十三年法律第二十四號中改正法律案理由書

大正十三年七月法律第二十四號ニ依リ革類一ノ甲塗リタルモノハ總テ從價十割ノ關稅ヲ賦課セラルコトナレリ而シテ右品目中ニ入ルヘキモノハ「クロム」鞣製「バテント」革及仁鞣製ノ二種ニシテ前者ハ禮服用靴又ハ帶革ニ使用セラレ後者ハ下級從業員學生帽等ノ眉庇頭革變革ニノミ使用セラレ孰レモ本邦製革ノ技術上俄ニ其ノ代用品作製ノ見込ナシ爲ニ後者即チ單仁鞣製ノ増率ハ下級ノ消費者ニ對シ徒ニ苦痛ヲ感セシムルノ實狀ナリ惟フニ單仁鞣製ノモノハ本來替用品扱フ爲スヘキモノニ非ス寧ロ社會政策上保護スヘキモノニシテ本法ニ包含セシメタルハ當ヲ得ス而モ内地産業獎勵ノ效果俄ニナシトセハ速ニ除外スヘキモノト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔高橋熊次郎君登壇〕

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○高橋熊次郎君 サウワー——騒ガヌデモ宜カラウ、發言ヲ聽ケバ分ル

〔何故登壇ヲ許シタカ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 一言致シマス、只今高橋君ノ登壇ヲ許シマシタノハ、日程第四十三ノ趣旨辯明デアリマスガ、

〔各派ノ申合せニ違フテ居ル〕議長ハ何故登壇ヲ許シタノカトト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 高橋君ハ趣旨辯明ヲ自席デスルコトニ致サレマシタ

〔發言スル者多ク議場騒然〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス——高橋熊次郎君

○高橋熊次郎君 私ハ本案ノ提出者ト致シマシテ、其趣旨ヲ簡單ニ辯明致シマス、只今ハ議事進行ト間違ヘテ、私ハ登壇ヲ致シタノデアリマス、議事進行ハ先ニアルノガ當然デアルト思フ(發言スル者多シ)

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス ○高橋熊次郎君(續) 是ハ大正十三年法律第二十四號中改正法律案、即チ警備品ノ輸入税ニ關スル件デアリマスルガ、是ハ「エナメルド、レザー」、即チ「エナメル」ヲ施シタ革皮ノ中デ、下級從業員學生、軍隊等ガ用キルモノニ對シテ、其稅率ノ改正ヲ願ヒタス、斯ウ云フヤウナ改正ノ法律案デアリマス、其大要ハ摘錄致シマシテ、議長ノ御手許ニ差上ゲテアリマスカラ、議事録ニ掲載アラントラ望ムデ、私ハ此程度ニ説明ヲ止メテ置キマス

〔補足〕

衆法第五一號

大正十三年法律第二十四號中改正法律案ニ關スル提案趣旨

提案趣意書

一 此品目中ニ入ルヘキモノノ左ノ如シ

A バテントサイズ革

B バテントカーフ革

C バテントキツト革

D 大牛薄ゴム革

E 大牛厚ゴム革

F 大牛荒目革

G 肉色ゴム革

二、以上ハ本邦製革ノ技術其道程ニ入ラス、製作不可能ニ屬シ、今後モ容易ニ完成ノ見込ナキモノニシテ、全部輸入ヲ仰グノ狀態ナリ、而シテ此項目品ハ、大正十三年七月三十日警備品關稅トシテ、十割ニ増率サレシモ、右ノ内、前者ノA B C クロム鞣製バテント革ハ、何レモ禮服用靴又ハ帶革ニ使用スルモノナリ、後者ノD E F G ノ單仁鞣製ハ、何レモ學生帽革ノ眉庇、頭革、變革等ニノミ使用サル、今回ノ改正案ハ、後者ニ對シテノミナリ、此品タルヤ、風雨發汗ニ對スル耐久力、嚴寒酷暑ニ對スル抵抗力、共ニ之ニ匹敵スル代用品ナシ、加之單價何レモ低廉ニシテ坪五六錢(新關稅施行前ノ市價)ノモノナルカ故ニ、警備關稅ノ増率ニヨリテ原價ニ對シ、非常ナル高價トナリ、學生軍人等ノ消費者ニ徒ニ苦痛ヲ感セシメ居リ、警備關稅ヲ課スルノ理由ヲ認メサルノミナラス、軍事上將又社會政策ニモ大ナル惡影響ヲ及シ居レリ、從テ當事者ノ苦心タルヤ、著シク現行一般關稅率ノ不備ヲ利用シテ、裁斷滑利革トシテ(從價稅)、又帽子眉サシトシテ作製四割ノ從價稅ヲ以テ輸入シ居レリ、依ツテ以テ該關稅率ノ不當ナル事推知シ得ヘシ、

抑モ此ゴム革ニ對スル課稅タルヤ、大藏當局ノ全然原案決定ノ時ニ、調査不備ノ結果ナル事、當局モ明言シ居ル次第故、一刻モ早く改正サルヘキモノナリト信ス、

○井本常作君 本案ハ隣苗代君外十二名提出、砂糖消費稅法中改正法律案外一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——議事進行ニ關シテ發議ノ通告ガアリマス、此場合之ヲ許可致シマス——高橋熊次郎君

〔高橋熊次郎君登壇〕

〔發言スル者多ク議場騒然〕

○副議長(小泉又次郎君) 御靜肅ニ願ヒマス——御靜肅ニ願ヒマス

〔議長寺田ニ注意セヌカ〕寺田ニ退場ヲ命ゼヨトト呼ヒ、其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 寺田君靜肅ニ願ヒマス——寺田君御著席ヲ願ヒマス

〔議場騒然〕

○副議長(小泉又次郎君) 御著席ヲ願ヒマス——諸君ノ御著席ヲ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス

○高橋熊次郎君 本五十一議會ノ會期モ餘ス所僅ニ本日ニ迫、タノデアリマス、而シテ此議會ニ於テ、此最後ノ日ニ於テ、私ハ議事進行ニ付テ發言ヲ求ムルト云フコトハ遺憾ニ感ズル次第デアアルノデアリマス、而シテ諸君ハ……

〔寺田ニ退場ヲ命スベシ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 寺田君、御著席ヲ願ヒマス

〔議長不公平デハナイカ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス——寺田君御著席ヲ願ヒマス

○高橋熊次郎君(續) 大分議場ガ騒ガシイノデ、私ハ咽喉ヲ痛メテ居リマスルガ爲メ、議場ニ徹底シナイコトヲ虞レルガ故ニ、鎮靜ニナルノヲ待テ居ル次第デアリマス、斯ノ如ク喧騒ヲ極ムルト云フト、私が發言ガ出來ヌト云フトニナル、サウスルト非常ニ時間ガ要リマスルカラ、時間ノ節約上御靜肅ニ願ヒタイト斯様ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ私ハ斯ノ如ク喧騒ヲ極メルト云フコトハ、畢竟スルニ皆ノ感情ガ何カノ原因ニ於テ刺戟サレ、先ツ第一議場ノ設備ガ宜シクナイト云フコトハ其一ツ

ノ大ナル原因デアラウトス様ニ考ヘテ  
居ル次第デアリマス(拍手)左様デアリマス  
ルガ故ニ、議長ニ於テハソレト政府當局  
ニ向テ、議場ノ改造ヲ命ズルコト云フコト  
ヲ爲スヲ宜カラウ、斯様ニ考ヘテ居ル  
次第デアリマス、第一吾々ハ、此事ハ議事  
ノ進行ヲ圖ル上ニ於テ必要缺クベカラザル  
コトデアアル、是ハ今日バカリノコトデハナ  
イ、來年モアリ、再來年モアルコトデアアル  
ノデアリマス、而シテ私ハ是ハ議事進行ニ  
關スル第一點ヲ述ベテ居ルノデアリマス、  
而シテ此議場ノ空氣ヲモウ少シク新鮮ニ致  
シマセヌト云フト、議員ノ咽喉ヲ害シ、或  
ハ肺炎ヲ起シ、或ハ風邪ノ原因ト相成テ  
居ルノデアリマス、此議會ニ於テ必要缺ク  
ベカラザル國務大臣ノ中デ、大藏大臣ノ如  
キハ風邪デ數日間床ニ臥シテ居ラル、ト云  
フコトヲ聞イテ居ル、是ハ要スルニ議場ノ  
空氣ガ甚ダ穢レテ居ルト云フコトデアアリ  
ハセヌカト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、  
左様デアリマスカラ、之ニ對シテハソレ相  
當ノ設備ヲ要スルコト、私ハ考ヘテ居ル、  
ソレノミナラズ此掃除ノ仕方ナド見テ居  
リマシテモ、恐ラクハ議長ニ於カレマシテ  
モ之ニ付テ見聞サレタルコト、思フノデア  
リマス、吾々ノ退場ノ後ニハ數人ノ掃除夫  
ガ參ッテ之ヲ掃除ヲ致ス、塵芥ガ濺々トシ  
テ煙ノ如ク堂内ニ滿タリシテ居ルノデアリ  
マス、而シテ其塵芥ガ一度宙ニ飛ンダモノ  
ガ再び落下ヲ致シテ、而シテ此議場内ニ相  
モ變ラズ充滿シテ居リマス、左様デアリマ  
スカラ吾々ノ健康ヲ害スルコトハ、寧ロ特  
ノ先ニ引掛カル所ノ大キナナドデハナ  
イ、斯ル大キナ塵芥ハ決シテ吾々ノ衛生狀  
態ニ何等ノ關係ガ無イ、空氣中ニ飛散シテ  
居ルヤウナ細カナ塵芥コソ吾々ノ咽喉ヲ痛  
メル原因ニナリ、吾々ノ病氣ヲ起ス所ノ源  
ト相成ルノデアリマス、左様デアリマスカ  
ラ文明ノ進歩シタル文化ノ發達シタル今日  
ニ於テ、何ガ故ニ此塵芥ヲ十分ニ吸收シ得  
ル所ノ眞空裝置ノ「ウアキアム、ブルーム」  
ト言フヤウナ掃除器ヲ用キテ、而シテ塵

芥ヲスツカリ取去ラスノデアアルカ、サウシ  
タナラバモウ少シ空氣ガ清潔ニナル、又一  
方ニ於テ換氣ノ方法ヲモウ少シ考ヘタラ宜  
カラウ、徒ニ「スチーミング」ナドヲ不注意  
ニヤルカラ、皆此議場ニ入ルト逆上セラ  
テ、而シテ感情ニ或ル刺激ヲ受ケテ、正當  
ナル議論モ耳ニ入ラヌト云フコトニナルノ  
デアアル、左様デアアルカラシテロノ惡イ人ナ  
ドハ、マルデ大ガワア「ト云フテ居ル如  
キモノデアアルナドト云フコトガ憲政會アタ  
リカラ出テ來ル、左様デアリマス故ニ、  
議長ニ於カレマシテハ是等ノ事ハ十分御注  
意ニナリ、政府ノ當局者ニ向テソレ」  
議場ノ設備改善ニ付テ御注意アランコトヲ  
第一ニ希望スル次第デアリマス、而シテ私ハ  
今日ノ政府ノ措置ニ就テ不滿ノ點アリト認  
メ、又議員ノ中ニモ政府ノ施設ヲ諷刺スル  
ト云フヤウナコトニ付テモ、餘リニ總テ  
方面ヲ丸吞ニ爲サルヤウナ形ガアルヤウニ  
思ハレル、而シテ今日立憲政治ニ於テ待合  
政治ナドト云フコトハ許スベカラザル所デ  
アル、然ルニモ拘ラズ連日連夜ニ涉リテ現  
内閣ハ此待合政治、即チ諒解政治、苟合ノ  
政治ト云フモノヲヤテ居ルノデナイカ、  
政友會ノ奴等ガナド申シマスルケレド  
モ、總理大臣ハ此席ニ於テ其事實ヲ適確ニ  
認メテソレハ宜シクナイトデアアルカラ、  
以後十分注意ヲスルト此壇上デ言ハレタノ  
デハナイカ(拍手)又貴族院等ニ於カレマシ  
テモ、秘密會ノ席上ニ於テ、是ハ甚ダ宜シ  
クナイトデアアルカラ注意ヲセイト云フコ  
トニ對シテ、將來ハ十分ナル注意ヲ致スト  
云フコトニ相成テ居ル、左様デアリマス  
カラ斯ル待合政治ト云フヤウナモノハ、妥  
協苟合ノ忌ハシキ政治ヲヤル所ノ唯一ノ醜  
惡機關デアアルノデアアル、左様デアアルカラ  
ウ云フ機關ヲ備ヘテ置クト云フコトハ、甚  
ダ宜シクナイト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリ  
マス

○副議長(小泉又次郎君) 高橋君、議事進  
行ニ付テノミ御話ヲ願ヒマス  
○高橋熊次郎君(續) 今ノハ議事進行ニ關  
係ノアルコトデアリマス、左様デアリマス  
ガ故ニ、斯ル待合政治ナドト云フモノヲ根  
絶スル爲ニ、此政治ヲ議會ニ於テ十分ニ監  
督ヲ致サナケレバナラヌト吾々ハ考ヘテ居  
ルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ議員ノ眞  
中ニ於キマシテ、公々然斯ノ如キコトガ行  
ハル、ト云フコトハ、何事デアアルカト云フ  
コトヲ吾々ハ論ジテ居ラヌト云フコトデア  
アル(拍手)サウシテ私ハ是ニ於テ議長ニ御問シ  
タイコトハ、斯ノ如ク天下ノ認メテ非ナリ  
トシ、議員ノ大部分モ之ヲ非ナリトシテ居  
ル事實ヲ、議員ガ捉ヘテ之ヲ批評スルト云  
フコトハ、果シテ議會ノ神聖ヲ汚スモノナ  
リヤ否ヤト云フコトノ解釋ニ付テ、議長ニ  
第一ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、而シ  
テ吾々言論ノ自由ヲ許サレテ居ル、而シテ  
吾々ノ言葉ノ上ニ、修辭上ニ於テ如何ナル  
點マデ吾々ハ許サレテ居ルノデアアルカ、吾  
々ハ絕對ニ俗語ト云フモノ、方言ト云フモ  
ノヲ此議場ニ於テ禁ゼラレテ居ルノデアアル  
カ、否ヤト云フコトヲ伺ヒタイト思フノデア  
アリマス、デ方言ト云フモノハ、私ハ最も  
卒直ニ最も簡單ニ自分ノ意思ヲ表明スル所  
ノ、最も便宜ナル所ノ方法ナリト私ハ斯様  
ニ考ヘテ居ル、何モ漢字制限ヲヤラウト云  
フヤウナ聲ノ高イ今日ニ於テ、無暗ニムジ  
カシイ字句バカリ列ベテ居ルト云フコトハ、  
決シテ是ハ結構ナコトデモ何デモナカラウ  
ト吾々ハ考ヘテ居ル

○副議長(小泉又次郎君) 議事進行ニ關シ  
テノミ發言ヲ願ヒマス  
○高橋熊次郎君(續) 私ハ議事進行ニ付テ  
ノミ言ウテ居リマス、吾々ノ發言ハドノ程度  
ノ發言ナラバ宜シイ、ドノ程度ノ發言ナラバ  
惡イカト云フコトヲ論ジテ居ルノデアリマ  
ス、何ガ故ニ議事進行ニ關スルコトデナイ  
ト言フノカ、吾々ハ大ナル關係ヲ持テ居ル  
ト思フ、吾々ハ斯ノ如キ一ツノ疑義ヲ明カ  
ニシナケレバ、吾々ハ議事ヲ進メル譯ニ行  
カヌ、斯ル意味ニ於テ私ハドノ程度マデ俗  
語ガ許サレルノデアアルカト云フコトヲ言  
テ居ルノデアアル、即チ私ハ實例ヲ擧ゲテ申  
シテ見マス、私ガ過日用キタ所ノ言語ノ  
中ニ妥協苟合ト云フコトヲ申スニ拘ラズ、  
此妥協苟合ト云フ代リニ……  
○副議長(小泉又次郎君) 高橋君、議事進  
行ニ關係ガアリマセヌ  
○高橋熊次郎君(續) 議事進行ニ關係ガア  
リマス、私ノ發言言論ノ自由ヲ私ハ束縛サ  
レルヤウニ感ジテ居リマス、ソレデアリマ  
スカラ私ハ言論上云フモノハ、ドノ程度ニ  
於テ許サレルカト云フコトヲ質問スルノデ  
アリマス、私ハ……  
○副議長(小泉又次郎君) 議長ノ注意ヲ聽  
キマセヌカ  
○高橋熊次郎君(續) 私ハ議長ノ注意ヲ聽  
カナイ譯デハナイノデアリマス、私ハ議事  
進行ニ關スル點ノミヲ御許シニナクト申  
サレマスケレドモ、議事進行ト云フモノハ  
私ハ一言ニシテ盡スコトガ出來ヌノデアリ  
マス、ソレデアリマスカラ議事進行ニ關ス  
ル點ヲ申述ベテ居ル、一言デ盡セト云フヤ  
ウナコトハ、議長ハ言論ノ壓迫ヲスルト云  
フモノデナイカ(拍手)從來ノ慣例ヲ見マシ  
テモ、議事進行ト云フコトヲ一語デ盡シタ  
例ハアリマセヌ、左様デアリマスカラシテ  
議長ノ御誠意ハ私ハ十分ニ恐察フシテ居  
マス、併ナガラ議長ノ御言葉ハ一言デ以テ、  
此私ノ議事進行ニ關スル趣旨ヲ述ベヨト云  
フ意味デナカラウト思ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 重ネテ申シマ  
ス、御清聴ヲ願ヒマス、議事進行ニ關スル  
點ノミヲ御發議ヲ求メタノデアリマス、一  
言ニシテ盡セト云フ意味ヲ以テ申シタルデ  
ハアリマセヌ、ソレ故ニ議事進行ニ關スル  
點ノミニ付テノ御發言ヲ希望シマス  
○高橋熊次郎君(續) 私ハ議事進行ニ關ス  
ル主ナル點ト云フモノハ、即チ私ハ言論自  
由ノ權利ヲ保有シテ居ルト云フコトヲ信ジ  
テ居ル、吾々議員ハ議場内ニ於テ言論ノ自  
由ハ許サレテ居ル、然ルニモ拘ラズ議場ノ  
空氣ヲ見マスと云フト、言論ノ自由ト云フ  
モノハ壓迫サレテ居ルヤウデアアル、而シテ  
其言論ノ自由ト云フモノガ、更に進ンデ其  
論旨ニ非ズシテ、其用語マデモ局限セラレ  
ルト云フヤウナコトニ相成テ居ルノデア  
ル、ソレデアアルカラ其用語ト云フモノハ、

ドノ程度マデ認メラレルノデアアルカ、ドノ程度ハ認メラレルナイカト云フコトニ付テ、私ハ伺フ居ルノデアアリマス、其點ヲ伺フ居ルノデアアリマスカラ、ソレニ對シテ私ノ抱ク疑義ヲ明ニシナカッタナハ、明敏ナル議長ト雖モ御判斷ニ苦マレルデアラウト、私ハ斯様ニ考察シテ居ルノデアアリマス、ソレ故ニ私ハ茲ニ如何ナル意味ノコトヲ申シテ居ルノデアアルカト云フコトヲ明ニスル爲ニ、陳述シテ居ルノデアアリマス、議長ニ於カレマシテハ、幸ニ了承セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス

〔此時發言スル者多ク、議場騒然〕  
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス——高橋君發言ヲ繼續ナサイ

○高橋熊次郎君(續) 左様デアリマスガ故ニ、私ハ會テ自分モ申述ベタコトモアルノデアアリマスガ、此事ハ漢語デ申上ダレバ意義ガ徹底ヲ致サナイト思ヒマシタガ故ニ、之ヲ方言デ以テ——俗語デ以テ演說シタノデアアリマス、而シテ漢語デ以テ之ヲヤレバ何等法規ニハ觸レナイ、又議院ノ神聖ヲ汚サナイ、又議員ト致シテノ體面ヲ汚サナイコトニ相成ルガ、之ヲ俗語デ以テ演說ヲ致スト云フト、只今申述ベタヤウナ趣旨ニ觸レルト云フトニ相成ルト云フノハ、ドウ云フ譯デアアルカト云フコトヲ私ハ了解ニ苦ムノデアリマス、ソレカラ又形容詞ト云フモノモアル、此形容詞ト云フモノハドレダケノ範圍デ吾々ニ引用スルコトヲ許シテ居ラル、ノデアアルカ、形容詞ト云フモノハ吾々議會ノ言論ニ於テ絕對ニ御禁止ニナルノカ否ヤト云フコトヲ私ハ御等致シタイト思フノデアリマス、又茲ニ假定ノ事實ガアル、假定ノ事實ヲ捉ヘテ論議ヲ進メルコトガアリマスガ、此假定ノ事實ト云フモノハ、果シテ吾々ノ言論ニ於テ許サレテ居ルヤ否ヤ……

○副議長(小泉又次郎君) 高橋君暫ク——高橋君ハ再三議長ノ注意ヲ聴キマセヌ、仍テ高橋君ノ發言中デアリマスルガ、其發言ヲ禁ジマス——高橋君ノ降壇ヲ命ジマス

○高橋熊次郎君(續) 何故ニ……  
○副議長(小泉又次郎君) 柳答致シマセヌ、降壇ヲ命ジマス

○高橋熊次郎君(續) 降壇ヲ命ジマセダハ分ラナイノデアハナイカ  
○副議長(小泉又次郎君) 此場合一言致シマス、只今高橋君ノ御發言中、議事進行ニ關スル先決問題トシテ政友會一同、尤モ提出者ハ志賀和多利君デ「副議長ハ議事ノ進行ニ關シテ不公平ノ行動アリト認ム宜シク反省處決スヘシ」ト云フ發言ヲ求メラレテ居リマス(其通りト呼フ者アリ)此場合副議長ニ於テハ何等不公平ハナイト思ヒマスガ(ヒヤヒヤ)拍手)苟且ニモ斯様ナ動議ヲ出スト云フ發言ノ通告ノアリマスル以上ハ、政治家ト致シマシテ暫ク議長ニ席ヲ讓ルコトニ致シ、暫時休憩ヲ致シマス(拍手)

午後六時三十五分休憩  
午後九時四十九分開議  
○議長(稻谷義三君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス、只今内閣總理大臣ヨリ通牒ガアリマシタカラ之ヲ朗讀致シマス  
本月二十六日貴族院ニ於テ帝國議會開會式執行被仰出候  
(拍手、議場騒然)

靜肅ニ願ヒマス——休憩前ニ志賀和多利君ヨリ議事進行トシテ緊急動議ヲ提出セラレテ居リマス、此際其趣旨聲明ヲ許シマス——志賀和多利君  
(志賀和多利君登壇)

○志賀和多利君 諸君、私ハ議事進行ニ關シテ先決動議ノ提出ヲ致シタノデアアリマス、其動議ノ趣旨ヲ茲ニ先ツ讀上ゲマス「副議長小泉又次郎君ノ議事進行ニ關スル行動ハ不公平ト認ム、宜シク反省處決スヘシ」ト云フノデアアリマス(拍手)即チ副議長小泉又次郎君ニ對シテ不信任ノ意思ヲ表示スルノデアアリマス、諸君、吾々ハ昨年ニ於キマシテ議事ノ進行ヲ圓滑ナラシメ、議場ノ整理ヲ公平ナラシムル爲ニ、議長、副議長ノ當籍離脱ノコトヲ決議致シタノデアアル(發言スル者多シ)

○議長(稻谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス  
○議長(稻谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス——

○志賀和多利君(續) 此昨年ノ決議ノ提出者ガ憲政會ノ小山松壽君デアッタコトハ、諸君御承知デアリマセウ、然ルニ當籍ヲ離脱シテ公平ナル立場ニ在ラザルベカラザル所ノ小泉又次郎君ガ、先程諸君ノ御覽ノ通り極メテ不公平ナ遺方ヲヤッタノデアアリマス(ノウウ)「拍手」先ツ第一其趣ニ居レマス寺田市正君ガ、屢々議事妨害ヲ致シマスノヲ不問ニ付シテ居ッタノデゴザイマス(ノウウ)「拍手」即チ寺田君ガアノ態度ヲ以テヤッタノヲ、小泉副議長ハ雲煙過眼ニ付シテ居ッタノデアリマス、而シテ政府與黨デアアル所ノ憲政會諸君ガ、喧々囂々恰モ露西亞ノ犬ノ騒グガ如ク(拍手)騒ギマスル場合ニ於テ、目ヲツムテ知ラザル風ヲシテ居ッタノデアリマス、之ヲ不公平ト言ハズシテ何ヲカ不公平ト言フノデアアリマセウ(拍手)「議事妨害」ト呼フ者アリ)諸君、私ハ小泉君ニ對シテ、政治家トシテノ小泉君ニ對シテ常ニ敬意ヲ表シテ居ル一人デアリス、併ナガラ小泉副議長ガ先程私ノ此動議ヲ提出致シマシタ場合ニ於テ、私ハ政治家トシテ此壇ヲ去ルト云フコトヲ言ハレタノヲ聞キマシテ、如何ニモ副議長トシテノ御考ガ足リナイト云フコトヲ氣ノ毒ニモ感ジタノデアリマス(ノウウ)「謹聴々々」諸君、議長ト云フモノガ不信任決議案ヲ突付ケラレマシタ場合ニ於テ、其職務ヲ他ニ譲テ退席ヲ致スト云フコトハ、從來本議場ノ先例デアアルノデアアリマス、其根本ノ思想ハ何ヨリ出テ來タノデアアラウカ、申スマデモナク議員タル者ノ一身上、自己ノ事ニ關スル議事ヲ看過スルコトガ出來ナイト云フ根本思想ヨリ出發スルノデアアリマス(此時發言スル者多シ)

○議長(稻谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス——  
○志賀和多利君(續) 小泉君ガ此明白ナル事理ヲモ解スルコト能ハズシテ、而シテ政治家トシテアルカラ此席ヲ議長ニ讓リマスト云フ一言ヲ以テ、茲ニ退場致サレマシタ事ニ付テ、私カニ彼ガ議長トシテノ才幹ナキ事ヲ明白ニ物語ツテ居ルト云フコトヲ

信ズル者デアリマス(拍手)併ナガラ是ハ必シモ無理デアアリマセヌ、小泉副議長トシテハ荷ガ勝テ過ギテ居ル、其小泉副議長ハ從來野黨ノ闘士トシテ、或ハ憲政會ノ幹事長トシテ、或ハ憲政會ノ總務トシテ、野黨ノ戰ニ於テ先鋒ニ立タル諷刺タル英姿ヲ見マシテ、小泉君ニ極メテ憧憬ノ念ヲ生ジタノデアリマス、併ナガラ一度副議長ニナツテカラノ遺方ノマジイコト、言ツタラ、言語道斷デアアルノデアアリマス  
○議長(稻谷義三君) 志賀君ニ注意致シマス、成ベク簡單ニ

○志賀和多利君(續) 議長ヨリ簡單ト云フ御注意モアリマスケレドモ、小泉副議長ノ不信任ヲ算ヘマスニ付テハ、小泉副議長就職以來ノ總テノ事ヲ列舉シナケレバ、此不信任ノ動議ノ趣意ハ徹底ヲ致サヌノデアリマス、諸君、從來小泉君ガ議場ニ出ラレマシタ場合ニ於テ、如何ナル失策ガアッタカ、小泉君自身モ屢々認メラレテ居ルデアリマセウ、大凡小泉君ガ此壇上ニ登ラレマシタ時ニ於テ、爭ヒノ出ナカッタコトハ寧ろ珍ラシイ位ノモノデアアルノデアリマス(拍手)恥ヲ知レト云フ言葉ガアルトスルナラバ、苟クモ副議長ノ職ニ在リテ其職ヲ盡スコト能ハザル小泉君、自ら恥ヲ知ラザルベカラザルモノデアアル信ズルノデアリマス、諸君、私ハ小泉君ガ憲政會ノ出身デアツテ、昨年ノ議場ノ大勢ニ鑑ミラレマシテ、議長、副議長トモ當籍ヲ離脱致サレマシタガ爲ニ、此小泉君ノ態度ハ餘程改善セラレルトコトヲ期シテ居ッタノデアリマス、然ルニ本年ニ至マシテモ、此議會ニ於テ頻々トシテ起ル失策ト云フモノハ、一二小泉副議長ノ遺方ノ惡イト云フコトノ結果ニ外ナラヌノデアリマス、(發言スル者多シ)諸君ガ靜肅ニナレバ靜ニ論議ヲ進メマス(議長)「議長」ト呼ヒ其他發言スル者多ク議場騒然

○議長(稻谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス——諸君傍聴席ノ騷擾ノ爲ニ休憩致シマス  
午後十時四分休憩

官報院外 大正十五年三月二十六日  
衆議院議事速記第三十七號 議員志賀和多利君ノ議事進行ニ關スル緊急動議

午後十時九分開議

○議長(粕谷義三君) 御着席ヲ願ヒマス——休憩前ニ引續キテ會議ヲ開キマス——志賀和多利君

〔志賀和多利君登壇〕

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(粕谷義三君) 御着席ニ願ヒマス

○志賀和多利君 諸君、只今傍聴席ニ於キマシテ意外ナル事情ヲ起シタガ爲ニ、此議場ノ混亂シタルガ爲ニ、一時休憩スルノ已ムヲ得ザルニ至ラタリデアリマス、而モ其騷擾タルヤ憲政會ノ院外圍某(此時發言スル者多シ)ガ彼處デ盛ニ活躍シテ居タノデアリマス、斯ノ如クニシテ與黨諸君ハ……〔此時發言スル者多シ〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○志賀和多利君(續) 與黨諸君ハ衆議院ニ壓迫ヲ加ヘテ、此議事ノ進行ヲ妨害セントスルコトハ如何ニモ恐シキ感ガスルノデアリマス(拍手)其下ニハ一群ノ人ハ除ヲ捕ヘテ……(議場騒然聽取スル能ハス)向フノ方デハ院外圍ノ青年ガ亂暴ヲ致スト云フコトハ何事デアリマセウカ……〔此時發言スル者多シ〕

○議長(粕谷義三君) 志賀君、要旨ヲ御述ベテ願ヒマス

○志賀和多利君(續) 動議ヲ提出致シマシタ所以ノ趣意ハ、斯ノ如キ事態ノ頻發スルト云フコトハ、即チ小泉副議長ノ遺方ガ惡カツタ結果デアルト云フコトヲ確信スルガ爲デアリマス(拍手)元來先程ノ副議長ガ不公平ナル處置ヲヤラレマシタノハ何ノ爲デアラウカ、此副議長ノ不公平ヲ致サレマシタ原因ト云フモノハ、正ニ是レ中野正剛君ノ查問會ノ議事ヲ遮ニ無ニ此議場ニ掛ケナケレバナラヌト云フ眞意ノ發露ガ、偶、小泉副議長ヲシテ斯ノ如ク不公平ナラシメタモノデアルト斷言セザルヲ得ナイノデアリマス、抑、中野問題ト、何ゾヤ、即チ中野正剛君ノ露西亞ヨリ十萬圓ノ金ヲ貰ヒテ、亦化宣傳ニ從事スルト云フコトデハナイク、(此時發言スル者多シ)此查問會ニ關スル委員會ニ於テ、與黨並ニ准與黨ガ大多數ヲ以

テ中野君ヲ不問ニ付スト云フ決議ヲ致シテ、其決議ト云フモノヲ此議場ニ上セキト云フガ爲ニ、小泉副議長ハ不公平ナル處置ヲ致シタノデアリマス、寺田中正君ガ立上テ腕ヲ揮テ妨害スルノモ、亦其精神ノ發露ニ外ナラヌノデアリマス(拍手)憲政會ノ諸君ガ私ノ演說ヲ妨害セントセラルモ亦此精神ノ發露ニ外ナラヌノデアリマス、諸君、憲政會ノ心持ガ副議長ニ移リマシテ、斯ノ如キ不公平ナル處置ヲ執ルト云フコトニ至リマシテハ、或ハ小泉君ヲ責メルヨリモ、憲政會ノ諸君ヲ責メタ方ガ本質デアルカモ知レナイノデアリマス、併ナガラ小泉君ハ既ニ黨席ヲ離脱シテ居ル(議場騒然)默シテ御聞キニナレバ分リマス、諸君、小泉副議長ノ不公平ナル處置ハ、正ニ諸君ガ現在ノ狀態ニ於テ、私ニ對シテ騷擾ヲ加ヘル行爲ニ基ク結果ニ外ナラナイデハナイク……

○議長(粕谷義三君) 志賀君、一寸御待チ下サイ、只今紫安新九郎君ヨリ志賀和多利君懲罰ノ動議ガ提出セラレマシタ、懲罰動議ハ先決問題デアリマスカラ、志賀君ノ發言ヲ……〔議場騒然聽取スル能ハス〕此動議ヲ……〔議場騒然聽取スル能ハス〕

○志賀和多利君(續) 紫安君ニ伺ヒマス、紫安君ハ何ガ爲ニ私ヲ懲罰ニ付シタカ、ソナナ亂暴ナコトヲシテ國家ノ政治ヲ議スルコトガ出來ルカ、紫安君……〔議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 志賀君、降壇ヲ願ヒマス——降壇ヲ命ジマス

〔議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 志賀君ノ退場ヲ命ジマス——志賀君ノ退場ヲ命ジマス

〔議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 諸君、御降リヲ願ヒマス——御降リヲ願ヒマス

〔休憩々々ト呼フ者アリ議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 暫時休憩致シマス

午後十時二十二分休憩

午後十一時五十七分開議

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス——

靜肅ニ願ヒマス

〔議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續キ開會致シマス、既ニ會期モ……〔議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 既ニ時間モアリマセヌカラ、是ニテ散會致シマス

午後十一時五十八分散會

本會議ニ於ケル議案ノ總數及結果

豫算案 十一件

可決シタルモノ 九件

撤回シタルモノ 二件

決算及國有財産増減總計算書 四件 是認ス

承諾ヲ求ムル議案 九件 承諾ヲ與フ

政府提出法律案 八十六件

可決シタルモノ 八十二件

否決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 一件

未決ノモノ 二件

議員提出法律案 六十八件

可決シタルモノ 八件

否決シタルモノ 二件

議決ヲ要セスト決シタルモノ 四件

撤回シタルモノ 一件

消滅シタルモノ 一件

未決ノモノ 五十二件

上奏案 三百五十五件

建議案 可決

可決シタルモノ 百十四件

撤回シタルモノ 二件

未決ノモノ 二百三十九件

決議案 六件

可決シタルモノ 二件

否決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 一件

未決ノモノ 十二件

重要動議 十二件

可決シタルモノ 六件

撤回シタルモノ 一件

未決ノモノ 五件

懲罰事犯ノ件 五件

可決シタルモノ 二件

未決ノモノ 三件

懲罰委員付託中ノモノ 一件

回付案 二件 同意シタリ

請願 千二百七十四件

採擇又ハ採擇ト看做シタルモノ 九百五十四件

政府ニ參考トシテ送付シタルモノ 二百三件

不採擇ニ決シタルモノ 三件

未了ノモノ 百十四件

質問 六十三件

口頭又ハ書面ニテ答辯アリタルモノ 六十一件

答辯ナキモノ 二件

緊急質問 十二件

口頭ニテ答辯アリタリ

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一 今二十五日貴族院ヨリ回付アリタル議案

左ノ如シ

(第三號)大正十五年度歳入歳出總豫算追加案

(特第二號)大正十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

家祿賞典祿處分法施行法中改正ニ關スル建議案

提出者 大森 唯男君

(以上三月二十五日提出)



一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ  
清水市制施行後ノ監督ニ關スル質問主意書  
提出者 高橋熊次郎君  
(以上三月二十五日提出)

一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ  
衆議院議員山根儀重君提出大東文化協會ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀬一郎君提出軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員山田道兄君提出醫學博士濫造ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出下關漁港速成ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田寅之介君提出學校教育ノ方針及水産學校設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員黒住成章君提出國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員谷原公君提出「ラヂヲ」放送取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員關直彦君提出地方青年會ノ指導監督ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
(以上三月二十五日受領)

大東文化協會ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

一 同會設立認可申請ノ際募集積立ノ契約ヲ爲セシ二十二万五千圓ノ基金ハ未タ殆ト拂込マレズ經常費ニ充ツヘキ寄附金モ亦極メテ少額ニシテ銀行ヨリノ借入金ヲ以テ一時ヲ糊塗シツツアルカ

如キハ同會ノ基礎薄弱ニシテ且文化事業トシテハ不適當ナル方法ナリト考ヘサルヲ得ス政府ノ所見如何  
二 右ノ如ク基金及寄附金ノ募集意ノ如クナラサルハ大震災ノ影響ナリト辯解シツツアルカ如キモ三十餘名ノ同會理

事ハ孰レモ天下知名ノ士ニシテ現代思潮ノ惡傾向ヲ憂慮シテ其ノ職ニ就シ人ナルカ故ニ我カ國經濟ノ現情ニ於テシテモ年額數萬圓ノ募金ハ易易タルヘキ筈ナリ然ルニ斯ノ如クナルハ彼等ノ誠意ノ缺クル所アルニ職由スト疑ハサルヲ得サルナリ斯ノ如ク曠職ノ嫌アル人々ニ依リテ我カ國ノ思想界カ善導セラルルモノト考フルヲ得ス政府ノ所見如何

三 同會ニ對スル國庫補助金ハ同會ノ經營ニ係ル大東文化學院ノ經營ニ要スル經費ノ一部トシテ交付スルモノナルコトハ第四十六回議會豫算追加提案理由書ニ明ナリ然ルニ大東文化學院ニ要スル經費ハ年額十三萬圓ニ滿タス而モ住友男爵ノ指定寄附金一万圓アリ即チ國庫補助金ノ一部ヲ以テ之ヲ經營シ同時ニ殘餘ノ金額三萬餘圓ハ之ヲ同會ノ一般經費ニ充當シツツアルハ國庫補助ノ精神ヲ没却シ大東文化學院ノ事業ヲ阻害シツツアルモノナリト謂フヘシ政府ハ國庫補助金ノ使用ヲ學院ノ經費ニ制限シテ其ノ發達ヲ金圖スル意思ナキヤ

四 同會ノ學院以外ノ經費支出(國庫補助金ヲ含ム)ノ狀況ヲ見ルニ本會事業遂行ニ寄與セサル冗費多額ニ失ハル疑ヒアル事實アリ政府ハ之カ調査ヲ爲シタルコトアリヤ

五 政府ハ同會ノ收支計算ニ關シ會計檢査院ヲシテ調査セシムル意思ナキヤ

六 同會ノ狀態斯ノ如クナリトセハ大東文化學院ノ經營ヲ他ノ經營者ヲシテ之ニ當ラシムル意思ナキヤ  
右及質問候也

大正十五年三月二十五日  
內閣總理大臣 若槻禮次郎  
衆議院議長 粕谷義三殿  
衆議院議員 山根儀重君提出大東文化協會ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候  
(別紙)

大正十五年三月十五日衆議院議員 山根儀重君外三十一名提出大東文化協會ニ關スル質問ニ對スル答辯

一 豫定寄附金ノ收納ハ協會當局者ニ於テ常ニ力メツ、アル所ナルモ大震災、一般財界ノ不振等ノ影響ニ因リ必スシモ所期ノ如ク進捗セサルヲ遺憾トス政府ハ尚協會ヲ整備シ其基礎ヲ確實ナラシムル機督勵ヲ加フヘシ

三、四、五、六 大東文化協會ニ對スル補助金ハ獨リ學院ノ事業ニ對スルノミニアラスシテ廣ク同協會ノ事業ニ對シテ之ヲ交付スルモノナリ尙政府ハ協會ノ經費ニ關シテハ一層詳密ナル調査ヲ加ヘ事業ノ遂行ヲ誤ラシメサル様力ムヘシ

右及答辯候也  
大正十五年三月二十三日  
文部大臣 岡田 良平

軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問主意書  
提出者 清瀬 一郎  
軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

一 本員カ過般政府ニ對シ我カ國軍部ノ公金取扱方法ニ關シ質問ヲ發シ殊ニ公金ヲ私設銀行ニ預金シタル場合ノ利息收入並之ヲ以テ公債ヲ購入シタル場合ニ於ケル公債利札ヨリ生スル收益ハ何人ノ收入ト爲リ居ルヤニ付糾シタルニ對シ政府ハ本月十六日附ヲ以テ宇垣陸軍大臣ノ名ヲ以テ答辯ヲ爲シタリ而シテ其ノ冒頭ニ於テ

永年ニ互リ我軍部ノ官金カ軍事當局個人ノ名義ヲ以テ民間銀行ニ預金セラレ又ハ公債證書ニ投資セラレタル事實ナシト謂ヘリ

右ハ「永年ニ互リ」テハ斯ノ如キコトヲ爲サザリシモ一時的ニハ斯ノ如キコトヲ爲シタリト意ナリヤ若ハ絕對ニ其ノコトナシト意ナリヤ

二 前項ノ如キ再質問ヲ爲ス所以ノモノハ他ナシ宇垣陸相ノ前任者山梨半造氏ハ本月六日東京朝日新聞紙上ニ於テ一バク大ノ公金ヲ銀行ノ預入シタルハ事實ヲ預入者ノ名義ニ我輩ソノ他ノ名義ヲ使ツテキルガ之ハ何處ノ役所デモアル事務上ノ慣例デア

ト發表シ且其ノ翌七日ノ前記同新聞紙上ニ自ラ該新聞紙ニ訂正ノ申込ヲ爲シ右記事ニ關シ

甚大ノ公金トアルモノ單ニ公金ノミナラズ官金モ含マレテキル  
ト明言セリ故ニ前記記事中「公金」ト在ルヲ「公金及ヒ官金」ト訂正シタル文章トシテ山梨前陸軍大臣ハ之ヲ確言シテ憚ラサルモノナリ然レトモ此ノ言ハ現陸相ノ答辯ト抵觸ノ嫌アリ尤現陸相ハ「永年ニ互リ」テハ其事ナシ一時的ニハ其事アリト謂ヒタル迄ナリト言ハハ格別ナレトモ此ノ點疑義ヲ生スルニ付廣ク國民ノ疑惑ヲ解ク爲明確ナル答辯ヲ與ヘラレタシ

三 又右山梨前陸軍大臣ハ同シク三月六日ノ東京朝日新聞紙上ニ於テ

一 銀行利子ハ低イ故高利ノ公債ニ買ヒ換ヘシタノモ事實官房ノ主計モ買ヒニ行ツタコトヲウ皆我輩ノ命令デア

ト發表セリ尙同前陸相ハ此ノ點ニ對シ翌七日ノ同紙上ニ於テ此ノ件ニ關シ余ノ命令ニテ公債ヲ買ハシメタ如クアルガ余ハ「シベリヤ」臨時軍事費中ノアル種ノ項目ニ依ル費用ヲ以テ二

三回公債ヲ購入セシメタノミデ各會ノ分ハソノ會自ラ購入シタモノデア

ト訂正申込ヲ爲セリ前日ノ發表及此ノ日ノ訂正ニ依レハ前陸軍大臣ハ「シベリヤ」臨時軍事費中ノ或種ノ項目ノ費用ヲ以テ二三回公債ヲ購入セルコトヲ確認セリ而モ宇垣現陸軍大臣ハ前述ノ如ク永年ニ互リテ公債購入ヲ爲サスト答辯セリ此ノ兩者ノ言説ヲ綜合スレハ

宇垣陸相ノ答辯ハ「永年ニ互リ」テハ其ノ事ナクモ二三回其ノ事（公債購入）ヲ爲シタルコトハ別ニ之ヲ否定セサルモノト解スルノ外ナシ宇垣氏モ現陸相トシテ國家ノ大官ナルト同時ニ山梨氏モ宇垣氏ノ先輩且前任者トシテ其ノ言説ヲ輕視スヘキニ非ス此等ノ點ニ付詳密ナル發表アルコトカ我カ軍部ノ威信ヲ保ツ所以ナリト信ス

四 尙前記宇垣陸相ノ答辯中ノ官金中ニハ機密費ヲ包含スルモノナリヤ若ハ宇垣氏ハ機密費ハ議會ニ報告ヲ要セサルモノトシテ之ヲ除外シタルモノニ付答辯ヲ爲サレタルモノナリヤ

五 又機密費ヲ一旦國庫ヨリ引出シタル後各其ノ用途ニ使用セラルル迄ノ間ニ於テモ此ノ金額ヲ官金又ハ公金ト見テ答辯シタルモノナリヤ若ハ此ノ中間期ニ於ケル機密費ハ既ニ官金又ハ公金タルノ性質ナキモノトシテ之ヲ除外シテノ答辯ナリヤ

六 「シベリヤ」出兵ノ經費即チ臨時軍費特別會計法ニ依ル豫算ニハ「臨時軍事費」ノ一項ト「豫備金」ノ一項アルノニ機密費ノ立法科目アルコトナシ然ルニ近來政府ノ發表ノ中ニハ此ノ内ニ機密費（約二千四百萬圓）アリト稱シ其ノ内容ノ發表ヲ拒ムモノノ如シ

之ヲ拒ムノ法規上ノ根據如何右及再質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員清瀨一郎君提出軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員清瀨一郎君提出軍部ノ公金取扱方法ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書一、山梨大將ノ談話ナリトシテ新聞紙ニ掲載セラレタル言説ニ就テハ答辯ノ限リニ非ス

二、既ニ答辯シタル如ク軍部ノ官金ノ個入ノ名義ヲ以テ民間銀行ニ預金セラレ又ハ公債證書ニ投資セラレタル事實ナシ

三、機密費ハ一旦國庫ヨリ支出シタル後ハ直ニ其ノ用途ニ使用スルモノナリ候ニ若キ時受領者カ所持スル場合アリトスルモ該金員ノ性質ハ尙官金タルコトヲ失ハス但シ機密費ノ性質上其取扱方ニ就イテハ一般官金ノ例ニ依ラサルモノトス

四、臨時軍事費機密費カ立法科目ニ在ラサルコトハ過去戰役ニ於テモ同一ニシテ機密費ハ勅裁ヲ仰クニ當リ臨時軍事費ノ一項目トシテ其金額ヲ限定セラレ特ニ他費目ヨリノ流用ヲ許サレズ

尙機密費ハ其ノ性質上公表シ能ハサル用途ニ使用スルモノナルヲ以テ之カ使途ハ發表ノ限リニ非ラサルモ國庫ノ歳出トシテ支出セル金額ハ會計検査院ニ證明シアリ

右及答辯候也

大正十五年三月二十三日

陸軍大臣 宇垣 一成

醫學博士濫造ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

提出者 山田 道兄

醫學博士濫造ニ關スル質問主意書

近年醫學博士ノ濫造ハ國民一般ノ健康ヲ能ハサル所テ此ノ事ハ獨リ學界ノ權威ヲ傷クル計リテナク社會ニ實害ヲ與フルコト些カラスト信スルノ本員ハ前議會ニ於ケル豫算總會テ政府ニ對シ其ノ弊害ヲ指摘シテ警告スル所カアツタ時恰モ文部大臣ハ外セム事テ委員會席ニアラス他ノ政府委員ヨリ曖昧ナル答辯ヲ得テ次第テアル

然ルニ爾來醫學博士ノ濫造ハ依然トシテ改マラス其ノ學位濫授ヲ以テ我カ國醫學ノ進歩セルニ依レリトスラ辯明セムトシテ居ル誠ニ不理至極ノ事共ト謂フヘキテアル若我カ邦ニ於テ最進歩セル學問カアリトセハ醫學ニ非ス理學ニ非ス哲學ニ非ス漢學テアリ國學テアラネハナラヌ然ルニ

文學博士ハ其ノ學位授與ニ極メテ慎重ノ態度ヲ執ル各大學カ醫學博士限リテ盛ニ濫造ヲ爲スハ其ノ理由甚タ薄弱ト謂フヘキテアル或ハ外國ノ例ナト云爲スルモノモナイテハナイカ我カ國ニ於テハ博士ナル學位ハ實ニ大權ニ屬スル榮譽テアツタ程テ今モ醫學界ノ權威ヲ標榜セル特別ノ稱號ナル之ヲ濫授スル如キハ實ニ奇怪至極トイフヘキテアル

新湯醫大 七〇〇  
長崎醫大 二〇〇  
岡山醫大 八〇〇  
京都府立 三〇〇  
慈惠會 八〇〇  
千葉醫大 三〇〇  
計 八七〇  
（備考）印ハ其ノ科ヲ有セサルニ依ルモノ

試ニ醫學博士ト他ノ博士ノ數ヲ比較シテ見ルニ  
舊學位令ニ依ル博士ノ數  
學位種別  
醫學博士 二二二人  
法學博士 八四四  
文學博士 三八七  
理學博士 三六  
農學博士 一九一  
醫學博士 一八二  
農學博士 一一四  
醫學博士 三八  
獸醫學博士 二六

博士號ノ授與ニ關シテハ以前カラ種種ナリ裏面ノ情實話ヲモ耳ニセヌテハナイカ最近各大學ノ醫學博士ハ全ク飯ノ種ニ大學ノ暖簾ヲモ分ケテヤルカノ様ナ外觀ト内情カ明ニ窺ヒ知ラレルノテアル

更ニ大正九年學位令改正サレ各官公私立ノ大學テ博士ヲ推薦ヲ爲スニ至ツテ以來ノ數ヲ見ルトキハ  
新學位令ニ依ル博士數  
自大正十年六月二十一日  
至大正十四年十月一日

博士號ノ授與ニ關シテハ以前カラ種種ナリ裏面ノ情實話ヲモ耳ニセヌテハナイカ最近各大學ノ醫學博士ハ全ク飯ノ種ニ大學ノ暖簾ヲモ分ケテヤルカノ様ナ外觀ト内情カ明ニ窺ヒ知ラレルノテアル

大學別  
醫學博士 其他ノ博士  
總計

博士號ノ授與ニ關シテハ以前カラ種種ナリ裏面ノ情實話ヲモ耳ニセヌテハナイカ最近各大學ノ醫學博士ハ全ク飯ノ種ニ大學ノ暖簾ヲモ分ケテヤルカノ様ナ外觀ト内情カ明ニ窺ヒ知ラレルノテアル

帝國大學  
東京 三一 一一 四二二  
京都 二四 二四 二六六  
東北 四七 一六 六三  
九州 一一〇 六 一二六  
北海道 八 一四 二二  
東京商大 〇 〇 三  
大阪醫大 四八 〇 四八  
慶應 六三 二 六五  
早稻田 〇 〇 三  
中央 〇 〇 三  
國學院 〇 〇 四  
明治 〇 〇 四

博士號ノ授與ニ關シテハ以前カラ種種ナリ裏面ノ情實話ヲモ耳ニセヌテハナイカ最近各大學ノ醫學博士ハ全ク飯ノ種ニ大學ノ暖簾ヲモ分ケテヤルカノ様ナ外觀ト内情カ明ニ窺ヒ知ラレルノテアル

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員山田道兄君提出醫學博士濫造ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候（別紙）

衆議院議員山田道兄君提出醫學博士選

造二關スル質問ニ對スル答辯書

既ニ授與セラレタル學位中醫學博士ハ其ノ最モ多キヲ占ムルモ凡ソ學位ハ學位令ノ定ムル所ニ依リ論文ヲ提出シテ大學々部教員會ノ審査ヲ經テ合格シタル場合ニ限リ授與セララル所ニシテ而カモ學位令ハ學部教員會ノ審査ニ合格セル論文ノ印刷公表ヲ要スヘキモノト定メタルカ故ニ苟モ學位ヲ濫授スルカ如キ事實ヲ生スルコトナシ

右及答辯候也

大正十五年三月二十五日

文部大臣 岡田 良平

下關漁港速成ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

提出者 秋田寅之介

下關漁港速成ニ關スル質問主意書  
四面環海ノ我が國ニ於テ水産業ノ保護獎勵就中漁港施設ノ完備ハ眞ニ急務中ノ急務テアリマスカラ關係地方ニ於テハ勿論全國各漁業家專門家等モ日夜寢食ヲ忘レテ其ノ完成ノ爲ニ努力シテ居リマス而シテ之カ實現ノ遲速ハ國家經濟ノ上ニ又海外貿易振興ノ上ニ將又國民生活問題ト密接ナ關係ヲ持テ延テハ國運ノ消長ニモ多大ノ影響ヲ及ホスモノテアリマスカラ農業ニ次クノ國策テ水産業ノ爲ニ大ニ考慮セネハナラヌ緊要事テアリマス前農商務省當局ハ疾ニ之ヲ認メ大正七、八年頃ヨリ全國ニ亙リ大小漁區十數箇所ニ付テ調査ノ歩ヲ進メ國庫ノ補助ヲ與ヘ既ニ完成シタモノ又ハ工事中ノモノカアリマス中ニモ銚子港カ漁港トシテ既ニ築造ニ著手セラレテ居ルコトハ國家ノ爲慶賀ニ堪ヘナイ所テアリマス然ルニ銚子港ハ水産物ノ集散上必要ナルコトハ勿論ナレトモ其ノ大半ノ目的ハ避難港トシテ築造セラルルモノト考ヘラレマス之ニ反シテ下關ハ等シク大漁業地トシテ東ニ銚子西ニ下關ト稱セラレテ居リマスカ下關港ノ築造ハ單ニ下關市トカ山口縣トカ謂フ一地方的ノ偏狹ナ問題テナク我カ帝國ノ大問題ト

シテ扱ハネハナラヌモノテアリマス特ニ下關ト唇齒輔車ノ關係ニアル朝鮮總督府朝鮮水産組合及釜山商會會議所等モ大ニ之ニ共鳴サレ大正十二年及十三年ノ兩度ニ時ノ總理大臣農商務大臣及大藏大臣ニ稟申書ヲ提出シテ益々下關漁港實現ノ促進ニ努力シテ居リマス謂フ迄モナク下關ハ危大ナ支那各地西比利亞朝鮮ノ各天地ニ無限ノ供給所ヲ抱擁シ社會的ニ重大ナ使命ヲ持ツ許リテナク内地沿岸ハ勿論朝鮮近海遠方ハ支那臺灣ノ近海等頗ル廣汎ナ漁區ヲ控ヘ殊ニ天與ノ利地ヲ占メ年々船舶ノ出入ト其ノ集散高ヲ増加シ更ニ將來益々其ノ趨勢ヲ助長スヘキ地ニ位シ全國漁業家ノ根據地テアルト謂フモ敢テ過言テハナイト思量スルモノテアル現在下關港ヲ根據トシテ出入スル「トロー」船ハ政府ノ制限許可數七十隻ノ中六十隻ノ多數ヲ占ム此ノ外捕鯨船三百餘隻ノ大部分並ニ發動船底曳網船五百餘隻カ大部分是等ハ山口縣支那テナク他府縣ニ船舶ヲ置クモノモ多數アレトモ事實上下關ヲ根據トシテ活動シ現代日本ニ於ケル遠洋漁業船ノ全體ノ約八割ハ一齊ニ下關ヲ根據トシテ活動シ居ル狀態テアリマス其ノ他鮮魚ノ運搬發動船及普通汽船等五百餘隻アリ是等ヲ綜合スレハ一箇月平均下關ニ入港スル船舶ハ實ニ三千艘以上ノ多數ニ上リ其ノ陸揚スル水産物ハ鮮魚ノミテモ一箇年間合計十數萬噸ニ達シ之ニ鹽乾業所謂鹽乾魚其ノ他一徹ノ水産物ヲ加フルトキハ其ノ數量ハ實ニ莫大ナモノテアリマス又輸入額ハ六千萬圓以上ニ達シ向漁港不完備ノ爲ニ下關ヲ經由セシテ朝鮮支那臺灣近海カラ直接内地各方面ニ輸入セルル額カ三千五百餘萬圓テ之ヲ合計スルト一箇年ヲ通シ其ノ金額ハ一億圓内外ニ達シ之ヲ東ノ大漁港銚子ノ集散高一箇年四百餘萬圓ニ比シ實ニ二十五倍ニ相當シ又世界無二ノ大漁港ト稱セラルル英國「グリンスビー」ニ比較シテモ漁區及漁獲高ニ於テ下關ハ遙ニ之ヲ凌駕シテ居ルコトハ確實ナル今之カ統計二二三ヲ舉

クレハ英國ノ漁業區域水深二百米突迄ノ總面積ハ六十七萬八千九百平方里テ之ニ對シ日本近海ノ百尋以內ノ總面積ハ九十二萬四千四百八十三平方里テ四割以上モ廣大ナル又歐洲大戰前千九百一十二年即チ我カ大正元年ニ「グリンスビー」ノ年額陸揚ハ十九萬九千二百九十九噸夫ヨリ「アバディン」十一萬八千八百七十六噸「ヤーモース」九萬四千五百四十四噸「ローストク」八萬六千三百三十七噸「ハル」八萬四千七百五十四噸ヲ我カ下關港ハ汽車輸送タケテモ一年間十二萬噸以上ニ達シ之ニ下關ヲ通過スル汽船其ノ他ニ依リ輸送サルルモノヲ合スレハ萬國ノ五割以上ニ及ビ實ニ下關漁港ハ世界一ノ冠稱ヲ付シテモ差支ナシト思量スルモノテアリマス然ルニ斯ノ如ク水産物ノ輸出入高ニ達シテ居ルニモ拘ラス夫等船舶ノ漁獲物陸揚場トシテハ唯僅ニ下關「ステーション」構内ノ一小部分長サ四十間幅三間位ノ外ニハ尺寸ノ岸壁モナク此ノ狹隘ナ箇所ニ於テ年額十數萬噸ノ漁獲物ヲ貨車ニ積載スルノテ漸ク貨車五六輛宛ヨリ連結運轉スルコトカ出來ス刺ヘ右貨車ヲ次驛轉送迄持行キ入換ヲ爲シ順次數回引出シ漸ク一列車ヲ連結スル煩瑣ヲ見ナケレハナラヌ又大多數ノ船舶ハ岸壁ナキ爲海岸ヲ離ルル遠キ沖合ニ碇泊シ其ノ多數船舶船隻ノ結果ハ接觸衝突等ノ危難頻出シ其ノ混亂狀態ハ實ニ名狀スヘカラサルモノカアル許リテナク漁獲物及是等漁船ノ必需品積降シノ荷役ニ要スル無益ナ費用並漁船運搬船等ノ碇泊時間ヲ延長セシメ之ヨリ生スル冗費ヲ合スレハ年額少クモ五百萬圓内外ニ達ス斯ノ如キ無益ナ冗費ハ自然水産物ノ價格ニ加算サレ國家ノ不經濟ト國民生活上ノ脅威ハ實ニ甚大ナルモノテアリマス故ニ第四十九回議會ニ建議案ヲ提出シ委員會ハ第五十議會ニ建議案ヲ提出シ委員會及本會議共滿場一致決定シテ居ルニモ拘ラス政府ハ徒ニ財政緊縮ヲ盾ニ之カ施設ヲ遷延セラルルハ實ニ遺憾千萬ナル下關漁港ノ冗費ハ前述ノ如ク一箇年間九百萬

圓ノ多額ニ達シ政府ノ補助ヲ仰カムトスル金額ハ漁港築造費全額七百萬圓ノ半額即チ三百五十萬圓夫レモ現今政府ノ方針ヲ考慮シテ一回ニ補助ヲ受ケムトスルモノテナク數箇年ニ分割シテ補助ヲ得ムトスルモノテ補助金ノ少額ニ比シテ國家利益ノ多大ナルコトハ一目瞭然何人モ異存ノアルヘキ筈ナシト信シマス右事實ニ鑑ミ緩急宜シキヲ得大小ノ度合ニ應ジ玉石混淆セサル様爲政者ハ大ニ注意ヲ要スル所テ國ノ輿論ニ副ハムコトヲ切望シテ止マヌノテ本員ハ先日モ委員會ニ於テ農林大臣ニ質問シタノテアリマス之ニ對シ早速農林大臣ノ答辯カアリマシタカ私ハ満足スルコトヲ得マセヌ又大藏省當局ヨリハ何等答辯カアリマセヌカラ再質問ヲ致ス次第テアリマス政府ノ誠意アル御答辯ヲ願ヒマス

政府ハ第五十回議會ニ必要ヲ認メ豫算編成ノ際下關漁港築造費ノ提案アリシモ大藏省ニテ削除サレタノコトテアルカ現農林省當局ハ之カ豫算編成ヲサレタノテアルカ否カサレナイトスレハ必要ヲ認メラレナイノテアルカ

右及質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 秋田寅之介君提出下關漁港速成ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員秋田寅之介君提出下關漁港速成ニ關スル質問ニ對スル答辯書

下關市ハ大正十二年六月市會ノ決議ヲ經テ其漁港調査設計ヲ本省ニ稟請スルト共ニ其修築國庫補助ノ申請アリ本省ハ其必要ヲ認メサルニアラサルモ財政其他ノ事情アリ未タ其補助ノ目的ヲ達スル能ハス將來適當ノ時期ニ於テ其修築獎勵ヲ考慮セムトス

右及答辯候也

大正十五年三月二十五日

農林大臣 早速 整衛

水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設置ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

提出者 秋田寅之介

水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設置ニ關スル質問主意書

四而海ヲ環ラシ潮ハ暖寒ニ流ヲ通シ凡ル魚族ト無盡藏ノ天産ヲ海洋ニ放置スル我カ國水産業及世界ノ船舶界ニ雄飛シテ輸入超過ノ貿易狀態ヨリ生スル海外拂フ危クモ喰ヒ止メテキル帝國海運業ノ保護獎勵ノ爲ニ特殊銀行ノ設置ヲ見ルニ至ラナイノハ前途發展ノ餘地ヲ存スル斯業ノ進歩發達ヲ阻害シ延テハ陸産物ヲ以テシテハ到底國民ノ口腹ヲ充シ得サル國情ノ下ニ在ツテハ重大ナル食糧問題ノ解決ニ支障ヲ及ホシ其ノ他貿易關係ニ於テ國民經濟上誠ニ大ナル影響ヲ來スモノテアリマス

然ルニ一方ニ於テハ内地ノ日本興業銀行日本勸業銀行、各府縣農工銀行ヲ始シテ朝鮮ニハ朝鮮殖産銀行東洋拓殖銀行北海道ニハ北海道殖産銀行臺灣ニハ臺灣銀行等ノ設立カアリ各重要産業ノ爲ニ金融ノ途ヲ開キ斯業ノ進歩發達ヲ助長シテ居ルニ拘ラス獨リ水産海運兩業ニ對シテ之カ機關ナキハ甚タ遺憾ノコトト思ヒマス

政府ハ此ノ水産海運ニ謂フ帝國ニ大産業ノ保護獎勵ノ爲ニ將又國家經濟ノ爲ニ特殊銀行ヲ設立スルノ意ニハナイノテアルカ其ノ所見ヲ伺ヒタイ

右及質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員秋田寅之介君提出水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設置ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員秋田寅之介君提出水産及海運業保護獎勵ノ爲特殊銀行設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

水産海運兩業ノ金融ヲ充實スル方法トシテ特殊銀行ヲ設置スルノ必要アリヤ否ヤハ一般金融制度ノ調査ト相俟テ研究スル考ナリ

大正十五年三月二十五日

大藏大臣 濱口 雄幸

學校教育ノ方針及水産學校設置ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

提出者 秋田寅之介

學校教育方針及水産學校設置ニ關スル質問主意書

一 近時國民教育思想ノ向上ニ伴ヒ繼續各種官公私立教育機關ノ設立ヲ見ルニ至レルハ國家ノ爲誠ニ慶賀ニ堪ヘサル次第テアリマス然ルニ是等教育機關中ニ國體ノ尊嚴ヲ冒瀆シ光輝アル歴史ニ汚點ヲ印シ國家ノ基礎ヲ害スルモノモノヲ生スルコトアルヲ聞クハ眞ニ眞ニ我カ國思想上深憂ニ堪ヘナイ所テアリマス例ヘハ(一)學校ニ於テ祝祭日ニ校門ニ國旗ヲ掲揚セス(二)右祝祭日ノ式場ニ於テ勸語ヲ捧讀セス(三)忠勇ナル軍人ノ靈ヲ祭レル招魂祭ニ參拜セシメス而モ當然ナリトスルモノアルカ如キ實ニ國民教育上見逃スヘカラサルモノカアリマス是等ニ對シ文部當局ハ若取調ヘノ上スルコトカ事實ナリトシタナラハ如何ナル處置ヲ採ラムトスルカ又斯ル事實アリトスレハ文部當局ノ重大ナル監督不行屈ノ致ス所ト信スルヲ以テ明確ナル答辯ヲ願ヒマス又斯ルコトハ放任シテ省ミナイ方針アルカ伺ヒタイ

二 我カ國ハ領土狹少耕サニ土地少ク農業ノ前途甚タ心細キモノカアリマス然ルニ一方面積ニ比シ海岸線ノ長キコトハ實ニ世界ニ冠絶シ無限ノ寶庫ヲ四面ノ大洋ニ藏スル點ニ於テハ他ニ其ノ類ヲ見サル所テアリマス斯ノ如キ國情ノ下ニアル我カ水産業カ他業ノ隆盛タル發達ニ比シテ常ニ遅レセノ觀カアルノハ國家ノ爲遺憾ニ堪ヘマセム其ノ原因ハ種種アリト思ヒマスカ就中斯業ノ爲ニ專門教育ヲ施ス水産學校ノ不足ニ基ク所最大ナルト信シマス我カ國漁民ノ大半ハ專門教育ヲ受クルコトヲ得ナイ爲古來ノ儘ノ漁獲法ヲ以テ其ノ業ニ從事スル現狀アリマス本員ハ斷シテ此ノ現狀ニ満足スルコトヲ得マセム即チ我カ國水産業上最肝要ノ地テアル(本日提出ノ下關漁港連成ニ關スル質問主意書參照)天與ノ世界ノ一大漁業地下關市ニ水産學校ヲ設置シ以テ一ハ我カ國水産業ノ進歩發達ヲ計ルト共ニ他方中等學校入學難緩和ニ資スルヲ最適切緊要ナルコトテアルト信シマス此ノ意味ニ於テ右ノ主旨ニ基キ政府ノ所見ヲ伺ヒタイ

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員秋田寅之介君提出學校教育ノ方針及水産學校設置ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員秋田寅之介君提出學校教育ノ方針及水産學校設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、例ヘラレタル如キ事實ハ未タ報告ニ接タルコト無キモ若シ事實アリタル場合ニ於テハ適當ノ措置ヲ講セントス

二、政府ハ目下下關市ニ水産學校ヲ設置スル意思無シ

右及質問候也

大正十五年三月二十五日

文部大臣 岡田 良平

國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

提出者 黑住 成章

國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問主意書

意書

立憲政治ハ國民多數ノ意思ヲ基調トシテ統治ノ方針ト爲ス責任政治ナリ隨テ政府者ノ責任ハ最公明正大苟クモ國民ヲシテ寸毫ノ疑惑ナカラシムルコトヲ要ス是レ憲政ヲ行フ國家カ執レモ責任内閣制ヲ採ル所以ニシテ又大臣彈劾制度ヲ設クルヲ常トスル所以ナリト信ス即チ世界ノ立憲國ヲ通シテ國務大臣ノ政治上ノ非違ヲ問責スル爲ニ彈劾制度ヲ設ケサルハナシ英、米、佛、伊、白、匈、西、和、葡、丁、支、「チエク、スロウアキア」「ポーランド」「エストニア」等皆然リ然ルニ我カ國ニ於テハ憲法第五十五條第一項ニ「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シテ其ノ責任ス」ト規定スルノミニシテ大臣ノ非違ヲ糾斷スヘキ何等具體の規定アルコトナシ故ニ從來國務大臣ニシテ法規ヲ無視シ院議ヲ蹂躪シテ議會ヨリ難詰セラルルモ毫モ省ミサル者尠カラズ雖制度上之ヲ如何トモ爲シ得サルノ狀ナリ

斯クテハ政治ノ公明ヲ失シ政治道德上遺憾トスヘキモノ尠カラズ延テハ國民思想ノ惡化ヲ助長スルニ至ルノミナラス又大臣ノ非行責任ヲ曖昧ニ付スルハ當該大臣ノ政治的人格ヲ保護スル所以ニ非スト信ス吾カ邦憲法制定當時大臣彈劾法ヲ設ケサリシ所以ノ理由ハ敢テ今日之ヲ論スル要ナシ現下ノ政情ニ鑑ミ速ニ大臣彈劾制度ヲ設クル必要アリト思料ス政府ハ政治道德墮落ノ源泉ニ心シ政治向上革新ノ爲國務大臣彈劾法ノ制定準備ノ爲調査會ヲ設クルノ意ナキカ

右及質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員黑住成章君提出國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員黑住成章君提出國務大臣彈劾制度樹立ニ關スル質問

勅制度樹立ニ關スル質問ニ對スル答辯  
書

政府ハ目下調査會設置ノ意思ナシ  
右及答辯候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

「ラヂヲ」放送取締ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

提出者 谷原 公

「ラヂヲ」放送取締ニ關スル質問主意書  
昨年「ラヂヲ」放送開始以來狂燥の流行ヲ  
呈シ今や聴取者三十萬ニ達セリ然ルニ放  
送局ハ三箇所ニ過キサルヲ以テ米國ノ如  
ク専門の放送ヲ爲シ得サル關係上自然總  
テノ放送ヲ聴取スルノ狀況ニアリ殊ニ近  
時放送曲目ノ行詰リヲ生シ漸次俗惡低調  
ノ内容ヲ有スル音樂等ヲ放送シ社會風教ヲ  
害スル虞アルノミナラス其ノ放送時刻ヨ  
リスルモ學生兒童ノ自習時間ニ相當シ其  
ノ影響スル所尠カラズ政府ハ文教ノ方面  
ヲモ深ク考慮シ嚴密ナル取締ヲ爲ス必要  
アリト信ス政府ノ所見果シテ如何  
右及質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員 谷原公君提出「ラヂヲ」放送取締  
ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候  
（別紙）

衆議院議員 谷原公君提出「ラヂヲ」放送  
取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
放送無線電話放送内容ノ取締ニ付テハ放  
送開始以來政府ハ慎重ナル注意ヲ拂ヒ現  
ニ關係官廳ト密接ナル連絡ヲトリ放送事  
項ハ其ノ放送前ハ勿論放送中ト雖モ嚴重  
ナル査閲ヲ爲シ公安公益ヲ害シ風俗ヲ紊  
ルカ如キ虞アル事項ハ悉ク其ノ放送ノ停  
止ヲ命シ居レリ又放送時間ノ按排ニ關シ  
テモ充分ナル注意ヲ拂ヒ努メテ學生兒童  
ノ自習時間ニ惡影響ナキ様取計ト居レリ  
尙將來ト雖政府ハ嚴重取締ヲ勵行シ文教  
上萬遺憾ナキヲ期スヘシ

右及答辯候也

大正十五年三月二十五日

遞信大臣 安達 謙藏

地方青年會ノ指導監督ニ關スル質問主  
意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十五年三月二十四日

提出者 關 直彦

地方青年會ノ指導監督ニ關スル質問主  
意書

一、地方ノ青年會ナルモノハ多ク青年ノ  
修養ヲ目的トシ從テ今日普通選舉ノ實  
施ヲ前ニシテ政治思想ノ涵養社會問題  
ノ研究ニ努ムルハ固ヨリ其所ナリ  
一、然ルニ地方官中ニハ此ノ事理ヲ解セ  
ス地方青年ノ政治修養ノ會合ヲ忌避シ  
又ハ壓迫スルモノアルヤニ仄聞ス  
一、現ニ長野縣下ニ於テモ最近南安曇郡  
倭青年會ノ發起ニ係ル擬國會並南安曇  
郡聯合青年會發起ノ社會講演會ノ開會  
ニ付縣當局ト此等ノ會合主催者トノ間  
ニ係争ヲ生シタリト聞ク  
一、此等ノ問題ニ關スル政府ノ所見ヲ求ム  
右及質問候也

大正十五年三月二十五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三殿

衆議院議員 關直彦君提出地方青年會ノ指  
導監督ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差  
進候  
（別紙）

衆議院議員 關直彦君提出地方青年會ノ  
指導監督ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
青年會ハ修養ヲ目的トスル團體ナルヲ以  
テコノ目的ヲ達スル爲ニ行ハル諸般ノ  
施設ニ對シテハ政府ハ何等之ヲ忌避シ又  
ハ壓迫スルコトナシト雖修養ノ範圍ヲ逸  
脱シ政治運動又ハ社會運動ニ互ニ嫌アル  
場合ニ於テハ之ヲ默視スルコト能ハサル  
場合無キヲ保セス  
右及答辯候也

大正十五年三月二十五日

文部大臣 岡田 良平

一今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係  
ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒  
ヲ受領セリ

府縣制中改正法律案（政府提出）

市制中改正法律案（政府提出）

町村制中改正法律案（政府提出）

北海道會法中改正法律案（政府提出）

北海道地方費法中改正法律案（政府提出）

水利組合法中改正法律案（政府提出）

徵發令中郡及郡長ニ關スル規定ノ適用ニ  
關スル法律案（政府提出）

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員  
選舉法中改正法律案（政府提出）

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選  
舉法中改正法律案（政府提出）

衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案（政  
府提出）

北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及  
被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關ス  
ル法律案（政府提出）

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ  
適用ニ關スル法律案（政府提出）

大正九年ニ於ケルケル港事變及「オコーツ  
ク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關  
スル法律案（政府提出）

勞働爭議調停法案（政府提出）

治安警察法中改正法律案（政府提出）

暴力行為等處罰ニ關スル法律案（政府提  
出）

大正十三年法律第十號中改正法律案（政  
府提出）

海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ伴フ  
損害ノ補償ニ關スル法律案（政府提出）

特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ  
伴フ清算金及補償金ニ關スル法律案（政  
府提出）

製鐵業獎勵法改正法律案（政府提出）

製鐵所特別會計法案（政府提出）

大正九年法律第五十三號中改正法律案  
（政府提出）

土地貸賃價格調查法案（政府提出）

都市計畫法中改正法律案（政府提出）

（第一號）大正十五年度歲入歲出總豫算追  
加案

（第二號）大正十五年度歲入歲出總豫算追  
加案

（特第一號）大正十五年度各特別會計歲入  
歲出豫算追加案

舊慣ニ依リ永小作權者カ地租額負擔ヲ約  
シタル田畑ノ地租免除ニ關スル法律案  
（本院提出）

一今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ回付ニ係  
ル左ノ議案ニ對シ本院ノ修正ニ同意シタ  
ル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

產業組合法中改正法律案（政府提出）

獸醫師法案（政府提出）

一今二十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係  
ル左ノ議案ヲ否決シタル旨同院ヨリ通牒  
ヲ受領セリ

議院法中改正法律案（政府提出）

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
決議案 議長ノ處決ニ關スル件

提出者 箕浦 勝人君

（以上三月二十五日提出）

一今二十五日議員ヨリ撤回セラレタル議案  
左ノ如シ

決議案（帝國軍隊ノ威信保持ニ關スル件）

提出者 清瀨 一郎君

外一名

一今二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左  
ノ如シ

淺川 浩君 神部爲 藏君

澤田 利吉君 松實喜代太君

岡田伊太郎君 黒住 成章君

栗林 五朗君 丸山 浪彌君

坂東幸太郎君

漁業法中改正法律案外四件委員

村上紋四郎君 山本 勝次君

山宮 藤吉君 三橋四郎次君

青山 憲三君 高草美代藏君

秋田寅之介君 中村 嘉壽君

谷原 公君



民事訴訟法中改正法律案外一件委員

岡本實太郎君 平川松太郎君

服部 英明君 菅原 英伍君

熊谷 直太君 磯部 尚君

黒住 成章君 原 夫次郎君

谷原 公君

寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案外四件委員

中原徳太郎君 田中 万逸君

太田信次郎君 安藤 正純君

大口 喜六君 隅田 豊吉君

山下 谷次君 中林 友信君

福井 甚三君

牧野法案外二件委員

岡本實太郎君 村山喜一郎君

栗延敬太郎君 高橋元四郎君

八田 宗吉君 二木 洵君

赤間嘉之助君 森園三四郎君

富谷孝太郎君

特別都市計畫法中改正法律案外一件委員

吉川吉郎兵衛君 村上 國吉君

横山 一格君 安藤 正純君

近藤 達見君 矢野 鉦吉君

折原巳一郎君 沼田嘉一郎君

畔田 明君

産業組合中央金庫法中改正法律案委員

由谷 義治君 深井 功君

荒川 五郎君 二木 洵君

山内 範造君 長田 桃藏君

高草美代藏君 吉松 忠敬君

丹下茂十郎君

恩給法中改正法律案外二件委員

蟻川五郎作君 信太儀右衛門君

金田平兵衛君 松實喜代太君

岡田伊太郎君 内野辰次郎君

井出繁三郎君 丸山 浪彌君

馬場 義興君

今二十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

北海地農地特別處理法案（丸山浪彌君外六名提出）委員

委員長 高見 之通君

理事 神部 爲藏君 松實喜代太君

丸山 浪彌君

金鷄勸章年金ニ關スル法律案（佐藤實君外二名提出）外一件委員

委員長 平井光三郎君

理事 加藤十四郎君 古川 清君

北海道御料拂下地ノ地租免除ニ關スル法律案外一件委員

委員長 栗林 五朔君

理事 淺川 浩君 松實喜代太君

今二十五日常任委員補選ノ結果左ノ如シ

第一部選出 山口嘉七君（横山勝太郎君補選）

懲罰委員 加藤綱一君（武富濟君補選）

第三部選出 懲罰委員 奥村千藏君（平川松太郎君補選）

第九部選出 懲罰委員 補選

今二十五日常任委員理事、補選選舉ノ結果左ノ如シ

懲罰委員 四日辭任ニ付其ノ補選

理事倉元要一君（理事渡邊伍君昨二十四日辭任ニ付其ノ補選）

今二十五日金鷄勸章年金ニ關スル法律案外一件委員小野義一君辭任ニ付其ノ補選

トシテ坂井大輔君ヲ大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案委員砂田重政君辭任ニ付其ノ補選トシテ石坂豐一君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

大正十五年二月十八日ノ議決ニ依リ同種議案通過ノ結果採擇シタルモノト見做シ今二十五日政府ニ送付シタル請願書左ノ如シ

金鷄勸章年金改正ニ關スル請願 一六九通

農林省ニ蠶絲局設置ノ請願 一

蠶絲局設置ノ請願 一

養蠶組合法制定ノ請願 一

在郷軍人會國庫補助ノ請願 一二

小出、柳津間鐵道速成ノ請願 一

恩根内、咲來間ニ停車場設置ノ請願 一

濱崎別、興部間及枝幸、小頓別間鐵道速成ノ請願 一

民間航空事業開發ノ請願 一

羽幌、下「サロベツ」間鐵道速成ノ請願 一

羽幌、新十津川間鐵道敷設ノ請願 一

貴生川、加茂間鐵道速成ノ請願 一

小頓別、枝幸間鐵道速成ノ請願 一

名寄、羽幌間鐵道速成ノ請願 一

羽幌、留前間鐵道速成ノ請願 一

根室港修築ノ請願 一

大正十四年勅令第二百四十五號ニ關スル請願 一

興部、濱崎別間鐵道速成ノ請願 一

鶴岡市ニ高等師範學校設置ノ請願 一

鶴岡、高松間鐵道敷設ノ請願 一

常呂川治水ニ關スル請願 一

左澤、荒砥間鐵道速成ノ請願 一

實業補習教育振興ノ請願 一

酒田、眞室川間鐵道敷設ノ請願 一

根北鐵道敷設速成ノ請願 一

釧路、網走間鐵道速成ノ請願 一

今二十五日參考トシテ政府ニ送付シタル請願書左ノ如シ 五

元屯田兵一時恩給ニ關スル請願 一

恩給法中增加恩給ノ一部改正ノ請願 三

恩給法中戰死公病死者並養兵遺族ニ關スル規定改正請願 一

戶籍法中改正ノ請願 三

利島村ニ三等郵便局設置ノ請願 一

樺城中ノ女囚取扱ニ關スル請願 一

一時賜金養兵ニ對スル恩給法制定其ノ他ニ關スル請願 二

一時賜金養兵ニ對スル恩給法制定ノ請願 一

軍人傳記章條例改正ノ請願 四

退官者賜金ニ關スル請願 四

增加恩給ノ範圍ニ關スル請願 一

恩給法中加給ニ關スル規定改正ノ請願 一

恩給法中遺族扶助料増額ノ請願 一一〇〇

元森林監守在職年ヲ公務員在職年ニ通算ノ請願 一

天照皇太神祭日制定ノ請願 一

五箇條ノ御誓文奉讀ニ關スル請願 一

價格三圓五十錢以內ノ著尺織物消費稅廢止ノ請願 一

下級麻織物消費稅免除ノ請願 一

薪炭販賣業者ニ對スル營業收益稅免除ノ請願 一

染料關稅ニ關スル請願 一

關稅定率法中改正法律案別表第十一類修正ノ請願 一

被服改良調查機關設置ノ請願 一

本山村ニ郵便局設置ノ請願 一

獨學者ニ「得士」ノ學位授與ノ請願 一

改名ノ許可ニ關スル請願 一

軍人傳記章條例改正其ノ他ニ關スル請願 一

故澤才兵衛氏贈位ノ請願 一

皇位並紀元算定ニ關スル請願 一

皇位ノ正閏ニ關スル請願 一

官營印刷業ノ制限ニ關スル請願 一

林野ノ所有確證ニ關スル請願 一

織物消費稅ニ關スル請願 一

人造絹絲輸入關稅引上反對ノ請願 一

唐木原料ニ對スル奢侈稅免除ノ請願 一

貯蓄銀行ニ於ケル貯金通帳ノ印紙稅免除ノ請願 一

貯蓄銀行法第九條ニ依ル支拂保證免除ノ請願 一

貯蓄銀行法第九條中改正ノ請願 一

貯蓄銀行法第一條中改正ノ請願 一

貯蓄銀行法第十三條中改正ノ請願 一

皇太神宮神苑內ニ於ケル奉獻戰紀念品移轉ノ請願 一

衆議院議員選舉法中改正ノ請願 一

色丹郡ニ衆議院議員並北海道會議員選舉法施行ノ請願 一

府縣制並市町村制改正ノ請願 一

市町村消防組ニ國庫補助ノ請願 一

肥料官營原價販賣ノ請願 一

海面ニ於ケル行政區域制定ノ請願 一

「コレラ」豫防ニ關スル請願  
漁業法改正ニ關スル請願  
佛教各宗派管長ニ貴族院議員互選資格付與ノ請願  
貴族院伯子男爵議員選舉規則中改正ノ請願  
「グイヤモンド」關稅引下ノ請願  
森稅務署復活ノ請願  
產業組合ニ對スル煙草小賣指定反對ノ請願  
富田村ニ葉煙草假收納所設置ノ請願  
郡役所存置ニ關スル請願  
僧侶及諸宗教師ノ政治結社加入ニ關スル請願  
酒精含有飲料ノ釀造、輸入並販賣禁止ニ關スル請願  
穀類搗精取締法制定猶豫ノ請願  
靜岡縣ニ帝國大學設立ノ請願  
盲學校及聾啞學校ノ初等部ヲ義務教育ト爲スノ請願  
仙山鐵道經由路ニ關スル請願  
養老資金給與法制定ノ請願  
恩給制限ノ請願  
國民貯金法制定ノ請願  
沼田町ニ國庫補助金下付ノ請願  
北海道ニ於ケル地方鐵道軌道建設費補助ニ關スル請願  
野幌官林ニ森林公園設置ノ請願  
借家人救済ニ關スル請願  
刑法中改正ニ關スル請願  
義務教育年限延長保留ノ請願  
白濱衛ヲ國民醫院トシテ公認採用ノ請願  
小倉市、日田町間鐵道ヲ國有鐵道ニ編入ノ請願  
屠法改正ノ請願  
帝國議會開會中帝國將來ノ國策討議日特設ノ請願  
恩給法第九十條改正ノ請願  
月章甲旗制定ノ請願  
司法官辯護士等ノ資格ニ關スル請願  
醬油稅存置ノ請願  
澱粉關稅引下反對ノ請願

政府專賣品ノ元資捌權ヲ在郷軍人會聯合分會ニ付與ノ請願  
安倍神社ヲ國幣社ニ昇格ノ請願  
縣社息栖神社ヲ國幣社ニ昇格ノ請願  
改正工場法附則刪除並寄宿舎監督制度實施ノ請願  
公娼制度廢止ノ請願  
牛乳營業ノ取締ヲ農林省ニ移管ノ請願  
東京市土地區劃整理ニ關スル請願  
鶴川ノ木材流通ニ關スル請願  
沼田、六日町間縣道ヲ自動車道路ニ編入ノ請願  
初ノ政府專賣ニ關スル請願  
度量衡ニ關スル請願  
滿洲產石炭使用ニ關スル請願  
氣象人造研究會設置ノ請願  
防石鐵道買收ノ請願  
一昨二十四日議事日程 自第百七十七理由書 至第百九十九 建議案

第七十七 帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案(佐々木春作君外四名提出)  
帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス  
第七十八 蠶絲局設置ニ關スル建議案(武藤金吉君外四名提出)  
蠶絲局設置ニ關スル建議案由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス  
第七十九 高等師範學校設置ニ關スル建議案(佐々木春作君外五名提出)  
高等師範學校設置ニ關スル建議案由書  
中等教育ハ義務教育ニ亞テ必要緊要ナルコト今更贅言ヲ要セス我カ國ノ現狀ハ此ノ緊要ナル中等教育ヲ擔當スヘキ中等教員ノ不足ヲ感スルヤ切實ナルモノアリ政府當局ニ於テモ之ヲ補充シ腐心シツツアルハ事實ナリ殊ニ我カ東北ニハ未タ中等

教員養成ノ機關タル高等師範學校ノ設置ナク之ヲ設置ヲ希望スルヤ年久シキモノアリ而シテ教育者養成地トシテハ輕便浮華淫靡奢ノ巷ヲ避テ質實剛健ノ氣質ヲ涵養スルニ適スル所ナラケルヘカラス然ルニ山形市ハ東北ノ殆ト中心地ニシテ山河秀麗教育者ヲ養成スルニ最適當ノ地ト認ムルモノナリ政府ハ宜シク茲ニ見ル所アリテ一日モ早ク高等師範學校ヲ山形市ニ設置セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八十 白井島間鐵道敷設ニ關スル建議案(赤間善吉君外二名提出)  
白井島間鐵道敷設ニ關スル建議案由書  
北九州ノ鐵道地タル筑豐地方ノ石炭礦ハ海岸ニ近キ運搬ノ至便ナル地方ヨリ漸次開發セラレ運搬ノ不便ナル山間地方ハ其ノ開發甚タ遅ク從テ夙ニ開發セラレタル地方ハ漸次末期ニ近ツキ遲レテ開發セラレタル地方ハ今ヤ其ノ盛時ニ達シ若ハ之ヨリ漸ク盛時ニ進マムトシツツアリ白井驛附近ハ海岸ヲ距ルコト最遠キ山間地方ニ在リテ現在及將來ニ於ケル石炭礦ノ中心タラムトスル狀態ニ在リ是等ノ地方ヨリ採掘スル石炭ハ門司若松地方ヨリ船積スルモノノ外折尾博多方面ヲ迂回シテ遠ク島根久留米熊本地方ニ汽車輸送ヲ爲スモノ亦尠カラス更ニ炭礦地方ノ需要品タル坑本木材炭穀其ノ他ノ雜貨ハ遠ク鹿兒島熊本久留米長崎地方ヨリ前記線路ヲ迂回シテ移入セラルモノ其ノ大部ヲ占ム故ニ其ノ運賃ハ結局物價ニ加算セラレ惹テ諸般ノ製造工業品ノ價格ニモ影響シ鐵道船舶等ニ要スル石炭モ勢ヒ高カラサルヲ得サルコトトナル今本建議ニ據ル鐵道ヲ敷設スルトキハ白井島間ニ於テ現在ノ哩程ノ約七分ノ一位ニ短縮スルヲ得ヘク之カ炭價ノ上ニ及ホス影響ハ至大ナルモノアラム又秋月ハ舊藩時代ニ於ケル秋月藩ノ所在地ニシテ廢藩置縣後秋月縣ヲ置カレタルコトアリ葛粉及日本紙ノ若

名ナル產地ニシテ又木材炭等ノ產地タリ甘木町ハ郡役所稅務署中學校高等女學校其ノ他ノ公衙學校等アリ地方一帶ニ生產スル緋晒木綿木蠟米麥菜種等ノ物資ノ集散地タリ更ニ其ノ南方太刀洗ハ陸軍ノ飛行場アリ是等ノ地方ヲ貫通シテ島根驛ニ達スレハ九州線ノ大驛ニシテ鹿兒島線及長崎線ノ分岐點タリ以上ノ如クニシテ本線ノ敷設ハ產業上及交通上最急要ノモノタルヲ信ス之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八十一 肥前山口諫早間鐵道速成ニ關スル建議案(則元由庸君外六名提出)  
肥前山口諫早間鐵道速成ニ關スル建議案由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十二 八戸久慈間鐵道速成ニ關スル建議案(柏田忠一君提出)  
八戸久慈間鐵道速成ニ關スル建議案由書  
青森縣八戸岩手縣久慈間ノ鐵道ハ岩手青森兩縣ノ產業文化開發ノ爲並國防ノ關係上一日モ速ニ其ノ完成ヲ期セサルヘカラス殊ニ該鐵道ノ沿線ニハ世界の大砂鐵礦ノアルアリ國家經濟上ヨリスルモ政府ハ宜シク既定ノ完成期ヲ繰上ケ之カ達成ニ努ムヘシ是レ本建議案ヲ提出スル所以ナリ

第八十三 警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案(本田義成君提出)  
警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十四 左澤荒砥間鐵道速成ニ關スル建議案(西方利馬君外五名提出)  
左澤荒砥間鐵道速成ニ關スル建議案由書  
本鐵道ハ山形縣左澤線ノ終點ト同縣荒砥

線ノ終點トヲ連絡スル線ニシテ既ニ鐵道敷設法ニ依リ敷設スヘキコトヲ決定セルモノニシテ運輸交通ノ發達促進鐵道事業ノ増收ヲ圖ル上ニ於テ重要ナル線ナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八十五 國有林野所在府縣市町村ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案

(八田吉吉君外三名提出)

國有林野所在府縣市町村ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十六 馬政振作ニ關スル建議案

(八田吉吉君提出)

馬政振作ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十七 京都市ニ國立音樂學校設置ニ關スル建議案

(森田茂君提出)

京都市ニ國立音樂學校設置ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十八 越美線速成ニ關スル建議案

(猪野毛利君外一名提出)

越美線速成ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第八十九 帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案

(蟻川五郎君外二名提出)

帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第九十 二見港三田間鐵道敷設ニ關スル建議案

(多木久米大郎君提出)

二見港三田間鐵道敷設ニ關スル建議案理由書

兵馬縣二見港ヨリ山陽線土山驛及三木町

ヲ經テ福知山線三田驛ニ至ル鐵道ノ建設ハ福知山線ヲ迂回スルニ比シ其ノ距離ヲ短縮スルコト往復六十哩ニ及ヒ經濟ト時ノ節約莫大ナル爲之カ完成ノ曉ニ於テハ神戸以西山陽四國九州臺灣朝鮮滿洲方面ト山陰北陸方面ト往來スル旅客ハ爭フテ之ヲ利用スルニ至ルノミナラス從來交通機關不備ナル爲開發遲延タリシ播磨東部ノ平野ハ本線ノ敷設ニ依リテ產業上經濟上ノ大發達ヲ期シ得ヘキヤ明ナリ殊ニ本線路ハ殆ト山岳河川ト稱スヘキモノナキヲ以テ建設費ヲ要スルコト尠ク人口稠密ノ地方ヲ通過スル結果收益モ亦自ラ大ナルヲ疑ハス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十一 帝國軍人後援會國庫補助ニ關スル建議案

(加藤政之助君外三名提出)

帝國軍人後援會國庫補助ニ關スル建議案理由書

國防ハ國民の基礎ノ上ニ存ス而シテ之カ義務ヲ代表シテ義勇奉公國難ニ赴ク者ハ軍人ナリ國民ハ宜シク正當ノ理解ヲ以テ世界ノ現狀ニ顧ミ國防ヲ重ムシ軍人ヲシテ其ノ生計ニ後顧ノ憂ナカラシムヘシ若夫レ國防ヲ誤解シ軍備ヲ輕視シ軍人ヲ疎外シ爲ニ軍人志望者ヲ減シ或ハ徵兵忌避者ヲ増スノ主因ヲ醸スコトアルニ至ラムカ是レ眞ニ國家ノ深憂ナリ

帝國軍人後援會思フ此ニ致スコト久シ大ニ國防ノ眞義ヲ闡明シテ軍人並其ノ遺家族ノ救護慰籍ニ努メ延テ思想ノ善導ニ盡サント欲スルモ如何セム資力乏シクシテ理想ノ萬一ヲ行フ能ハス茲ニ國庫ノ補助ヲ得テ此ノ國家多難ノ際ニ報効セムト欲ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十二 帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案

(中林友信君外五名提出)

帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

ニ之ヲ贅セスト雖既ニ本案ハ第五十回議會ニ於テ通過シタルモノニシテ政府モ相當ノ調査考慮スル所アルヘキヲ以テ速ニ明年度ヨリ實施セラルルヲ緊要ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十三 金鷄勳章並旭日章年金改正即行ニ關スル建議案

(中林友信君外九名提出)

金鷄勳章並旭日章年金改正即行ニ關スル建議案理由書

明治二十三年制定當時ニ於テハ金鷄勳章功七級年金百圓ハ米三十俵ニ相當シ名譽勳章ト相俟テ衆庶羨望ノ的トナリ武勳赫赫タルヲ示シタリ然ルニ時勢ハ變化シ大戰後物價ハ騰貴シタルニ依リ國家ハ功勞者ヲ優遇スルノ意味ニ於テ恩給ハ再三改正増額セラレタルニ拘ラス單リ拔群ノ武功者タル金鷄勳章受給者並年金付受勳者ニ對シ其ノ年金増額ノ改正ナキハ誠ニ不當ニシテ忠勇ナル武勳者ヲ遇スルノ途ニ非ス第四十九回第五十回議會共ニ此ノ建議ハ既ニ認メラレタルニ拘ラス政府ハ今尙其ノ改正ヲ實施セサルハ實ニ遺憾トス依テ速ニ相當増額ノ改正ヲ爲シ本院ノ建議ノ趣旨ヲ實行セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十四 養蠶組合法制定ニ關スル建議案

(山田道兒君提出)

養蠶組合法制定ニ關スル建議案理由書

養蠶ハ我が國農村第一ノ副業ニシテ輸出ノ大宗タル生絲ノ原資タリ近年飼蠶家ハ自發的ニ組合ヲ組織シテ相互ノ利益ヲ計リツツアルノ際政府ハ進ムテ本法ヲ制定シテ蠶業家ノ利益増進ヲ計ルハ當然ノ處置ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十五 養蠶神社昇格ニ關スル建議案

(岡本實太郎君提出)

養蠶神社昇格ニ關スル建議案理由書

縣社養蠶神社ハ愛知縣西加茂郡養蠶村大字養蠶山ニ鎮座セラレ主神ハ大碓尊

ヲ祭リ後ニ垂仁天皇及是行天皇ヲ合祀シ奉リタルモノナリ

大碓尊ハ皇行天皇ノ御長子ニ在シマシ小碓尊即チ日本武尊ト御變ナリ皇行天皇ノ四十年命ヲ奉シテ美濃國ニ封セラレ地方守護開拓ノ大任ニ膺セラレ大ニ治績ヲ舉ゲサセラレシカ同五十二年五月養蠶山

中ニテ毒蛇ニ觸レ御年四十二歳ニシテ薨シ給ヘリ因リテ同山上ヲ御陵ノ地ト爲サレタリサレハ本社ノ祭式ハ古來村民相傳ヘテ御葬式ト稱ヘ葬具ヲ用ヒテ祭式ヲ行フ蓋尊ヲ葬ルノ式ニ擬セシモノナラハ明治八年二月敕部省ヨリ權大錄ヲ派シテ實地ニ就キ埋葬ノ地ヲ檢シ御墓所ト確定シ官有地第一種ニ編入シ反別一町三反一畝十五歩御墓所ノ周圍ニ玉垣ヲ繞ラス明治九年墓堂墓丁ヲ置キ明治十七年守部ヲ置カル

大碓尊薨シテ後七十年即チ仲哀天皇元年勅願ニ依リ山陵タル養蠶山ノ山麓ニ神社ヲ創シテ尊ヲ祭リ御父皇行天皇ト御祖父垂仁天皇トヲ合祀シ奉リ更ニ二年ヲ經テ御陵ノ東ニ御父ノ宮ヲ建テテ之ヲ奉祀シ御陵ノ西ニ宮ヲ建テテ御祖父ノ宮ヲ奉祀シ三社互ニ三神ヲ合祀シ山麓ニ在ル本社トシ山上山陵ノ東ニ在ルヲ東宮ト西ニ在ルヲ西宮ト稱シ奉ル此ノ三社ヲ併セテ養蠶神社ト奉稱ス即チ

本社 祭神三柱 正殿 大碓尊 左 皇行天皇 右 垂仁天皇

東宮 祭神三柱 正殿 皇行天皇 左 大碓尊 右 垂仁天皇

西宮 祭神三柱 正殿 垂仁天皇 左 大碓尊 右 皇行天皇

神位ハ仁壽貞觀以來歷階陞位シ正一位ニマシマシ畏クモ後二條天皇ハ正一位養蠶神社ナル勅額ヲ又一條天皇ハ神領一千戸ヲ御納セラレ又歷代ノ執權職或ハ將軍職ノ崇敬厚ク北條相模守時宗ハ七百餘町ノ神領ヲ足利氏ハ八百貫ヲ豊臣秀吉ハ

又八百貫ヲ寄進シ慶長七年六月徳川家康ハ社領高七百七十六石ヲ供進シ徳川氏歷代ノ將軍ハ同様引續キ供進セラレタリ

御造營本社社殿勅使殿太鼓御輿殿神饌所廻廊御供殿神主籠所神子樂人籠所牧門西門大橋御朱印櫃庫遺跡社務所遺跡御旅所制札鳥居一ノ鳥居遺跡所石燈籠數基神宮寺遺跡(以上本社)東宮社殿同拜殿同神輿殿遺跡同中門同神饌所遺跡同籠所遺跡同籠所同石燈籠西宮社殿同籠所同石燈籠等結構莊麗ナリ

攝社末社トシテ本社境内ニ八柱神社八幡宮嚴島神社熱田社東宮境内ニ八柱神社內宮社外宮社葦原見別社息長田別社武田社富士社藥師堂西宮境内ニ八柱神社三輪社觀音堂等アリ

祭式(正月元旦)左義長祭(正月五日)西宮御田植神事(同六日)東宮御田植神事(同七日)五穀樣神事(同十五日)御田植祭(二月廿日)端午(五月五日)神嘗祭(七月七日)掃除(九月三日)末刻籠(九月七日)大祭(九月八日九日)卯祭(十一月上卯ノ日)宮籠(十二月晦日)ノ例祭莊重ニ執行サル

其ノ他寶物古文書數多存スレトモ爰ニハ省略ス

社格ハ延喜式内ニ列シ明治五年五月十八日額田縣ニ於テ縣社ニ列セラレタリト雖尊ノ御陵ト同所ニ靈宮ノ奉祀セラレタルハ稀ニ見ルノ例ニシテ此ノ靈跡タル猿投神社ニ對シ僅ニ縣社ヲ以テ遇セラルルハ海ニ恐懼ニ堪ヘス國民思想善導上敬神ノ觀念ヲ喚起向上セシムルコトハ必須ノコトナリ然ルニ近時動モスレハ此ノ念衰ヘムトシ祭祀振ハス社殿ノ荒廢セムトスル虞アリトモ支持ノ途之シク甚タ憂心スヘキモノアリ願クハ政府ニ於テ官幣社トシテ昇格セラレ國民崇敬ノ的トシテ一般ノ敬神觀念ヲ喚起セシメラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十六 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案(岡本實太郎君外二名提出)

高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案理由書

蠶絲ハ本邦輸出貿易品ノ首位ヲ占メ其ノ額今ヤ一箇年八億數千萬圓ニ達シ國家經濟上重要ナル意義有スルト共ニ蠶絲業ノ消長ハ國運ノ隆替ヲ相關スルヤ至大ナリサレハ極力斯業ノ改善ヲ圖リ其ノ發達ヲ期スルノ要アルハ言ヲ俟タサルナリ蓋其ノ策多アルヘシト雖斯業ニ任スル優秀ナル技術者ヲ養成シ斯業ノ改善ヲ策スルノ素養アル當業者ヲ教育スルノ施設ニ若クハナシ試ニ本邦ニ於ケル此ノ種教育機關ノ現狀ヲ査フルニ高等程度ノ專門學校トシテハ僅二三箇所ヲ有スルニ過キスシテ各校年々相當ノ卒業生ヲ輩出スト雖未タ以テ足レリトモ更ニ其ノ發達ヲ將來ニ認ムヘキ本邦蠶絲業ノ現狀ヨリスルモ尙一ノ高等蠶絲學校ヲ増設スルノ急務ナルヲ信ス而シテ愛知縣ハ長野縣ニ次ク蠶絲縣ニシテ其ノ位置全國ノ中央ニ位シ交通ノ便斯業ノ發達優ニ他府縣ニ凌駕スルモノアルヲ以テ高等蠶絲學校建設地トシテ最適地ナリ仍テ政府ハ愛知縣下ニ高等蠶絲學校ノ建設ヲ爲サムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十七 若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(町野武馬君外一名提出)

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案理由書  
東北ニハ未タ中等教員養成ノ機關タル高等師範學校ノ設置ナキハ實ニ遺憾トスル所ナリ然ルニ會津若松市ハ往年忠孝ノ龜鑑トシテ儒夫ヲモ起タシムヘキ壯烈無比ナル白虎隊ヲ出シ一般ノ士風實剛健加フルニ山河秀麗教育者ヲ養成スルニ最適當ノ地ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十八 自營林業獎勵ニ關スル建議案(村山喜一郎君提出)

自營林業獎勵ニ關スル建議案理由書  
農村振興ノ急務タルヤ論ヲ俟タス然ルニ

其ノ策ヲ建ツルモノ往往狹義ノ農作ニノミ踴躍シテ他ヲ知ラス其ノ爲施設ノ肯綮ニ合セサルモノ少カラズ抑我カ國農村ノ大半ヲ占ムル山村ニ於テハ農林兩業ハ車ノ兩輪ノ如ク相輔ケテ村落ノ經濟ヲ支持スルモノナルノミナラス勞働ノ關係ニ於テモ農閑ノ時季ハ恰モ林業多忙ノ時季ナルヲ常トスルヲ以テ小農ハ農林兩業ヲ共營スルニ依リ始テ充分ニ其ノ勞力ヲ換價シ其ノ生計ノ安定ヲ圖ルヲ得ルナリ之ヲ以テ小農ニハ各相當面積ノ森林ヲ經營セシムル自ラ植栽シ自ラ撫育シ自ラ伐採セシムルヲ必要トス是レ農村生活ノ安定向上ヲ策スル所以ナルノミナラス又一ニハ我カ國土ノ約六割ヲ占ムル林野ノ利用ヲ集約周到ナラシメ二ニハ林業及其ノ思想ヲ普及スルノ良法タリ而シテ小農自營ノ林業ヲ興サムトセハ之カ爲其ノ植栽ニ供スル林地ヲ必要トス幸ニ彼ノ部落有林野ナルモノアリ其ノ面積約百九十九萬町步(大正十二年地方林務一斑)ニ互リ其ノ大部分ハ現ニ荒廢シテ國利ヲ損シ治水上ノ效用ヲ空シウスルコト大ナリ從來ノ政策ハ強ク之ヲ町村ナル公共團體ノ所有ニ移シテ植栽ヲ行ハシメムトセシモ町村ハ其ノ資力足ラサルヲ以テ造林進捗セズ加フルニ彼等農民ハ古來ノ慣行ニ基キ其ノ林野ニ於テ自由採取ノ權利即チ入會權ヲ保有スルヲ以テ此ノ權利ヲ消除スル爲相當ノ賠償ヲ爲スニ非サレハ植栽ヲ爲スコト能ハサルナリ部落有林野ノ造林斯如ク振ハサルニ反シ所謂記名共有山林ナルモノヲ分割シタル成績又ハ部落有林野ノ地上權ヲ分割シタル成績ヲ檢スルニ殆ト總テ分割ト同時ニ造林サレタルヲ見ル因テ惟フニ部落有林野ノ荒廢ヲ防キ其ノ造林ヲ促進スル最良ノ方法ハ之ヲ各農民ニ分割貸與シテ植林セシムルニ在リ故ニ政府ハ農村生活ノ安定向上ヲ圖リ且部落有林野ノ荒廢ヲ防止シ其ノ植林ヲ促進スル目的ヲ以テ部落有林野ヲ分割シ各農民ヲシテ八十年間ノ地上權ヲ取得セシムルノ施

設ヲ爲シ以テ其ノ植林ヲ獎勵セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第九十九 廣瀨鐵道速成ニ關スル建議案(河野曉君外二名提出)

廣瀨鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第一百 瀧川長野原間鐵道速成ニ關スル建議案(木槍三四郎君提出)

瀧川長野原間鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第一百一 帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案(長田桃藏君外四名提出)

帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議案理由書  
本案ハ毎年建議ヲ當院決議シ政黨政派ノ政策主義ノ異同ニ非ス眞ニ滿場一致可決セルニ對シテ政府ハ速ニ其ノ實施ヲ斷行セラルヘシ蓋在郷軍人三百萬ノ團體ハ平素更ニ修養ヲ爲サシメ有事ニ在テハ實ニ國家ノ干城ヲラシメムトスルノ主旨ニ於テ必要且緊要ナル案件トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一百二 福井縣三國港築港並竹田川改修ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君提出)

福井縣三國港築港並竹田川改修ニ關スル建議案理由書  
福井縣三國港ハ縣下三大河川ノ湊合セル九頭龍川及竹田川ノ河口ニ位シ通舟ノ區域甚タ廣ク之カ交通ノ便否ハ全縣下產業ノ發展ニ影響スル所大ナルノミナラス本港ノ築港事業ハ陸ニ鐵道ヲ有スル今日海陸連絡上實ニ緊切ノ事業ナリトス依テ政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ少クとも二千噸級以上ノ船舶出入ニ支障ナキ程度ニ於テ築港ヲ爲シ以テ一ハ國家有事ノ際ニ備ヘ一ハ地方海陸產業ノ發展ニ資シ日本海沿岸海陸交通ノ良商港タルニ至ラシメムコトヲ

望ム向本港築港ニ付案ニ第四十回乃至第四十二回議會及第五十回議會ニ互リ本院ヨリ四度之ヲ建議シタルモ今ニ何等ノ施設著手ナキハ誠ニ遺憾トスル所ナリ又九頭龍川沿岸ハ先年國費ヲ以テ改修ノ工ヲ竣ヘタルモ當時港内及竹田川沿岸ノ設備ヲ開却シタル爲水勢竹田川ニ逆流シ爲ニ三箇町十四箇村ニ互ル竹田川沿岸ハ年々水害ヲ被リ耕地ヲ荒廢シ住宅ヲ浸水シ關係町村民ノ慘狀實ニ言語ニ絶スルモノアリ而シテ三國港ノ築港及竹田川改修ノ如キ到底微力ナル地方資力ノ能ク堪ユル所ニ非ス依テ政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ三國港築港ト共ニ竹田川及其ノ支流兵庫川改修ノ實ヲ舉ケラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三 養蠶組合法制定ニ關スル建議案

(加藤知正君外三名提出)

養蠶組合法制定ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セズ

第三百四 興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

(淺川浩君外六名提出)

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本鐵道線路ハ名寄線興部驛ヨリ分岐シ宗谷線濱頓別驛ニ連絡スル海岸線ニシテ沿線數箇町歩ノ肥沃ナル未墾地ノ開拓並沿海漁業振興上固却スヘカラサルハ今更言ヲ要セス速ニ本鐵道ヲ起工シ沿海陸間發達進ニ資スルノ緊切ナルヲ認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百五 北海道ニ高等學校設置ニ關スル建議案

(柳仲次郎君外六名提出)

北海道ニ高等學校設置ニ關スル建議案理由書

北海道ハ其ノ面積六千百里人口約二百五十萬ヲ有シ中學校數十九卒業生八百餘名ヲ算シ近キ將來ニ於テ校數三十四卒業生一千四百名以上ニ出ツヘキ狀況ニ在リ然ルニ此等卒業生ヲ收容スヘキ高等學校

一モナク只僅ニ北海道大學ニ豫科ヲ置クニ過キス而シテ右豫科ハ同大學入學志望者ノミヲ收容スルモノニシテ其ノ修了者ハ他ノ大學ニ自由入學ノ便宜ヲ有セサルノミナラス同大學ハ單ニ農醫工ノ三科ヲ置クニ過キサルヲ以テ他ノ分科大學入學者ニハ何等ノ便宜ナキモノナリ北海道ノ面積人口中學卒業生數及高等學校入學志望者數等各方面ヨリ考察シ公平ニ全國各地方ト比較研究スルトキハ何人モ北海道ニ高等學校設置要望ノ至當ナルヲ認ムヘシ特ニ北海道ハ開拓未タ其ノ半ニアリ拓殖上益人材ヲ要スルハ勿論移民ヲ招來スル點ヨリスルモ教育機關ノ完備ヲ期スルハ緊要トスル所ナリ更ニ新領土樺太ノ關係ヲ考察スルニ於テ一層其ノ必要ヲ感セスムハ非ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百六 留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

(淺川浩君外六名提出)

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本鐵道線路ハ天鹽國沿岸ヲ貫通シテ留萌線ニ連絡スル路線ニシテ大正十七年度迄ノ繼續事業トシテ留萌ヨリ起工中ノ所先ノ事業年度割改定ニ依リ二十四年度迄線延長セラレタルモ中間免鹿迄既ニ土工竣工ノ工程ニアリ前途僅ニ七里ノ近距離ニシテ數箇年ヲ延長セラレムカ同沿岸ノ如キ海路一線ノ船便ニ依ルモ常ニ風浪高ク適當ノ寄港地ナキ爲運輸交通ノ不便不利甚大ニシテ其ノ開發ノ遲延タルモノ原因之ニアリ同沿線一體鐵道ノ開通ヲ待ツヤ久シ然ルニ年度割改定延長ノ爲同地方ノ開發上更ニ一頓挫ヲ來シ至大ノ影響ヲ被ルモノト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百七 高等工業學校設置ニ關スル建議案

(柳仲次郎君外六名提出)

高等工業學校設置ニ關スル建議案理由書

北海道ハ豐富ナル工業資源ヲ有シ石炭ノ產出水利ノ便等將來工業地トシテ發展ス

ヘキ充分ノ素質ヲ有スルノミナラス今ヤ産業經營ノ一轉機ヲ畫セムトス即チ現ニ工場ノ設置セラルルモノ全道ヲ通シ染織八十三機械及器具百五十五化學八十三飲食物三百七十織工場四百六十四特別工場十二合計一千六百六十七達シ之ニ從事スル職工徒弟ノ數三萬二千四百九十八人ニ及ヒ其ノ總產額一億五千六百二十五萬圓ヲ出テ農產額一億二千四百二十萬圓ヲ凌駕スルノ實況ニアルノミナラス各種礦物ノ埋藏無盡ニシテ之ヲ採掘製鍊ノ事業益發達ヲ遂ケ戰後財界ノ不振ノ爲其ノ勢ヲ阻止セラレツツアルモ尙總產額ハ四千三百萬圓ヲ下ラス宜シク斯業ノ發達ヲ策シ將來我カ國ノ一大工業地タラシムルノ用意アルヘキナリ轉近拓殖ノ振興ニ件ヒ中等學校ノ新設擴張セララルモノ漸ク多ク現ニ校數十九ヲ算シ卒業生ノ増加亦比年著シキモノアリ是等ノ中斯業ニ志アル者ニ對シ高等工業ノ教育ヲ修メシムルハ將來一大工業地タルヘキ北海道トシテ最緊要ノコトナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百八 小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

(淺川浩君外六名提出)

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本鐵道線路ハ宗谷線小頓別驛ヨリ分岐シ枝幸港ニ通スルモノニシテ此ノ距離九里間肥沃ナル地別德志別「ボール別」ノ三大原野ヲ貫通シ沿線各原野共通シテ尙五千餘戸ノ移住民ヲ收容スルノ餘地アルモ交通不便ノ爲開發ノ遲延タル遺憾ニ堪ヘス又枝幸港ハ冬季流水去來スルアリ船便爲ニ杜絶シ缺點頗多同港經由上記三大原野ニ出入ノ物資就中糧食缺乏等ノ虞アリ依テ本線ヲ速成シ同地方開發速進ニ資スルノ緊切ナルヲ認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百九 宗谷線根内咲來間ニ停車場設置ニ關スル建議案

(淺川浩君外六名提出)

宗谷線根内咲來間ニ停車場設置ニ關スル建議案理由書

宗谷線根内咲來間ニ停車場設置ニ關スル建議案理由書

拓殖進捗ニ伴ヒ同地方方面ハ既ニ集約的農業ニ依ルノ時期ニ達シ運輸交通漸次頻繁ヲ極メ隨テ輸出入貨物ノ吞吐夥多ナルニ拘ラス根内咲來間ノ距離ハ七哩八分五ニテ其ノ不便夥カラス地方ノ建築費ノ無條件寄附ヲ爲シ置驛ノ要請ヲ爲シ來レモノナリ依テ速ニ該地ニ停車場ヲ設置セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一百十 根北鐵道速成ニ關スル建議案

(小池仁郎君外六名提出)

根北鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本鐵道線路ハ根室國風連西別春別標津ノ四大原野ヲ貫通シ更ニ北見國斜里原野ヲ橫斷スルモノニシテ右四大原野ノ内ニハ賣拂又ハ貸付地トシテ公示セラレタルモノ約二萬五千町步區畫未公地地十三萬町步未開地約十五萬町步ヲ算シ北海道中稀有ノ廣大ナル移民地ナリ然ルニ現移住者僅ニ二千戸ニ過キス開拓ノ歩武遲運トシテ進マサルハニニ海陸交通機關ノ缺如ニ職由ス故ニ大正十八年起工セラルヘキ厚床驛ヨリ標準迄三十六哩ハ其ノ敷設年度ヲ繰上クルト共ニ斜里驛ヨリ越川驛迄附近迄約十哩餘ヲ急遽敷設シテ拓殖移民ニ便シ以テ如上農耕地ノ發展ヲ促シ標準以北二十里斜里以東二十餘里知床半島ノ兩面並對岸千島ノ水產林產礦產畜產ノ開發ニ一生面ヲ開クヘキナリ次テ殘部ノ工程ヲ進メ以テ釧路根室網走三港ノ連絡ヲ完成スルハ東部北海道拓殖促進上ノ大策ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一百十一 北海道甜菜糖業補助法制定ニ關スル建議案

(小池仁郎君外七名提出)

北海道甜菜糖業補助法制定ニ關スル建議案理由書

北海道ノ地質氣候ハ甜菜耕作ニ適スルノミナラス斯業ノ發展ハ循環的ニ畜產業ヲ



振興スル關係アリ加フルニ甜菜ノ耕作ハ  
地方ヲ回復スルモノナルカ故ニ所謂掠奪  
農業ノ弊ヲ救ヒ農民ノ收入ヲ安定スルコ  
トト爲リ其ノ結果ハ拓殖ノ事業ヲ進捗シ  
内地ヨリ移民ヲ招來シテ本邦ノ人口調節  
ニ資シ且榮養食糧ノ供給ヲ増加スルヲ以  
テ年々輸入スル穀類ノ砂糖及數百萬圓  
ノ乳製品ヲ防止スルニ至ルヘシ然ルニ甜  
菜ハ集約的及科學的耕作ヲ要スルモノ  
ルニ拘ラス創業日尙淺キヲ以テ農民ノ收  
支未タ相償ハス頗ル困憊ノ状態ニ在リ是  
ニ於テカス業ノ苦痛ヲ輕減スル方法ハ從  
來以上ニ甜菜代金ヲ引上若ハ獎勵金ヲ増  
額スルノ外ナキモ製糖業者ハ積年莫大ノ  
損失ヲ被リ現狀ノ儘ニテモ自滅ノ外ナキ  
窮地ニ在ルヲ以テ其ノ餘力ナキハ勿論ナ  
リ依テ當分ノ内北海道ニ於ケル甜菜糖ニ  
課スル消費稅金ノ三分ノ二ヲ減シ之ヲ農  
村ニ補助シテ當面ノ難境ヲ救済スルノミ  
ナラス進ムテ將來ノ發展ヲ圖ルコトハ國  
家ノ急務ナリト思料ス是レ本案ヲ提出ス  
ル所以ナリ

第一百十二 有珠岳洞爺湖及登別溫泉ヲ  
中心トスル國立公園設定ニ關スル建  
議案(手代木隆吉君外六名提出)  
有珠岳洞爺湖及登別溫泉ヲ中心トスル  
國立公園設定ニ關スル建議案理由書  
有珠岳洞爺湖及登別溫泉ヲ中心トシ支  
湖定山溪及羊蹄山ヲ抱擁スル自然郷ハ一  
方海洋ニ瀕シ森林湖沼瀑布高原等ノ風光  
ニ富ミ雄大豪壯他ニ其ノ比ヲ見サルコト  
ニ又實ニ幽邃ノ趣ヲ失ハス加フルニ本邦  
著名ノ登別溫泉「カルルス」溫泉定山溪溫  
泉ヲ始頗ル多數ノ溫泉隨所ニ湧出シ眞ニ  
帝國北方ノ樂園ナリ政府ハ速ニ此ノ所ニ  
國立公園ヲ設定スヘク區域ヲ示シテ其ノ計  
畫ヲ樹テ以テ之カ實現ヲ促進セラレムコ  
トヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一百十三 全市漁港修築ニ關スル建議  
案(澤田利吉君外六名提出)  
全市漁港修築ニ關スル建議案理由書  
北海道全市郡余市町ハ古來漁場トシテ  
著名ノ地且本道水産業ノ中心タル積丹半  
島ノ咽喉部ヲ扼シ其ノ位置小樽函館ノ兩  
商港トモ密接ノ關係ヲ有シ國民ノ食料問  
題ニ資スヘキ遠洋漁業ノ策源地トシテモ  
唯一ノ港灣ナリトス然レトモ一朝風波ノ  
襲來スルコトアラムカ人命及漁獲物器具  
等多大ナル損害ヲ受ケ爲ニ斯業ノ發達ヲ  
阻害スルコト渺カラス政府ハ速ニ漁港ヲ  
修築シ且臨港ノ設備ヲ爲シ北方海田開發  
ノ實ヲ舉ラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提  
出スル所以ナリ

第一百十四 鷺泊港修築ニ關スル建議案  
(淺川浩君外六名提出)  
鷺泊港修築ニ關スル建議案理由書  
北海道利尻郡鷺泊村鷺泊灣ハ古來鯨漁ヲ  
以テ著名ナリ灣内廣ク多數船舶ノ碇泊ニ  
適スト雖唯東風ヲ凌クニ困難ナルコトヲ憾  
トス今之ヲ修築シテ漁船ノ避難港タラシ  
ムレハ宗谷海峽附近ニ於ケル無盡藏ノ漁  
利ヲ開發シ得ルノミナラス宗谷線ノ開通  
ニ伴フ海陸ノ施設將ニ竣ラムトスルノ時  
ニ於テ其ノ最短距離ニ在ル鷺泊港ハ當然  
聯絡港トシテ交通ニ便益スル所至大ナル  
モノアルヲ疑ハス政府ハ速ニ漁港修築工  
事ヲ實施セラレ一舉兩全ノ策ニ出テラレ  
ムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナ  
リ

第一百十五 廣尾港修築速成ニ關スル建  
議案(小池仁郎君外六名提出)  
廣尾港修築速成ニ關スル建議案理由書  
廣尾港ハ十勝國唯一ノ海口ニシテ樺太岬ノ  
左方ニ在リテ太平洋ニ面ス其ノ沖合ハ寒  
暖二潮流交錯シ定著回游ノ魚族ニ富ム政  
府カ北海道漁港建設ノ急要ナルヲ認メ曩  
ニ八漁港ノ修築ヲ定メ大正十年年度以降漸  
次豫算ヲ計上シ其ノ工事モ進捗セリ本港  
ハ即チ此ノ八漁港ノ一タリ又一方陸ハ帶  
廣廣尾間四十八哩ノ鐵道モ大正十五年度  
ヨリ其ノ敷設ニ着手スルコトニ決セリ故  
ニ本港ヲ速ニ修築シ併セテ海陸交通ノ機  
關ヲ整ヘ以テ前面ノ大海田ヲ開發シ後方  
南十勝二十萬町歩ノ平原ヲ開拓スルハ帝

國食糧問題解決ノ一關鍵タルヲ失ハス殊  
ニ客年十二月下旬沖合漁場ヨリ歸來セル  
漁船ハ港内怒濤ノ爲ニ妨ケラレ著岸スル  
能ハス轉覆シ遂ニ四十八名ノ生命ヲ犧牲  
ニ供シ多大ノ損害ヲ生スルノ悲惨事ヲ惹  
起セリ依テ本港ヲ修築シ安全ナル避難地  
ヲ設定スルハ前面ノ海田開發上急務ナリ  
ト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第一百十六 釧路港海陸連絡ニ關スル建  
議案(小池仁郎君外六名提出)  
釧路港海陸連絡ニ關スル建議案理由書  
釧路港ハ北海道東部三千餘方里海陸物產  
集散ノ中心地ニシテ政府ハ明治四十二年以  
來約六百九十餘萬圓ヲ投シテ築港工事ニ  
着手シ將ニ大正十五年ヲ以テ竣工ヲ告ケム  
トス釧路網鐵美ノ二鐵道ハ近ク北見國ニ開通  
シテ其ノ豐富ナル物資ヲ集中スヘク根室  
線ハ釧路十勝根室ノ三國ヲ連結集中スヘク  
又釧路二國ニ於ケル炭田ノ採掘増加ハ鑛  
業者一齊ノ企畫スル所其ノ實現ハ悉ク築  
港工事ノ完成ニ伴フハ謂フヲ俟タサル所  
ナリ將又日米間航路ノ最短距離ノ要衝ニ  
在ルヲ以テ世界交通ノ關係ニ顧ミ海陸  
連絡ノ設備ヲ整ヘ内ハ産業ノ開發ヲ資ケ  
外ハ米亞ノ交通ヲ便ニスルハ緊要ナリト  
信ス是レヲ以テ釧路市ハ橋南一帶ノ港岸  
ヲ埋立テ岸壁築設ヲ企畫シ又私設ノ臨港  
鐵道ハ已ニ完成ヲ告ク此ノ際宜シク政府  
ハ速ニ鐵道省ヲシテ橋北ノ港岸ヲ整理シ  
海陸連絡ノ設備ヲ完成セシメ以テ釧路港  
ノ命使ヲ完カラシムコトヲ望ム是レ本  
案ヲ提出スル所以ナリ

第一百十七 室蘭港海陸連絡施設速成ニ  
關スル建議案(手代木隆吉君外六名  
提出)  
室蘭港海陸連絡施設速成ニ關スル建議  
案理由書  
室蘭港ハ膽振日高十勝一帶ノ地方及石狩  
ノ半部ヲ其ノ勢力圈内ニ收メ最近一箇年  
間ニ於ケル内外輸出入ノ貨物總噸數二百  
萬噸價格金一億五千萬圓ヲ算シ出入船舶  
ノ噸數三百萬噸ニ達ス而モ近ク長輪金

山ノ兩鐵道完成シ又日勝京極二線ノ敷設  
ヲ見ルニ至ラハ貨物ノ集散更ニ一段ノ激  
増ヲ來スヤ必セリ就中夕張空知其ノ他ノ  
炭礦ヨリ本港ヲ經テ内外ニ輸出セラルヘ  
キ石炭ハ期年ナラスシテ現在ニ倍加シテ  
其ノ數量四百萬噸ニ達スヘキノ情勢ニア  
リノミナラス當港ハ米亞航路ノ最短距離  
ノ要衝ニ在ルヲ以テ海外船舶ノ出入益幅  
濶セムトス然ルニ當港ハ其ノ海陸連絡ニ  
何等施設ノ見ルヘキナキハ産業上交通上  
拘ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ仍テ政府ハ此  
ノ際速ニ海陸連絡ノ設備ヲ整ヘ室蘭港ノ  
使命ヲ完カラシムコトヲ望ム是レ本案  
ヲ提出スル所以ナリ

第一百十八 根室港修築工事ニ關スル建  
議案(小池仁郎君外六名提出)  
根室港修築工事ニ關スル建議案理由書  
根室港ハ大正九年度ニ起シ大正十三年  
度ニ於テ完成ノ豫定ニシテ工費百一萬八  
千三百四十五圓ヲ支出シ港口辨天島ヲ利  
用シ其ノ南端ニ防波堤一千三百尺ヲ築設  
シ港内ヲ浚深シテ被覆面積十五萬坪ヲ得  
ルノ設計ニシテ既定防波堤ノ工事ハ之ヲ  
築セリ然レトモ港口北東ニ展開セルヲ  
以テ貨物出入ノ最頻繁ナル夏秋初冬ノ候  
ハ北東風連吹ノ季節ニ當リ風力又強大船  
舶貨物ニ及ボス損害僅少ニ非サルナリ故  
ニ速ニ第二期工事ノ設計ヲ立テ新ニ紅烟  
岬ト辨天島ノ北端ニ防波堤ヲ築造シ被覆  
面積十五萬坪ヲ安全ナル碇泊港タラシム  
ルト同時ニ既定防波堤ノ浚深ハ干潮面下  
十尺ノ水深ヲ保有セシメ得ルコトニ改メ  
荷役棧橋ノ築設ニ便シ以テ近時發展ノ域  
ニ進メル對支貿易ヲ助長シ太平洋「オコ  
ック」海ノ遠洋漁業及鮮魚輸送船舶ノ安  
全ナル根據地タラシムヘシ是レ本案ヲ提  
出スル所以ナリ

第一百十九 鐵道敷設法中改正ニ關スル  
建議案(小池仁郎君外六名提出)  
鐵道敷設法中改正ニ關スル建議案理由  
書  
北海道開發ノ情況ト既設幹線鐵道トノ關

係ニ鑑ミ關係地方開發ノ爲ニ敷設ヲ要望ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十 苦小牧廣尾間鐵道速成ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)

理由書  
苦小牧廣尾間鐵道速成ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第二百二十一 釧路網走間鐵道速成ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)

理由書  
釧路網走間鐵道速成ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第二百二十二 京極紋龜間及京極壯警間鐵道速成ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)

理由書  
京極紋龜間及京極壯警間鐵道速成ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第二百二十三 高等師範學校設置ニ關スル建議案(一柳仲次郎君外六名提出)

理由書  
高等師範學校設置ニ關スル建議案  
中等教員ノ養成機關ハ東京廣島ノ兩高等師範學校及東京奈良ノ兩女子高等師範學校ニシテ其ノ卒業生ノ數現下ノ需要ヲ充タスコト能ハサル狀態ニ在リ而シテ北海道ハ遠隔ノ地ナルヲ以テ此等卒業生、其ノ就任ヲ希望スル者少ク有資格教員ノ配置ニハ年々甚シキ困難ヲ感シツアリ北海道既設中學校及新設スヘキ豫定ノモノヲ合スレハ其ノ數五十有餘ヲ超ヘ益其ノ困難ヲ見ムトス依テ北海道ノ中心札幌市ニ高等師範學校ヲ設置シ以テ北海道ニ於ケル有資格教員ノ配置ヲ容易ナラシメムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十四 小樽港及函館港ニ港務部設置ニ關スル建議案(山本厚三君外六名提出)

理由書  
小樽港及函館港ニ港務部設置ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第二百二十五 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外二名提出)

理由書  
野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案  
本鐵道ハ沿線森林礦物ニ富ミ地方開發上必要ナルノミナラス奧羽線ヨリ東京ニ至ル間ノ距離ヲ短縮スル一大幹線ニシテ且東北本線復線ノ作用ヲ爲ス最重要ノ線路タリ然ルニ政府ハ近ク本線ノ一部タル福島縣若松市ヨリ田島ニ至ル間喜多方ヨリ日中ニ至ル間ノ鐵道工事ニ著手セラレムトスルモ本鐵道ヲ完成スルニ非サレハ未タ以テ充分ノ機能ヲ發揮スル能ハサルモノト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十六 柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

理由書  
柳津小出間及只見古町間鐵道速成ニ關スル建議案  
本鐵道ハ福島縣ノ寶庫タル古來御藏入ノ名稱アル只見川沿岸一帯ノ地ヲ縫ヒ上越線小出驛ニ通スル線路ニシテ地方開發上必要ナル線路ナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十七 湖南鐵道建設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

理由書  
湖南鐵道建設ニ關スル建議案  
本鐵道ハ會津若松ヨリ猪苗代湖南岸ニ沿ヒ白河町ニ至ル間ノ國道越後街道ヲ通スルモノニシテ沿線森林礦物等ノ物資ニ富ミ且風光明媚ノ絕勝地タリ依テ地方産業ノ振興文化ノ普及上本線路ノ須要ナルコトハ敢テ多言ヲ要セス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十八 林業金融ニ關スル建議案(東武君外十名提出)

理由書  
林業金融ニ關スル建議案  
我カ國木材ノ自給ヲ策シ且森林效用ヲ全クセムカ爲山林ノ荒廢ヲ防止シ其ノ繁殖ヲ圖ルノ緊要ナルハ論ヲ俟タス然ルニ林業ハ其ノ投資ヲ回收スルニ數十年ヲ要シ此ノ間永ク資本ヲ固定セサルヘカラサルヲ以テ山林ヲ抵當トスル金融ノ途アルニ非サレハ林業ノ經營ハ甚タ困難ナリ而モ山林ハ其ノ林木未熟ノ時期ニ於テ之ヲ賣却スルコト容易ナラサルヲ以テ普通ノ金融業者ハ森林ヲ抵當トスル金融ニ應セス特殊不動産銀行ノ如キスラ多クハ然リトス斯ノ如クムハ林業者ハ其ノ造林資金ヲ得ル能ハサルヘク是レ最近外材ノ輸入甚タ多キニ拘ラス造林事業カ次第ニ衰頹シツツアル一因タラスムハ非ス此ノ狀態ヲ繼續セバ外材ノ輸入ハ次第ニ増加シ内地ノ山林荒廢シテ國土保安ノ效空シカラムトス政府ハ今ニ於テ適當ナル施設ヲ爲シ林業金融ノ途ヲ開カレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第二百二十九 國立公園調查機關設置ニ關スル建議案(東武君外十名提出)

理由書  
國立公園調查機關設置ニ關スル建議案  
政府ハ夙ニ國立公園設置ノ必要ヲ認メ既ニ全國ニ互リテ之カ候補地ノ實地調査ヲ行ハレ一方國民亦大ニ之ニ共鳴シテ熱心ニ其ノ實現ヲ希望シ每議會ニ於テ之カ設置ヲ要望スルモノ頗ル多ク其ノ建議及請願ニシテ已ニ衆議院ヲ通過セルモノ三十有餘ヲ算スルニ至レリ

由來國立公園事業ナルモノハ單ニ國民ノ保健及教化上重要ナル施設タルノミナラス風景ノ保護大然記念物ノ保存上著大ナル任務ヲ有シ殊ニ之ヲ海外先進國ノ實際ニ徵スルモ國立公園ノ設置ハ風景資源ヲ活用スル一種ノ對外的經濟事業トシテ國家財政上ニ貢獻スル所尠カラサルモノアリ然ルニ近時産業ノ發達ニ伴ヒ山紫水明ノ地ニシテ他日國立公園候補地トシテ囑目セラルヘキ地方ニ於テ風景ヲ破壞スル事業頻頻行ハレツツアルハ正ニ由數國家的大損害ヲ招致スルモノト謂ハサルヘカラス而モ國立公園事業ナルモノハ山水動植物等所謂自然物ヲ對象トスルモノナルヲ以テ之カ大成ニ長年月ヲ要スルハ海外諸國ニ於ケル實績ニ付テ見ルモ明ナリトス左レハ此ノ際政府ハ先ツ以テ國立公園調查機關ヲ設ケテ速ニ我カ國情ニ適切ナル國立公園政策ヲ樹立シ更ニ之カ候補地ノ選定ト根本計畫ヲ設定ヲ爲シ以テ官民ヲシテ據ル所アラシメ國立公園ノ發達ニ資スルハ洵ニ刻下ノ急務ナリトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十 立木ニ關スル法律改正ニ關スル建議案(東武君外十名提出)

理由書  
立木ニ關スル法律改正ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第三百三十一 金鷄動章旭日章年金改正ニ關スル建議案(古川清君外二名提出)

理由書  
金鷄動章旭日章年金改正ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第三百三十二 高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案(富永孝太郎君外三名提出)

理由書  
高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第三百三十三 高等師範學校設置ニ關スル建議案(一柳仲次郎君外六名提出)

理由書  
高等師範學校設置ニ關スル建議案  
中等教員ノ養成機關ハ東京廣島ノ兩高等師範學校及東京奈良ノ兩女子高等師範學校ニシテ其ノ卒業生ノ數現下ノ需要ヲ充タスコト能ハサル狀態ニ在リ而シテ北海道ハ遠隔ノ地ナルヲ以テ此等卒業生、其ノ就任ヲ希望スル者少ク有資格教員ノ配置ニハ年々甚シキ困難ヲ感シツアリ北海道既設中學校及新設スヘキ豫定ノモノヲ合スレハ其ノ數五十有餘ヲ超ヘ益其ノ困難ヲ見ムトス依テ北海道ノ中心札幌市ニ高等師範學校ヲ設置シ以テ北海道ニ於ケル有資格教員ノ配置ヲ容易ナラシメムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案理由書

國富ノ増進ヲ圖リ民力ノ涵養ヲ策セムトセハ之ヲ農林業ノ發達ニ俟ツコト甚タ大ナリ而シテ農林業ノ發達ハ最新ノ學術技藝ニ負フ所多キコト言フ要セス北陸ノ地面續廣汎ニシテ地味亦頗ル豐饒農植林ノ業ニ適ス若最新學術技藝ノ應用ニ於テ缺クル所ナキヲ得ムカ生産ヲ増加シテ國益ニ資スルコト大ナルヲ疑フ容レザルナリ不幸北陸四縣(新潟石川福井富山)ニ互リテ未タ之カ專門ノ學校ノ設立ヲ見ス之レ吾人ノ夙ニ甚タ遺憾トスル所ニシテ地方識者ノ間ニ高等農林學校設立ノ急務ヲ説ク者アル所以ナリ由來高田市ハ之ヲ歴史ニ徴シ周圍ノ狀況ニ鑑ミ教育地トシテ最適當ナルコト衆目ノ一致スル所ナリ觀テ此ノ地ニ高等農林學校ヲ設立シテ以テ直接ニハ農村ノ振興及地方ノ發展ニ資シ更ニ進ムテハ國力ノ増進ニ資スル所アラムトス依テ政府ハ速ニ高等農林學校ヲ高田市ニ設立セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十三 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(八田宗吉君外一名提出)

磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案理由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第三百三十四 國有林野法中改正ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

國有林野法中改正ニ關スル建議案理由書  
國有林野中ニハ地元及附近ノ民衆ニ對シ

深甚ナル關係アルモノ頗ル多シ然リ而シテ現行法ニ據レハ受託者ニ對スル報償甚タ輕微ニシテ受託者ヲ利スル所少ナキヲ以テ其ノ報償ヲ厚クシテ地元人民ニ國有林野ノ保護ヲ委託シ以テ森林愛護ノ念ヲ助長スルト同時ニ民衆ニ利便ヲ付與スルコトヲ圖ラムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十五 川俣浪江間鐵道建設速成ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

川俣浪江間鐵道建設速成ニ關スル建議案理由書  
本線ハ東北本線ト海岸線トノ中間ニアル富源開發ノ目的ヨリ鐵道線ニ編入セラレタルモノナリ現今松川驛ヨリ川俣町迄起工中ニ屬スルモノ之ヲ浪江驛迄貫通セシメ常磐線(海岸線)ニ連絡セシムルニ非サレハ其ノ目的ヲ達成シ能ハス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十六 國有林野不要存置林處分ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

國有林野不要存置林處分ニ關スル建議案理由書  
國有林野法ニ據ル不要存置國有林野ノ賣拂ニ付テハ大小林區署ノ專管ニ屬スト雖是カ監督ノ責任ハ固ヨリ主務省ニ在ルハ謂フヲ俟タス近時所轄林區署ノ拂下ノ成績ヲ觀ルニ概シテ其ノ價格ハ從來ニ比シ十倍乃至二十倍以上ニシテ而モ緣故ヲ有スル所ノ關係者ニシテ是ニ應セムカ殆ト家産ヲ傾クルノ苦痛ヲ視ルハ其ノ例頗多ナルモノアリ加フルニ其ノ拂下價格標準ノ

如キモ眞ニ不同ニシテ甲地ト乙地トノ差著シキモノアリ且又成地ノ賣買價格標準ニ至リテハ人民ノ私費ヲ投シテ開墾成功シタルニモ拘ラス民間賣買價格ヨリ却テ高價ニ上リ人民ハ其ノ代金ノ負擔ニ堪ヘスシテ空シク返地スル者多アルヲ以テ徒ニ荒廢ニ委スル等實地ノ慘狀甚シキニ依リ法規ノ範圍内ニ於テ最良ノ方法ヲ採リ成ルヘク價格ヲ一定シテ輕減ヲ加ヘ人民ノ苦痛ヲ除キ地方農村ノ振興ニ資セラレムコトヲ期スルニ在リ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十七 福島市ニ國立倉庫設立ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

福島市ニ國立倉庫設立ニ關スル建議案理由書  
福島縣福島市ハ東北奧羽兩鐵道ノ分岐點ニシテ米穀ノ生産地タル宮城山形秋田地方トノ交通便利ナルト東北ニ唯一ノ日本銀行支店ノ設置アリテ金融ノ便ヲ圖ルニ最便宜ナリ故ニ該地ニ國立倉庫ヲ設立スルハ最妥當ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十八 泉崎岩沼間改良工事速成ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

泉崎岩沼間改良工事速成ニ關スル建議案理由書  
泉崎岩沼間改良工事速成並宇都宮福島間複線工事速成ニ關スル建議案理由書  
本鐵道線路ハ元日本鐵道株式會社ノ建設ニ係リ其ノ後磐越東線磐越西線及奥羽線其ノ他幾多ノ支線及地方鐵道ノ連絡スル幹線ナルヲ以テ客貨ノ輻輳甚シク輸送混雜ヲ極メ幾多ノ事故ヲ發生セルノミナラ

ス輸送上不便其ノ極ニ達シ居ルニモ拘ラス國有後ニ於ケル現今モ尙且舊態ヲ改メス線路ハ高低屈曲甚シク東北一圓ノ交通運轉上支障甚シ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三百三十九 福相鐵道速成ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

福相鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第四百四十 婦人參政ニ關スル建議案(坂東幸太郎君外三名提出)

婦人參政ニ關スル建議案理由書  
本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第四百四十一 鳥栖白井間鐵道敷設ニ關スル建議案(大里廣次郎君外二名提出)

鳥栖白井間鐵道敷設ニ關スル建議案理由書  
鹿兒島本線鳥栖驛ハ全九州鐵道網ノ心臟ニシテ此ノ驛ヨリ福岡縣ノ三井朝倉二郡ヲ經テ筑豐線白井驛ニ向テ鐵道ヲ敷設連結スルコトハ即チ九州縱貫線ノ完成ニシテ其ノ結果南九州ノ長崎鹿兒島宮崎縣方面ヨリ熊本佐賀縣ヲ經テ北九州ニ通達スル所謂大動脈トナリ殊ニ福岡縣三井朝倉兩郡ノ如キ最產物ノ多キ有力ナル地方ノ連絡成ルトキハ其ノ間諸種產物ノ交換ト哩程ノ大ナル短縮ノ上ニ頗ル便益ヲ得ルト共ニ運輸ノ外太刀洗飛行場アルカ故更ニ軍事上極メテ重大ナル關係ヲ有ス以上ノ如ク本線ノ敷設ハ交通ト産業發展上最急務ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十二 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ニ關スル建議案

(山本慎平君外一名提出)

東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ニ關スル建議案理由書

農林振興ヲ圖ルノ途ハ固ヨリ一ニシテ足ラスト雖恆久ノ方策ハ農業教育ノ普及徹底ニ在リト謂フヘク之カ爲ニハ優良ナル教員ヲ養成スルヲ以テ最大ノ要件ト爲サルヘカラス然ルニ教員養成ノ施設ヲ見ルニ僅ニ農業教員養成所ヲ東京帝國大學農學部ニ附設シ或ハ農業專門學校生徒ニ學資ヲ補助スル等姑息ノ方法ヲ以テ一時ヲ糊塗シツツアルノ實情ナリ現時地方農業學校ハ三百數十校ニ上リ而モ今後益増設擴張ヲ要スルモノアリ加フルニ師範教育ノ改善並農業補習學校教員養成所ノ完成モ亦優良ナル農業教員ニ俟ツモノ益切ナルトキニ當リ其ノ教員養成敍上ノ如クナルニ於テハ農業教育ノ發達ヲ圖リ農村ノ振興ヲ期スルコト甚タ難ク今日ニシテ對策ヲ講スルニ非サレハ國家ノ前途洵ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ

續テ中學校師範學校高等女學校ノ教員養成ヲ見ルニ早ク四箇ノ獨立機關ヲ設ケ以テ斯教育ノ發達普及ヲ促進セルニ拘ラス農業學校教員ノ養成ニ關シテハ其ノ施設ノ不備ナルコト前述ノ如シ由來農業學校教員ハ常ニ其ノ學術ニ精通セルノミナラス教育ニ對スル深キ理解ト強キ信念トヲ有シ教育ノ技能亦優秀ナラサルヘカラス而シテ斯ノ如キ教員ノ養成ニハ特設ノ機關ニ依リテ教養ヲ施スノ緊切ナルヲ論フ俟タス

然ルニ現在唯一ノ農業教員養成機關タル

東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ハ農學部カ本郷ニ移轉後其ノ處置ヲ如何ニスルカニ關シテスラ未タ成案ナキモノノ如シ實ニ農林振興一日ヲ忽ニスヘカラスナルノ秋農業教員養成機關ノ不備今尙斯ノ如キハ最遺憾ナリト謂ハサルヲ得ス

顧ミルニ東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ハ創立以來三十年ノ歴史ヲ有シ此ノ間本邦農業教育界ニ貢獻セルコト實ニ渺カラス政府ハ此ノ際該教員養成所ヲ獨立セシメ以テ權威アルモノヲラシムヘシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十三 北海道河川治水工事速進ニ關スル建議案(神部爲藏君外六名提出)

北海道河川治水工事速進ニ關スル建議案理由書

北海道ノ各河川ハ原始的の奔流ノ狀態ニアリ此ノ間應急ノ治水工事ヲ施行セシモノアリト雖全局のニ奔流ノ慘害ヨリ見ルトキハ九牛ノ一毛ニ過キス拓殖ノ進捗ニ伴ヒ原始ノ林相ハ田圃ノ領域ヲ擴大シ來ルモ之ニ反シ年ト共ニ奔流汎濫ノ度ヲ高メ區域ヲ擴大セラレ堤地ノ崩壞良圖及農產物ノ流失家屋人畜ノ慘害死傷尠カラズ故ニ國土國富ノ保全タルノミナラス道民ヲシテ安堵セシメ此ノ慘害ヨリ救ヒ出スヘク之カ治水工事ヲ速進セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十四 岩内築港速成ニ關スル建議案(澤田利吉君外六名提出)

岩内築港速成ニ關スル建議案理由書

北海道岩内郡岩内港ハ北海道西海岸中小

樽函館ニ次ク須要ノ港灣ニシテ漁業商業ノ中樞地タリ然ルニ既定漁港工事遲延トシテ進捗セサル爲漁船ハ其ノ定整場ヲ失ヒ駁駁トシテ發達セル沖合漁業大ニ阻害セラレ一般産業モ亦其ノ發達ヲ見サルハ甚タ遺憾トスル所ナリ故ニ政府ハ速ニ未成部分ノ起工ニ著手セラレ之カ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十五 無線電信ノ裝置ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)

無線電信ノ裝置ニ關スル建議案理由書

根室國花咲郡ノ各島及千島國列島ノ中擇捉、國後、色丹三島ノ生産年額ハ將ニ一千二百萬圓以上ニ達シ住民五千人ヲ超ヘ毎年ノ出稼者六千人ヲ算スヘシ此等地方ノ交通通信機關ハ三線ノ命令補助航路一箇年約六十回ハ大小船舶ノ不定期船及一線ノ海底電線アルノミ冬季五箇月間ハ航路全ク杜絶シ海底電線亦屢故障ヲ生シテ通信ノ用ヲ爲ササルコトアリ會テ明治三十七年二月露國ニ對スル宣戰ノ詔勅ヲ拜セス漸ク半歲ノ後ニ至リテ國運ヲ賭スルノ大戦ニ參加セリ大正九年二月議會ノ解散ヲ知ラス五箇月ノ後ニ於テ僅ニ選舉投票ヲ行フ若夫レ住民ニ兵役ノ義務ナク又選舉ノ權利ヲ與ヘサレハ何ヲカ謂ハム去リナカラ之レ齊シク日本國民ナリ嗟何ソ夫慘タルヤ更ニ産業上ニ被ル不幸不便ニ至リテハ謂フニ忍ヒサルモノアリ宜シク政府ハ速ニ無線電信ヲ裝置シ通信機關ノ不備ヲ補ヒ以テ住民ノ不便ヲ除去スルハ正ニ當局者ノ義務ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十六 京濱運河速成ニ關スル建議案(湯淺凡平君提出)

京濱運河速成ニ關スル建議案理由書

京濱間ノ運輸交通ヲ便ニシ危險ヲ除去シ運賃ヲ低減シ休テ以テ産業ノ發展貿易ノ振興ヲ計ルニアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十七 實業補習教育振興ニ關スル建議案(高橋熊次郎君外四名提出)

實業補習教育振興ニ關スル建議案理由書

國民ノ文化ヲ増進シ産業ノ發達思想ノ安定ヲ期スルニハ教育ノ機會均等ヲ圖リ民衆一般ノ知徳ヲ高ムルヲ以テ根本ト爲ス然ルニ我カ國ニ於テハ小學校修了者年々百二十萬人ヲ算スト雖其ノ大多數ハ義務教育ヲ卒レハ全ク學校教育ヲ離レテ直ニ職業ニ從事スルノ情況ナリ此等多數青年子女ノ教育ニ任スヘキモノハ實業補習教育ニシテ職業ニ關スル智能ヲ進メ公民タルノ訓練ヲ施ス等皆之ニ俟タサルヘカラスルニ實業補習學校ノ大半ハ猶未タ一名ノ專務教員ヲモ有セス其ノ内容甚タ備ハラサルノ實情ナリ仍テ速ニ斯教育ノ制度及施設ヲ根本的ニ改善刷新シテ之カ振興ヲ圖リ以テ産業ノ進展社會ノ堅實ナル發達ヲ期セムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第四百四十八 越美線速成ニ關スル建議案(谷口宇右衛門君外二名提出)

越美線速成ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第四百十九 受驗資格撤廢ニ關スル建

議案(山下谷次君提出)

受驗資格撤廢ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第五百十 瀬戸内海ヲ中心トスル國立

公園設定ニ關スル建議案(山下谷次君外一名提出)

瀬戸内海ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第五百十一 野岩羽鐵道速成ニ關スル

建議案(高橋元四郎君外一名提出)

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本鐵道ノ建設ヲ急要トスル理由ハ其ノ開通ノ曉ニ於テ喜多方驛以西ノ磐越線米澤驛以北ノ奥羽線ニ於ケル沿道ノ行旅及物資ノ搬出ニ對シテ其ノ東京ニ達スル距離ヲ非常ニ短縮シ得ルニ依リ交通機關トシテ能率ヲ十分ニ發揮シ得ルト俱ニ上杉鷹山遺業地トシテノ米澤各種特產物及工業都市トシテノ會津物產ヲ普ク中外ニ紹介シ且米澤會津ノ兩平野ヲ遺憾ナク開發スルコトヲ得ルハ勿論日光線鹿沼驛ノ以北ニ於ケル沿線ノ重疊タル山巒蒼鬱タル森林ノ間ニ於テモ亦鑛產製材ノ事就スヘク牧畜發電ノ業興スヘク以テ大ニ永久的ニ國家ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ルヤ必セリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第五百十二 日足鐵道速成ニ關スル建

議案(高橋元四郎君外一名提出)

日足鐵道速成ニ關スル建議案理由書

夫レ日光ハ世界の遊覽地トシテ自然ノ秀麗ト人工ノ精華ト相俟テ雙美ヲ成ス所年年參拜者三十萬ヲ數フ而シテ又足尾ハ金三萬六千匁銀四百四十匁銅二千三百匁斤ノ年額ヲ產出スル東洋無二ノ銅山所在地ニシテ其ノ人口三萬ヲ下ラス即チ直ニ西シテ關東第一ノ機業地タル相生及之ニ亞ケル機業地ノ伊勢崎ヲ經以テ群馬縣廳下ノ前橋ニ達スヘシ要スルニ此ノ日光足尾兩鐵道ヲ連絡スル該線路ノ完成ハ管内外人ニ對スル觀光探勝ノ便利ヲ爲スノミナラス其ノ行政上ニ益スル所亦頗ル大ナリ況ヤ栃木群馬兩縣下ニ涉レル深山幽谷ノ間ニ於ケル林產鑛產等無盡ノ寶庫ヲ開發シ以テ永遠ニ國家ノ富源ニ供シ得ルモノアルニ於テテヤ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第五百十三 日光國立公園設定ニ關ス

ル建議案(高橋元四郎君外一名提出)

日光國立公園設定ニ關スル建議案理由書

大自然ノ形成シタル雄偉麗ナル景勝地ハ素ト是レ人類全般ノ享有セル渾圓球上ノ至珍至寶ニシテ決シテ一時代ノ特產物若ハ一領域ノ專有物ニ非ス然リ則チ其ノ領域内ニ幸ニシテ此ノ景勝ヲ有シ特ニ廣大無邊ノ天恩地澤ニ浴セル國民ハ徹上徹下其ノ天然美ヲ保護スルハ勿論更ニ加フルニ人爲的ノ精華ヲ以テシ雄大ニ雄大ヲ重ネ偉麗ニ偉麗ヲ添ヘ其ノ勞費ノ許ス限リ年所ヲ顧ミス以テ之ヲ大成シ且之ヲ開放シ季ニ隨ヒ節ニ應シ中外ノ人類ト俱ニ怡樂ノ資ニ供シ以テ互ニ百年ノ壽ヲ保チ優トシテ黃金世界ヲ現出スルノ永遠策ヲ樹立セサルヘカラス況ヤ當然ノ結果トシテ國家ノ財政上及國民ノ經濟上ニ裨益トシテ餘裕ヲ生スルアルニ至ルハ敢テ言フ要セ

サルモノナルニ於テオヤ抑我カ日光ハ本邦山水美ノ鍾ル所ニシテ亦金碧燦然タル二社一寺ハ日本建築美ノ極マル所其ノ中ニ就テ一坪ノ工費二萬四千五百圓ヲ要シタル日光廟ノ如キハ洵ニ世界稀有ノ國寶ニ屬シ嵯峨川ノ溪谷美ハ日光第一ノ神祕境タリ其ノ峯巒ノ重疊タル間其ノ溪流ノ潺湲タル邊到處ニ華嚴以下無數ノ瀑布有リ海拔四千二百尺ノ中禪寺湖畔ハ山氣陰森トシテ夏尙寒ク同シク八千二百五十尺ノ奧白根ハ樹影蒼鬱トシテ晝亦暗シ其ノ間ニ俗ニ御花畑ト稱スル高山植物ノ見學地タル戰場ヶ原有リ養生保健ニ最好適セル溫泉有リ更ニ西シテ金精峠ヲ越エ以テ群馬縣ニ入レハ二三ノ水光清瑩ナル湖沼ハ秀靈ナル四圍ノ山容ヲ涵シテ畫ヨリモ美ニ以テ船スヘク以テ釣スヘク其ノ地域ノ廣キ其ノ趣味ノ饒キ其ノ風景ノ大ナル眞ニ國立公園候補地トシテ海内ニ其ノ比ヲ見スト言フモ決シテ過褒ニ非サルナリ

政府モ亦茲ニ見ル所有リ則チ此ノ日光ヲ以テ國立公園ニ適セリト爲シ特派ノ專門家ハ既ニ其ノ調査ヲ完了セリト聞ク且又第五十回帝國議會及本期議會ニ於テ國立公園調査會設置ニ關スル建議案ヲ提出セラレタルニ徵スルモ則チ本問題ニ對スル機運ハ全ク熟セリト認ムルヲ以テ政府ハ速ニ適正ナル法規ヲ制定シ此ノ日光ヲ中心トシタル栃木群馬兩縣關係ノ一大仙臺ヲ國立公園ニ指定シ公ニ官民ヲシテ其ノ據ル所ヲ領得セシメ以テ其ノ連絡統一ヲ確保シタル計畫ノ上ニ著者完全ナル世界の國立公園ノ實現ヲ促進セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

案(宜保成晴君外十六名提出)

沖繩縣救済ニ關スル建議案理由書

沖繩縣救済問題ハ昨年第五十回議會ニ衆議院ニ於テ各派ヨリ同様ナル建議案ヲ提出シ全會一致ヲ以テ通過セリ

議會終了後政府ハ內務大藏農林鐵道ノ各省ヨリ人ヲ派シ親シク視察調査ヲ遂ケ十五年度豫算中ニ沖繩縣救済資金トシテ七十餘萬圓ヲ計上セルモ極度ニ疲弊セル沖繩縣ノ狀態ハ斯ノ如キ小額ヲ以テ救済シ能ハサルコトハ蓋政府ト雖同感ナリト信ス

世界戰爭後ノ財界ノ恐慌ハ全國一般ニ互レルモ沖繩縣ニ於テハ殊ニ甚シク今ヤ縣民ノ慘憺タル狀態ハ見ルニ忍ビサルモノアリ

移輪出入ニ於テ大正八年ヨリ大正十四年ニ至ル七箇年間ノ移輪入超過額一千八百三十六萬九千餘圓ニシテ一箇年平均二百六十二萬四千餘圓ニ當リ國庫關係ニ於テ大正十三年度國庫收入ハ租稅及稅外收入合シテ七百二十一萬一千四百四十四圓ニシテ國庫ヨリ支出シタル額百七十萬圓ヲ差引五百五十餘萬圓ノ國庫實收入トナレリ縣民ノ外國並縣外移住民ノ送金受取勘定ヲ以テ差引モ大正十三年度ニハ六百餘萬圓ノ通貨流出ヲ來タセリ

貧窮ナル沖繩縣ヨリ年年斯ノ如キ多額ノ通貨流出ヲ見ルトキハ近キ將來ニ於テ財的破綻ノ運命ニ陥ルハ火ヲ附ヨリ明ナリ現ニ縣民ノ設立セル三銀行全部破綻ノ狀態ニ陥リ國稅縣稅町村稅ノ滯納者續續增加セリ即チ大正十二年度ノ國稅調定額五百十萬七千八百七十五圓ニ對シ滯納額三



十九萬九千七百四十九圓ニシテ其ノ調定額ノ約八分ニ當リ縣稅大正十三年度調定額八十二萬八千六百六十一圓ニ對シ滯納額十萬千五百五十一圓ニシテ其ノ一割二分強ニ當リ町稅大正十三年度調定額百七十六萬八千三百八十一圓ニ對シ滯納額二十四萬七千七百六十圓ニシテ其ノ一割四分ニ當リ國稅滯納者大正十年度五千七百九十三人ナリシカ大正十一年度ニハ八千八百九十四人ニ増加シ縣稅ノ滯納者大正七年度三千二百三十五人ナリシカ大正十一年度ニハ五萬一千一百十四人ニ激増セリ

大正十一年度ニ於テ農業者カ銀行其ノ他金利業者ヨリ融通ヲ受ケタル金額ハ六百四十七萬八千圓ニシテ農家一戸當八十九圓トナル若個人間ノ貸借關係ヲ精査シタルニハ農家ノ八割ハ正ニ負債ノ重荷ニ苦メラレツツアリト稱セリ

我カ國耕地ノ一戸平均ハ一町一反ニシテ沖繩縣ハ七反五畝歩人口一万里平均二千二百人ニ對シ沖繩縣ハ四千ナリ

縣下七割五分ヲ占ムル農民ハ自ラ耕作シ得タル甘藷ヲ以テ食糧トシ甘藷作ニ依リ砂糖ヲ製造シテ金ニ替ヘ生計ヲ維持シツツアルモ大正十年以來糖價暴落セル爲生産費ヲ償フ能ハサル狀態ニアリ即チ大正十三年度ノ計算ニ依レハ砂糖一反當收入七十圓二十錢ニシテ其ノ生産費七十四圓四十三錢ニ當差引四圓二十三錢ノ損失ヲ來タセリ

米麥豆ノ如キ食糧品ハ移入ニ仰キ唯一ノ換金農產物タル砂糖ハ前通ノ通ナルヲ以テ縣民ノ生活ハ實ニ慘憺タルモノナリ要スルニ

一年年多額ノ通貨ハ流出シ  
一唯一ノ移出產物ニシテ沖繩縣經濟ノ生命ト稱スヘキ砂糖ハ生産費ヲ償フ能ハス  
一縣稅町村稅ハ膨脹シテ負擔ニ惱マサレ一麥豆等ノ食糧品ハ移入ニ仰クヲ以テ米穀法及關稅法ニ依ル一般農產物ノ保護政策ニハ却テ脅威ヲ受ク  
一交通(鐵道)教育等國家施設ノ恩典ニ浴セス

沖繩縣ノ狀態上述ノ如シ  
政府ハ沖繩縣ノ根本的救済ノ實ヲ舉クル爲速ニ北海道拓殖計畫ノ如キ徹底の方策ヲ樹テアレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百五十五 豫似漁港修築ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)

豫似漁港修築速成ニ關スル建議案理由書

北海道日高國釧路沖合ハ寒暖兩潮接衝ノ影響圍内ニ屬シ本邦屈指ノ漁場ナリト雖完全ナル漁船ノ避難港ナキ爲未タ其ノ實庫ノ開拓ヲ見ルニ至ラス故ニ政府ハ地方開發ノ爲豫似村ニ漁港ヲ修築セラレムコトヲ望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百五十六 羽幌下沙流別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案理由書

羽幌下沙流別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案理由書

本線ハ既ニ鐵道敷設法別表ニ編入セラレタルモノナルモ未タ其ノ起工年度決定セラレサルヲ以テ沿線二箇町三箇村民ハ請願及陳情ヲ重ネ之カ敷設速成ヲ迫リツツアリ由來本線ハ即チ天鹽國ノ北部ニシテ日本海ニ面シ陸上一線ノ地方費支辨道路アルモ未タ車馬ノ通行スラ完全ナラス又海上ニ一線ノ航路アルモ冬期西北風暴ク海陸物產ノ積取リ搬出ニ少カラサル便宜ヲ缺キ爲ニ沿岸陸上ノ開發及漁業ノ不振ナルモノアリ同沿岸開發ノ遲延タル實ニ本鐵道敷設ノ晚キニ原因スルモノナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百五十七 壽都漁港修築速成ニ關スル建議案(澤田利吉君外六名提出)

壽都漁港修築速成ニ關スル建議案理由書

北海道壽都郡壽都町沿岸一帶ハ有望ナル漁場ナリシカ潮流變化ノ爲近來魚族ノ豐來頓ニ減少シ沖合漁業ヲ開拓セザレハ到底其ノ地方ノ開發ヲ爲シ得サルノ狀態ニアリ而シテ之カ急務トスル所ハ漁業汽船ノ碇泊避難スヘキ漁港ヲ得ルニアリ故ニ政府ハ速ニ壽都漁港ヲ修築シ此ノ地方ノ發展ヲ期セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百五十八 船泊村ニ避難港築設ニ關スル建議案(淺川浩君外六名提出)

船泊村ニ避難港築設ニ關スル建議案理由書

北海道禮文郡船泊村ハ世界三大漁場ノ一二數ヘラルル北見國禮文島ノ最北端ニ位シ各種海產物ノ產額多キモ輒近隣群ノ襲來減退シ爲ニ鍊建網免許漁場場百六十餘統中就業セシモノ僅ニ八十有餘ニ過キサレノ狀況ニ陥リ今ヤ死活ノ岐路ニ達著セ

リ而シテ之カ救済ノ方法ハ避難港ヲ築設シテ發動機ニ依ル漁船操縱ノ便ニ備ヘ以テ漁獲方法ノ革新ヲ企圖スルニ在リ故ニ政府ハ速ニ同村ニ避難港ヲ築設シ以テ地方開發ヲ期セラレムコトヲ望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百五十九 名寄羽幌間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(淺川浩君外六名提出)

名寄羽幌間鐵道敷設速成ニ關スル建議案理由書

本線ハ鐵道敷設法ニ於ケル豫定線ヲリシモ今ニ其ノ起工ニ至ラス沿線開發上甚タ遺憾トスルモノナリ即チ本線ハ日本海ニ面スル羽幌町ヨリ宗谷線ノ樞要驛名寄町ヲ經テ函館線ニ直通シ又名寄ニテ交叉シ網走線ニ直通スルモノニシテ本沿線ハ無限ノ炭礦及森林地帶ナルモ運輸交通ノ途ナキ爲開發ニ至ラス國富増進上重大ノ影響アリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十 京濱運河速成ニ關スル建議案(戶井嘉作君外一名提出)

京濱運河速成ニ關スル建議案理由書

東京橫濱兩市間ノ運輸交通ヲ便ニシ船舶ノ航行ヲ安全ニシ從テ運賃ノ低減ヲ計ルト共ニ自然兩岸ニ工場地帯ヲ作り吾カ國貿易ノ振興ヲ計リ産業ノ發達ニ資セムトス之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十一 釧路局設置ニ關スル建議案(樋口秀雄君外十六名提出)

釧路局設置ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第百六十二 京濱運河速成ニ關スル建

議案(石尾幾太郎君外一名提出)

京濱運河速成ニ關スル建議案理由書

東京橫濱兩市間ノ運送交通ヲ便ニシ船舶ノ航行ヲ安全ニシ從テ運賃ノ低減ヲ計ルト共ニ自然兩岸ニ工場地帯ヲ作り吾ノ國貿易ノ振興ヲ計リ産業ノ發達ニ資セムト是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十三 新町小海間鐵道建設ニ關

スル建議案(井本常作君外四名提出)

新町小海間鐵道建設ニ關スル建議案理由書

本鐵道ハ國有鐵道高崎線新町驛ヨリ分岐シ藤岡鬼石神川上野各都邑ヲ通シ長野縣佐久鐵道小海驛ニ達シ以テ南毛西武各地方ヲ縱斷スル線路ナリ由來本線ハ石峙街道ト稱シ關東ヨリ信越方面各地ニ通スル樞要幹線ニシテ國道中仙道ニ對立シ東日本交通ノ要路ニ當リ其ノ距離四十五哩而シテ近ク大正十八年高崎線復線工事完成ニ伴ヒ信越線碓氷ノ峻嶺ニ施設セラレタル舊時代ノ設備並輸送力ノ現狀ニ鑑ミ本鐵道ニ依リ運輸ノ増進ト連絡ノ圓滑ヲ圖リ之カ不安不便ヲ除去シ産業ノ開發經濟ノ振興ニ資スル共ニ一朝國家有事ノ際國防ノ完全ヲ期スル上ニ於テ最要ナル線ニシテ更ニ小海ヨリ中央線小淵澤ニ至ル國有鐵道完成ト相俟テ關東甲信ノ連絡ハ勿論更ニ關西各地方並身延鐵道ニ依リ清水港ニ通シ東海道各方面ニ達シ表日本及裏日本ヲ完全ニ連絡スル最捷徑路タルヘク本線使命ノ重大ナルコト信越中央兩幹線ニ匹敵シ本州中央部ニ於ケル最重要最急務ヲ要スル所ナリ而シテ沿線到ル所最勝ニ富ミ產物頗ル饒ニシテ更ニ將來本

鐵道ノ完備ヲ待ツモノ枚舉ニ遑ナク就中群馬縣多野埼玉縣秩父兩郡ニ跨ル國有林ハ面積數萬町步千古斧鉞ヲ加ヘサル美林ニシテ良材ニ富メルコト全國ニ冠タリ實ニ國家ノ寶庫トシテ推賞セラルル所ナリ又埼玉縣大瀧中津川ノ金山無盡藏ノ鐵礦ヲ產シ其ノ質其ノ量海内無比之カ開發ハ直ニ鐵ノ自給自足トナリ國防ノ獨立ヲ期シ得ラルヘク尙沿線到ル所無限ニ石灰岩蛇紋岩石綿石材料露出點在シ神流川流域ノ砂利ノ採掘利用等天與ノ富源實ニ豐富ニシテ之カ開發ハ一ニ交通完備ヲ待ツノ外ナク又上信甲武ノ國境ヲ縱走セル森林地帶ハ山岳旅行家狩獵家ノ渴仰措カサル所上信國境附近ノ高原ハ避暑地トシテ將來ヲ嚆望セラレ之ニ配スルニ鑛泉到ル所ニ湧出シ都人士ノ行樂ニ最興趣深カルベキ探勝線ナリ故ニ本線建設ハ當ニ沿線地方文化ノ發展産業ノ振興ヲ期スルノミナラス國防上ノ見地ヨリスルモ速ニ敷設ノ要アリ依テ鐵道敷設法ニ依リ豫定線路ニ編入シ速ニ計畫ヲ立テ建設ニ著手セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十四 下仁田三反田間鐵道建設

ニ關スル建議案(井本常作君外四名提出)

下仁田三反田間鐵道建設ニ關スル建議案理由書

本線ノ沿線各地ハ蒔蒔養蠶來作養蠶其ノ他林產物石材等產物豐富ニシテ他ニ其ノ比ヲ見サルノ概アリ依テ經濟上ヨリスルモ其ノ必要ナルコト自明ノ理ナリ故ニ政府ハ速ニ本鐵道建設ノ方策ヲ立テラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十五 金澤市ニ鐵道局設置ニ關

スル建議案(佐藤實君外四名提出)

金澤市ニ鐵道局設置ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス

第百六十六 出雲大社古道湖及中海ヲ

中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(原夫次郎君外二名提出)

出雲大社古道湖及中海ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案理由書

神代ニ於テ八百萬神ノ御集會アリシ出雲大社ノ神域ヲ中心トシテ出雲國一圓到ル所古來傳説及國民ノ口碑ニ芳シキ神社佛閣散在シ現時著者踏ヲ接スルノ有様ナリ又出雲大社所在地方ヨリ伯耆國大山ニ至ルノ間古道湖及中海ヲ中心トシ此ノ地一帯ハ山紫水明ニシテ所謂日本三景ノ遠ク及ハサル所一度山陰鐵道ノ開通セシヨリ此地ニ來遊スル者年一年増加ノ狀アリ眞ニ國民的一大樂園タリ故ニ政府ハ速ニ國立公園ノ計畫ニ著手シ交通機關ノ整備其ノ他設備速進ヲ計ラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十七 福島縣松川浦ニ避難港兼

漁港築設ニ關スル建議案(佐藤富十郎君外三名提出)

福島縣松川浦ニ避難港兼漁港築設ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ是ヲ贅セス

(補足)

福島縣相馬郡松川浦ニ避難港及漁港築設ニ關スル建議案ニ對スル主旨聲明

當避難港ハ昨五十議會ニ於テ建議案トシテ提出當場一致可決今議會ニ再ヒ提出致シタルハ萬止ムヲ得サル所ニシテ同避難港ハ近海六十里間ニ漁船ノ避難スヘキ個所無キカ故ニ漁船ハ急激ナル風波ノ爲メ二年々歲々難破船多ク爲メニ漁業壯丁ヲ失フコト其ノ多キヲ加エ爲メニ近海漁村二十五ヶ濱ハ其ノ危險ニ腦マザレ漁業ニ從事スルニ當リ多クハ出漁ノ時機ヲ失シ少ナカラサル生活難ニ陥リ殆ト見ルニ忍加フルニ船溜リト稱ズル個所無キカ爲メニ發動附漁船ヲ使用スル能ハス此點ニ於テハ最モ不便不利ヲ感シ漁業社會ノ一般ヨリスルモ六十里間ニ船溜リナキ個所ハ全國ヲ通シ一モ有之ヲ見ス斯ノ如キハ全ク均霑ヲ缺キタルモノト云フヘシ松川浦ハ舊中村城ヲ去ル三哩ノ地點ニシテ今や電車鐵道モ既ニ起工ニ著手シ福相鐵道ノ終點ニ位シ將來發展スヘキハ確實ニシテ政府ハ速ニ調査セラレ避難港修築ニ著手セラレンコトヲ地方相馬雙葉二十萬人ノ切望ニ堪エサル所ナリ工費ハ僅ニ二十萬圓ヲ以テ足ルト雖モ其效果ハ實ニ驚ク可キモノアリ先ツ漁業ニ於テ一ヶ年百萬圓ヲ増シ壯丁ヲ死ニ至ラシメサル莫大ノ利益アリ且ツ地方發展ニ資スル利益ハケタシ莫大ナルモノニシテ數字ニ表ハスコトヲ得サルモ國家ノ事業トシテハ其ノ工費ノ僅少ナルニモ拘ラス其ノ利益ノ莫大ナルハ他ニ比類ナキ避難及漁港ニシテ政府ハ之カ調査シタランニハ緊縮ヲ標榜スルト雖、斯ノ如キ國益ヲ無視スル能ハサルヘ

シト信ス故ニ本員ノ主旨辯明ハ間短ナリト雖モ一度政府ハ實査スルノ責任アルモノト信ス政府ハ直チニ調査セラレンコトヲ希望ノ至リニ堪エス

第百六十八 金澤市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(佐藤實君提出)

金澤市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案理由書

近來中等教育ノ向上發達ニ連レテ之ニ要スル中等學校教員ノ需要年ヲ追フテ共ニ増加シツアルニ拘ラス供給之ニ供ハサルハ頗ル遺憾ニシテ殊ニ我カ北陸地方ハ永ク文運ノ進歩ニ遲レ教化ノ普及薄キ概アリシモ近時稍其ノ面目ヲ更新セルノ概アリシモ各般ノ施設之ニ伴ハス就中中等教員ノ缺乏ハ此ノ機會ヲ助成スルニ一大障礙ナルハ世ノ舉テ認ムル所ナリ石川縣金澤市ハ氣候風土及地理的關係ノ見地カラ最好適地タリ此ノ地ヲトシ該校設置ノ曉ハ裏日本文化ノ進展期シテ待ツヘキノミ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百六十九 遠信鐵道速成ニ關スル建議案(山本勝次君外一名提出)

遠信鐵道速成ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ之ヲ贅セス

第百七十 越中島線敷設速成ニ關スル建議案(太田信治郎君外一名提出)

越中島線敷設速成ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ之ヲ贅セス

第百七十一 拓殖省設置ニ關スル建議案(清水留三郎君外一名提出)

拓殖省設置ニ關スル建議案理由書

我カ國ハ領土狹隘ニシテ資源豐ナラス人口ノ過剩ト食糧ノ不足愈甚シカラムトス内ニ人口ノ分布ヲ按配シテ產業ノ興隆ヲ圖ルト共ニ海外ニ邦人移植ノ途ヲ開キ糧ヲ國外ニ需メテ人口ト食糧トノ調節ヲ圖リ資本ノ投下ト相俟テ產業ヲ異域ニ進メ貿易ヲ振興スルハ我カ國刻下ノ狀況ニ處スヘキ最喫緊ノ要務ニシテ亦實ニ國本培養ノ長計タリ政府ハ速ニ移植民政策ヲ確立シテ拓殖事業ノ保護獎勵及移植民ノ指導獎勵ニ努ムルヲ要ス

然ルニ此等ノ事務ヲ統轄スル中央行政機關ヲ見ルニ其ノ機關區區ニ岐シテ統一の經營ヲ爲スニ便ナラス且其ノ規模餘リニ小ニシテ微微トシテ振ハス拓殖行政ノ實效ヲ舉クルニ遺憾ノ點少カラス依テ政府ハ速ニ一省ヲ設置シ以テ拓殖行政ノ實績ヲ舉ケムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百七十二 民間航空事業促進ノ爲政府ノ施設ニ關スル建議案(安藤正純君提出)

民間航空事業促進ノ爲政府ノ施設ニ關スル建議案理由書

國防上產業上交通上民間航空事業ノ促進ヲ要スルコト言フ待タス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百七十三 溫泉法規制定ニ關スル建議案(平川松太郎君外三名提出)

溫泉法規制定ニ關スル建議案理由書

我カ邦溫泉ノ豐富ナルコト外國ニ其ノ比ヲ見ザル所ナリ從テ溫泉地帶並溫泉業ノ保護獎勵ニ付テハ政府ハ相當ノ留意ヲ要スヘキニ從來之等ノ保護ニ付テハ單ニ各

府縣令ニ委ネ溫泉地タル同町村內ニ於テ濫掘ヲ禁止スル外現ニ湧出セル溫泉ヲ完全ナル財產權トシテ之ヲ認ムルノ法規ヲ缺ク斯ノ如キハ溫泉ニ對スル企業心ト溫泉業ノ發達ヲ阻害スルモノナルカ故ニ溫泉法若ハ漁業法ノ如ク溫泉ニ付テ土地ト分離シタル權利ヲ認メ單獨ニ之ヲ處分シ若ハ抵當權ノ目的ヲ得ル法規ヲ設ケ以テ其ノ權利ヲ確實ニ保護シ且金融ノ便利ヲ得セシムルハ機宜ノ方策ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百七十四 帝國在鄉軍人會國庫補助ニ關スル建議案(作間耕造君外二名提出)

帝國在鄉軍人會國庫補助ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ之ヲ贅セス

第百七十五 鶴岡、羽前高松間鐵道敷設ニ關スル建議案(石川長右衛門君外七名提出)

鶴岡、羽前高松間鐵道敷設ニ關スル建議案理由書

月山朝日嶽ノ山麓一帶古來斧鉞ヲ入レサル大森林ヲ有シ其ノ他無量ノ礦產物ヲ藏スルモノ之ヲ掘出スル機關ナキヲ以テ天與ノ富源モ開發スルニ由ナキヲ遺憾トスルヤ久シ若夫左澤線ヲ延長シ縣道六十里越街道ニ沿フテ鶴岡市ニ至ル鐵道ヲ敷設スルニ於テハ是等ノ富源ハ容易ニ開發セラルヘシ更ニ哩數ヨリ見レハ山形鶴岡間ハ之カ爲約四十五哩トナリ陸羽線經由ノ七十四哩餘ナルニ比シ二十九哩餘短縮セラル儼ニ二十九哩ノ短縮ハ本鐵道ヲ敷設

スル主ナル理由タラストスルモ新庄迂回ヲ唯一ノ通路ト賴レル村山庄內地方相互ノ運輸交通關係ハ現在ニ於テスラ遺憾ノ點渺カラス況ヤ將來此ノ關係益繁劇ヲ加ヘムトスルニ於テオヤ殊ニ羽越沿岸線ハ今ヤ全通セラレタレハ仙山鐵道カ豫期ノ如ク速成ヲ見ルニ至ラムカ東北日本ノ表裏關係ハ之カ爲更ニ契結ヲ鞏固ニシ延テ東北振興ノ一大動力トナルヤ必セリ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百七十六 酒田眞室川間鐵道敷設ニ關スル建議案(齋藤金吾君外一名提出)

酒田眞室川間鐵道敷設ニ關スル建議案理由書

本線ハ山形縣下酒田ヨリ觀音寺ヲ經同縣下奥羽本線眞室川驛ニ直通スルモノニテ所謂飽海平野ノ中心ヲ橫斷スルモノナリ本線ハ往古ヨリ交通セル道路アリテ最上地方トノ通商ハ一ニ之ニ依リシモノナリ加フルニ酒田築港工事完成ノ上ハ豐富ナル米穀ノ產出ト無盡藏ナル最上山林ノ利用ト相俟テ地方經濟上ノ發達亦驚クヘキモノアラムトス故ニ政府ハ速ニ本鐵道敷設ノ計畫ヲ樹テ以テ地方ノ開發ニ資セラレムコトヲ望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百七十七 鶴岡市ニ高等師範學校新設ニ關スル建議案(齋藤金吾君外一名提出)

鶴岡市ニ高等師範學校新設ニ關スル建議案理由書

近年中等教育ノ勃興ニ伴ヒ中等教員ノ需用年ト俱ニ急ヲ告ケツアルニ拘ラス供

給之ヲ充タスニ足ラサルハ我カ教育界ノ爲甚ク遺憾ニ堪ヘサル所ナリ殊ニ東北ノ地ハ永ク文運ノ進歩ニ遅レ近年ニ至リ旺然トシテ發展ノ機運ヲ見ルニ至レルモ諸般ノ施設之ニ伴ハス特ニ中等教員ノ缺乏ハ此ノ機運ヲ助長スル上ニ一大障礙タルコト識者ノ觀ル所ヲ同ウスル所ナリ

山形縣鶴岡市ハ周圍ノ狀況教育地トシテ最好適ナルヲ以テ此ノ地ニ高等師範學校ヲ設立シ優良ナル中等教員ヲ養成スルハ東北文化ノ向上ヲ圖リ帝國教育ノ發達ニ資スル所以ナリト信ス之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第七十八 荒砥左澤間鐵道速成ニ關スル建議案(石川長右衛門君外八名提出)

荒砥左澤間鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本鐵道ハ山形縣左澤線ノ終點ト長井線ノ終點トヲ連結スルモノニテ既ニ鐵道敷設法ニ依リ決定セルモノニシテ本線ノ連絡ヲ見テ運輸交通ノ發達ヲ期スヘシ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第七十九 庄原區裁判所管轄區域變更ニ關スル建議案(渡邊伍君外二名提出)

庄原區裁判所管轄區域變更ニ關スル建議案理由書  
庄原區裁判所ハ最近ノ建設ニ係ル從テ僅ニ二十八箇町村ヲ管轄スルニ過キス其ノ事件數ノ如キモ附近區裁判所ニ比シ均衡ヲ缺クコト大ナリ尙町村ノ利便關係ヨリ之ヲ見レハ從來其ノ管轄ヲ定ムルニ郡ヲ以テ標準ト爲シタル關係上庄原區裁判所

在地ヨリ最近距離ニアル前記各町村モ却テ遠隔セル福山三次區裁判所ノ管轄ニ屬シ大ナル不便ヲ生シ居レルハ左記ノ表ニ依リ明ナリ故ニ區裁判所事務ノ均衡ヲ保ツト同時ニ地方人民ノ利便ヲ圖ルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

福山區裁判所及三次區裁判所管轄ノ內庄原區裁判所管轄ニ變更アリタキ各町村里程表

| 一廣島縣甲奴郡(福山區裁判所管轄) |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 町村名               | 庄原町迄ノ里程 | 福山市迄ノ里程 |
| 田總村               | 三里一町    | 十八里八町   |
| 上川村               | 四里五町    | 十八里十三町  |
| 領家村               | 六里二十一町  | 十七里三十三町 |
| 甲奴村               | 六里二十四町  | 十七里三十五町 |
| 吉野村               | 八里五町    | 十三里三十町  |
| 矢野村               | 八里二町    | 十二里七町   |
| 上下町               | 八里六町    | 十五里三十一町 |
| 清嶽村               | 九里二十町   | 十一里十一町  |
| 階見村               | 十里五町    | 十一里三十町  |
| 一廣島縣神石郡(福山區裁判所管轄) |         |         |
| 高光村               | 五里三十町   | 十四里十五町  |
| 永渡村               | 五里十一町   | 十四里二町   |
| 古川村               | 六里八町    | 十三里十八町  |
| 一廣島縣比婆郡(三次區裁判所管轄) |         |         |
| 町村名               | 庄原町迄ノ里程 | 三次町迄ノ里程 |
| 口南村               | 三里四町    | 七里十二町   |
| 口北村               | 四里十八町   | 六里十六町   |
| 上高野               | 七里十三町   | 十里二十町   |
| 下高野               | 八里十町    | 九里十五町   |
| 山村                |         |         |

第八十 貴生川加茂間鐵道速成ニ關スル建議案(高井商二君外三名提出)

貴生川加茂間鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本線ハ草津線貴生川驛(私設近江鐵道起點)ヨリ分岐シ滋賀縣甲賀郡京都府相樂郡ノ各町村ヲ經テ關西本線加茂驛ニ連絡スルモノニシテ該地方ノ産業並文化ノ發展ヲ促進シ延テ國民利福ノ増進ニ資スル事實ニ多大ナルモノアリ現ニ本線ハ既ニ第四十六回議會ニ於テ八箇年繼續事業トシテ之カ建設計畫ヲ決定セラレ大正十三年度ヨリ起工準備ニ著手セラルヘキモノニシテ地方民ハ狂喜シテ其ノ完成ヲ翹望シツツアリシニ突如財政緊縮ノ爲大正十六年度迄之カ著手ヲ延期セラレタルハ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ依テ政府ハ速ニ本線敷設工事ニ著手セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八十一 淡水魚族増殖施設ニ關スル建議案(藤澤萬九郎君提出)

淡水魚族増殖施設ニ關スル建議案理由書  
湖沼河川其ノ他ノ淡水水域ハ吾カ國土ニ普ク其ノ面積廣汎ニシテ無限ノ利源ヲ包藏シ之カ開發ヲ圖ルハ巨多ノ食糧增加ヲ招來スルノミナラス農村振興ニ寄與スル所亦尠カラズ然ルニ現時ニアリテハ之カ施設ハ主トシテ地方事業ニ委ネ國家事業トシテ觀ルヘキモノナキハ斯業發展上ノ一大缺陷ニシテ國家ノ一大損失ナリ元來湖沼河川即チ淡水魚族ノ棲息水域ハ全國約百五十萬町步ニシテ之ニ投スル國費ハ僅ニ三四萬圓ニ上ラス之レ斯業ノ振ハサル一原因ナリ今ヤ地方産業振興ノ聲望野ニ

充テ食糧生産増加ノ急ヲ叫ブノ時ニ當リ之カ試驗研究ノ機關ヲ完備シ以テ淡水水面ノ利用ヲ普及促進セシメ國立種苗場ヲ設立シ魚介種苗ノ配給ヲ圓滑ナラシメ地方事業民間事業ノ根幹ヲ樹立シ其ノ増殖機能ヲ發展普及セシムルハ實ニ刻下ノ急務ナリ

由來滋賀縣ハ是等ノ施設ヲ完備スヘキ場所トシテ夫ノ琵琶ノ大湖ヲ擁シ其ノ水深氣溫共ニ其ノ研究ニ好適ナルノミナラス幾多ノ河川ニ富ミ且吾カ國ノ中央ニ位シ交通機關又整備セルヲ以テ淡水魚族ノ増殖機關設備上最好適當タルハ敢テ多言ヲ要セサルナリ加之內地產ノ鱒ハ逐年減少シ獨リ琵琶湖產ノ鱒ノミ之カ放流事業ノ爲僅ニ現狀ヲ維持シツツアルニ徴シ琵琶湖ヲ利用シ鱒ノ放流事業ノ國營ヲ期スルハ最適切ナル施設ナリト信ス因テ政府ハ速ニ滋賀縣ニ於テ之カ施設ヲ完成セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八十二 關ヶ原木ノ本間鐵道速成ニ關スル建議案(藤澤萬九郎君外二名提出)

關ヶ原木ノ本間鐵道速成ニ關スル建議案理由書  
本線ハ岐阜縣關ヶ原驛ヨリ滋賀縣木ノ本驛ニ達シ東海道線ト北陸線トヲ鑿狀ニ連絡スルモノニシテ他日延テハ三重縣四日市ニ至リ太平洋ト日本海トヲ通シ併セテ敦賀港ト四日市港トヲ連絡シ貿易産業文化ノ發展並國防ノ用ニ資スル頗ル多大ナルモノアリ現ニ本線ハ既ニ第四十六回議會ニ於テ八箇年繼續事業トシテ之カ建設計畫ヲ決定セラレ大正十三年度ヨリ起工準備ニ著手セラルヘキモノニシテ地方民

ハ之方完成ヲ熱望シツアリシニ突  
如トシテ財政緊縮ノ爲大正二十年度迄之  
カ著手ヲ延期セラレタルハ遺憾ニ耐ヘサ  
ル所タリ依テ政府ハ速ニ本線敷設工事ニ  
著手セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出  
スル所以ナリ

第百八十三 北海道治水ニ關スル建議

案(岡田伊太郎君外三名提出)

北海道治水ニ關スル建議案理由書

本道ノ各河川ハ未タ治水工事ヲ加フルノ  
遑ナクシテ原始的狀態ニアルモノ殆ト其  
ヲ全般ヲ占ム面シテ今ヤ拓殖ノ進展シテ  
森林ハ伐採セラレ上流原野ハ開拓セラ  
ルニ從ヒ土砂ヲ流出シテ河底ヲ埋没シ  
山野雨水ヲ滞留スルノ力モ亦次第ニ減  
ラレ一朝出水ニ會スルヤ其ノ急激ナル増  
水ハ縱横ニ暴威ヲ逞フシ或ハ河岸ヲ決潰  
シ或ハ流身ヲ變轉シ年年沃土ヲ荒亡シ生  
產物ノ流滅ニ歸スルモノ擧ゲテ數フヘカ  
ラス北海道廳調査ニ依ルニ國費支辨ノ二  
十六河川ノミニテモ明治四十二年以降大  
正九年ニ至ル各年平均水害額四百二十三  
萬餘圓ニ達ス面シテ浸水ノ爲ニ開發ヲ得  
サル沃土ノ面積八萬四千餘町歩ニ及フ若  
是ニ適當ノ治水工事ヲ施スニ於テハ年年  
ノ慘害ヲ除去スルノミチラス浸水地ノ開  
發ニ依テ一箇年三千六十餘萬圓ノ收益ヲ  
擧ゲ得ヘシト謂フ然ルニ前記河川ノ内唯  
僅ニ石狩川本支流ノ一部常呂十勝川釧  
路川ニ對シテモ治水ノ計畫ヲ立テ目下施  
工中ナリト雖其ノ工費年額ノ不足ニ加  
フルニ數次事業ノ繰延ニ遭ヒ之方造成ハ數  
年乃至十數年ノ後ニ俟タルヘカラサル  
ノ狀況ニアリ本道治水ノ前途洵ニ遑遠ナ  
リト謂ハサルヘカラス故ニ政府ハ既定計

畫ノ促進ヲ圖ルト同時ニ未タ計畫ノ樹立  
セサル河川ニ對シテハ速ニ根本的計畫ヲ  
立テ逐次其ノ工ヲ進メ治水事業ノ完成ヲ  
期セラレムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出ス  
ル所以ナリ

第百八十四 東京都制急施ニ關スル建

議案(作間村逸君外二十三名提出)

東京都制急施ニ關スル建議案理由書

大東京都制ハ市民多年ノ要望ニシテ今ヤ  
國論ノ主ナルモノト爲レリ仄聞スル所ニ  
依レハ政府ハ既ニ其ノ調査ヲ了シテ提案  
ノ準備了リト果シテ然ラハ其ノ内容ニ  
關シ一部ノ非議ヲ顧ミス斷乎トシテ之ヲ  
提出シ國民ノ輿論ヲ實現シ政府ノ都市政  
策ヲ完成セラルヘシ是レ本案ヲ提出スル  
所以ナリ

第百八十五 北海道甜菜糖業補助ニ關

スル建議案(松實喜代太君外三名提  
出)

北海道甜菜糖業補助ニ關スル建議案理  
由書

北海道ノ地質氣候ハ甜菜耕作ニ適シ現在  
作付段別八千町步一箇年收量一億四千萬  
斤ナルモ逐年著シク作付段別收量ヲ増  
加シ其ノ獎勵宜シキヲ得ハ將來ニ於テ其ノ  
段別八萬町步一箇年精製糖四億斤ヲ產出  
シ併セテ副業トシテ畜產ノ勃興ヲ促シ本  
邦ニ於テ年年輸入スル數千萬圓ノ砂糖及  
數百萬圓ノ乳製品ヲ防止シ對外貿易ノ逆  
調轉換ニ資スルコト甚大ナルノミナラス  
斯業ノ發展ハ地力ノ維持増進並農家經濟  
ノ安固ヲ圖リ延テ拓殖事業ノ進捗ニ甚大  
ナル效果ヲ及ホスハ言ヲ俟タル所ナリ  
然ルニ甜菜ノ耕作ハ集約的及科學的耕作

ヲ要スルモノアルニ拘ラス北海道ニ於テハ  
斯業ノ創始日猶淺キヲ以テ未タ收支相  
償フノ程度ニ達セス頗ル困憊ノ狀態ニ在  
リ是ニ於テ耕作者ノ苦痛ヲ輕減スル方法  
ハ從來以上ニ甜菜代金ヲ引上ケルカ又ハ  
獎勵金ヲ増額スルノ外ナク而モ製糖業者  
ハ積年莫大ノ損失ヲ被リ現狀ノ儘ニテハ  
全ク買入代金引上ケノ餘力ナキヲ以テ當  
分ノ内北海道ニ於ケル甜菜糖ニ課セラル  
ル消費稅ニ對シ其ノ三分ノ二ニ相當スル  
金額ヲ農村甜菜耕作者ニ補助シ以テ當面  
ノ窮境ヲ救ヒ進ムテ將來斯業ノ發展ヲ圖  
ルハ喫緊ノ要務ナリト思料ス是レ本案ヲ  
提出スル所以ナリ

第百八十六 帝國在郷軍人會國庫補助

ニ關スル建議案(松岡俊三君提出)

帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議  
案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲  
ニ之ヲ贅セス

第百八十七 帝國在郷軍人會國庫補助

ニ關スル建議案(池田泰親君提出)

帝國在郷軍人會國庫補助ニ關スル建議  
案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲  
ニ之ヲ贅セス

第百八十八 衛生組合法制定ニ關スル

建議案(大里廣次郎君外三名提出)

衛生組合法制定ニ關スル建議案理由書

顯フニ現在ノ衛生組合法ハ明治三十年法  
律第三十六號傳染病豫防法ノ一條規ニ端  
ヲ發シ法人組織ニ非スシテ全國統一のノモ  
ノニ非ス從テ其ノ構成及施設區區ニシテ

其ノ相互間ノ連絡ニ甚タ不便ニシテ且概  
ネ權限微弱ナルカ爲實績ヲ擧ケルコト頗  
ル困難ニシテ時代ノ進運ニ適應セス依  
テ單行法律トシテ衛生組合法ヲ制定シ是カ  
機能ノ發揚ヲ期スルコトハ刻下ノ急務ナ  
リト思考ス故ニ政府ハ内外ノ狀態ニ鑑ミ  
速ニ是カ制定ノ計畫ヲ立テラレムコトヲ  
望ム之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第百八十九 京都高等蠶業學校ニ製絲

科設置ニ關スル建議案(川崎安之助  
君外一名提出)

京都高等蠶業學校ニ製絲科設置ニ關ス  
ル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲  
ニ之ヲ贅セス

第百九十 拓殖省設置ニ關スル建議案

(牧山耕誠君外八名提出)

拓殖省設置ニ關スル建議案理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ詳ナルヲ以テ茲  
ニ之ヲ贅セス

衆議院議事速記録第二十六號中正誤

| 頁  | 段 | 行 | 誤  | 正           |
|----|---|---|----|-------------|
| 六七 | 八 | 二 | 五  | 佐藤重遠君ノ次ニ藤井敬 |
| 七四 | 二 | 三 | 二八 | 議論ヲ以テ       |
| 同  | 四 | 三 | ハ  | 以テ          |



[illegible]

